史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画

令和２年３月

京都市

史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画の策定にあたって

二条城は，慶長８（1603）年，徳川家康の征夷大将軍着任に際し創建され，寛永３（1626）年の寛永行幸に際し，城域を西へ拡張して本丸が築かれ，現在見る姿となりました。そして幕末の慶応３（1867）年には，十五代将軍慶喜により大政を奉還する意思が二条城二之丸御殿（国宝）において発表され，江戸時代は終焉を迎えました。このように二条城は，江戸時代の始まりと終わりを見届けた城です。明治時代には，新政府のもと一時的に太政官代や京都府庁として用いられた後，離宮として再整備され，近代においても重要な役割を果たしたことが分かっています。

元号が令和と改められた現在まで，約 400 年の時を超え，残された本史跡を，保存・活用し将来にわたって継承していくため，史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画を策定します。

計画で明示した本史跡の本質的価値を維持・継承することはもちろんのこと，歴史資料調査や構成要素の現状調査を継続して本質的価値の蓄積・顕在化を推進します。また，来城者や市民の皆様が本質的価値を理解したうえで，その継承への取組に参加できるよう努めてまいります。

京都に全面的に移転する文化庁とも連携しながら，本史跡における取組を文化財の保存と活用の全国のモデルにしたいと考えております。

本計画策定にあたって，元離宮二条城保存整備委員会，同記念物部会，同史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画検討ワーキンググループ，文化庁，京都府をはじめ，各方面からご指導を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

令和２年３月

京都市長　門川大作

例　言

1　本報告書は，平成 30 年度，31 年度国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けた「史跡旧二条離宮（二条城）史跡等保存活用計画策定事業」（以下，「本事業」とする。）として刊行するものである。

2　調査，報告書編集・執筆は，平成 30 年５月 16 日から令和２年３月 31 日にかけて，以下の体制で行った。

京都市文化市民局元離宮二条城事務所
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
（株）プレック研究所　＜受託業者＞

3　策定に当たり，京都市元離宮二条城保存整備委員会から意見を聴取した。（詳細は本計画の「第１章 計画策定の沿革・目的，第３節 検討ワーキンググループの設置・経緯」を参照。）また，文化庁の定める「史跡等保存活用計画―標準となる構成／作成の留意点―」（「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」，平成 27 年３月，文化庁文化財部記念物課）を参考にし，文化庁文化財第２課の指導を受けた。

4　本計画の「第２章 史跡の概要，第３節 成り立ち，第２項 歴史的調査，２ 本史跡の歴史（近世）」（以下，「歴史（近世）」とする。）及び「同項，３ 本史跡の歴史（近代）」（以下，「歴史（近代）」とする。）には，本事業とは別に京都市の単独事業として平成 29 年度，平成 30 年度に実施した「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画策定に係る歴史調査業務」の成果を使用した。

史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画策定に係る歴史調査業務（敬称略。肩書きは報告書による。〔 〕内は執筆担当分である。）

（株）シィー･ディー･アイ　＜受託業者＞

調査班（近世）

藤井譲治（京都大学名誉教授）〔歴史（近世）(1) 二条城築造（慶長６年～元和９年)〕
今和泉大（京都大学大学院文学研究科博士課程）〔同(2) 二条城大改造（寛永期～元禄期)〕
岩崎奈緒子（京都大学教授，京都大学総合博物館館長）〔同(3) 江戸時代の二条城〕
柴田純（元京都女子大学教授）〔同(4) 二条城と災害〕
横田冬彦（京都大学名誉教授），天野たま（京都大学大学院文学研究科博士前期課程），太田那優（京都大学大学院文学研究科博士前期課程），金建佑（京都大学大学院文学研究科博士前期課程），金羅榮（京都大学大学院文学研究科博士後期課程），前田幸樹（京都大学大学院文学研究科博士前期課程），安永寛（京都大学大学院文学研究科博士前期課程），LEE HAEJIN（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

調査班（近代）

小林丈広（同志社大学文学部教授）〔歴史（近世）(5) 幕末維新期の二条城〕
井岡康時（同志社大学嘱託講師）〔歴史（近代）(1) 府庁時代の二条城〕
小田龍哉（国際日本文化研究センター機関研究員）〔同(2) 離宮時代の二条城〕
秋元せき（京都市文化市民局文化芸術都市推進室歴史資料館）〔同(3) 恩賜元離宮二条城 ア 京都市移管から敗戦まで〕

今江秀史（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）〔同(3) 恩賜元離宮二条城 イ 戦後の二条城〕

江坂正太（同志社大学大学院文学研究科博士後期課程）

5　以下の言葉は，本計画において，下記の意味で使用する。その他の注釈は，その言葉を使用しているページの下部に記載する。

・元離宮二条城：京都市の施設として指す場合に使用する。
・〇〇時代前：〇〇時代を除き，その前。
・〇〇時代以前：〇〇時代を含み，その前。
・〇〇時代以後：〇〇時代を含み，その後。
・〇〇時代後：〇〇時代を除き，その後。

6　図の出典及び所蔵は，その図を掲載しているページに記載する。記載のないものは本事業で作成したものである。

史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画

目　次

第１章　計画策定の沿革・目的 1

第１節　計画策定の沿革 1

第２節　計画の目的 2

第３節　検討ワーキンググループの設置・経緯 2

第４節　他の計画との関係 3

第５節　関連法令 7

第６節　文化庁の認定 12

第７節　計画の実施 12

第２章　史跡の概要 13

第１節　計画の対象範囲 13

第２節　指定・所有等の状況 14

第３節　成り立ち 15

第３章　史跡の本質的価値 51

第１節　本質的価値の明示 51

第２節　地区区分 54

第３節　構成要素の特定 64

第４節　周辺の文化財等 76

第４章　現状・課題 77

第１節　保存 77

第２節　活用 80

第３節　整備 86

第４節　運営体制 88

第５章　基本方針 90

第１節　保存基本方針 90

第２節　活用基本方針 91

第３節　整備基本方針 92

第４節　運営体制基本方針 92

第６章　保存 93
第１節　方向性 93
第２節　方法 95
第３節　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準 98

第７章　活用 104
第１節　方向性 104
第２節　方法 105

第８章　整備 111
第１節　方向性 111
第２節　方法 111

第９章　運営体制 113
第１節　方向性 113
第２節　方法 113

第 10 章　防災 116
第１節　文化財防災 116
第２節　災害時における来城者の安全確保 116
第３節　災害時における市民の安全確保 116

第 11 章　実施すべき施策 117

第 12 章　経過観察 119
第１節　方向性 119
第２節　方法 119

参考資料
資料１　埋蔵文化財 資-１
資料２　石垣 資-48
資料３　図 資-82
資料４　写真 資-96
資料５　絵画 資-136
資料６　手続き 資-137

図表一覧

第１章　計画策定の沿革・目的

図１－１：検討ワーキンググループの設置 …… 2
図１－２：各文化財の保存活用に係る計画等 …… 6
図１－３：計画の期間と体系 …… 6
図１－４：広域避難場所範囲図 …… 9
表１－１：史跡指定範囲の地域地区の概要 …… 8

第２章　史跡の概要

図２－１：本計画の対象範囲 …… 13
図２－２：官報告示 …… 14
図２－３：京都市中心域航空写真　平成 29（2017）年撮影 …… 16
図２－４：中世の上京・下京（『京都の歴史　第４巻』別添地図に加筆） …… 19
図２－５：慶応４年頃の周辺図（『京都の歴史　第７巻』別添地図に加筆） …… 20
図２－６：大正４年頃の周辺図（『京都の歴史　第８巻』別添地図に加筆） …… 21
図２－７：二條城内外之図 二條御城外之図（宮内庁宮内公文書館所蔵） …… 28
図２－８：文政京都地震(1830)における二条城での被害状況 …… 33
図２－９：二條城太政官代圖（宮内庁宮内公文書館所蔵） …… 35
図２-10：史跡旧二条離宮（二条城）周辺の用途地域 …… 49
図２-11：史跡旧二条離宮（二条城）周辺の公共交通機関 …… 50
表２－１：本計画の対象範囲 …… 13
表２－２：旧二条離宮(二条城)史跡指定資料 …… 14

第３章　史跡の本質的価値

図３－１：地区区分 …… 54
図３－２：Ａ地区区分 …… 56
図３－３：Ｂ地区区分 …… 58
図３－４：Ｃ地区区分 …… 61
図３－５：Ｄ地区区分 …… 62
図３－６：地区区分 …… 63
図３－７：Ａ地区構成要素位置図 …… 70
図３－８：Ｂ地区構成要素位置図 …… 72
図３－９：Ｃ地区・Ｄ地区構成要素位置図 …… 75
図３-10：史跡旧二条離宮（二条城）周辺の文化財 …… 76
表３－１：地区区分 …… 54
表３－２：Ａ地区区分 …… 55
表３－３：Ｂ地区区分 …… 57
表３－４：Ｃ地区区分 …… 59
表３－５：Ｄ地区区分 …… 62
表３－６：構成要素の概要 …… 64
表３－７：各要素の成立時期 …… 68
表３－８：Ａ地区を構成する要素 …… 69
表３－９：Ｂ地区を構成する要素 …… 71
表３-10：Ｃ地区を構成する要素 …… 73
表３-11：Ｄ地区を構成する要素 …… 74
写真３－１：土木構造物（石垣・堀） …… 66

写真３−２：文化財建造物（重要文化財）……66
写真３−３：庭（庭園）……66
写真３−４：地下遺構（発掘調査により確認が済んでいる遺構）……66
写真３−５：庭（庭園）……66
写真３−６：園……66
写真３−７：管理施設（建造物）……67
写真３−８：管理施設（建造物）……67
写真３−９：管理設備（防災設備）……67
写真３−10：便益施設（建造物）……67
写真３−11：便益施設（建造物）……67
写真３−12：便益施設（建造物）……67

第４章　現状・課題
図４−１：子ども向けのガイドマップ……82
図４−２：平成 29（2017）年度来城者調査結果に基づく国・地域別構成比……85
図４−３：元離宮二条城事務所組織図（令和２年（2020）年３月現在）……88
表４−１：二条城障壁画展示収蔵館入館者数とテーマ……83
表４−２：二条城来城者数……85

第５章　基本方針

第６章　保存
表６−１：現状変更に関する地区区分ごとの取り扱い……103

第７章　活用
図７−１：史跡旧二条離宮（二条城）活用の方向性……104
図７−２：Ａ地区の活用方法……106
図７−３：Ｂ地区の活用方法……107
図７−４：Ｃ地区・Ｄ地区の活用方法……110

第８章　整備

第９章　運営体制

第 10 章　防災
図 10−１：広域避難場所範囲図……116

第 11 章　実施すべき施策
図 11−１：本史跡で実施すべき施策……118

第 12 章　経過観察

第１章　計画策定の沿革・目的

本計画策定の沿革・目的と，計画策定のために設置した検討ワーキンググループ，京都市が既に策定している関連計画・関連法令の概要，本計画の認定・実施について記載する。

第１節　計画策定の沿革

京都市では，二条城築城 400 年の節目（平成 15（2003）年）を迎えるに当たり，平成 13（2001）年２月に「築城 400 年記念元離宮二条城整備計画」を策定した。

策定に際しては，平成９（1997）年 11 月に，元離宮の恒久的保存と活用のための基本理念・方針を専門的かつ幅広い見地から検討していただくことを目的に，学識経験者・地元経済界・行政の代表者で構成する「築城 400 年記念京都市二条城整備計画検討委員会」を設置した。６回にわたる委員会を経て，平成 11（1999）年８月に，検討結果を，「元離宮二条城築城 400 年記念整備計画についての提言」として取りまとめ，これに国や京都府の指導を加えて，「築城 400 年記念元離宮二条城整備計画」を策定するに至った。

その後，この計画を実施するため，平成 14（2002）年７月，同検討委員会の委員を中心に，「京都市二条城整備検討委員会」を設置し，平成 14 年８月，「史跡旧二条離宮（二条城）保存管理計画」と「史跡旧二条離宮（二条城）整備計画」を策定し，以降その推進に努めてきたところである。

こうした中で，国においては，平成 28（2016）年３月に「明日の日本を支える観光ビジョン」がとりまとめられ，「文化財を保存優先から観光客目線での理解促進，そして活用へ」をはじめとする「改革」が示された。文化庁においても同年４月，文化財を貴重な地域・観光資源として活用するためのアクションプログラムとして「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」が策定された。

また，内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部においては，東京一極集中を是正する観点から政府関係機関の地方への移転について検討が進められ，平成 28（2016）年３月には，文化庁の京都への全面的移転が決定された。

京都市では，こうした国の文化財行政に係る動きを踏まえ，史跡旧二条離宮（二条城）の今後のあるべき方向として，文化財としての価値をしっかりと継承しつつ，磨きをかけ積極的な活用を検討するため，平成 28（2016）年５月，各分野の専門家で構成する「二条城の価値を活かし未来を創造する会」を設置し，同年９月に提案をいただいた。そして，文化庁が全面的に移転する京都において，文化財を保存・活用し，その価値や魅力を発信する「文化財の保存と活用両立のモデル」となるべく，その提案を着実に進めているところである。

一方，国においては，これまで受け継がれてきた文化財としての価値を次の世代に着実に継承するためには，適切な保存を行うとともに，市民に文化財の価値や魅力を適切に伝え，文化財の重要さを理解いただくために公開・活用することが重要であるとの考えのもと，平成 30（2018）年６月に文化財保護法が改正された。

このような経緯から「史跡旧二条離宮（二条城）保存管理計画」を，本質的価値を踏まえた保存と活用を考えるという今日的要請に十分にこたえるものとするために抜本的に見直し，「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」として策定する。

なお，「史跡旧二条離宮（二条城）整備計画」は「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の策定後に改訂を行う予定である。

第２節　計画の目的

京都市では，国指定史跡である旧二条離宮（二条城）を，後世へ確実に継承するために，今後も保存・活用を適切かつ確実に進めていく必要がある。

そこで，本史跡の歴史及び現状を整理し，本質的価値（我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものと認められる，本史跡の基盤となる価値）[1]と構成要素を明示するとともに，本質的価値を維持・継承するための「保存」，本質的価値を正確に伝える「活用」，保存・活用を目的とした「整備」，これらを推進するための「運営体制」の４つの観点から，今後の方針を示すことを目的に「史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画」を策定する。

なお，本計画に示す「整備」と「運営体制」の方針は，策定後 10 年間を目標として遂行するものとし，短期間（５年以内）に実施すべき内容，中期的（10 年以内）な展望の下に実施すべき内容，長期的（10 年超）な展望の下に実施すべき内容に分けて記載する。これらは５年ごとに検証を行い，必要に応じて改定を行う。

第３節　検討ワーキンググループの設置・経緯

京都市では，「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」に基づき，「元離宮二条城の保存，整備，管理及び運営に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること」を目的に，「京都市元離宮二条城保存整備委員会」を設置している。本計画に関しても「京都市元離宮二条城保存整備委員会」からの意見を聴取し，策定することとした。

なお，「京都市元離宮二条城保存整備委員会」は，本計画へ意見するに当たり，必要な事項の調査，審議を記念物部会に委任するとともに，同部会の下部に新たに検討ワーキンググループ（記念物部会の委員３名，「京都市元離宮二条城保存整備委員会」が協力依頼した専門家３名で構成。）を設け，実質的な検討を依頼した。また，ワーキンググループの事務局は，京都市文化市民局から元離宮二条城事務所，文化芸術都市推進室文化財担当部長，同室文化芸術企画課，同室文化財保護課で組織した。

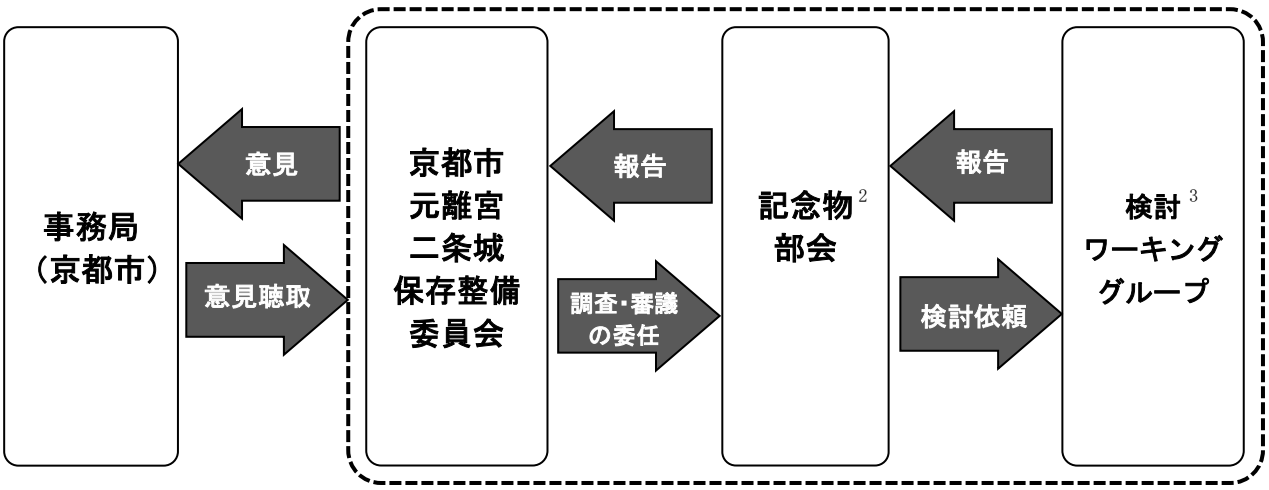

図１－１：検討ワーキンググループの設置

[1] 本質的価値：史跡等の本質的価値とは，「史跡等の指定に値する枢要の価値」であり，その全容は既に指定説明文において明示されている（文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』p. 27 より抜粋）。

[2] 検討ワーキンググループの会議２回につき１回のペースで部会を開催。

[3] 平成 30 年度４回，平成 31 年度４回の会議を実施。

京都市元離宮二条城保存整備委員会（敬称略。肩書きは策定時。以下同。）

尼﨑博正（京都造形芸術大学教授，座長）

斎藤英俊（京都女子大学教授，副座長）

板谷直子（立命館大学歴史都市防災研究所客員研究員）

岩崎奈緒子（京都大学総合博物館教授）

小嵜善通（成安造形大学教授）

小沢朝江（東海大学教授）

根立研介（京都大学大学院教授）

村上隆（京都美術工芸大学教授）

京都市元離宮二条城保存整備委員会 記念物部会

尼﨑博正（京都造形芸術大学教授，部会長）

岩崎奈緒子（京都大学総合博物館教授）

小野健吉（和歌山大学教授）

鋤柄俊夫（同志社大学教授）

藤井譲治（京都大学名誉教授）

京都市元離宮二条城保存整備委員会 記念物部会 史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画 検討ワーキンググループ

藤井譲治(京都大学名誉教授,座長)

大島祥子(一級建築士事務所スーク創生事務所代表)

小野健吉(和歌山大学教授)

鋤柄俊夫（同志社大学教授）

濱崎加奈子(公益財団法人有斐斎 弘道館 館長)

増渕徹(京都橘大学教授)

第４節　他の計画との関係

第１項　本計画の位置付け

本計画は，平成 18（2006）年に制定した「京都市文化芸術都市創生条例」第７条第１項に基づき，平成 29（2017）年３月に策定した，第２期の「京都文化芸術都市創生計画」（以下「創生計画」とする。）のうち，元離宮二条城に係る分野計画である。

本史跡は，京都市における最上位の都市理念である「世界文化自由都市宣言」の下，市政の基本方針である「京都市基本構想」，その部門別計画である「京都市基本計画」並びに地域別計画である「各区基本計画」，文化の分野別計画に当たる「創生計画」において，次のように位置付けている。

１　世界文化自由都市宣言　昭和 53（1978）年

都市は，理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち，市民がその実現に努力するならば，その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは，ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは，全世界のひとびとが，人種，宗教，社会体制の相違を超えて，平和のうちに，ここに自由につどい，自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は，古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが，今日においては，ただ過去の栄光のみを誇り，孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによ

って，優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは，京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより，理想の宣言はやさしく，その実行はむずかしい。われわれ市民は，ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して，これを誓うものである。

2　京都市基本構想　平成 13（2001）年～令和７（2025）年

基本構想の「第２節 華やぎのあるまち」のうち「2 魅力あふれるまち」では，本史跡をはじめとする文化財は，市民の成熟した文化の実現における重要なものとして生かすべき対象としている。

市民文化の成熟とは，市民ひとりひとりの幸福が「人間の尊厳」に深くかかわり，物質的なレベルから精神的なレベルまで，社会的なものから芸術的なものまで，その中身が多様でかつ豊かであり，その具体的なイメージも明確に描けるような文化のあり方を意味する。京都という地に，そのような成熟した文化を実現するためには，神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財，伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財（中略）など，京都が培ってきたあらゆる文化資源の間で活発な交流を起こし，広く国内外との多彩な交流を通じて，それらを今まで以上に生かしていく必要がある。[4]

3　京都市基本計画　第２期　平成 23（2011）年～令和２（2020）年

京都市基本計画の「政策分野６ 文化」では，文化財の保護，活用と伝承について述べている。本史跡は，既に国の指定を受けているが，大学との連携，地域住民の協力などを得て，さらに調査を行い，文化財保護に不可欠な専門能力を有する技術者や保存・活用策の提案，その実施に携わるボランティアを育成することが期待される。

４　かけがえのない文化財の保護，活用と伝承

(1)　文化財の保護，活用

文化財としての価値を有しながら十分に調査が行き届いていない有形無形の文化財の実態把握のために，大学等と連携して調査を行い，重要なものについては，市の指定・登録文化財として保護し，将来的には，国の指定・登録文化財をめざす。

日本の歴史や文化にとって，かけがえのないこれらの文化財を活用して，京都の魅力を広く国内外に知らせるとともに，さらに文化財保護の気運を高める。

(2)　文化財にかかわる多様な人材の育成

文化財を生かした地域ごとの特色あるまちづくりを進めるため，文化財保護に不可欠な専門的能力を有する技術者を，大学や研究機関との連携により育成するとともに，地域において，専門的知識を生かして文化財の調査や保存・活用策の提案ができる人材や文化財の公開等の活用事業に携わるボランティアを育成する。[5]

[4] 『京都市基本構想』p. 22 より抜粋。

[5] 『はばたけ未来へ！　京プラン（京都市基本計画）』p. 61 より抜粋。

４　中京区基本計画（第２期）

中京区基本計画（第２期）の「まちづくり戦略－４　まちごと・通りごとの個性のある文化醸成」では，「地域シンボルである世界遺産「二条城」がより区民に身近になるような取り組み」により「中京の地域個性の再認識と発信を促進」すること，「来訪者に楽しんでもらえる回遊性の高いまちを目指して，二条城に代表される観光拠点周辺の魅力を発信する」ことを戦略としている。[6]

５　第２期　京都文化芸術都市創生計画　平成 29（2017）年～平成 39（2027）年

「創生計画」の「本市の文化芸術を支える主な拠点等の現状と今後の方向性」では，世界遺産・二条城を責任を持って保存し，次代へ継承していくため，「元離宮二条城本格修理事業」を着実に進めること，本格修理に係る長期的な財源の確保と文化財保護の重要性について啓発を行うため，「一口城主募金」や「二条城ＭＩＣＥプラン事業」を継続すること，文化庁の京都への全面的な移転が決定したことに加え，政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」においても，「「文化財」を，「保存優先」から観光客目線での「理解促進」，そして「活用」へ」と掲げられたことを受け，貴重な文化財を保存・継承していくことを前提に，日本を代表する文化財である世界遺産・二条城の今までにない大胆な活用とおもてなし機能の強化を図ることを方向付けている。

現状

元離宮二条城は，慶長８（1603）年に徳川家康により，京都御所の守護と将軍上洛の際の宿泊所として築造されて以降，数多くの歴史の舞台となり，とりわけ，慶応３（1867）年に第 15 代将軍徳川慶喜が二条城において，大政奉還の意を表明したことは，広く知られるところです。その後，時を経て，昭和 14 年に宮内省が二条城を京都市へ下賜し，昭和 15（1940）年に，恩賜元離宮二条城として一般公開を始めました。

敷地全体が史跡指定されているほか，国宝二ノ丸御殿（６棟）をはじめとする重要文化財（建築物及び美術工芸品），特別名勝庭園等を有し，世界遺産にも登録されています。

現在も国内外から，数多くの来城者を迎え入れていますが，一方で，二条城の国宝・重要文化財の建造物の多くに，価値を失いかねない損傷が進行しています。平成 23（2011）年度からは，修理期間約 20 年間，経費約 100 億円を見込み，　「元離宮二条城本格修理事業」を実施していますが，長期的な財源確保等が必要です。

今後の方向性

世界遺産・二条城を責任を持って保存し，次代へ継承していくため，「元離宮二条城本格修理事業」を着実に進めます。本格修理に係る長期的な財源の確保と文化財保護の重要性について啓発を行うため，「一口城主募金」や「二条城ＭＩＣＥプラン事業」を実施しており，今後も取組を進めていきます。

また，文化庁の京都への全面的な移転が決定したことに加え，政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」においても，「「文化財」を，「保存優先」から観光客目線での「理解促進」，そして「活用」へ」と掲げられたことを受け，貴重な文化財を保存・継承していくことを前提に，日本を代表する文化財である世界遺産・二条城の今までにない大胆な活用とおもてなし機能の強化を図ります。[7]

[6] 詳細は『中京区基本計画（第２期）』を参照。

[7] 『第２期　京都文化芸術都市創生計画』p. 32 より抜粋。

第２項　元離宮二条城における国指定文化財とその保存・活用に係る計画等について

京都市が所有する敷地（京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541）全体が昭和 14（1939）年 11 月 30 日に旧二条離宮（二条城）として史跡に指定され，二之丸御殿６棟が国宝（建造物），そのほか 22 棟の建造物が重要文化財（建造物）として指定されている。昭和 57（1982）年６月５日に二之丸御殿の障壁画 954 面が重要文化財（美術工芸品）に，62 面がその附として指定されている。二之丸御殿南側に位置する二条城二之丸庭園は昭和 28（1953）年３月 31 日に特別名勝に指定されている。各文化財の保存・活用に係る計画は次のとおりである。

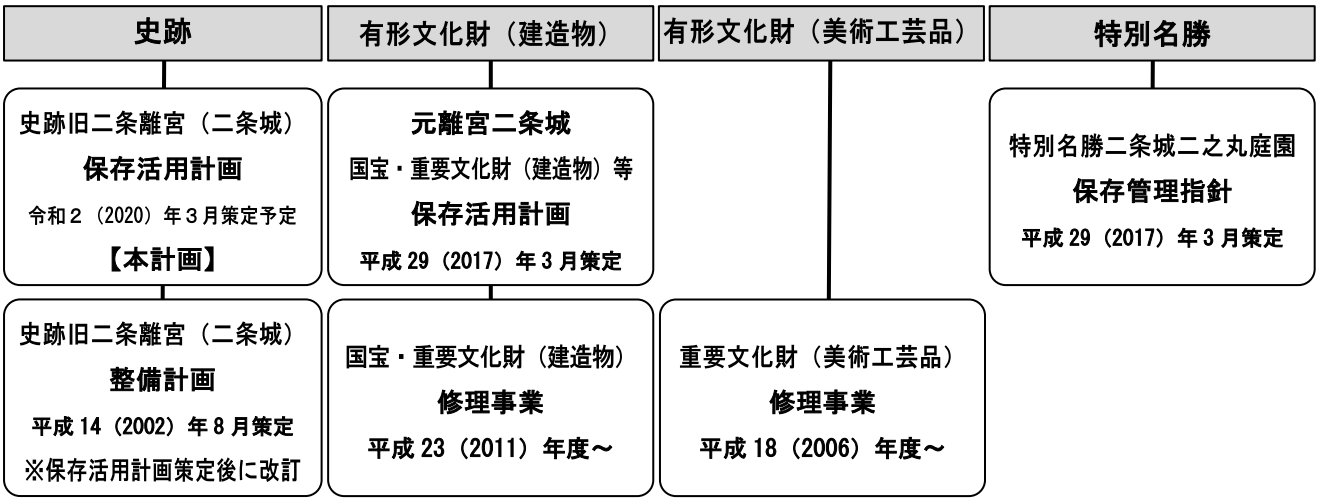

図１－２：各文化財の保存活用に係る計画等

第３項　計画の期間と体系

計画の期間は，令和２（2020）年４月から令和 12（2030）年３月までの 10 年間である。

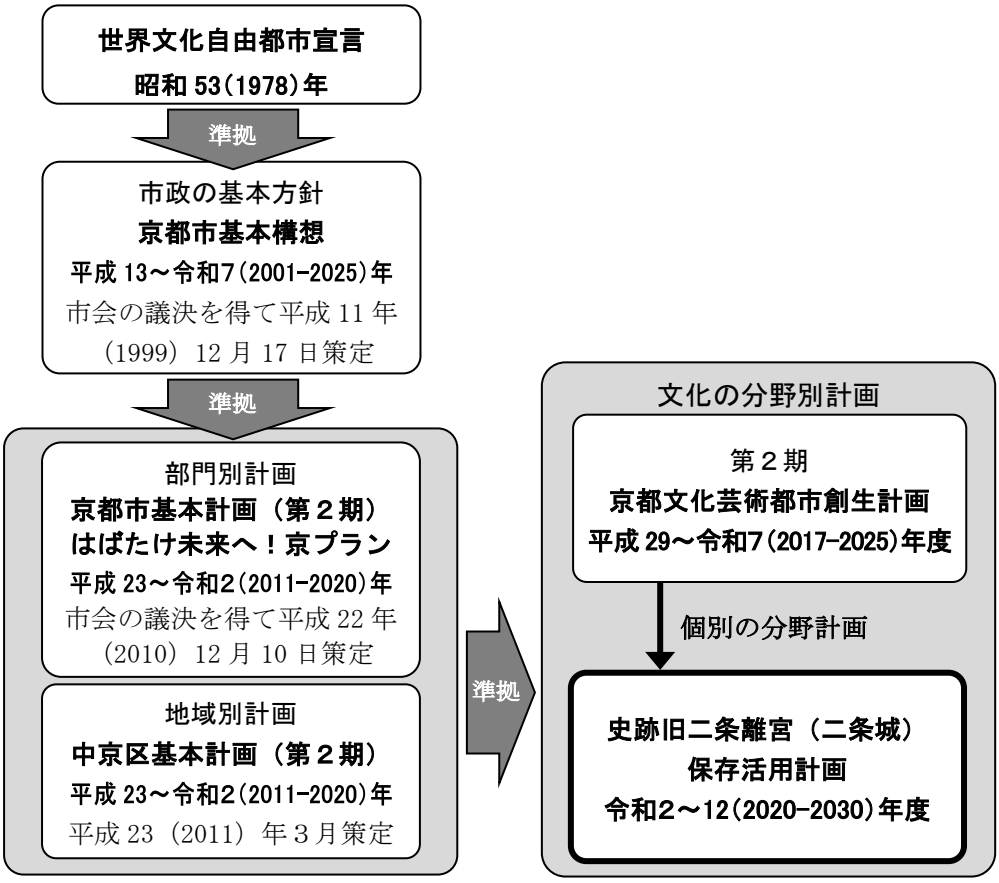

図１－３：計画の期間と体系

第５節　関連法令

第１項　保存・活用に係る法令

１　法律

(1)　文化財保護法（昭和 25 年５月 30 日　法律第 214 号）

本計画の対象である史跡とは，特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準において，「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず，且つ，その遺跡の規模，遺構，出土遺物等において学術上価値のあるもの」と定められ，本史跡は，「二 都城跡，国郡庁跡，城跡，官公庁，戦跡その他政治に関する遺跡」と「八 旧宅，園池その他特に由緒のある地域の類」に該当する。

京都市は，文化財保護法第 113 条に基づき昭和 14（1939）年 12 月 23 日付けで，本史跡の管理団体に指定されている。

ア　文化財保護法の適用

史跡旧二条離宮は，文化財保護法に基づき保護されており，同法第 125 条第 1 項では史跡に関して「その現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定されている。

イ　京都市における担当部局

文化財保護法第 184 条第 1 項において「文化庁長官の権限に属する事務は，政令で定めるところにより，都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる」と規定されており，京都市では，昭和 33（1958）年 4 月 1 日に教育委員会との間で覚書を締結し，市長部局で当該事務を行っている（現在は，京都市文化財保護課）。

ウ　周知の埋蔵文化財包蔵地

史跡指定範囲は，文化財保護法第 93 条第 1 項に規定されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」（貝づか，古墳そのほか埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地）と重複している。

周知の埋蔵文化財包蔵地については，「資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない」と同法第 95 条に規定されており，京都市では「京都市遺跡地図台帳」を作成し，次の５件を記載している。

・平安京跡

平安時代の都城跡。延暦 13（794）年に長岡京から遷都された都で，東西約 4.5km，南北約 5.2km におよぶ。東西，南北に大路，小路を碁盤目状に配して地割が設定された。朱雀大路を中軸に東を左京，西を右京とする。地割は大路，小路によって区画された約 120m四方を１町とし，16 町を１坊とする。

・平安宮跡

平安時代の宮殿跡。平安京の北端中央に位置し，天皇の住まいである内裏，国家儀礼が行われる朝堂院，饗宴が行われる豊楽院，二官八省そのほか官衙建物が整然と配置された。東西約 1.2km，南北約 1.4km で外周は築地塀がめぐらされる。

・聚楽遺跡

古墳時代の集落跡。竪穴建物跡や土坑などを発掘調査で発見している。

・二条城北遺跡

縄文～弥生時代の集落跡。弥生時代の柱穴，炉，溝を発掘調査で発見している。

・堀川御池遺跡

縄文～古墳時代の集落跡。縄文時代から古墳時代にかけての流路・溝などを発掘調査で発見している。

(2) 建築基準法（昭和 25 年５月 24 日　法律 201 号）

計画の対象範囲において,建築物を建築する場合は,建築基準法に定められる基準が適用される。

また，文化財保護法の規定によって国宝，重要文化財，重要有形民俗文化財，特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され，又は仮指定された建築物については，建築基準法は適用されない（建築基準法第３条)。

(3) 都市計画法（昭和 43 年６月 15 日　法律第 100 号）

京都市では，京都市都市計画マスタープランに定められた将来の土地利用の方針を踏まえ，都市計画法に基づき，用途地域や高度地区等の地域地区を指定している。

史跡指定範囲においては，次の地域地区を指定している。

表１－１：史跡指定範囲の地域地区の概要

	指定地東側を除く範囲	指定地東側の一部（堀川通）
用途地域	第一種住居地域	商業地域
容積率の最高限度	200％	600％・700％
建蔽率の最高限度	60％	80％
高度地区	15ｍ第２種高度地区	15ｍ第４種高度地区

(4) 景観法（平成 16 年６月 18 日　法律第 110 号）

政令指定都市である京都市は，景観法第７条第１項により同法の施行に合わせて「景観行政団体」となっている。

同法第 61 条では「市街地の良好な景観の形成を図るため，都市計画に景観地区を定めることができる」とされており，史跡指定範囲は，京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）において「歴史遺産型美観地区 一般地区」に指定している。

同法第 63 条では,「景観地区内において建築等をしようとする者は,あらかじめ,その計画が,前条の規定に適合するものであることについて,申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない」と規定されている。

(5) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年６月 23 日　法律第 40 号）

史跡指定範囲は，歴史まちづくり法の第１条第１項に基づいて認定された「京都市歴史的風致維持向上計画」における４箇所の「重点区域」のうち「歴史的市街地地区」に該当する。

(6) 強くしなやかな国民の生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法及び災害対策基本法

強くしなやかな国民の生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を根拠に策定された国土強靱化基本計画,京都市国土強靱化地域計画及び災害対策基本法を根拠に策定された京都市地域防災計画に基づき史跡指定範囲の一部が緊急避難広場（帰宅困難者の受

け入れ），広域避難場所（大地震の際に発生する大火災から逃れるための避難場所）となっている。

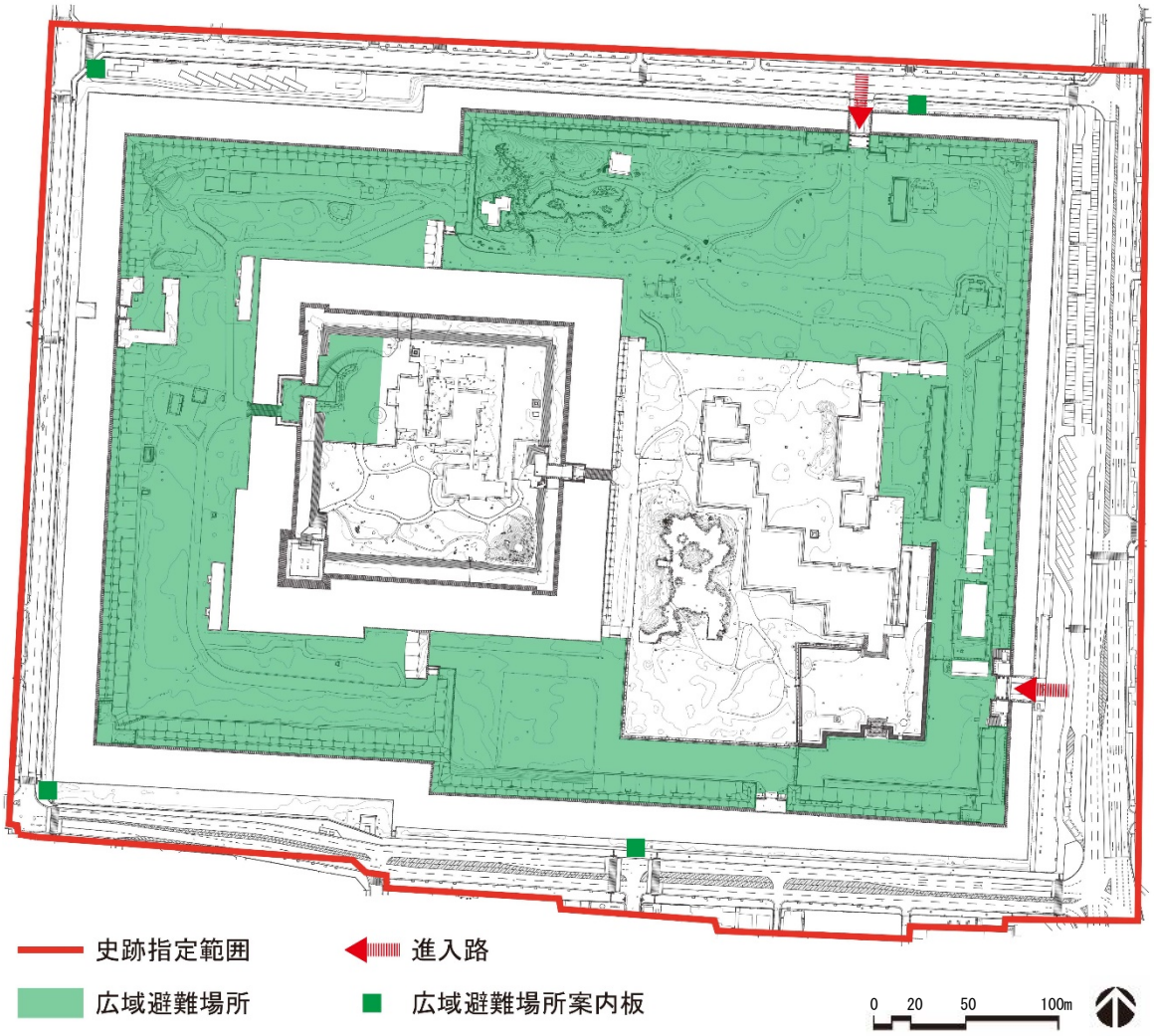

図１−４：広域避難場所範囲図

２　条例

(1)　京都市火災予防条例（昭和 37 年３月１日　制定　条例第 33 号）

京都市火災予防条例では，第６章の２「文化財の防火管理」の章を設けている。同条例第 54 条の４では「喫煙，たき火等の制限」，第 54 条の５では「防火管理者」，第 54 条の６では「指定美術工芸品等」，第 54 条の７では「幕，カーテン等の防災」，第 54 条の８では「公衆の出入りする指定建造物等の管理」，第 54 条の９では「文化財の公開」について規定している。

ア　京都市火災予防規則（昭和 37 年５月 25 日　規則第 24 号）

同条例等の施行に関し必要な事項を定めている。同規則第 13 条では，「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為」，「催物開催」，「露店等開設届出書」などについて，同規則第 17 条第２項では，「指定美術工芸品等公開」，「指定建造物工事等」，「指定建造物防災施設設置等」，「指定建造物等使用・使用の廃止」について事前の届出が必要であることを規定している。

イ　京都市火災予防規程（平成８年２月７日　京都市消防局訓令甲第２号）

「署長は，指定区域内において火気を使用しようとする者があるときは，その者に対し，火気使用届出書（第 23 号様式）を提出するとともに，火災予防対策を適正に講じるよう指導するものとする。」としている。

(2)　京都市屋外広告物に関する条例（昭和 31 年 11 月１日　制定　条例第 28 号）

京都市屋外広告物等に関する条例の規制対象となる屋外広告物は，屋外広告物法第２条により「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」としている。元離宮二条城にあっては，城壁で囲まれているため，外周の道路から見える形で表示されているものに限られる。

そのうえで，史跡等に指定された範囲や重要文化財に指定されている建築物については，「屋外広告物を表示し，又は掲出物件を設置してはならない。」（同条例第５条及び第６条）としている。ただし，法定屋外広告物（法令，条例，規則により表示が義務付けられている屋外広告物）などについては例外的に表示できる。なお，屋外広告物の表示等を禁止する地域において例外的に表示できる屋外広告物については，市長による許可は不要であるが，同条例第６条第３項（同条例施行規則第９条の２）により，最も近い屋外広告物規制区域の土地に適用される許可基準（歴史遺産型第２種地域）に適合させるよう努めなければならない。

(3)　京都市市街地景観整備条例（昭和 47 年４月 20 日　制定　条例第９号）

京都市市街地景観整備条例第２条第１項では，美観地区を「景観法第 61 条第１項の規定による景観地区のうち主に良好な市街地の景観の保全を目的とする地区」と定めており，史跡指定範囲は，「歴史遺産型」美観地区に指定されている。同地区は，「世界遺産（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条２に規定する一覧表に記載されている文化遺産をいう。）や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区」をいう。

同条例第 15 条第２項は，「国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）は，美観地区等内において第２類工作物の建設等をしようとするとき，又は歴史遺産型美観地区内において第１類工作物の建設等をしようとするときは，当該行為に着手する前に，その計画を市長に通知しなければならない」とするが，同条例第 18 条第１項では「（３）文化財保護法の規定により国宝，重要文化財，特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され，又は仮指定された工作物」は適用除外としている。

(4)　京都市眺望景観創生条例（平成 19 年３月 23 日　制定　条例第 30 号，平成 30 年３月 29 日　最終改正　条例第 68 号）

京都市眺望景観創生条例の第６条第１項では，「市長は，眺望景観を保全し，及び創出するため建築物等の建築等を制限する必要がある区域を，その建築物等に係る行為の制限の内容に応じて，次に掲げる区域（以下「眺望景観保全地域」という。）に指定することができる」とし，史跡指定範囲のうち，城壁（石積み）から外側に 500ｍの範囲は「近景デザイン保全区域」，城壁（石積み）の内側は「視点場」に指定している。

ア　二条城における近景デザイン保全区域

また，二条城と一体となった周辺の眺めを保全するため，城壁（石積み）内外について，堀川通，東堀川通，押小路通，竹屋町通，美福通を「境内地周辺の眺め」の視点場とし，堀川通及び押小路通から 30m，東堀川通，竹屋町通，美福通から 20ｍの範囲を「境内地周辺の眺め」に係る「近景デザイン保全区域」を指定している。

近景デザイン保全区域とは，「視点場から視対象を眺める時，眺望空間にある建築物等の形態及び意匠を制限する区域」のことであり，「視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は，優れた眺望景観を阻害しないものとして別に定める基準に適合すること」を定めている。そのため，史跡指定範囲のうち，城壁の外側における建築等については，この規定が適用される。一方で，城壁の内側に定めている視点場については，手続きや基準は適用されないが，「視対象そのほか眺望景観保全地域内の建築物等の所有者，管理者または占有者は，常時，その視対象又は建築物等を優れた眺望景観の保全上支障がない状態に維持するよう努めなければならない」という努力義務を定めている。

また同条例第 11 条第１項では，「近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内において，建築物等の建築等（次に掲げるものを除く。）をしようとする者は，別に定めるところにより，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない」とされている。

さらに，同条例第 15 条第１項では，「近景デザイン保全区域のうち，自然，歴史的資産，町並み，伝統，文化等との調和を踏まえ，地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生を特に図る必要があるものとして市長が指定する区域（以下「事前協議区域」という。）において，建築物等の建築等をしようとする者は，あらかじめ当該建築物等の建築等に係る計画について市長と協議しなければならない」としている。ただし，同条例第 22 条第５項第１号では，「文化財保護法第 125 条第１項本文の規定による許可に係る建築物等（視点場に存するものに限る。）は適用除外」としている。

(5)　京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成 24 年３月 30 日　条例第 67 号）

建築基準法第３条第１項第３号の規定に基づく法の適用除外規定により，京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例適用により，景観的，文化的に特に重要な建築物については，同法適用除外となる。

第６節　文化庁の認定

文化財保護法（第 129 条の２）により，史跡名勝天然記念物の所有者は，その保存及び活用に関する計画を作成し，文化庁長官の認定を申請することができる。本計画はこの認定を目指すものである。

第７節　計画の実施

本計画は策定後の令和２（2020）年３月 31 日より実施する。

第２章　史跡の概要

本計画の対象範囲及び指定・所有等の状況を明確にした後，本計画策定に先立って実施した調査結果を記載する。

第１節　計画の対象範囲

本計画は，史跡指定範囲（274,548.40 ㎡）の範囲を対象とする。

表２－１：本計画の対象範囲

史跡指定範囲	274,548.40 ㎡

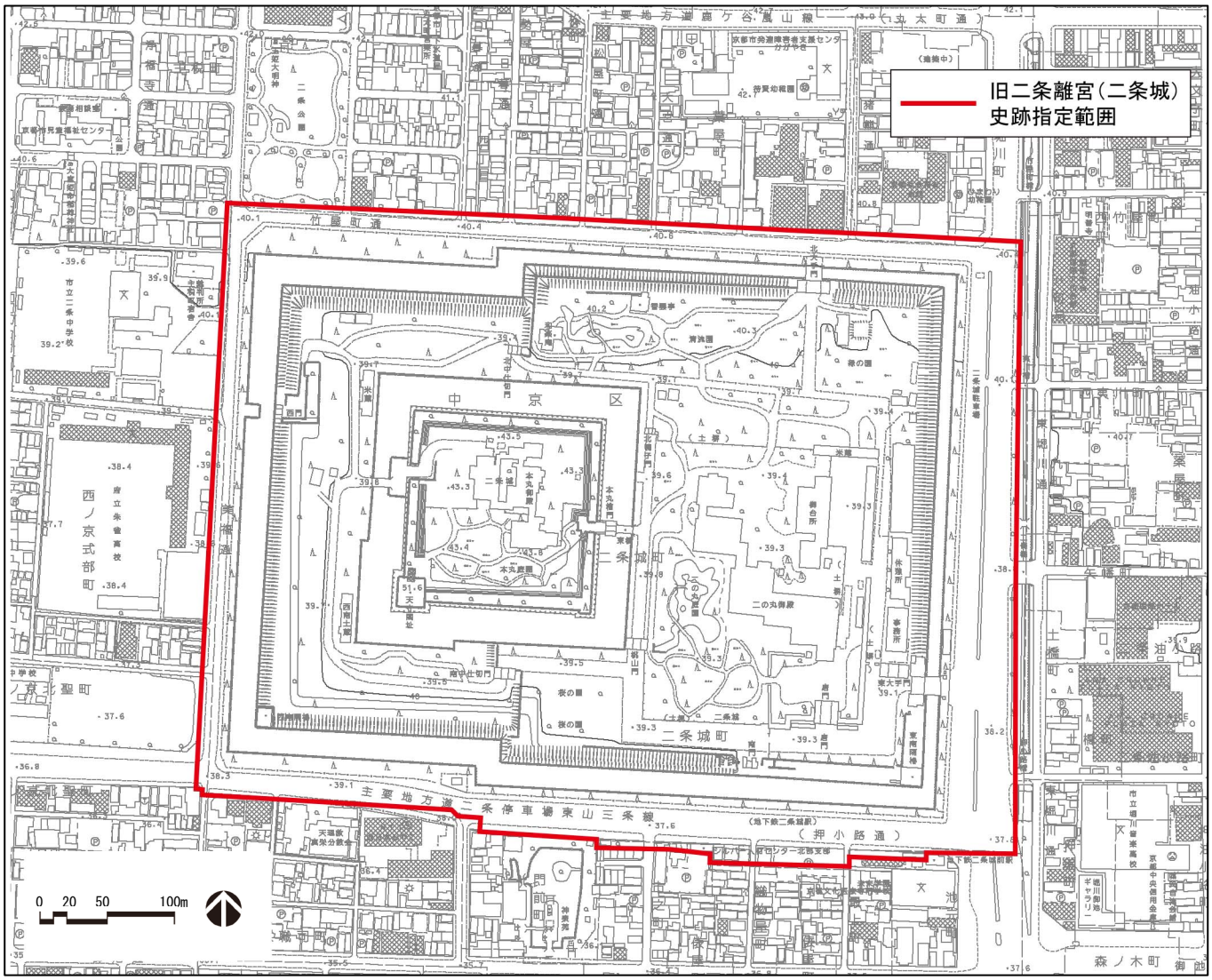

図２－１：本計画の対象範囲

第２節　指定・所有等の状況

第１項　指定の状況

昭和 14（1939）年 11 月 30 日の官報（第 3781 号）にて，「旧二條離宮(二條城)」[8]の名称で史跡に指定された。

表２−２：旧二条離宮(二条城)史跡指定資料[9]

名　　称：旧二条離宮（二条城）

所 在 地：京都市中京区二条通堀川西入ル二条城町 541 番

指定基準：

二．都城跡，国郡庁跡，城跡，官公庁，戦跡その他政治に関する遺跡

八．旧宅，園池その他特に由緒のある地域の類

解 説 文：

舊二條離宮ハ明治十七年七月モトノ二條城ヲ以テ之ニ充テラレタルモノナリ　二條城ハ慶長八年徳川家康ノ築造ニ係リ同年三月家康始メテ入城シ爾後入洛スル毎ニ此處ニ滯在スルヲ常トセリ　元和二年家康薨去後幕府ハ同年ヨリ寛永元年ノ間ニ益々殿閣ヲ修築シテ萃麗ヲ極メ伏見城ノ天守並ニ殿宇長屋等ヲ移築シテ城構ノ完備ヲ計リ寛永三年九月後水尾天皇ノ行幸ヲ仰ギテ儀容頗ル盛大ヲ極メタリ　同五年仙洞御所ノ造營ニ際シ二之丸内ノ行幸殿ヲ始メ多クノ殿舍ヲ移セリ　越エテ寛永十一年将軍家光上洛シ此ノ城ニ旆ヲ駐メタルモ其ノ後将軍ノ上洛ヲ見ザルニ至リ更ニ城内ノ建造物中女院御所其ノ他ニ移築セルモノアリ　寛延三年八月天守閣焼失次テ天明八年正月本丸ノ櫓及多門等亦焼失シ本丸郭内ハ廢墟同様トナレリ　文久三年三月将軍家茂上洛シテ此ノ城ニ入ル寛永年間将軍家光上洛以來二百餘年ヲ經タリ　慶應二年家茂大阪ニ薨ジ徳川慶喜此ノ城ニ在リテ将軍職ヲ襲ギシガ翌年城中ヨリ上表シテ大政ヲ奉還シヤガテ退城シテ大阪ニ移レリ　明治元年正月朝廷此ノ城ヲ収メテ太政官代ト為ス　明治四年三月十三日城ハ京都府ノ管轄トナリ同年六月二十六日府廳ヲ二ノ丸内ニ移セリ　明治六年二月城ハ陸軍省ノ管轄トナリシガ府廳ハ依然此處ニアリ　明治天皇明治五年大阪及西國行幸ノ際六月三日及明治十年大和及京都行幸ノ際一月卅一日ノ兩度城内府廳ニ臨幸アラセラレタリ　明治十七年七月二十八日城ハ宮内省所管トナリ二條離宮ト改セラレ京都府廳ハ翌年六月他ニ移轉セリ　明治二十六，七年本丸内ニ舊桂宮御殿ヲ移築シ明治二十八年五月二十三日行幸アラセラル　大正四年十一月大正天皇御即位禮ノ際大饗宴ヲ此ノ離宮内ニ行ハセラレ行幸アラセラル　昭和十四年七月二十七日二條離宮ノ土地及建物ノ世傳御料ヲ解除シ昭和十四年十月二十五日京都市ニ御下賜アラセラル　二條城ノ城構ハ平城ニ屬シ本丸二之丸ノ二部ヨリ成リ周圍ニハ幅七間乃至九間ノ堀ヲ繞ラセリ　東西約二百六十二間，南北約二百間アリ　總堀ノ内側ニハ周圍ニ石壘アリソノ上ニ土居ヲ築キ，モト四隅ニ櫓アリシモ今二層ノ東南櫓及西南櫓ヲ殘スノミ又東面ニ東大手門，北面ニ北大手門アリ西面ニ西門ヲ存ス　本丸ハ城内ノ西部ニ位シ周圍ニ幅十四間乃至十五間ノ堀ヲ繞ラシ天守閣阯ハ西南隅ニアリ　其ノ石壘ノ高サ約五十尺，西北隅二三層櫓阯アリ　東北隅及東南隅ニモ二層櫓阯アリ　又西面ニ西出丸阯アリ　東面中央ニ二階御門並ニ橋（舊御橋廊下）アリテ二之丸ニ連續セリ　周圍ノ石壘上ニハ多門阯アリ　其ノ内側ニ存スル石段ハ類稀ナル構築ナリ　郭内ニハ今桂宮御殿ヨリ移築セル建造物アリ二之丸郭内ニハモト離宮ノ主要部ヲナセル二條城ノ舊建築アリ　即チ唐門，玄關，遠侍，式臺，大廣間，小廣間，御座之間及臺所等ノ建物ニシテ又大廣間，小廣間ニ對シ泉水アリ

管理団体：京都市（昭和 14 年 12 月 21 日指定）

◎文部省告示第四百五十一號
史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス
昭和十四年十一月三十日
文部大臣　河原田稼吉
第一類
史蹟
名稱　地名　地域
舊二條離宮（二條城）　京都府京都市中京區二條通堀川西入二條城町　五四一番

図２−２：官報告示

[8] 官報の名称は，「條」の字で示されている。現在は，「旧二条離宮（二条城）」となっている。

[9] 『官報』第 3781 号，『史跡名勝天然記念物指定目録』（文化庁），国指定文化財等データベース <https://kunishitei.bunka.go.jp>より作成。

第２項　所有の状況

史跡指定範囲は，京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541 番地の一筆であり，京都市が所有・管理している。

第３項　下賜の経緯

昭和 14（1939）年 10 月 25 日，宮内大臣松平恒雄から京都市長市村慶三に対して，廃止した二条離宮を京都市へ下賜する旨の文書が提出された（下賜対象の地籍，地目，面積は下記のとおり（京都市情報公開コーナー保管マイクロフイルム：60-19-2177 コマ，60-19-2178 コマ））。

地籍：京都市中京区 541 番地
地目：宮殿地
面積：83,051 坪

翌 26 日に開催された京都市会会議において，京都市長から「元二条離宮拝受の件」が議案として挙げられ，満場一致で可決確定し（京都市会事務局『昭和 14 年京都市会会議録下編』，第 14 号，p. 2183-2190），同月 28 日，帝室林野局長官から上記土地の引渡しについて通知がなされ（同上：57-138-1932 コマ），同年 11 月 10 日京都市長に対して引渡しが行われた。

第３節　成り立ち

第１項　自然的調査

１　地形[10]

京都市は京都府の南部に位置し，東には比叡山，東山連峰，北は愛宕山，北山の連山，西の諸峰は保津川を挟んで，嵯峨，嵐山の山渓を造り，南は大阪平野に開けている。

これらの低くなだらかな三方の山々に取り囲まれる京都盆地は，数万年前は湖底であったとされ，北と東の山々から運ばれる土砂が堆積し，地盤の隆起とともに生まれ，現在の東北から西南へのなだらかな地形の基盤を形成してきたと推定されている。

この太古の湖の湖底が堆積物で盆地化した際に取り残された遺構が，神泉苑，深泥池，巨椋池であり，巨椋池が干拓された現在においては，現存するのは神泉苑と深泥池となっている。

この神泉苑の一部を埋立て，近世に築城されたのが，現在の本史跡であるとされ，現在の行政区である中京区の中央北側に位置する。古代以来，神泉苑の苑池の水が枯れたことがないという事実に象徴されるように，中京区一帯は，北から流下する諸河川によって形成された複合扇状地状の地形が一層傾斜を緩める部分であり，ほぼ平坦な地形を形成している。

２　水系[11]

中京区のほぼ平坦な地形を活かして，この地域では可航水路を目的とする幾つかの重要な河川が設けられた。中京区を代表的する河川としては，堀川，紙屋川（天神川），鴨川がある。これらは平安京造営時に計画的に整備された人工河川であるとされ，京内縦貫水運路としての機能を果たした。また，近世には，これらに加えて堀川の東西に高瀬川が開削されている。

10　『京都市風致維持向上計画』及び『史料　京都の歴史　中京区』から作成。
11　『京都市風致維持向上計画』及び『史料　京都の歴史　中京区』から作成。

3　植生[12]

本史跡の植生は，マツ類の植栽地が広く分布しているほか，本丸（内堀）石垣，二之丸（外堀）石垣上部に造られた土塁上には常緑広葉樹林（一部，落葉広葉樹林が混在）が分布している。また，二之丸南西隅や北東隅等にはケヤキがまとまって植栽されている場所がみられる。これらの樹木のほとんどは江戸時代後期以降に城内の建造物が取り除かれた跡地や周囲の土手に植栽されたものと推定され，樹齢 150 年以上経過したものもある。

本史跡はサクラの名所としても有名であり，開花の時期にあわせて，ライトアップが行われる。また，二之丸庭園のソテツは，幕末にはその存在が古写真で確認できるものであり，ソテツの防寒養生として約 70 年以上も続けられている菰巻きは二之丸庭園の冬の風物詩となっている。

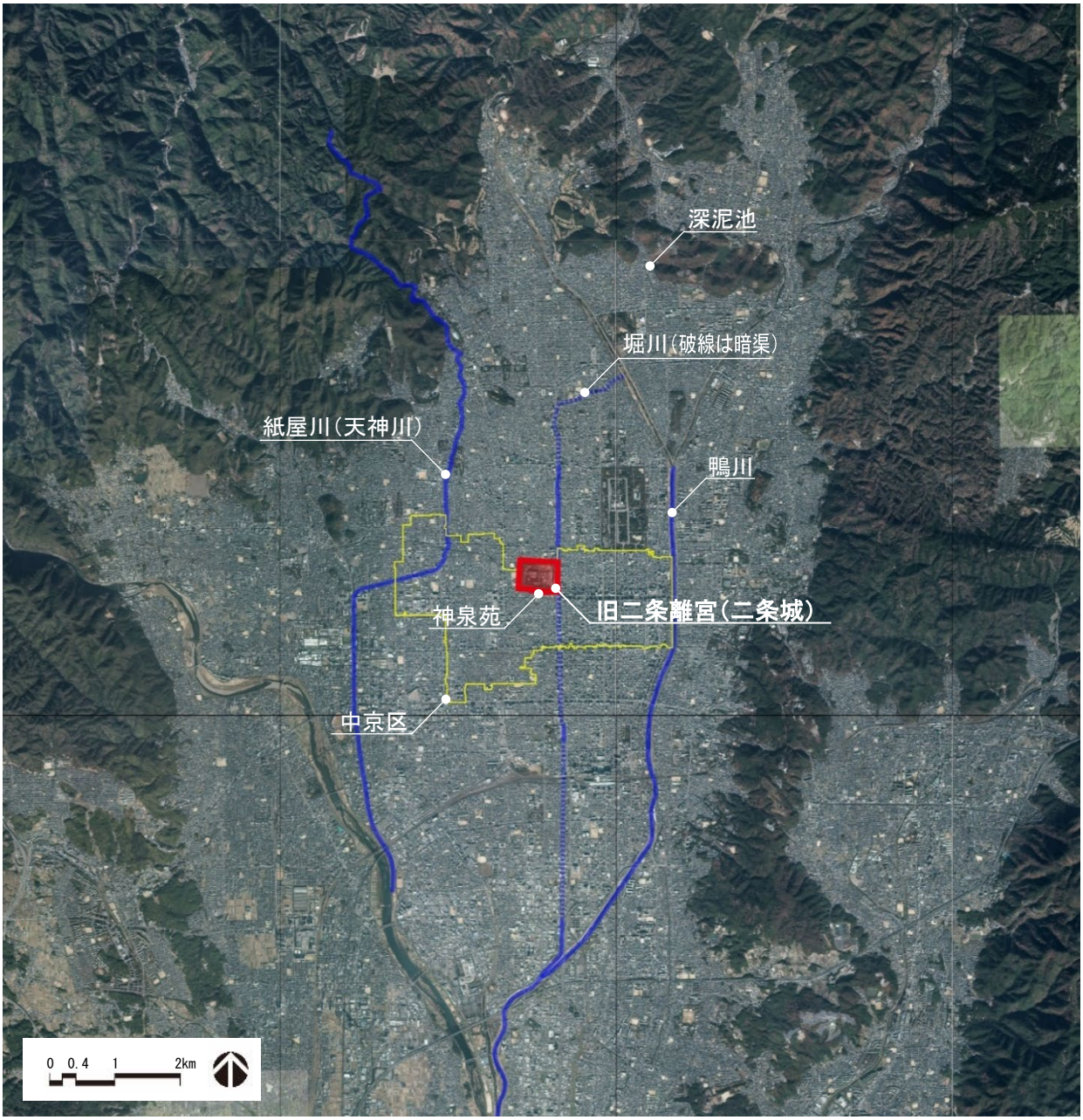

図２－３：京都市中心域航空写真　平成 29（2017）年撮影

[12] 『京都市風致維持向上計画』から作成。

第２項　歴史的調査

１　本史跡に係る歴史の概要

(1)　奈良時代以前

本史跡が所在する京都盆地の開発は縄文時代に始まるが，弥生時代の農耕文化の展開とともに集落が急増するようになる。近世に二条城となる場所には二条城北遺跡（縄文～弥生時代の集落跡）と堀川御池遺跡（縄文～古墳時代の集落跡）が所在しており，本史跡内の発掘調査でも集落遺跡に伴うと考えられる縄文時代の流路跡や弥生時代の竪穴建物跡が検出されている。

古墳時代にはさらに開発が進展し，嵯峨野や乙訓地域など，主として京都盆地西方に多くの古墳が営まれるようになった。渡来系氏族による開発が進展するのも京都盆地の特徴で，特に５世紀後半以降に嵯峨野地域に本拠地をおいた秦氏によって，治水や農地開発，古墳・寺院の造営などが積極的に進められた。後に平安宮大内裏が営まれた地域は，秦河勝の屋敷跡であったとの伝承があったことが平安時代の天皇の日記に記されていたと記録されており，北野廃寺跡・広隆寺・松尾大社・伏見稲荷大社など，秦氏と関係のある遺跡や寺社も少なくない。

７世紀末には全国的に律令国家による支配体制が整備される。京都盆地は山背国となり，愛宕郡，葛野群，紀伊郡，乙訓郡に分けられた。本史跡の所在地はこのうちの愛宕郡に該当するが，当該期における顕著な遺構は検出されておらず，具体的な土地利用の状況は明らかになっていない。

(2)　平安時代

延暦 13（794）年，平安京遷都が行われる。平安京は，天皇が居住する内裏と，朝堂院・豊楽院・八省などの政治・儀礼・日常行政を行う施設などを配した空間から構成される宮（平安宮）を北端中央に置き，その周辺から南にかけて碁盤目状の道路網（条坊）で街区を形成した京（平安京）から構成される。

日本の古代都城は，宮殿の近くに貴族邸宅や官衙など重要施設が分布する。平安京においても左・右京二・三条一・二坊周辺に左右京職，大学寮，神泉苑，高陽院，冷泉院，堀河院など官衙や後院，貴族邸宅が分布したことが，文献や発掘調査などにより明らかにされている。

後に二条城となる場所は，北は平安宮南東部，東は平安京左京二・三条二坊，西は左京三条一坊，南は左京三条一・二坊に及び，平安京左京二条二坊三町から左京三条二坊八町にいたる地域に該当する。

この範囲には平安宮の廩院，神祇官，侍従厨，雅楽寮，冷泉院（平安京左京二条二坊三・四・五・六町），神泉苑（左京三条一坊九・十・十五・十六町）などが所在した。

廩院は地方から中央に集められた米を収蔵する施設，神祇官は朝廷の祭祀をつかさどる官司，侍従厨は天皇に仕える官人である侍従の宿所，雅楽寮は雅楽・楽人などを司る官司であり，政治を司る役所群である。

冷泉院は，嵯峨天皇（上皇）によって創始され，仁明・文徳天皇など平安前期の天皇・上皇に最も重視された院御所（後院）・里内裏である。院内には大規模な建物群や広大な園池が配されたとみられるが，本史跡内における発掘調査ではそのうちの園池の一部とみられる遣水遺構や景石を検出しており，平安時代の里内裏を知るうえでの重要な知見を提供している。

神泉苑は，左京三条一坊九～十六町の８町を占地した禁苑である。『日本紀略』には桓武天皇が延暦 19（800）年に神泉苑へ行幸したことが記されており，平安京遷都に際し造営されたとみられる。広大な園池が配され，市営地下鉄東西線建設に関わる発掘調査等で園池や船着場がみつかっている。祇園祭につながる貞観 11（869）年の御霊会が行われたことでも，京都の歴史と切

り離せない重要な遺跡で，現在はその一部が史跡（神泉苑）に指定されている。

10 世紀中頃以降には平安京の都市構造が変化し，左京が繁栄し右京が衰退する傾向が認められる（『池亭記』等）。左京区域は，その後も京市街地として発展を続け，特に北半には多くの貴族邸宅が営まれ，一部は里内裏としても利用された。後に二条城が築かれる地域は，平安時代には政治の中枢部であるとともに，貴族邸宅や離宮などが密集する非常に重要な地域であったことがわかる。

(3) 中世

10 世紀中頃以降，右京は衰退し，左京に人々の生活の場が集中する。中世になると，左京がさらに東や北へのび，市街は南北に狭長となる。室町時代には大きく北の上京と南の下京に分かれ，それが室町通を中心とする南北軸で結ばれる都市構造となる。

上京は，公家や武家の邸宅が集中する地域であり，下京は土倉・酒屋や町座が集中する商業地域として発展する。その境界がおおよそ二条通とされる。後の時代に，入洛した織田信長が二条通と室町通の交差する付近に二条城（いわゆる旧二条城）を築き，あるいは徳川幕府が二条城の大手通りとして二条通を位置付けたのも，上京と下京の境界が二条通であったことが影響しているとみられる。

応仁の乱以降，町衆の自衛と自治に対する関心の高まりにあわせて，応仁元（1467）年に勃発した応仁の乱で洛中は焼亡する。その後，法華宗が町衆に浸透し，強い勢力を誇る。市街にも妙顕寺や本国寺など本山だけで 21 箇寺を数えるまで拡大し，京都では「題目の巷」と称されるようになる。後の二条城となる場所は下京惣構の北西部に当たり，すぐ東には妙顕寺や妙覚寺が大規模な伽藍を構えた。法華宗の寺院には延暦寺との対立から堀や石垣がめぐらされ，城としての様相を呈した。両者の対立は天文５（1536）年の天文法華の乱に発展し，洛中の広い範囲が焼亡した。

その後，永禄 12（1569）年に烏丸丸太町の北方に旧二条城が築城される。旧二条城は，当時「武家御城」などとよばれ，織田信長が足利義昭のために築城したものである。京都市営地下鉄烏丸線建設に伴う発掘調査で検出した旧二条城の石垣が，本史跡内に移築されている。

天正年間には豊臣秀吉による聚楽第の築城，御土居の築造，天正地割の施工といった大規模な京都の都市改造が進められる。聚楽第は，天正 14（1586）年に中立売智恵光院付近に築城されたが，文禄４（1595）年に破却される。天正 19（1591）年には総延長 22.5㎞におよぶ御土居が築造され，洛中と洛外が区分される。また，新たな地割りである天正地割は，平安京以来の地割を東西２分するもので，南北 120m，東西 60mの短冊形に区画される。

このような豊臣秀吉による都市改造が進められたなかにおいて，二条城が築城されるが，二条城造営にともない建設地内の町家４・５千軒を立ち退かせたとされるため，当該地には町家や畑地が広がっていたと考えられる。

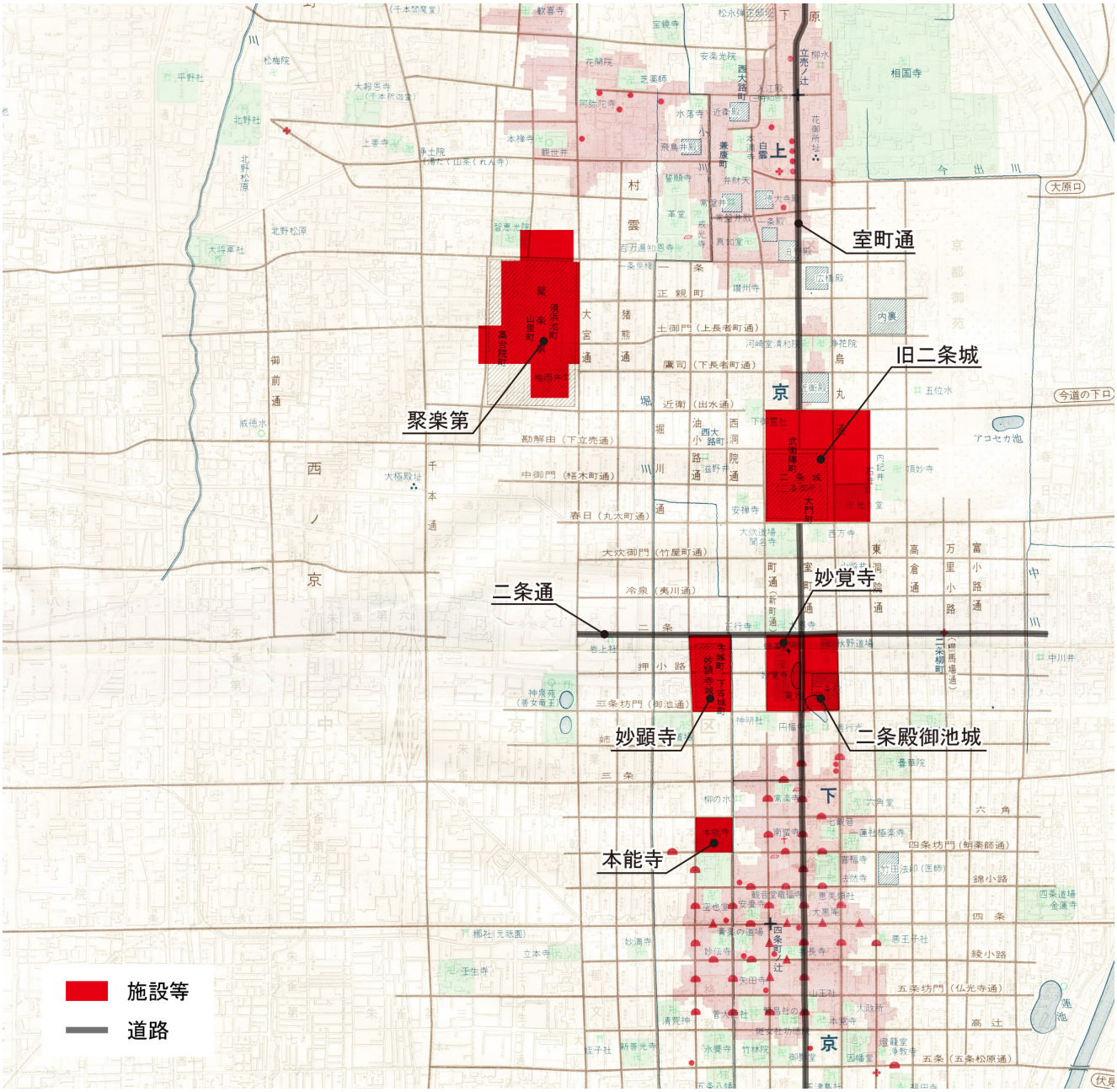

図２−４：中世の上京・下京（『京都の歴史　第４巻』別添地図に加筆）

(4)　近世

二条城の築城により，その周辺は武家の施設や住居が建ち並ぶ地域へ変貌していく。城の正面は東を向き，二条通が城の正面の通りとなり，市街地北東にある御所とともに近世京都の中核を形成することになる。

築城に伴い，平安時代以来維持されていた神泉苑は押小路以北の２町分を失い，慶長 12（1607）年に御池通が苑内を貫通してほぼ現在の規模となった。『寛永後万治前洛中絵図』には，豊臣秀吉が築いた御土居内における武家屋敷や寺院の配置が描かれているが，二条城周辺及び，平安時代以来の市街地に武家屋敷が広がっており，江戸時代の京都は都であるとともに二条城の城下町と化していたことがわかる。ただし，現在の千本通よりも西側は二条城築城以降も田畑が広がっていた。

現代において城を取り囲んでいる４つの道路（堀川通・押小路通・美福通・竹屋町通）は，当時全て城の敷地であって，その四隅には番所が置かれていた。本史跡の指定地が四周の道路を含んでいるのはこれに由来する。特に，東の堀川沿いには近世の石垣が現在も残っており，二条城

の築城に合わせて，堀川を整備したとみられる。

城の北側には京都所司代が置かれた。所司代は，京都の治安維持のために江戸幕府が設置した機関で，執務所であり所司代の住居でもある上屋敷と，所司代家臣の住まいとなった中屋敷（堀川屋敷），足軽とその家族の住居が建ち並んだ下屋敷（千本屋敷）からなっていた。中でも下屋敷は二条城に迫る面積を有する広大なものであった。また，後には下屋敷の西側に組屋敷（新屋敷）が設けられ，与力や同心が居住した。

江戸時代初期の京都支配は所司代が一手に担っていたが，寛文８（1668）年に京都奉行所が置かれ，市中の民政は奉行所が執り行うことになった。奉行所は東西２つが置かれて月番で執務することとされ，いずれの奉行所も二条城の南西，押小路通に面して設けられた。二条城を含め，その周辺地域が江戸時代の京都の治安維持を担う拠点であったことがわかる。

内陸にある京都の経済を支えるため，交通も大きく整えられた。水運の面では，徳川政権の命を受けた角倉了以が，慶長 11（1606）年に大堰川を開鑿し，丹波からの木材輸送を容易にする一方，同 16 年には高瀬川を開鑿して伏見からの舟運を可能にした。その高瀬川の北端は二条城の大手通である二条通であった。また，幕末の文久３（1863）年ではあったが，大堰川から二条城南西の千本三条まで西高瀬川が開鑿された。陸路では，大津方面から東海道，伏見・淀方面から竹田街道・鳥羽街道，若狭・丹波からは山国街道などが物資を運ぶ幹線であった。

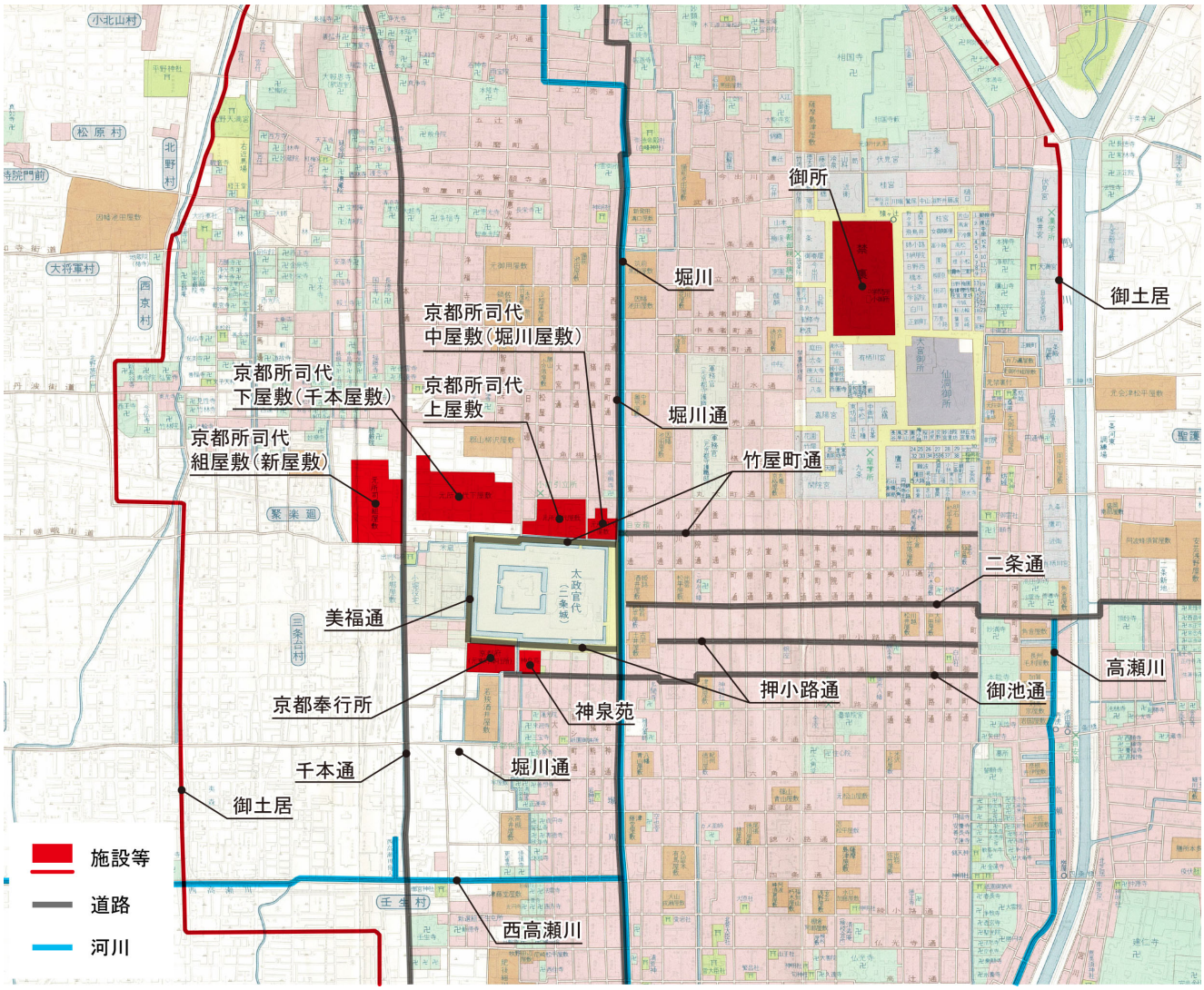

図２−５：慶応４年頃の周辺図（『京都の歴史　第７巻』別添地図に加筆）

(5)　近代

明治の新政は京都に様々な変革をもたらしたが，市街のありようにとって大きかったのは，明治２（1869）年の町組改正であった。これにより，二条通を境界としていた上京・下京は三条通を境とするよう変更され，幾度かの呼称変更を経て，明治 12（1879）年には上京区・下京区の名称となる。明治末年からの隣接町村の編入によって京都市が拡大したことに伴い，昭和４（1929）年に丸太町以南四条以北に中京区が設置され，二条城（「(5)　近代」の中では便宜上この呼称で統一する）はこれに含まれることとなった。

周辺の環境も大きく変化する。城の北西にあった京都所司代下屋敷跡地には，明治３年に徒刑場（後の京都刑務所）が置かれ，昭和２年に山科へ移転するまでここにあった。その跡地は翌３年，大礼記念京都博覧会の西会場ともなった。

明治 30（1897）年には，城の 300m西に京都鉄道が開通し二条駅が設置された（明治 40 年に国有化）。京都における路面電車の営業は明治 28（1895）年に始まるが，同 34（1901）年には京都電気鉄道が城の東に堀川線を開業し，翌 35 年にはこれと二条駅をつなぐ城南線が押小路通に敷設された（45 年の御池線開通により廃止。また，京都電気鉄道は大正７（1918）年に市が買収）。

近代においても，京都の市街は概ね千本通より東に収まったままで，その西端に二条城が鎮座する恰好が続いていたが，大正末年頃から西大路通の建設と周囲の区画整理が進み，太平洋戦争の前後にかけて徐々に市街化が進行する。こうして，二条城は交通網と町並みに囲まれた姿となった。

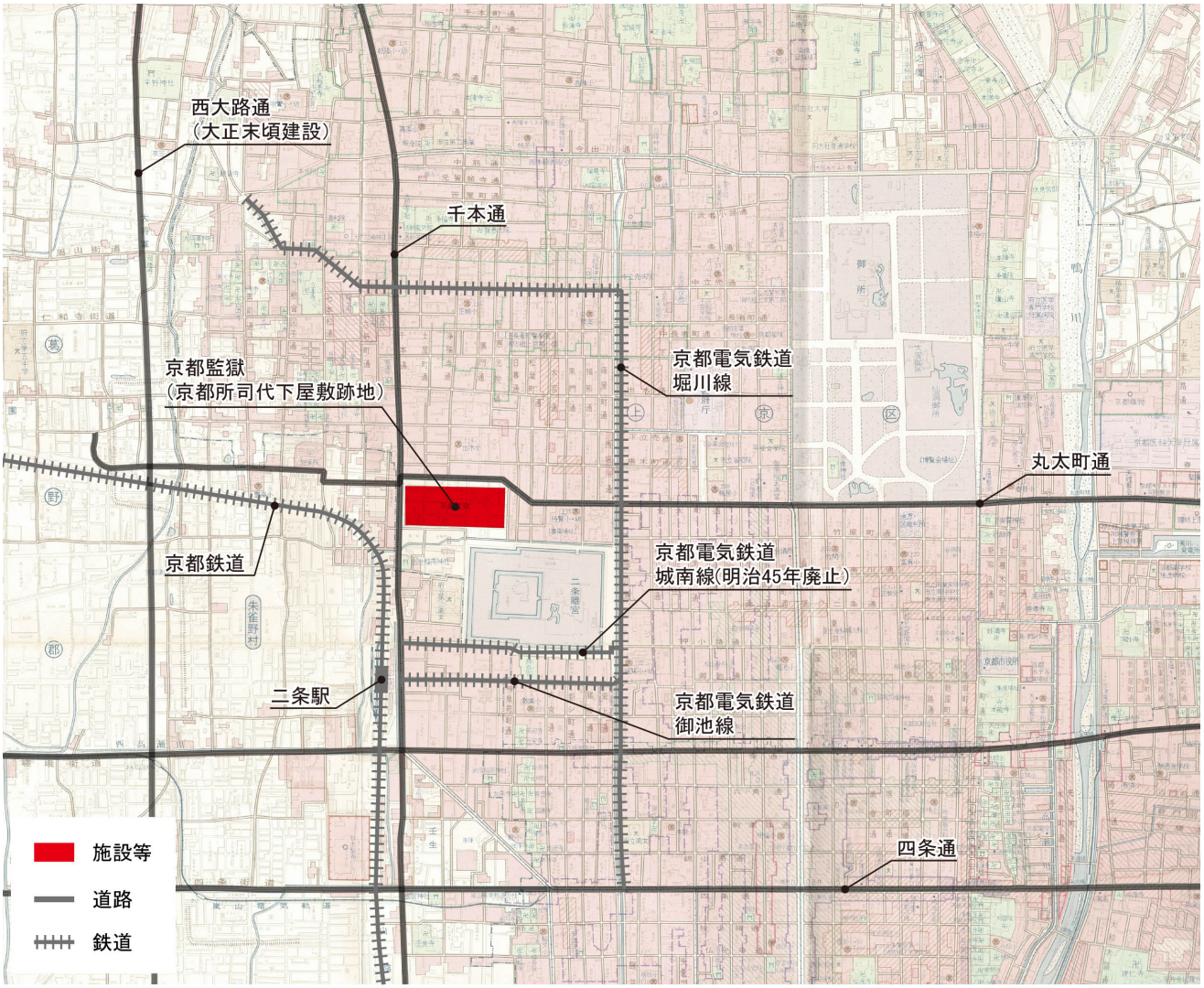

図２−６：大正４年頃の周辺図（『京都の歴史　第８巻』別添地図に加筆）

(6) 現代

太平洋戦争末期の昭和 20（1945）年，御池通では鴨川西－堀川通間の建物疎開が行われ，戦後に幅 50ｍの都市計画道路として幹線化した。堀川通も従来は本史跡附近だけが広かったものが，同じ経緯を経て市内を南北に貫く大動脈となった。御池通の拡幅整備は西大路通側からも進められていたが，長らく山陰本線の線路に分断されたままであった。平成８（1996）年に附近の高架化が完成したことで，ようやく東西の御池通が繋がるが，二条駅を避けるため，堀川通－千本通間は押小路通が迂回路として組み入れられることとなった。

一方，戦後のモータリゼーションの進展により，路面電車はバスへの転換が進み，昭和 53（1978）年までに全線が廃止される。明治以来の狭軌車輌が走り続けた堀川線も，昭和 36（1961）年に廃止となった。

堀川線の横で平安時代以来つねに水が流れていた堀川は，昭和に入って周辺への浸水被害が度々発生したために，昭和 20～30 年代に行われた浸水対策事業で水源を絶たれ，コンクリートで底張りされた，雨天時以外は水のない水路となった。これに対し，水辺環境再生の声は根強く，京都市は琵琶湖疏水第二分線の水を引くことでせせらぎの再整備を行い，平成 21（2009）年に完成した。

2　本史跡の歴史（近世）

(1)　二条城築造（慶長６年～元和９年）

ア　普請と作事

二条城は，慶長６（1601）年５月，徳川家康の京都における「屋形」「屋敷」として計画された。その位置と規模は，「三条柳ノ水辺三町四方」とされ，またそのため町屋 5000 軒が撤去されたとされる（『義演准后日記』『言経卿記』）。

堀・石垣等の普請は，翌７年４月に加藤清正等諸大名に命じられ（「下川文書」『時慶記』），規模を「二条堀川西神泉苑北囲方四町之地」としている。

慶長７年 11 月には，「二条ノ御屋敷」の松 10 本を植えるための人足を北野社に命じたのを始め，「御屋敷」の壁下地をつくために人足の徴発を行った（『北野社家日記』）。

城は，慶長８年初めには完成し，家康は３月 21 日に初めて二条城に入った。家康が入城した時点で，御殿等がどれほど完成していたかは明確ではないが，公家の山科言経の日記『言経卿記』慶長８年４月１日条に，「大樹（家康）奥ノ間ニ御出」とみえるのが早い例である。他の御殿等については『駿府記』から，元和元（1615）年までには，「前殿」「南殿」「奥之御座間」「奥ノ御対面所」「大広間」「泉水御座敷」「玄関」「長屋」などのあったことが確認できる。

前殿は，元和元年の事例であるが，真言宗の論義や浄土宗の法問の場として，また将軍秀忠との対面の場として，さらに南殿は元和元年，南蛮人謁見の場として使われた。

奥御座間は，将軍との対面の場として，また近臣との対面の場として使われた。「奥ノ御対面所」では，元和９年，将軍となった家光が上段に座し，伺候した大名・公家に，盃と茶事を振舞い，その後，大広間で能を催し，大御所秀忠，また御三家・昵近衆・大名衆が見物した。また同年閏８月１日，大広間で大御所秀忠が暹羅の使節の礼を受けた。泉水御座敷は，元和元年，伝奏を召して何事かを申し渡す場としてみえる。

この他，慶長 16 年３月 28 日に豊臣秀頼を二条城に迎え対面した場が「御成之間」であった（『当代記』）。

元和９年７月に「二条城西長屋」16 軒が崩れた記事があり，城内に一定の規模の長屋のあったことが知られる（『駿府記』）。

元和５年９月，二代将軍秀忠は，二条城で新たな縄張りを命じたが，『義演准后日記』に「将軍京城寛ニナル縄張被仰付」とあり，詳細は不明であるが城の拡張を意図したものであったことが知られる（「孝亮宿祢日次記」『本光国師日記』）。

イ　将軍・大御所在京時の居所と儀礼・饗応の場

慶長８年の将軍宣下を受けてからの家康は，慶長 11 年までは毎年上洛し，伏見城を本拠としつつも二条城にもことあるごとに入った。駿府に城を構えて以降は，慶長 16 年の後陽成天皇の譲位，後水尾天皇の即位に際し上洛したおりの居所であり，また大坂冬の陣の慶長 19 年，夏の陣の慶長 20 年には二条城に滞在した。

家康の二条城滞在は，城が完成した慶長８年は，９ケ月余りの上方滞在のうち３月 21 日から４月 16 日までの 25 日，慶長９年は，5.5 ケ月の滞在のうち６月 10 日から７月１日までの 22 日，慶長 10 年は７ケ月のうち４月８日より 15 日までの８日，慶長 11 年は 5.5 ケ月のうち７月 27 日から８月 12 日までの 15 日であり，上方での家康の主要な居所は伏見城であり，二条城は，参内や公家・門跡の諸礼のための京都屋敷としての性格をもった。

その後の家康の二条滞在は，後陽成天皇の譲位，後水尾天皇の即位にあたった慶長 16 年３月７日から４月 18 日まで 45 日間であり，この時は伏見城に行くことはなかった。

つぎは大坂の陣にかかわるもので，慶長 19 年 10 月 23 日に二条城に入り，11 月 15 日に大坂に向け出陣，この間 22 日，12 月 25 日に二条城に帰り翌年正月３日に駿府に向け立った，この間８日。元和元年の夏の陣では４月 18 日二条城に入り５月５日出陣，この間 18 日，５月８日二条城に凱旋，その後８月４日駿府に向け発するまで約３ケ月を二条城で過ごした。家康の二条城滞在でもっとも長いのがこの時である。

慶長 16 年以降，家康にとって二条城は京都における唯一の居所となる。ちなみにこの期間の伏見城は秀忠在京時の居所として使用された。

家康の参内は，慶長８年以降でみると慶長 20 年まで８回を数える。その参内は，在京の年には毎年一度であり，それらは二条城からなされた。ただ，慶長 11 年は二度の参内があり，そのうち一度は伏見城から直接参内している。

秀忠の参内は，将軍宣下を受けた慶長 10 年に二度あるが，いずれも二条城から参内した。慶長 20 年の大坂夏の陣後の参内は，伏見城からなされた。

二条城は，親王・公家・門跡の諸礼の場として，また親王・公家門跡等を饗応する能の場として使われた。慶長８年３月 27 日，９年６月 23 日，10 年４月 12 日，20 年正月２日は年頭の礼の，慶長 10 年８月１日，11 年８月１日，元和元年８月１日は八朔の礼の場となった。慶長 10 年４月 27 日には秀忠の将軍宣下を祝う礼が催され，慶長 16 年４月３日には上洛した家康への礼がなされ，慶長 19 年 11 月１日，４日には親王・公家・門跡からの家康への礼があり，また諸大名伊達政宗・上杉景勝等諸大名が個々に家康に拝顔する場となった。元和元年正月 27 日には豊臣方との和議を賀する秀忠への礼がなされ，元和元年５月 18 日には公家・門跡・大名を集め大坂夏の陣の戦勝祝いが行われた。また元和９年６月 15 日に秀忠入洛の礼の場としても使われた。これらとは少し異なるが，慶長 16 年には家康は豊臣秀頼を二条城に迎え「御成之間」で対面した。

こうした儀礼の後，しばしば能が催行された。慶長８年４月４日，慶長９年６月 24 日，慶長 11 年８月２日，慶長 16 年４月 11 日，14 日，元和元年７月 17 日，21 日には観能の場となった。

二条城は，家康の京都における居所として使われたが，秀忠は元和３年の上洛，元和５年の上洛の際も二条城を使用することはなかった。ただ，元和５年９月 18 日に入京して，二条城の縄張を命じ，即日京都を発して江戸に下向した。また元和６年５月には入内を控えた秀忠の娘和子が二条城に入り，入内まで滞在した。

元和９年６月８日，秀忠が上洛し，二条城に入った。先に述べたように同年６月 15 日には，親王・公卿・門跡以下から秀忠の入洛祝賀の礼を受けた。７月 13 日伏見城に入った家光が，15 日二条城で秀忠に対顔。その後，伏見城での将軍宣下の前後にたびたび二条城を訪れ秀忠に対顔している。 そのなかで８月６日，家光は二条城より参内。８月 12 日から 15 日は二条城に滞在し，14 日には諸大名・公家を召して，将軍宣下を賀す能を二条城において興行した。

(2) 二条城大改造（寛永期～元禄期）

ア 二条城の大改造と後水尾天皇の行幸

寛永元（1624）年２月，尾張藩主徳川義直以下譜代大名 18 名に二条城修築の命が幕府より下された。２年後に後水尾天皇の行幸を同城に仰ぐことを企図してのことであった。寛永３年３月には大体の完成をみたようで，同月 28 日に武家伝奏三条西実条・中院通村らが見物している。その後６月 20 日に秀忠が入洛，入城を果たした。

この大改造により，二条城内の様相・景観は大きく変化する。まず，城域が西側に拡張され，現在の凸型の城郭となり，拡張された部分に本丸が新造された。本丸は周囲に堀を巡らせた構造となっており，本丸御殿は行幸時に主催者秀忠の宿所としての役目を果たした。また，このほかに新築された代表的な建築物に行幸御殿と天守がある。行幸御殿は，二之丸御殿の南西部に，御次之間と呼称される部屋を介して二之丸御広間と接続する形で新築された。天守は慶長期以来旧城域北西隅にあったとされているが，それが解体され，新たに本丸の南西隅に造営された。この新天守は伏見城より移築されたというのが通説となっているが，この説に懐疑的な見解（小学館『元離宮二條城』，林屋辰三郎・川上貢氏など）も少なからずある。

また，各殿舎には意匠が凝らされたが，特に当代きっての絵師集団・狩野派が担当した障壁画はその最たるものであった。現存する絵図・指図等の史料では，采女（探幽）・山楽・興以・主馬（尚信）・甚丞・隼人（元俊）・外記（信政）らが参加したことが確認できるが，所々に絵師と作風の齟齬等が認められ，各障壁画の絵師の確定には到っていないため，今後の調査・研究が期待される。

以上のような大改造を経て，寛永３年９月６日，天皇の行幸を迎えた。行幸ルートとなる正親町通（中立売通），堀川通には辻固が置かれ，多くの群集が見物するなか，行幸行列は大名・公家らを伴い，二条城へと向かった。この初日は，天皇らの到着後，晴之御膳・三献の儀等が行われた。翌７日には舞楽御覧があり，摂家をはじめ公家衆・親王等も舞った。８日には和歌管弦の御遊が，９日には能楽御覧があった。そして，10 日に還幸となる。このうち８日と 10 日には後水尾天皇らが本丸天守に登り，四方を遠望したとされる。このように，大規模な改造を伴う寛永３年の行幸は，二条城の歴史の中で最も華やかなイベントとなった。

イ 寛永行幸後の城内変化 ―行幸施設の撤去・在番衆屋敷の増築・東御門の改修

寛永３年の行幸を迎えるために造られた諸施設は，翌年より続々と他所へ移築されていった。まず，寛永４（1627）年に行幸施設の唐門（行幸御殿の南東部）が金地院崇伝へ下賜され，南禅寺へ移築された。その翌年には行幸御殿と中宮御殿，及び行幸御殿と二之丸御殿をつないでいた御次之間等が仙洞御所へ移築される。さらに，具体的な時期は不詳だが，寛文期までに二之丸御座之間の北側にあった奥御殿と台所，御風呂屋が女三宮（後水尾天皇第四皇女，昭子内親王）へ与えられ，岩倉に移された。このほか，二之丸泉水の南に所在した長局をはじめとする部屋が寛永 17 年に九条邸へ移され，承応元（1652）年には本丸内御座之間より御多聞へ続く廊下等が知恩院へ移された。このように，行幸御殿・中宮御殿を中心とする行幸施設が主に移築されたことにより，特に二之丸御殿の南西部に空間が生じるがごとき変化が見て取れたことと想像される。

上記のごとく，寛永４年～承応元年に諸殿舎・部屋の移築が相次いでいたが，そのさなか寛永 11 年に将軍家光が 30 万もの大軍を率いて上洛を果たす。同年７月 11 日，家光は上洛，二条城へ入城，その後，８月５日に帰府の途につくまでに，参内や公家らを招いての饗応，大坂への出御等が行われた。この間，７月 23 日には家光が京都の町代表を二条城に召し，銀子 5,000

貫を与えている。京中家数は３万 5,000 軒前後，一軒に約 135 匁ずつが下賜された。各町２人の代表が二条城二之丸の白砂へ集められ，板倉重宗らがその旨を伝えた。このとき家光は二之丸御櫓でその様子を見物したと伝えられる。このように，二条城は将軍の威光が民衆に示される場としても使われた。

行幸施設等の移築とならびこの時期に特徴的なのが，在番衆をはじめとする役人の長屋・小屋の整備である。二条城警衛関係の諸役人とその制度の変遷の詳細については次章に譲ることとするが，はじめ寛永２年，駿府城番渡辺茂が二条城定番を拝命している。渡辺の下には番衆 30 人が置かれ，この他二条御門番頭に春日家吉・柘植宗次の２名が，二条御蔵奉行に木村宗左衛門・高橋七兵衛・福島八左衛門の３名が任命された。寛永３年行幸時の城中の様子を確認できる「二条御城中絵図」（京都大学附属図書館蔵，「参考資料　資料３ 図」１）より，行幸時に本丸の南部から東部にかけて「御番衆長屋」３棟が存在していたことが分かる。その後，寛永 12 年に大番頭２名と 100 名の番衆が毎年４月交替で二条城在番として置かれる体制に改められると，常駐役人の人数が増加したことにより，同年に番衆長屋・定番同心長屋・馬屋等が増・改築された。寛文３（1663）年には東西番頭小屋・東西番衆小屋が新造されたことが確認でき，番衆の常駐体制を支える環境がより本格的に整えられたものと理解される。

また，東大手門も寛文２年に改修され，その姿を大きく変えた。東大手門は，寛永３年の行幸時には平屋建てであったと伝えられ，この寛文２年の作事により単層から２階櫓御門へ建て替えられ，現在の姿となったと考えられている。

このように，寛永行幸後から寛文期にかけての二条城は，寛永行幸関係の施設が相次いで移築される一方で，常駐警衛体制の整備に伴って番衆小屋が増築されるという，この時期特有の事情が城内景観にも如実に反映され，また，主要な玄関となる東大手門も２階櫓御門へ大々的に改修されるなど，著しい変貌を遂げることとなった。

ウ　二条城の破損と貞享・元禄の殿舎一部取り壊し

寛永 11 年の家光上洛を最後に，その後二条城は目立った活用をされなくなる。慶安２（1649）年かその翌年に，一条教輔の正室・通姫（家光養女，実池田光政女）が二条城に一時的に滞在したことがうかがえるものの（「中井家文書」），その他に二条城を舞台とする大がかりな出来事は幕末まで見られない。このように，17 世紀半ば以降の二条城は歴史の表舞台として登場しなくなるが，経年・災害による劣化・破損に対処して修繕は断続的に繰り返されており，幕府役人や御用大工・職人による維持管理の努力・意識が途切れることはなかった。

二条城における破損修復の作事記録は当初より見られ，特に寛永期より破損に対応するための体制が整備されていったと考えられる。すなわち，寛永 11 年に福井作左衛門が二条城破損方棟梁に任ぜられ，以降享保７（1722）年まで世襲で同様の役目を担った。それ以後は定員２名が毎年４月に交代し，破損方棟梁として勤めた。

寛永期以降の二条城は，建物の老朽化に加え，度々の災禍（地震・落雷など）に見舞われた。小さな規模の修繕作事は寛永期から比較的頻繁に行われている。そうしたなか，貞享３（1686）年に大々的な破損見分が行われた。このときの見分で特筆すべきは，不要な建物・部屋の取り壊しが検討されたことである。江戸時代の二条城に関する作事帳（「中井家文書」）等を参照すると，それまでの作事はあくまで修復（あるいは城外移築や増築）を主な目的としたものであったと考えられるが，この貞享３年の破損見分とそれを基にして同年より始められた作事では，各所の修復と同時に，建物・部屋の解体が進められていった。この作事は貞享３年から元禄期にかけての長期間にわたるものであり，二之丸→本丸という優先順位で，計画的かつ段階的に

行われた。

この時期に二之丸で修繕された主な建物・部屋には，御式台・御大広間・蘇鉄之御間・御小広間（貞享３年 10 月～同４年４月），御遠侍・同御玄関・御台所・同南指出・御料理之間・御納戸蔵・御座之間同御雪隠共・２階御廊下・御廊下橋（貞享４年６月～同５年４月），御唐門・御車屋三ヶ所・北御長屋御門・西之御土蔵・２階御廊下溜り・南御門（貞享５年５月～元禄２年４月，貞享５年９月改元），北御棟門・南折廻り御築地（元禄３年５月～同４年４月）等がある。また，本丸で修繕された主な建物・部屋には，御玄関・御遠侍・御広間・同所西御廊下・御書院・同所西取合（貞享５年５月～元禄２年４月），御遠侍より多聞へ２階御廊下・御座之間同御雪隠共・西北折廻り御土蔵・御台所・御年寄衆部屋・西御橋・北側瓦塀・北南築違御門（元禄２年５月～同３年４月）等がある。このほかに，東西番衆小屋（元禄５年８月～同６年３月）や乾隅御櫓・艮隅御櫓（元禄７年６月～同８年２月）も修復された。

一方，この時期に撤去が命令・検討された主な建物・部屋には，二之丸では御役人衆部屋南取合・御年寄衆部屋・伺公之間（貞享３年）等が，本丸では御右筆部屋・御風呂屋・御老中部屋（元禄元年）等があった。これらの建物・部屋は二之丸・本丸ともに，主に各々の中央の空間に位置していた。また，南御楽屋（貞享５年）や本丸東側廊下橋の２階廊下（貞享４年）といった，寛永行幸を象徴する建物もいよいよ撤去されている。その後も二之丸にあった御車屋３ケ所が宝永８（1711）年に撤去を命じられるなど，一連の作事は宝永期まで続いた。建物等の撤去については最終的に所司代が判断したことがうかがえる。

上記の作事期間を含む元禄期には，幕府中枢の役人が上洛し，二条城見分に参加している事例が数回見られる。すなわち元禄４（1691）年３月２日，老中の阿部正武が上京し，翌３日に所司代松平因幡守・両町奉行らを伴って二之丸・本丸・天守を全て見分した。元禄 11 年８月 21 日には若年寄の米倉昌尹が上京，同日城入りし，元禄４年時と同様に所司代・両町奉行らとともに城内すべてを見分した。元禄 16 年３月６日，若年寄の稲垣重富や大目付の安藤重玄，勘定奉行の荻原重秀，目付の石尾氏信が上京，翌日所司代らと城内の見分を行った。

このように貞享・元禄期は，二条城の現実的状況に即して維持管理政策が考え直された時期であり，この時期の大規模な修築・解体作事を経て，現在見られるような殿舎構造・城内景観になったと考えられる。

(3)　江戸時代の二条城

ア　幕府による二条城の管理

まず，「二條城内外之図 二條御城外之図」（宮内庁宮内公文書館所蔵，図２－７），「二條城内外之図 二條御城内之図」（宮内庁宮内公文書館所蔵，「参考資料　資料３ 図」７）の２枚の図に拠りながら，城にどのような人びとが関わり，維持されていたのかを見ていこう。

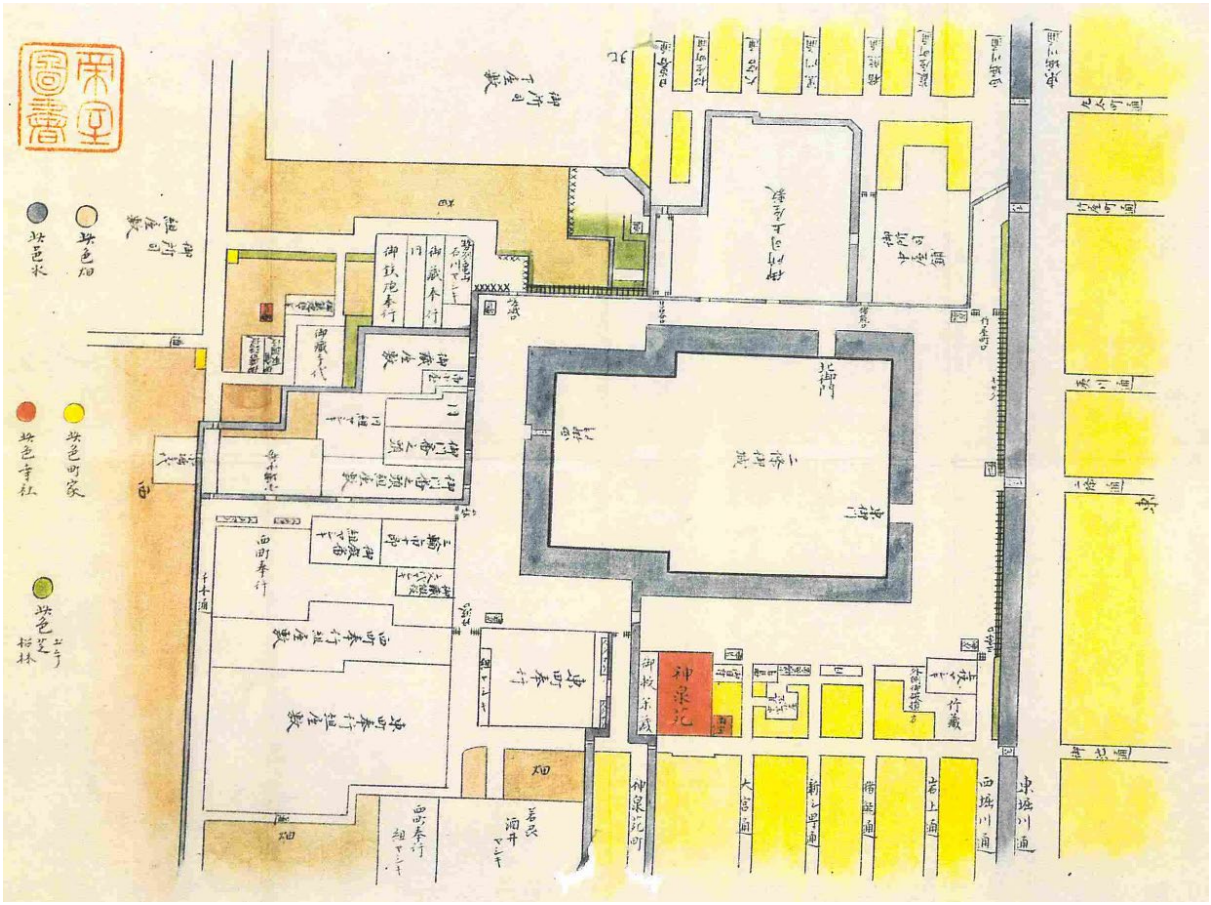

図２−７：二條城内外之図 二條御城外之図（宮内庁宮内公文書館所蔵）

城主である将軍が二条城に入ったのは，江戸時代の初期と幕末に限られ，しかも城に居住したわけではない。城主不在の城を守る役割を担ったのは，幕府直轄の軍事組織である大番組から毎年２組ずつ派遣される二条城在番と与力・同心であり，城内図には，彼らの居住区が描かれている。

また，城内図には，城の各所の管理責任者が色分けして示されている。これによれば，「御門番預り」は東西門の櫓や番所，「御鉄砲奉行預り」は四隅の櫓・櫓跡と焔硝蔵，「御破損奉行預り」は東西番衆小屋，「三輪市十郎預り」は二之丸の諸屋敷，「蔵奉行預り」は二之丸の北東折廻米蔵と西の蔵，本丸の西米蔵２棟である。「二条御城預り所絵図」（『大工頭中井家建築指図集』図 93）には，「弓奉行」「具足奉行」の名も見えるが詳細は不明である。なお，北門は所司代の管理下にあった。

城外図を見ると，二条城の西側，馬場をはさんだところに，右記管理責任者の役宅が立ち並んでいる。北から順に，「蔵奉行・鉄砲奉行・蔵屋敷・蔵手代・御門番頭・御門番組頭・三輪家・御殿番組屋敷・御蔵仮役交代屋敷」と見える。

このように，二条城の維持管理は，城内を固める番衆と，城外直近に居住する管理責任者とが担っていたが，こうした管理の体制が整うのは，寛永以降である。まず，寛永２（1625）年に蔵奉行等が任命され，大番頭渡辺茂が 30 人の番士とともに在番した。『柳営補任』によると，東西２組の在番が１年交代で勤務する制度が整うのは寛永 12 年である。

二条城在番は，大番頭２人，組頭８人，番衆 100 人から成り，毎年４月に交代した。その主たる任務は城の警衛であるが，城の修理，城に備える米や鉄砲の管理を担った。破損奉行は在番衆から選定され，蔵奉行のうちの１人も在番衆が担った。また，天明大火後には御所造営の際の周辺警備をしたり，組頭や番衆が使者として御所に向かったり，在番の任務は二条城内に

とどまるものではなかった。

蔵奉行は３人おり，在番の１人を除く２人の在任期間は 10 年以上の者も少なくなかった。蔵奉行の下には，手代，蔵番，小揚といった実務担当者がいた。

城内には，二之丸北東折廻米蔵・西蔵の２棟，本丸西米蔵２棟があったが，これら４棟のうち，米蔵として使っていたのは３棟であった。城外，城の西側にも蔵屋敷があり，ここを担当したのは京都代官の小堀氏である。蔵詰米の高は年によって変動し，城内 8,300 石，城外２万 2,500 石とする記録や，城内１万 2,400 石，城外３万 4,600 石とする記録がある。

蔵米は，伝奏・議奏をつとめる公家や，所司代，町奉行，禁裏附らの与力・同心の切米等にあてられるとともに，その残りが払下げられた。払下げは，初期には，蔵奉行の下で行われていたが，享保 20（1735）年には米会所が設置され，ここで払下げが行われるようになった。町触を見ると，蔵米の払下げ入札の触が見られるのは享保 20 年までだが，寛政 11（1799）年から文政７（1824）年まで，蔵米の払下げ入札の触が復活している。ただ，取扱量は少なく，「痛み米」といった語も見え，享保 20 年以前の払下げとは様相は異なる。

鉄砲奉行は２人おり，書院番・小城代十組・大番などから任命された。鉄砲奉行に就任すると，10 年以上在任した者も多い。四隅の櫓・櫓跡と焔硝蔵の管理のほか，鉛等武器の調達も行っていた。

次に，門番頭について。『柳営補任』によると，慶長 12（1607）年に大手門を担当する二条御城代（御定番とも）と西門を担当する二条御定番が設置された。両者は元禄 12（1699）年に廃止され，代わりに，２人が 20 日ずつ交代で東西の門番を担当する二条城門番頭が設置され，東西の門の番を担当した。20 年以上つとめる者もあり，在任期間はまちまちである。東西門の櫓や番所の管理が仕事であった。

ちなみに，中井家文書には，大工頭中井家８代目正平（岡次郎）が鉄砲奉行の拝命を願った願書が残る。このときの願いがかなったかどうかは不明だが，慶応２（1866）年，10 代目正居（保三郎）は門番頭に任命されている。

殿中番，御殿番とも称された御殿預をつとめたのは，三輪市十郎家である。慶長期に徳川家康から二条城の御殿を預けられた三輪家は，代々京都に居住し，二之丸の諸屋敷の管理にあたった。また，城内の掃除や松飾りの手配などに従事した。

ところで，寛政期に，二之丸の金蔵破り事件が起こっているように，城に保管されていたのは米や武器だけではない。城内には，金のほかに，白銀や銅，銭・鉄が蔵され，大番頭や蔵奉行，三輪氏が管理していた。

城内の修理について見てみよう。修理する箇所は，破損奉行のほか在番衆が立ち会い，江戸の老中や若年寄，大目付が見分し検討した。大がかりな修理や普請では，城内の番衆小屋の修復に際しては，大工頭の中井家が大工を手配し，組頭が大工飯米の受け渡しの責任者をつとめている。飯米は大津蔵から調達したものであった。修理に関わる帳簿は，城の櫓に納められた。実務を担った中井家は，元禄 11 年には，普請奉行に差し加えられている。１年で交代の在番衆では行き届かない部分も少なくなかったのであろう。

町触を見ると，城外の蔵や諸役人の役宅の修理の入札触は，江戸時代を通じて確認できるが，城内の修理に関わる触は，天明の大火の後など機会が限られている。その代わり，二条城内の修理を担う材木方・日傭方・小買物方・張付方・壁土方の請負入札の触が安永５（1776）年までほぼ毎年確認できる。また，城内各所の修理に使用する藁縄を調達するための入札触も，江戸時代を通じて確認できる。比較的小規模な日々のメンテナンスはこのようにして実施したものであろう。安永６年以降に担い手がどう変化したのかは不明である。

なお，町触には橋のかけ直しの入札触もある。全て紹介すると，高麗門外の橋の入札触は，享保８（1723）年・明和２（1765）年の２回，本丸と二之丸をつなぐ廊下橋は，元文４（1739）年，宝暦６（1756）年，安永９（1779）年，寛政６（1793）年の４回，西門外の橋は，宝暦７（1757）年，安永９（1799）年，享和３（1801）年，文政２（1821）年の４回である。

イ　京都の町や村と二条城

京都市域に残るさまざまな史料を見ると，二条城が京都の町や村に支えられていたことが分かる。

まず城の日常的なメンテナンスについて。二条城内外の掃除は，当初，三条天部村ほか５村が中心につとめ，動員数は総勢で 3,700 人にのぼる。掃除を取り仕切った天部村の下村文六が死去した宝永５（1708）年以降は，所司代が人足の調達に当たるようになった。城の鑓や屋根磨きは町代が研ぎ屋を手配し，時太鼓の皮張りにあたったのは天部村であった。

城の正月の松飾りを，小堀仁右衛門からの指示で準備したのは稲荷村で，葉竹は角倉与一が整え，両者とも御殿預りの三輪氏に届けた。角倉の葉竹は，幕府の竹林である御土居を角倉家が管理していたことによるのであろう。年末に城のすす払いをして正月の飾りつけをするのは，「御土居内十二ケ村」とよばれる上鳥羽村ほか 11 村である。京筋役の１つとして負担したもので，二条城に関わるものとしては，ほかに，城を中心に七里四方の飛脚御状箱や諸人足の負担がある。なお，幕末には村々が困窮し，正月の準備以外の京都筋役は休役される年もあった。

城への物資供給について。まず，山城国の村々には藪役が課され，毎年 11 月に竹を献上した。竹蔵の場所は不明だが，城外に設置され，小堀仁右衛門が管理していた。現物納入ではないが，城の修復のための藁縄代を負担したり，蔵詰米の人足を出す村もあった。また，寛文期には，城の石垣を一乗寺山から切り出すことが計画されている。

寛文期には，物資の輸送をめぐり下鳥羽・横大路の車方と高瀬船との間で争論が起こっている。御所や二条城の普請，鉄砲等の輸送に当たっていた車方が，高瀬船の増加に伴い，積み荷の減少に直面したことによるもので，二条城への物資輸送をめぐり両者が競合関係にあったことがわかる。また幕末には，下嵯峨の車方が，二条城に城米を届けるのに人力の大八車を導入するに際して，通行路にあたる生田村との間で，車の通行が道の破損を招いた場合の対応について取り決めた一札を交わしている。

二条城在番の交代時には，城内の居所が空くまで，新着の在番衆は城の周辺に旅宿をとった。手配したのは町代である。旅宿場所は，当初，東西は岩上通から大宮西入町まで，南北は姉小路から仏光寺通までの範囲であったものが，幕末には，東西が西堀川通から神泉苑町まで，南北が，御池北より南松原までの範囲に拡大している。200 町ほどの町が一丸となって提出した負担軽減を求める願書からは，連年の負担が町人に重くのしかかっていたことがうかがえる。

負担ということでは，天明大火後，城内の焼跡の灰の処分をめぐって，山城国全体の村々に大きな負担が課された。すなわち，当初，村々は，高 100 石につき４人ずつの灰掻き人足を出したが，灰の過半が残る状態であった。幕府としては，引続き人足の供出を求めたいところであったが，麦作の時期にあたることや遠方の村には往復の費用がかかることから，奉行所が人足を雇い上げることとし，人を出す代わりに雇料を村々に賦課したのであった。

以上，京都の町や村が二条城を支えた実態を見てきた。最後に，二条城が村の成り立ちを逆に支えた事例を紹介しよう。享保期，壬生村が町奉行に対して，二条城の堀からとってきた用水が滞り難渋している旨の訴えを出した。稲・瓜・茄子・芋・藍の栽培に困っているというのだが，時代の下がった明治 19（1886）年，壬生村から二条城外堀への水車の設置を願い出てお

り，近代にいたるまで，二条城の堀は壬生村に用水を供給し続けていた。

(4) 二条城と災害

ア 江戸時代の火災と地震

江戸時代には，二条城に大きな被害をもたらした火災や地震，暴風雨，落雷が 10 件あった。最初は，万治３（1660）年７月６日の大風雨で，同年９月８日に石垣普請が命じられた。翌々寛文２（1662）年５月１日の大地震では「殿舎」が大破し，同年５月 28 日に修理が命じられている。翌年 12 月６日にも地震があった。さらに寛文５年５月 12 日の大地震では，二条城の石垣や二之丸御殿などが破損した。地震はその後，宝永４（1707）年 10 月４日や文政２（1819）年６月 12 日の事例が知られる。そして，文政 13 年７月２日に大地震が発生し，二条城や御所をはじめ京都中に大きな被害をもたらした。

地震以外で被害が大きかったのは，落雷と火災である。特に，元禄 14（1701）年６月 20 日の落雷では，天守の一部などが破損し，寛延３（1750）年８月 25 日の落雷と火災では，天守が焼失してしまった。さらに，天明８（1788）年正月 30 日のいわゆる天明の大火では，二条城の本丸が焼失するにいたった。

以下では，二条城に大きな被害をもたらした，寛延３年の天守閣焼失，天明大火による本丸焼失，そして二条城全体に被害を与えた文政の大地震を取り上げ，検討していく。

イ 天守閣焼失

元禄 14 年の落雷では，「二条城天守第一重破損之間，六七ケ所破損，ヤクラ東西二ケ所，又天主サチホコ，ヤクラサチホコ悉飛散」（『基熙公記』）と，天守閣などが破損したことがわかる。さらに，その後の寛延３年の落雷では，同時に火災が発生し，天守閣が焼失してしまった。『寛延三年世説』に「夜九時（一二時頃）二条御天守，下之重より焼出し候，八ツ時（二時頃）三重目より北之方へ倒申，今廿七日漸火鎮」とある。この時「付天守」も同時に焼失した。元禄 14 年の落雷が，天守閣焼失の遠因であったかもしれない。

その後，宝暦２（1752）年２月 17 日に，天守台の復旧にあたった「大番の士十二人」が，将軍から時服を与えられ，同６年 12 月 20 日には，普請奉行稲垣正武と大番組頭河野源右衛門に褒美が与えられた。天守閣の焼失後，ある程度の修復事業が行われたことがわかる。

ウ 天明の大火と本丸焼失

天明８年正月 30 日午前５時頃，団栗辻子から出火し，二条城には午後２時頃，火勢が迫った。最初，堀川通が焼けて，東御門や辰巳（南東）櫓へ火が吹きつけたが，町奉行や伏見奉行，篠山藩の部隊が防ぎ止めた。しかし，午後４時頃には，戌亥（北西）櫓から火が入り，本丸に燃え移った。二之丸との境界にある本丸の門は，町奉行や亀山藩の部隊が防ぎ，何とか消し止めた。二条城の火災は，最終的に子の刻（零頃）に鎮まった（北原糸子ほか「京都天明大火における大名火消の実態」など）。

二条城の被害状況は，『京都町触集成』に収録の入札触（天明８年２月朔日，同 23 日，３月４日，同 25 日，５月，７月 28 日）によって，ある程度は確認できる。たとえば，５月の触には，次のように記されている。「二条御城西御門之内升形仮御門并両脇塀札番所共，同南折廻り目板瓦塀，同所大番所（小）御門，大番所下番所二之御門，同所外足軽番所，高麗御門扉仕足，二之丸御台所屋根御破損，小屋高麗御門外米見番所御取建之分」。しかし，御殿内部などの重要な場所は対象外のようで不明である。

修復状況は，当時二条城の普請（破損）奉行差加であった中井藤三郎正紀が書き残した留書

からある程度知ることができ，町奉行所や勘定奉行と折衝しながら修復作業を進められていた。たとえば，同年９月朔日に「御城内御破損所見分」が破損奉行らの立会いで行われた後，10 月８日には，

一御城内御門其外番所、今日より取掛り、
一御城内御普請ニ付、木品柵相遣候儀者、大坂表ニ而難相整候付、相渡候様致度旨相願相済候事、
一高麗御門扣柱木替沢栗ニ仕度願相済候事、則吉野や彦兵衛江申渡ス、
同日
一二丸御納戸蔵内仕切、此度出来致シ候ニ付、先為見分立会、
御殿番　三輪市十郎
御蔵奉行　藤沢弥三郎
御破損奉行　伊藤三右衛門
服部富蔵
中井藤三郎
西公事方　真野八郎兵衛
下役　大塚太右衛門
東下役　柴田升右衛門
御破損下奉行両人
一二丸大御番所天井、大火之節損候付、御修復之積り、尤立会前同段、
一〇月一九日
一西御門奥番所之儀付、小林弥兵衛（門番頭）申談候事、
（略）

といった記事が記されている。二条城と町奉行所の役人が連携して修復事業に当たっていたことがわかる。

なお，同年８月８日には，勘定奉行根岸鎮衛が，二条城などの仮造営に尽力したとして賞美され，同年８月 22 日には，老中松平定信が二条城内を巡見している。また，翌寛政元（1789）年 12 月 25 日には，二条城の番衆８名が，御所仮造営中の治安維持のため，御所周辺の見廻り任務につき，後に賞美されている。

エ　文政の大地震

文政 13 年７月２日，京都に大地震が起こり，二条城も大きな被害をこうむった（『宝暦現来集』巻之 19）。寛文５年の地震でも，二条城の「二丸御殿」が少々破損したが，今回の地震の被害はさらに大規模だったようである。大坂目付の間部主殿頭・木下左兵衛が，二条城守護の大番頭から受け取った情報をもとに幕府に届け出た史料は，全 73 条にわたって二条城各所の被害が詳細に記されているが，そのうち 43 条目にあたる二之丸御殿に関わる記事を参考までに示しておこう。「御玄関遠侍殿上の間，御式台の間，同裏の間，同大広間，同所溜の間，蘇鉄の間，御黒書院，御座の間，同所東溜，御雪隠，総体傾き，御屋根天井，欄間羽目御張附雨戸壁等迄損申候」。被害の様子がかなり具体的に示されていることがわかる。

また，当時在番していた長崎金左衛門が江戸に送った書状には，地震時の城内の混乱ぶりや人的被害の様子が語られているが，二条城の被害についても，「御城も西東北御門，不残大破候，高麗橋御門たをれかゝり，四方御堀，大半崩れ倒れ申候，御殿つひじ，御米蔵，不残むねくじけ申候」（『大日本地震史料』）などと，大坂目付と同様の被害状況を語っている。

文政地震が過去の災害と大きく異なる点は，『江戸幕府日記』や『徳川実紀』が二条城の被害について何も語っていないことである。この時期には，幕府の二条城への関心が薄れていたのだろうか。

なお，文政地震による二条城の被害状況については，大坂目付の届書などをふまえて作成された「江戸期の地震時における京都盆地と二条城の被害状況」（『重要文化財二条城調査工事報告書』図 6.1.3 文政京都地震(1830)における二条城での被害状況，図２－８）に，二条城全体の被害箇所が色刷りで示されている。若干の不備はあるものの参考になる。

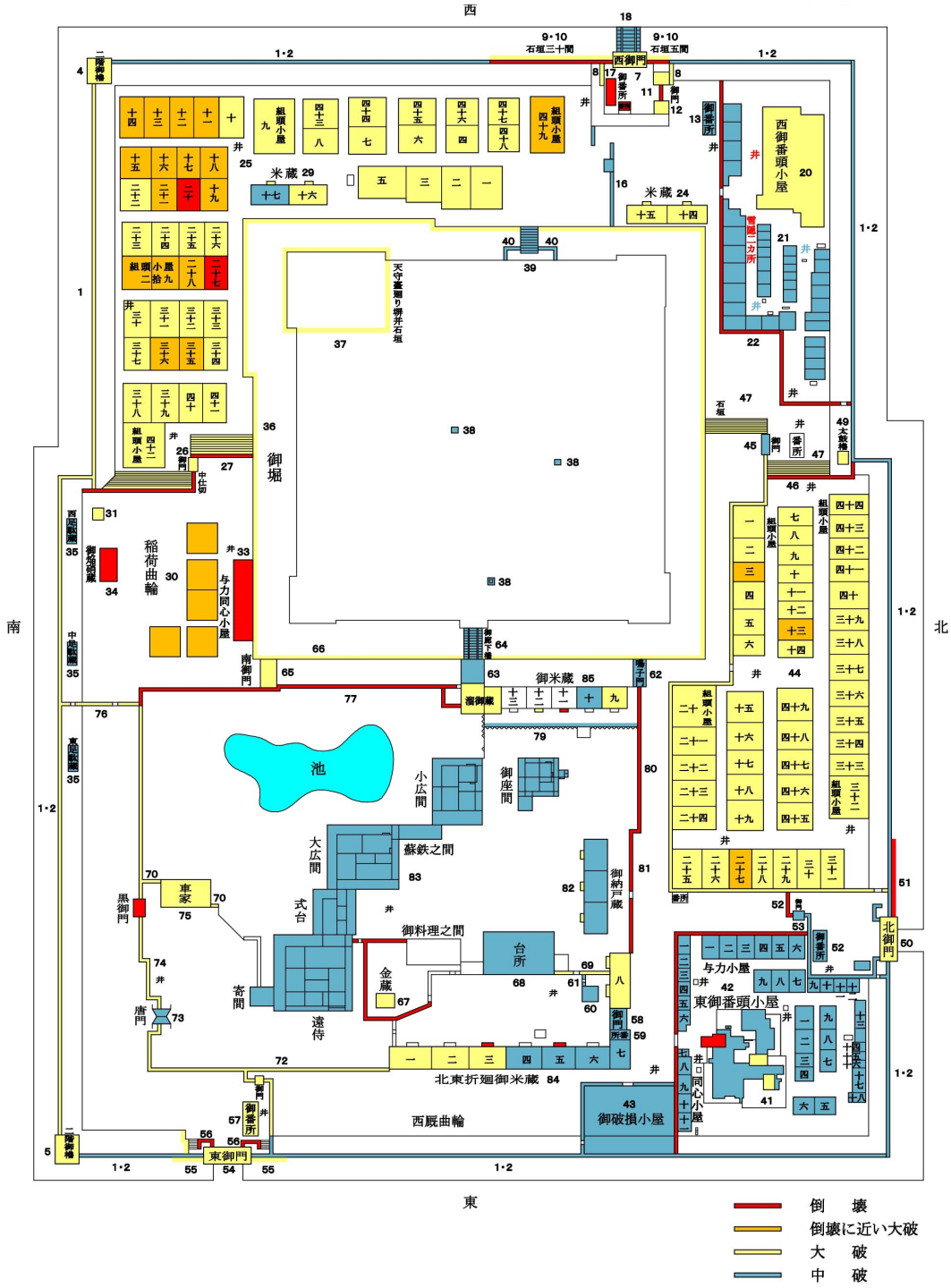

図２－８：文政京都地震(1830)における二条城での被害状況

(5) 幕末維新期の二条城

文久３（1863）年３月４日，幕末の政情が緊迫するなか，将軍徳川家茂が上洛し，二条城に入った。本項では，この家茂上洛から明治維新の政変を経て，京都府庁が二条城に移る明治４（1871）年６月 26 日までについて概観する。

ア　家茂上洛期の二条城

徳川家光以来将軍として二百数十年ぶりに上洛した家茂は，二条城に滞在して幕閣や諸侯，公家らと頻繁に会合を持った。幕府はそれに合わせて二条城の改修，増築を行うが，家茂は６月９日にはいったん大坂城に向かい，その後江戸に戻った。この間，３月７日に御所に参内，11 日には孝明天皇の賀茂下上社行幸に供奉した。

家茂は翌４年（元治元年）１月 15 日に再び上洛し，二条城に入った。家茂は５月７日まで二条城に滞在し，大坂から江戸に戻った。５月１日に家茂に拝謁した池坊専正の「御代替御礼継目御礼記録」（池坊中央研究所所蔵）によれば，この日，御座之間に老中稲葉正邦が，黒書院に京都所司代松平定敬や井伊直弼の子直憲らが控え，海陸備向掛雇佐久間象山が初めて面会したのもこの時であった。池坊専正は京都の寺社や町人らとともに溜之間に着座した。

家茂が３度目に上洛するのは慶応元（1865）年閏５月 22 日，長州再征が緊迫した時期であった。以後大坂城との間を何度か行き来するが，翌２年７月 20 日に大坂城で死去した。この間，慶応元年 10 月には将軍職を一橋慶喜に譲るという意向を表明したもののそれもかなわず，慶応２年４月頃から体調不良に陥っていた。

イ　徳川慶喜と二条城

徳川慶喜は文久（1862）２年７月６日に将軍後見職，元治元（1864）年３月 25 日禁裏守衛総督に就任し，家茂在世中から政治に関与しており，家茂死後は二条城で幕閣や諸侯と面会することもあったが，慶応２（1866）年 12 月５日に正式に将軍に就任した。その後，慶応３年９月 21 日には内大臣となるが，10 月頃には大政奉還の準備のため二条城で頻繁に会合を持つようになる。同年 10 月 13 日には大広間に在京 10 万石以上の諸侯を集め，老中が大政奉還について諮問した。大政奉還が上表されるのは翌 14 日で，以後連日諸侯への伝達を行った。

しかし，12 月になると，大政奉還に反発した薩摩藩らによる王政復古のクーデターが起こり，12 月 12 日に慶喜は会津藩主松平容保らとともに二条城を退去し，大坂城に向かった。

ウ　新政府支配下の二条城

慶応４（1868）年１月５日，徳川慶勝が二条城を収管，１月 27 日に太政官代が二条城に置かれた。これに合わせて，学習院，金穀出納所，会計事務裁判所が二条城に設けられた。２月３日には明治天皇が太政官代に行幸，３月９日にも再び行幸した。この時期の二条城については，詳細を示す地図は少ないが，宮内庁に残る「二條城太政官代圖 明治元年／大正９年写所収 二条城太政官代図」（宮内庁宮内公文書館所蔵，図２－９）は 1912 年に多久幸に対して行った調査に基づくもので参考になる。

同年閏４月 17 日仮皇居を二条城本丸，太政官を同二之丸に造営する計画の検討に入り，同月 21 日太政官代を御所に移したが，この計画は実施されなかった。むしろ翌年から始まる東京遷都の動きにより，明治３（1870）年３月 22 日に二条城は留守官の管轄となり，翌４年３月８日にはさらに京都府の管轄となったのである。

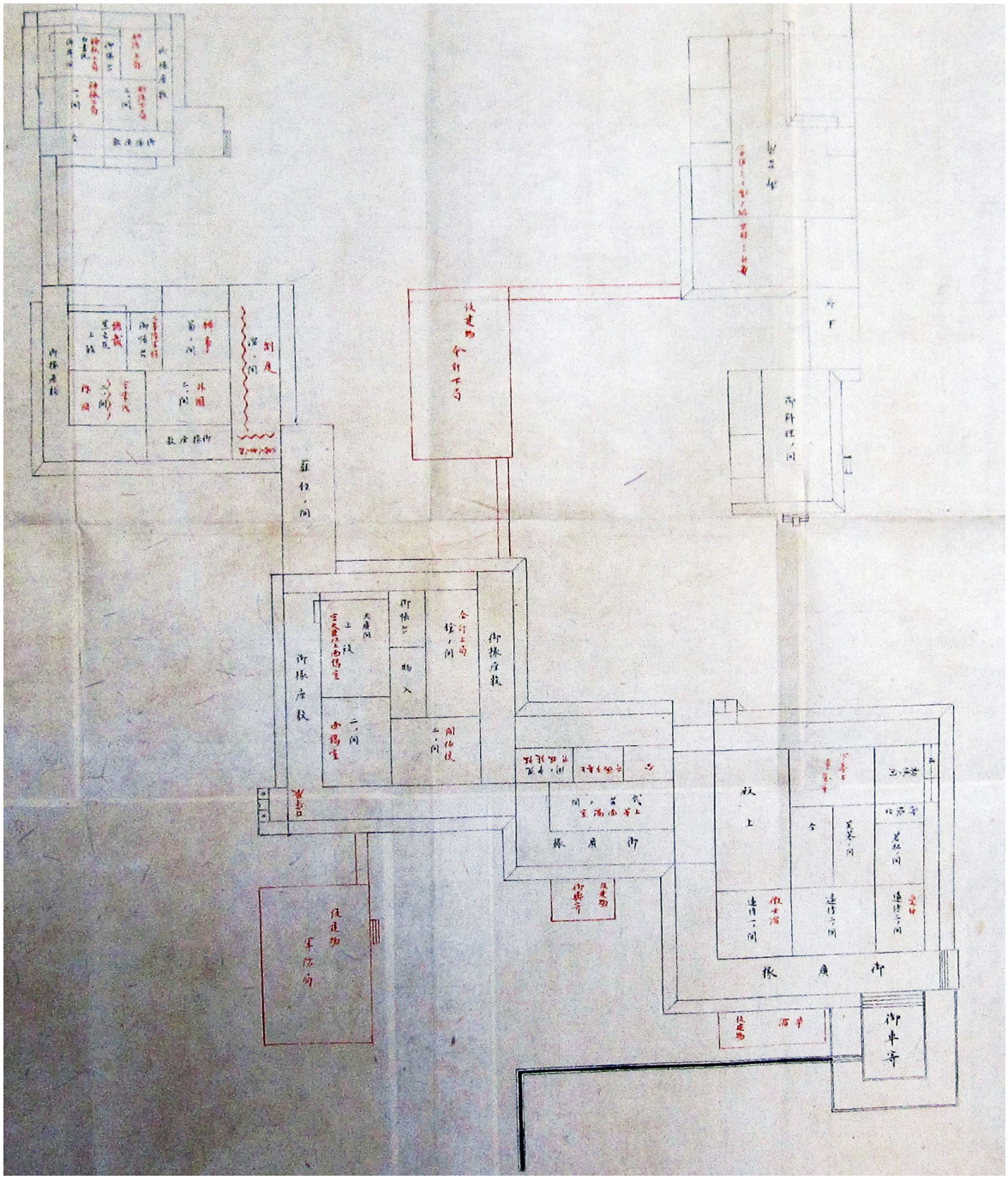

図２−９：二條城太政官代圖（宮内庁宮内公文書館所蔵）

3　本史跡の歴史（近代）

(1)　府庁時代の二条城

明治４（1871）年６月 26 日，元京都守護職上屋敷の地に置かれていた京都府庁は二条城に移転した。それから 14 年間，明治 18（1885）年６月５日に府庁が現在地に再移転するまで，二条城は府政の中核施設として活用されることになった。ここでは，府庁時代の二条城について主な出来事と関係史料について述べていきたい。

ア　二条城への府庁移転

前述のように府庁は明治４（1871）年６月 26 日に二条城へ移転するが，これに先立ち，同年２月 28 日に府は弁官に二条城への府庁移転を願い出ている（「明治４年２月 28 日　府庁移転につき願い」『明 05-0089「庁舎事件御達並ニ往復」』）この願書の中で，府は，留守官管轄の二条城が活用されておらず，ここに府庁や京都に設けられている諸省の出張所をすべて移転すれば行政費用の軽減が可能になるとして，城内への移転の利便を主張している。この願いは受け入れられ，同年３月，二条城は府の管轄下に入ることになった（「明治４年３月　二条城管轄について達」『御達書 13-43「二条城，是までの留守官管轄より自今其府管轄仰付られ候条，同官より請取可き事」』）。

上記の経緯ののちに６月 26 日に府庁が移転するが，庁舎として活用するためには多大の営繕費が必要となったらしく，その費用の捻出に頭を痛めている様子が，翌 1872 年２月７日に府より大蔵大輔井上馨に差し出された文書（「明治５年２月７日　京都府より普請費用増額につき願い」『明 05-0089「庁舎事件御達並ニ往復」』）からうかがえる。これによると，1871 年５月より営繕にかかり，移転後も引き続いて作業を進めたところ，およそ 12000 両の経費が必要であることが判明した。しかし，政府から 8000 両に圧縮するよう指示が出たらしく，これに対して府は人件費や材料費などが高騰していることを理由に圧縮は困難であると，経費の増額を願い出た。しかし，大蔵省は５年３月 29 日付の回答（「明治５年３月 29 日　府庁普請費用につき大蔵大輔井上馨より回答」『明 05-0089「庁舎事件御達並ニ往復」』）で「今更増金等申出候ハ不都合」として府の要求を拒絶している。そののちの経緯について詳細は不明であるが，一連の史料から移転経費に府が苦しんだことが判明するとともに，城内建造物に対して多額の費用を要するほどに少なからぬ改変が加えられたのではないかと推測される。

イ　陸軍省管轄期の二条城

前述のように，府庁の移転に先立ち二条城は府の管轄となったが，明治６（1873）年２月 15 日に陸軍省管轄に改められた（「二条離宮沿革誌」）。これは明治５年に旧城郭・陣屋等の管理にかかわる政府の方針が示された（「京都府史」第１編 62 号）ことに対応したものと思われる。

管轄が変わることにより，府は改めて陸軍省から二条城を借り受け，引き続き府庁として使用することとなった。その際，府は陸軍省と借り受けに関する契約書を結んでいる。府庁文書で確認できる最初の史料は，明治 10（1877）年７月５日付の文書（「1877 年７月５日　二条城貸与につき陸軍省と約定案」『明 11-0027「二条城借受定約並本丸返戻一件」』。以下，「返戻一件」と略記。）である。この段階では案文でしかないが，これによると，面積を 61944 坪１合５勺と算定した二条城を無償で貸与されること，陸軍が必要となった場合は 30 日以内に返還されるべきことなどが定められていた。

府庁として使用されていくなかで，しだいに建造物の傷みが激しかった本丸の扱いが問題となってきた。明治 12（1879）年６月，府は本丸内の「食堂」と「遙拝所」の移転について伺いを出しており（「返戻一件」），遅くともこのころから本丸の使用のあり方が課題となっていた

と思われる。そして同年８月９日，府は陸軍に対し本丸の返戻を申し出た（「1879 年８月９日本丸返戻につき伺い」『明 11-0027「二条城借受定約並本丸返戻一件」』）。この申出書には，その理由として，「本丸建物」が「大破」しており，「借用之名義而已」であって，実際には使用しておらず不要である旨が記されていた。この申し出は受けいれられて本丸は陸軍省に返されることになり，同年８月 26 日，本丸を除いた 50135 坪１合９勺を５年間借り受ける契約書が改めて結ばれた（「1879 年 8 月 26 日　本丸返戻後の借用につき陸軍省と約定案」『明 11-0027「二条城借受定約並本丸返戻一件」』）。ただし，府は返還してからも，陸軍省から何らかの委託があったためか，本丸の管理は続けたとみえ，「監守人」を置き，本丸建造物の清掃や雨漏りなど破損状況について報告させている（「返戻一件」）。

本丸返戻にあたり，京都府は「本丸地所建物」の目録を付した「引渡証」を作成し陸軍省に提出している（「1879 年８月 22 日　本丸引渡証」『明 11-0027「二条城借受定約並本丸返戻一件」』）。これによると，本丸には「仮建家」と記された建造物が８棟，そのうち２棟は，それぞれ 228 坪，115 坪の広さがあったとされている。このかなりの広さをもった２棟が前述の「食堂」と「遙拝所」に相当するのか，また，「仮」ということは，天明の大火により本丸御殿が焼失したのちに一時的に建築された構造物があったということであろうか，さらなる史料の調査と考察が必要であろう。なお，1881 年６月 28 日付『大阪日報』が「今度陸軍省より当地旧二條城の本丸の建家幷に建具等を悉皆払下らる」（『大阪日報』1881 年６月 28 日付）と報じており，陸軍省に返されて間もなく，これらの建造物は処分されたのではないかと考えられる。

一方，陸軍は二条城の「地積精細実測」を行い，その結果を明治 13（1880）年２月 16 日に通告してきた。この測量の開始時期は不明であるが，明治 12（1879）年 11 月 21 日付及び同年 12 月５日付『朝日新聞』が陸軍省が二条城の測量を進めている旨の記事を掲載しており，本丸が返還されてほどない時期から測量にかかったと思われる。陸軍の「精細実測」により，二条城面積は 62304 坪４合３勺とされ，以前よりおよそ 360 坪増大した数値となった。これにより本丸を除く面積は 50415 坪７合３勺となり，これに応じた新たな契約書が結ばれることになった（「1880 年８月 28 日　面積訂正にもとづく定約書改正につき回答」『明 11-0027「二条城借受定約並本丸返戻一件」』，「1880 年８月 28 日　面積訂正後の借用につき約定書」『明 11-0027「二条城借受定約並本丸返戻一件」』）。この際，これまで七か条であった契約内容が改められて１条が追加され，「第八ケ條」として「樹木伐採建物解除地景変換ハ厳禁之事」という１項が加えられることになった。なお，この時期の二之丸については，宮内庁書陵部所蔵の絵図「二条離宮沿革附図所収，二條城府廳建物千二百分一図」（識別番号 38995 中）（宮内庁所蔵，「参考資料　資料３　図」10）がある。

ウ　離宮の設置と府庁の再移転

明治 14（1881）年１月，槇村正直知事が退任し，第３代知事に北垣国道が就任した。就任から間もない同年３月１日付及び同年３月 31 日付『大阪日報』が，府庁の新築移転の動きがあり，その場所として河原町の勧業場が考えられていることを（『大阪日報』1881 年３月１日付，『大阪日報』1881 年３月 31 日付），続いて同年６月３日付『朝日新聞』が同年中に二条城が陸軍省に返還されるとの観測を報じている（『朝日新聞』1881 年６月３日付）。北垣知事の日記「塵海」（塵海研究会編『北垣国道日記「塵海」』思文閣出版，2010 年）によると，同年 10 月１日条に岩倉具視右大臣が「二条城内一覧」したとの記事があり，続いて，「国道曩キニ，二条城仮府庁ヲ離宮ニ定メ，永ク保存致シ度キ見込ミヲ，宮内卿エ内申スル所アリ」と記されている（「明治 14 年 10 月１日条」『北垣国道日記「塵海」』３頁）。前述のように，前年の明治 13（1880）

年２月に城郭面積の訂正があり，これにもとづく５年借り受けの契約書を交わしたばかりであったが，先の報道と合わせると，北垣知事は就任早々に府庁を移転し，二条城を離宮とする構想を宮内省に内申するなどの活動を開始したと思われる。さらに 1881 年 10 月 25 日条によると，北垣は，「二条城ヲシテ離宮トスルノ建白書ヲ宮内卿エ呈」しており（「明治 14 年 10 月 25 日条」『北垣国道日記「塵海」』11 頁），二条離宮設置についての意見を公にしていった。また，翌明治 15（1882）年 10 月 22 日条によると，府庁を訪問した東伏見宮，北白川宮らに対して，二条城が「非凡ノ殿宇ニシテ三百年ノ星霜ヲ経タル者」であることを説明し，「宮内省御所有ノ離宮トナリ，永久御保存アランコトヲ具状」したと記しており（「明治 15 年 10 月 22 日条」『北垣国道日記「塵海」』64 頁），皇族への働きかけも積極的に行っていた。

こうした北垣知事の活動がしだいに耳目を集めたためかと思われるが，早くも 1881 年 10 月５日付『朝日新聞』が「近々全国中に五ケ所の離宮を設けらるゝ由にて，其御場所は京都の二條城大阪城と今三ケ所の中越前の敦賀城をも用らるべきかと申す風説あり」と，二条城に離宮を置く動きがあることを報じており（『朝日新聞』1881 年 10 月５日付），二条離宮構想はしだいに現実化していくことになった。

北垣知事は琵琶湖疏水工事や京都宮津間車道開鑿工事などの地域振興策を展開したことで知られている。「塵海」1889 年条の最後に記された「漫録」は市制施行以来の施策を回顧したものであるが，このなかで「京都ノ名勝地ハ市ノ経済ニ関スルコト甚大ナリ」と記しており，疏水や道路建設などのインフラ整備だけでなく，現代でいう観光産業も振興の柱の一つになると考えていたと思われる。こうした観点から二条離宮の実現に熱心に取り組んだのではないだろうか。

宮内省告示甲第壱号

京都二條城を離宮と被定自今二條離宮と称候條此旨告示候事

明治十七年七月二十九日　　宮内卿伊藤博文

明治 16（1883）年 10 月，北垣知事は宮内省大書記官を兼任することとなり，さらに京都の桂宮邸に置かれた宮内省支庁長に就任した（『明治天皇紀』６　明治 16 年 10 月２日条）。こうした地位に就くことで北垣の離宮構想はさらに前進したのではないだろうか。翌明治 17（1884）年７月 29 日付で，右記のように宮内省告示甲第一号（1884 年８月２日付『朝日新聞』「官令」欄登載）が出され，二条城は二条離宮と改められることになった。

ところが，名称の変更が先行しすぎたためか，二条離宮と変わってもただちに府庁の移転は行われなかった。「塵海」の 1884 年 10 月３日・４日条には，北垣が宮内省を訪ね，杉孫七郎内蔵頭や伊藤博文宮内卿に「二条離宮計画」について談じたと記されており（「明治 17 年 10 月３日条」『北垣国道日記「塵海」』145 頁，「明治 17 年 10 月４日条」『北垣国道日記「塵海」』146 頁），実際の離宮実現には時間を要したものと思われ，離宮に府庁が所在するという奇妙な状態がしばらく続いた。

明治 18（1885）年になると，ようやく移転が日程にのぼるようになり，同年２月 15 日付『日本立憲政党新聞』が府庁の移転は９月になる見込みと報じている（『日本立憲政党新聞』1885 年２月 15 日付）。こうした状況を経て府庁の移転が成るのは，前述のように報道よりも早い同年６月５日のことであった。なお城郭周辺の馬場などは管轄替えが遅れたらしく，同年６月 19 日付『日本立憲政党新聞』が「五町九反六畝五歩八厘」の馬場が宮内省支庁に引き渡されることになったと報じている（『日本立憲政党新聞』1885 年６月 19 日）。こうして二条城とその周辺地を宮内省が管轄することになり，以後，二条離宮としての本格的な歩みを開始していくことになる。なお，二条城から府庁が移転するにあたり，京都府は府庁として使用したエリアに関する詳細なリストを作成して宮内省に手交している（「1885 年６月 22 日　二條離宮地所建

物引渡目録宮内省支庁第 286 号」『明 18-0032「二条離宮引渡一件」』)。歴彩館所蔵文書「二条離宮引渡一件」(明 18-0032)には，この際のリストの一部にあたるとみられる「二條離宮建物建具書」,「二條城郭内外地建家其他調書」,「二條離宮建物内金張付剥及枚数書」,「二條城二丸御殿御絵間幷御車塚　張付絵模様間数之覚」が収められている。

(2)　離宮時代の二条城

明治 17（1884）年７月 28 日，二条城は「二条離宮」とその名称をあらため，以降，宮内省の管轄下に置かれることとなった。『公文類聚』収録の宮内省稟告（1883 年９月４日）は，その理由について「京都二条城ハ慶長年中ノ建築に係リ其構造ノ壮麗ニシテ海外各国人モ之ヲ称揚候場所」であり，「永ク御保存可相成候」と短く触れている（「京都二条城ヲ以テ離宮ト定ム」)。

翌明治 18（1885）年６月５日の京都府庁が移転する（『京都日出新聞』1885 年６月６日)。以後，同所は京都御所や修学院離宮，桂離宮などとともに，京都を訪れた皇族の宿泊施設・立寄先として，あるいは国内外から来京した貴顕を迎える施設のひとつとして，その役割を担わされていく。

『明治天皇紀』によれば，明治天皇は，明治 20（1887）年１月と明治 28（1895）年５月の２回，二条離宮を訪れている。そのほか離宮時代の主な出来事としては，明治 26（1893）年の旧桂宮邸の本丸への移築，皇太子時代の大正天皇が京都に滞在した際の「御座所」としての使用，大正４（1915）年，大正大典時の大饗宴場の設置などが挙げられる。そして，宮内省移管から 55 年を経た昭和 14（1939）年 10 月 25 日，全国の離宮・御用邸整理の一連の流れのなかで「二条離宮」は廃止され，京都市へ「下賜」されることとなる。

ア　移管後の大修理

京都府庁移転の直後から明治 19（1886）年にかけて，城内の大規模な修理工事や解体撤去工事が，41,000 円あまりの予算を投じて実施され，二条城は「離宮」としてその装いをあらたにした。

宮内庁書陵部所蔵の「二条離宮修繕工事録一　伺及往復書　自明治十八年至同二十年」に収録された資料をみると，工事の計画段階では，東南角櫓・西南角櫓の解体や，煉瓦造りの台所・料理の間の新築，外濠土塀の煉瓦塀への改築なども検討されていたことがわかる。

また 1885 年４月の段階では，御殿内の床は当初「畳敷込ミ旧観ニ復シ」と，4340 円が「畳方」に計上されていたが，「畳敷込ミ」の文字には朱で打ち消し線が引かれ，６月になると概算書の内容から「畳方」の項目自体が消えている。結局，床は板敷きと決定した（「二条離宮修繕工事録六　日記」)。『京都日出新聞』1886 年９月 28 日号の記事には，フランスのリヨンに絨毯を発注した旨も報じられている。

そのほか，御殿の屋根瓦の葺き替えや，木材の「渥（アク)」の洗浄，金箔張付箇所の修繕，白壁の塗り直しなど，城内全般にわたって改修・整備の手が入れられた。なかでも大がかりだったのが，御殿床下の柱補修工事であった。もともと，1885 年度・1886 年度の予算は 19,478.164 円ずつ同額が配分されていた（前掲「二条離宮修繕工事録一」)。しかし着工後の 1885 年 11 月 16 日，「床下意外之腐朽ニ属シ最前見積之通柱根総体切編候ノミニテハ後来保方無覚束存候ニ付」と，予想以上に柱の根元部分の腐朽が進んでいた旨が報告され，その際，車寄の屋根葺き替え費用などとあわせて同年度 4,153.403 円の追加予算を願い出て認められている。

工期中に大幅な仕様変更が行われたものには，ほかに唐門の屋根葺きがある。宮内省移管当時，唐門の屋根は瓦葺きだったが，1886 年３月 13 日付「二条離宮御内郭唐門屋根換之義伺」によると，「瓦下土居葺及上ハ野地共悉皆腐朽致居」という状態だった。そこで，唐門はそもそ

も車寄同様に瓦葺きではなかった点や，「御馬車御通行之危険モ無之」という安全上の理由も鑑みられ，檜皮葺きに変更された。

御殿などの屋根への雨樋の取り付けが決まったのも，工期の終盤だった。また，東南隅櫓と東大手門との間の土塀も，当初は土塁に変更される予定だったが，「漸ク拾七間程ノ短間ニ在之」という理由で，結局「従前之土塀其侭残置」くこととされた。ちなみに，宇治市歴史資料館には同時期の二条離宮を描いたものとみられる銅版画が所蔵されているが，そこには，東大手門と西南隅櫓とを結ぶ箇所に，土塀ではなく土塁が描かれている（「市中二条離宮　NIJO RIKIU　第四十九号」『幕末明治・京都遊覧』より）。しかし，土塀残置の記述と二条城の現況とを鑑みるに，これは描画の際の誤謬と判断するのが適当だろう（なお，隅櫓の向きも 90 度誤って描かれている）。

イ　明治後半期の二条離宮

修理工事完了の翌年，明治 20（1887）年１月の明治天皇の来訪は，「離宮」としての二条城の最初の大仕事となった。当時の新聞記事によれば，１月 29 日午前 10 時，御所建礼門を出た天皇は，東大手門より二条離宮入りした。そして車寄から宮殿内部を黒書院・白書院と進み，西の「御座間」に着座して昼食を摂った。食後は本丸旧天守台周辺を巡覧してふたたび着座し，小休憩ののち，退去時には宮殿内各部屋の美術品を見て回ったという。一行は午後１時に出門し，京都府庁に立ち寄り御所へと戻った（『京都日出新聞』1887 年１月 30 日付）。

そのほか，新聞記事によれば，早い例では修理工事完了間際の 1886 年９月６日に久邇宮と山科宮が視察に訪れているほか，同年 12 月６日には大倉喜八郎が，1887 年３月 16 日にはドイツのレオポルド親王が訪れるなど，二条離宮は京都における貴顕の訪問先のひとつとなっていく。明治 25（1892）年には，１月から８月までの８か月間で訪問者が 432 名を数えたことも報道されている（『京都日出新聞』1892 年 10 月 23 日付）。

明治 26（1893）年になると，京都御苑今出川門内にあった旧桂宮邸が本丸へ移築される。移築工事は翌明治 27（1894）年にかけて行われた。工事完了の翌明治 28（1895）年５月 23 日には明治天皇が広島大本営からの帰途，同所に立ち寄り，本丸庭園の改造を指示している（『明治天皇紀』）。このとき，旧「御寝之間」は「雉子ノ間」に，旧「使者之間」は「溜ノ間」になど，本丸御殿内各間の呼称も改められた。宮内庁書陵部所蔵の図面には，「朱書之通爾今可相称旨被　仰出候」と，それらの新名称が朱書きの付箋で示されている（「二条離宮本丸之図」宮内庁書陵部蔵）。また，同御殿の三層部（現「御常御殿」）は，「呈寿楼」と呼ばれることとなった（股野藍田「呈寿楼記」『太陽』第２巻第９号など）。

この本丸御殿を京都滞在時の常宿として使用したのが，皇太子時代の大正天皇だった。明治 31（1898）年の滞在時（10 月 12 日―11 月 10 日）の新聞記事には，このとき「御座所」が呈寿楼に設けられたことや，そこには「稼穡養蚕の様など画きし古代の襖」がしつらえられていることが記されている。

２年後の明治 33（1900）年５月にも，今度は同月 10 日に結婚した皇太子妃をともなって京都を訪れ，やはり二条離宮に滞在した。『風俗画報』第 211 号は，「二条離宮御装飾の一斑」と題して本丸御殿の様子を報じている。記事によれば，呈寿楼１階南西の部屋に設けられた御座所の内部は，「中央には敷物ありて。卓子を備へ。卓子掛は金襴にて絲綿張りの黒塗にて。菊花御紋章ある椅子二脚を置き。卓上には御煙草盆を置く。御床は龍虎の対幅。下に霊芝の置物。御違棚には陶器の鶏置物。金蒔絵御料紙御硯箱を置き。御縁座敷には盆栽を陳す」という状態だった。

この時期には，二之丸御殿内廊下部分の障壁画・天井画もあらたに描かれている。起用され

たのは，当時の京都画壇の画家たちだった。たとえば黒書院は明治 32（1899）年から翌年にかけて，入側の長押上部を望月玉泉，同天井部を久保田桃水，東溜長押上部及び天井部を巨勢小石，蘇鉄の間天井部を岸九岳がそれぞれ担当している。そこでは奈良あるいは平安ふうの意匠が採用され，同御殿は古代・近世・西洋近代が複雑に混淆した様式で表現されることとなった（「工事録六，明治三二年」）。明治 21（1888）年に竣工した明治宮殿の内装との共通性をそこに見てとることも可能だが，先に触れた 1886 年の大倉の二条離宮（及び御所）訪問の目的が「皇居御造営事務に付て其一部分を負担する所あるよしにて美術上参考の為め」だったことを考えあわせるに，むしろ，両者は相互の影響関係にあったととらえるほうが妥当であろう。

京都を訪れた外国人たちの目には，こうした明治期の二条離宮のすがたはどのように映じていたのだろうか。アメリカ人旅行作家・写真家のエリザ・シドモアは，「御所の南一マイル半」の場所にある「将軍が富と権力を誇示した場所で，壮麗な封建時代の遺物」という表現で同所を紹介し，とりわけ二之丸御殿の大広間と黒書院の装飾の美しさに目を向けている（エリザ・R・シドモア『シドモア日本紀行――明治の人力車ツアー』外崎克久訳，講談社学術文庫，2002 年）。

シドモアの例が示すように，彼らにとって二条離宮は，端的に「将軍の城」として表象した。たとえば，明治 24（1891）年，大津事件の前日に同所を訪問したロシア皇太子ニコライ二世は，「将軍の御殿では天井の色彩と古い青銅の装飾品に魅惑させられた」と書き残しているほか，1893 年に訪れたオーストリア皇太子フランツ・フェルディナントも，「ぜんたいの外観はいかにも城砦であり，巨大な城壁は櫓をそなえている」とし，大広間の印象を下記のように述べている（保田孝一『最後のロシア皇帝ニコライ二世の日記』講談社学術文庫，2014 年，フランツ・フェルディナント『オーストリア皇太子の日本日記――明治二十六年夏の記録』安藤勉訳，講談社学術文庫，2005 年）。

> 「殿内のどの部屋も，かつての将軍対面所である大広間に比べれば絢爛さにおいては色あせてしまう。大広間では，黄金色の装飾が文字通り見学者を眩惑させるのである。だが，この大広間の絢爛さにつつまれてはいても，どこか恐ろしさをぬぐいきれないことがあった。大広間には隠し戸があり，その向こうの小部屋［武者隠しの間］に忍んだ将軍警固の武者がいつでも飛び出せるように待機しているのでは，とつい思ってしまうからだ。」

二条離宮を「将軍の城」と印象づけるこうした叙述の背景には，もちろん，彼らがかねてより持っていた日本についての予備知識や，現地でそのように日本人にガイドされたということの影響もあるだろう。ひるがえってそれは，当時の日本通の外国人たちや，のみならず日本人自身にもそうしたイメージが膾炙していたであろうことを示唆している。

ウ　大正大礼から下賜へ

大正４（1915）年，大正大礼にあわせて，二条離宮二之丸内に大饗宴場が建設される。先の 1885 年から 86 年にかけての大修理で，二之丸御殿の床は板敷き・絨毯張りとなったが，その後の記録では黒書院や白書院の各御座の間が薄縁敷きに変更されたり，床の間の畳が張り替えられたりした記述がみられる（「工事記録　建物之部　二ノ丸宮殿」〔二条離宮沿革誌一〕，「工

事録二／三　明治二三年」,「二条離宮之図　六百分一」,「二条離宮之図　明治四拾年現在」など)。しかし大饗宴場の建設にあわせて，既存の二之丸御殿の建屋も天皇の休憩所や役人の控室などとして使用されることとなり，その際，同御殿の床全体が一斉に絨毯張りへと改装されることとなった（大礼記録編纂委員会編『大礼記録』清水書店，1919 年)。

現在の姿になったのは，大典後の工事による。大正８（1919）年には黒書院・白書院であいついで絨毯撤去・薄縁敷込工事が行われ（「工事録一　大正八年」など)，翌大正９（1920）年には二之丸御殿全体が薄縁敷きにされた（「工事記録　建物之部　二ノ丸御殿」〔二条離宮沿革誌一〕)。なお，邨田丹陵「大政奉還図」(1935 年）が描かれる前年昭和９（1934）年の「工事録」でも，黒書院他で薄縁の表替えが実施されたことが確認できる。

大典饗宴場など大礼時に増設された建物は，大正５（1916）年の工事で京都市，第三高等学校，高等蚕業学校，京都府などに下賜された。このとき京都市は，解体し城内から搬出した建材の一時的な保管場所として，二条離宮北側外構の土地の無償使用を願い出て許可されている（「工事録　大正五年」)。

二条離宮周囲の土地利用に関しては，それ以前には 1899 年に外郭南側道路に電柱を設置したり，明治 41 (1908) 年に東南部の堀川押小路に京都電気鉄道堀川線の待合所を設けたり (1912 年に撤去)，給水管やガス管を敷設したり（1912—13 年）といった事例があった。上記の大正大礼の例をはさんで後年になると，京都市撒水事業用車両の倉庫設置（1920 年）や，昭和大礼のための車両置き場・資材置き場としての利用など，都市のインフラに関わる設備の設置・工事にとどまらず，外濠周囲の空間を空きスペースとして活用しようとする事例がみられるようになる。

他方，関東大震災で大破した関東地方の御用邸の処置や皇室財産の確保をめぐる議論が発端となり，不要な離宮や御用邸を長期計画で整理しようという動きがでてくる（『読売新聞』1923 年６月４日付，『京都日出新聞』1925 年７月 13 日付など)。今回の調査では，全国の離宮・御用邸の整理案をまとめた資料３点が宮内庁書陵部に所蔵されていることが確認された。３点のうち「離宮及御用邸の整理に就て」(日付未詳) は，二条離宮を「廃止」し「国又ハ府県へ移管」としている一方，1927 年７月６日付の「離宮御用邸ノ処分」は，常時使用されない「不使用宮殿」のなかで二条離宮を仙洞御所・桂離宮とならんで「存置スヘキモノ」に分類し，その理由を「歴史的建設物トシテ且又臨時使用セラルルモノトシテ存置ノ必要アルニ因ル」と添えている。また，同年７月 22 日付「離宮御用邸等ノ整理ニ関スル諸意見」には，「第一」は「廃（国へ移管)」,「第二」は「存（史蹟　臨時御使用)」,「第三」は「廃（国又は府へ移管)」と三つの意見が並んで示されている。

結局，それらの諸案から 12 年後の 1939 年 10 月 25 日，「自今二条離宮ハ之ヲ廃止ス」として「二条離宮」は廃止され，京都市に下げ渡されることとなる（『官報』第 3842 号)。

エ　小括

宮内庁書陵部には，同時期の二条城に関する資料が多数保管されている。特に，宮内省関連施設の工事にまつわる行政文書をまとめた毎年の「工事録」は，膨大な冊数の簿冊が存在し，今回の調査でもその全容をとらえたとは言いがたい。また，新聞記事検索についても該当時期のすべてをカバーすることはできず，忸怩たる思いが残る。

しかし，かぎられた範囲・時間のなかでも，地道な資料解読の積み上げとその分析作業の結果,「二条離宮」と名指しされた空間がきわめて多様な様式を包摂しつつ，多層的な構造を備えていたことの一端があきらかになってきた。

今後,「工事録」をはじめとする行政文書のさらなる調査・分析によって，その全体像がいっそう鮮明にされることが強く期待される。

(3)　恩賜元離宮二条城

ア　京都市移管から敗戦まで

二条離宮は，昭和 14（1939）年 7 月 27 日に世伝御料から解除され，同年 10 月 25 日に「廃止」になり，同日，京都市に土地建物が下賜された。これ以後，二条城（元二条離宮）は京都市の所管となった。この 3 日後，10 月 28 日に国宝に指定（名称は「二条城」），11 月 30 日には国の史蹟・名勝の指定をうけた。京都市は，翌年 2 月 11 日から一般公開を開始し，二之丸御殿と庭園の拝観を許可した。本項では，京都市への移管から昭和 20（1945）年頃までの主な出来事と関係史料を取り上げる。

(ｱ)　二条離宮の廃止と京都市への下賜・移管

1939 年 10 月 25 日，二条離宮の廃止が告示され（宮内省告示第 35 号「自今二条離宮ハ之ヲ廃止ス」昭和 14 年 10 月 25 日），同日，宮内省は，京都市長市村慶三を召喚し，「元二条離宮土地建物」を下記のように京都市に下賜することを示達した（「御沙汰書」:『恩賜元離宮二条城』口絵写真〈恩賜元離宮二条城事務所編輯，昭和 17 年 1 月刊行〉）。

〔御沙汰書（京都市宛）〕
京都市
一、元二条離宮土地建物
所在　京都市中京区五百四拾壱番地
右、今般思召ヲ以テ下賜ノ旨被仰出候事
昭和十四年十月二十五日
宮内省

市は，翌 26 日に緊急京都市会を開き，「元二条離宮土地建物」を拝受することを審議した。市村市長は，宮内大臣及宮内次官からの示達書を朗読するとともに，緊急提案の意図を説明し，議案は満場一致で採択された（『京都市公報』号外，昭和 14 年 11 月 7 日）。

10 月 25 日付の宮内次官からの文書には，下記のように，移管の条件が示されており，国の法制上の保護監督のもとでの維持管理を行うことが，二条城を市へ移管する上での前提であった。

宮内大臣官房秘書課　宮発第四四八号

昭和十四年十月二十五日

宮内次官　男爵　白根松介　印

京都市長　市村慶三　殿

今般元二条離宮ヲ下賜セラレシ候ニ付テハ、宮内大臣ヨリ通達ノ通、歴史上・美術上、誠ニ貴重ナル土地建物ニ有之候ニ付テハ、左記ノ条件ニ依リ其ノ保護方法ヲ講セラレ度

記

一　現状保存ノタメ必要ナル国法上ノ保護及監督ヲ受ケ、之カ保存ニ万全ヲ期セラレ度

一　保存ニ影響ヲ及ホスカ如キ懼レアル土地建物ノ使用及新規施設ハ、一切之ヲ見合セラレ度

一　管理ニ関シテハ、特ニ適当ナル管理機関ヲ設ケ、其ノ方法ヲ定メラレ度

この３日後の 10 月 28 日には，まず建造物[13]が「二条城」の名称で国宝に指定され，11 月 30 日には，史蹟名勝天然紀念物保存法により，「旧二条離宮（二条城）」が国史蹟に指定，同日，「二条城二之丸庭園」が国名勝に指定された。

(ｲ)　拝受式

さらに，京都市は，11 月３日（明治節）に元二条離宮拝受式を二条城で開催する。11 月７日の『京都市公報』号外には，市公報としては異例と思われる，11 頁にわたる特集号が組まれた。――（注）特集号では，拝受式の内容とともに，下賜当日に発表された市村慶三市長の「謹話」をはじめ，11 月３日の市村市長講演の要旨（「皇室と京都」京都日出新聞社主催・元離宮二条城御下賜記念特別講演会），放送の要旨として，市村市長「恩賜元離宮二条城を拝受して」，恩賜京都博物館鑑査員の土居次義「恩賜元離宮二条城の障壁画について」，この他に同博物館鑑査員の木越宏「二条城沿革」などが掲載された。

(ｳ)　京都市移管後の諸規定の整備と一般公開の開始

京都市は，二条城管理の体制を固めるため，1939 年 11 月 10 日，「恩賜元離宮二条城事務所規程」（京都市訓令甲第 26 号『京都市公報』号外，昭和 14 年 11 月 10 日）を定め，職員として，同所長に勝田圭通（年俸 2,500 円）・主事に野中禾郎（年俸 1,300 円）のほか，書記・警守らを任命した（『京都市公報』970 号，昭和 14 年 11 月 16 日）。同規程では，この他に，技師及技手が建物・苑地の維持や手入れにあたることと定められた。

京都市が二条城の一般公開を開始するのは，1940 年２月 11 日（「皇紀二千六百年」の紀元節）のことである。同日，市は「恩賜元離宮二条城条例」を公布・施行し，この第１条で，「恩

13　二之丸御殿をはじめとした 24 棟が昭和 14（1939）年 10 月 28 日に国宝に指定された。

賜元離宮二条城ハ，国民精神ノ涵養竝ニ歴史上・美術上ノ参考ニ資スル為，一般公衆ニ拝観セシムルモノトス」と定め，一般の拝観に関わる諸規定を整備した（『京都市公報』号外）。

すでに，前年 10 月 25 日の市村市長謹話でも，二条城について，「国民教化の貴き教材として益々皇国精神の発揚に努め以て，聖恩に対へ奉る覚悟でございます」と述べられていた。この条例では，これをさらに明確化し，「国民精神ノ涵養」と「歴史上・美術上ノ参考」に資する目的で一般公開するものであることが示された。

こうした戦時色の強まりと，政府が推進する戦時体制・国民精神総動員体制への対応は，二条城に限らず，観光事業さらには市行政全体に影を落としていくことになる。

(ｴ) 戦時下の利用状況

1940 年２月 11 日に二条城の一般公開が開始されると，翌年１月まで約１年間の拝観者は，合計 32 万 3,663 人に上り，１日平均 900 人を超える利用者があった。京都市事務報告書によれば，同年４月には，月間で 6 万 9,440 人（１日平均では 2,314 人）の拝観者が二条城を訪れている（『昭和十五年京都市事務報告書』285 頁，『昭和十六年京都市事務報告書』245 頁）。

また，1941 年の京都市統計書によれば，この年１月から 12 月の開園日数は 362 日とあり，年末の３日間を除いて，ほぼ毎日開園していたことがうかがえる（『昭和十六年京都市第参拾参回統計書』）。

その後，1942 年には年間約 15 万人，1943 年にもほぼ同様の拝観者があったが，戦局の悪化と疎開事業の関係から，昭和 20 年の拝観者数は１万 5,884 人に激減した。（『京都市事務報告書』）。

(ｵ) 戦時下の二条城整備

戦時下において，二条城の整備はどのように行われていたのか。『京都市事務報告書』をみると，戦時下においてもほぼ毎年，修理工事等が行われていたことがうかがえる。文化財保護施策においても，1944 年９月５日には，本丸御殿（玄関，御書院，御常御殿，御台所，雁ノ間等）が国宝に指定されるなど，一定の成果がみられる（『官報』文部省告示第 1058 号）。

また，この時期の防空政策を反映して，二条城においても，防火壁が施工されたり，防空貯水槽・防空貯水池の新設などが行われた。

(ｶ) 国宝物の疎開と復旧

1945 年になると，国宝物を二条城内の米庫６か所に分散疎開し，さらに同年７月 14 日，嵯峨大覚寺・臨川寺及び滋賀県高島郡三谷村椋川国民学校に分散疎開した（『昭和二十年　京都市事務報告書』38 頁）。

しかし，終戦から約１か月後の 1945 年９月 15 日に，文部省ならびに京都府から急遽，疎開国宝物復元の指令をうけ，京都市は直ちに復元作業に着手した（『京都市昭和二十年事務報告書』38 頁）。この年 10 月 30 日には，二条城外に疎開していた国宝類の復元還送の作業を完了して，この取り付け作業にかかり，1946 年２月 11 日には，昇殿拝観を再開する（『京都市昭和二十年事務報告書』23 頁）。

この間，前述の二条城内に造られた防空壁など，防空施設の撤却工事が 1946 年３月に竣工している。また，障壁画の復元・張り付けに際しては，使用すべき特殊糊が入手困難であったため，終戦事務局から後援を得て，1946 年９月に糊の配給を受けた。10 月 30 日に全ての障壁画の張り付けを終え，ようやく終戦後の復旧を遂げたのである（『京都市昭和二十一年事務報告書』）。

イ　戦後の二条城

本項では，『京都市事務報告書』などにより，第２次世界大戦後のおよそ 20 年間に二条城で起きた出来事について概観する。

戦後の二条城では，利用形態に大きな変化がみられた。1946 年４月１日と 10 月 31 日に相次いで条例が改正され，二条城を「公衆の遊楽施設を兼ねることとし」て，入城料と観覧料が値上げされた。翌年には，遊楽地施策として「城内広場を野球，運動会等に解放」し，「内外濠の有料魚釣」が実施されることになった。内濠は慰楽釣場として有料開放され，外濠は養魚組合に有料で貸与，城内広場は市民の慰楽会等に開放された。

1950 年になると，「庭球コート」の運用が開始された。この庭球コート（テニスコート）は，「第四回マツカーサー元帥杯競技大会のため設けられた城内庭球コートを京都市教育委員会から移管されたので一般に公開して使用させる」ようになったものである。1952 年には，４月下旬から５月上旬にかけて「日本桜草展」が，10 月下旬から 11 月中旬にかけて京都市主催で「第二回京都菊花展」が開催され，11 月３日には「二條城竣工三百五十年記念行事として，内苑無料公開，本丸御殿公開及び南広場に於て，二條城こども芸能祭を開催し二條城文化の普及顕揚に努め」られた。

1953 年には，台風 13 号により「二條城国宝，重要文化財建造物，約一二〇万円，史跡建造物，約八七万五〇〇〇円，その他約五五万円の被害をこおむり応急修理」が施された。1954 年６月には「山草展」及び「菖蒲展」が行われた。また，「野球場として使用の個所をテニスコート（二面）に改造され」，「外壕の臨時魚釣を停止」した。1955 年は，４月に「第二回二条城煎茶大茶会」，５月に「切花展」と「さつき展」が行われた。1956 年には，京都市，毎日新聞社，有職文化協会の主催で「京都文華展」が開催された。以降，京都市自治記念として継続し，庭園の無料公開が行われた。この年から大茶会に「抹茶の部」が加わった。1962 年 10～11 月には「二条城秋の催し」が行われた。1965 年４月には，テニスコートの跡地における「二条城清流園（香雲亭，和楽庵）造園工事」が竣工し，同６月に市民煎茶の会が開催された。

こうして京都市の新たな文化ゾーンとなった二条城では，1968 年段階でもなお，桜草展，市民煎茶の会，秋の催し，菊花展，市民大茶会が継続して行われていた。

4　本史跡におけるこれまでの発掘調査

前項まで，本史跡の歴史を史料から概観してきたが，ここで，これらの歴史的遺構が発掘調査等で実際にどれだけ確認されているかを概説しておく。

本史跡では，これまで 30 件に及ぶ発掘・試掘・立会調査が行われてきた。個々の成果の詳細については「参考資料　資料１　埋蔵文化財」に掲載しているので，ここでは，これまでに検出した二条城及び二条離宮の主な遺構について概要を述べる。

家康の築城期に遡る可能性があるものとして注目されるのは，二之丸北中仕切門附近で検出した２条の石垣（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査番号７）と，南中仕切門附近（桜の園）で検出した石垣である（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査番号 23)。この附近は城域拡張前の西辺に近いと考えられることから，それとの関係が注意されるところであるが，前者は立会調査，後者は遺構保存のため完掘しておらず性格は未詳である。

城が西へ拡張され，後水尾天皇行幸が行われた寛永期の遺構としては，桜の園の発掘調査で，行幸時の女院御殿の一部と推定される礎石列等を検出したのが最も顕著なものである（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査番号 16，23)。「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査番号 24 は防災工事に伴う発掘であったため，城内各所に調査区を設けることができた代わりに個々の範囲は限定的であったが，本丸で御殿の礎石列，北大手門の内側で慶長期の城内通路を寛永期に改修した痕跡，二之丸御殿の北側で導排水に関わる木樋と石組溝を確認した。本丸御殿の礎石列は，「行幸御殿并古御建物取解不相成以前 二條御城中絵図」との比較により，遠侍・廊下・御年寄衆部屋・御台所等のものと推定されている。このほか，城内の建物に関するものとしては，二之丸台所東側の発掘で二～六番蔵跡（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査番号８），管理事務所西側の立会調査で御馬屋に関わる石列，本丸東橋東側の立会調査で本丸と二之丸を繋ぐ橋廊下の石列，本丸の立会調査で御土蔵の石列が見つかっている（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査番号 25)。

近世中後期の遺構として顕著なものはあまり多くない。中期のものとしては，緑の園で文政の大地震で倒壊したという稲荷社石鳥居の痕跡が挙げられる程度である（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査番号 23)。また，同じ発掘調査で，後期の礎石多数を見出しており，番衆小屋のものと推定されている。

二条離宮期の遺構としては，二之丸御殿の北側で，大正天皇即位の大典で設けられた大饗宴場の跡を検出している。

第３項　社会的調査

１　面積及び人口[14]

京都市は，東西に約 29.2 ㎞，南北に約 49.5 ㎞，総面積 827.83 ㎢の市域に約 147 万人の人口を有する近畿地方を代表する都市である。

その京都市のほぼ中央に位置する本史跡は，市内行政区の中京区の範囲に含まれる。中京区は，東は鴨川，西は木辻通相当線，北は下長者町通西延長線，南は五条通に及び，東西最大約 4.4 ㎞，南北最大約３㎞，総面積 7.41 ㎢の範囲に約 11 万人の人口を有している。

２　土地利用[15]

本史跡の土地は，平安時代に約 51ｍの幅をもった東西方向の二条大路（現二条通）と南北方向の大宮大路（現大宮通）が交差した一帯に該当する。当該地は，西北に大内裏，東北に歴代天皇が後院とした冷泉院，西南には禁苑とされた神泉苑が立地するなど，天皇を中心とした皇族や貴族の日常生活の中心地であった。

中世に，京都の市域は概ね二条通を境として，北が上京，南が下京と呼ばれるようになっていく。さらに戦国時代になると，上京・下京の中間地帯である二条周辺は平安時代の繁栄が見る影もなく衰亡し，空閑地が目立つエリアとなっていた。この上京と下京の中央にありながら，十分に余地があり，将来的な発展が見込まれた土地に目を付け，築城と都市の再開発を同時に図ったのが豊臣秀吉と徳川家康であった。秀吉は天正 14 年（1586）に大内裏の跡に聚楽第を築き，御所と聚楽第をつなぐ中立売通を東西の軸線とした（聚楽第は文禄４年（1595）に破却）。家康は聚楽第跡の南，堀川通の西側に，二条通に大手門を開く二条城を築いた。

こうして二条堀川の周辺には，城下町として武家屋敷や陣屋が建設され，その周囲には刃物や材木，薬などを手掛ける多種多様な商工業者が集住するようになった。なかでも二条通は城の大手通としての性格を持つこととなり，その東端で高瀬川北端に接続することから，物流の幹線ともなった。現代に至る「中京」の発展は，二条城の造営に端を発したともいえる。

現在，史跡指定範囲を含む南北方面は第１種住居地域であり，住宅地となっている。一方で，西側の JR・京都市営地下鉄二条駅周辺や，東側の堀川通及び御池通沿いは商業地域となっており，多くの飲食店をはじめとする商業施設が建ち並んでいる。

---

[14] 『京都市風致維持向上計画』及び『史料　京都の歴史　中京区』より作成。
[15] 『京都市風致維持向上計画』及び『史料　京都の歴史　中京区』より作成。

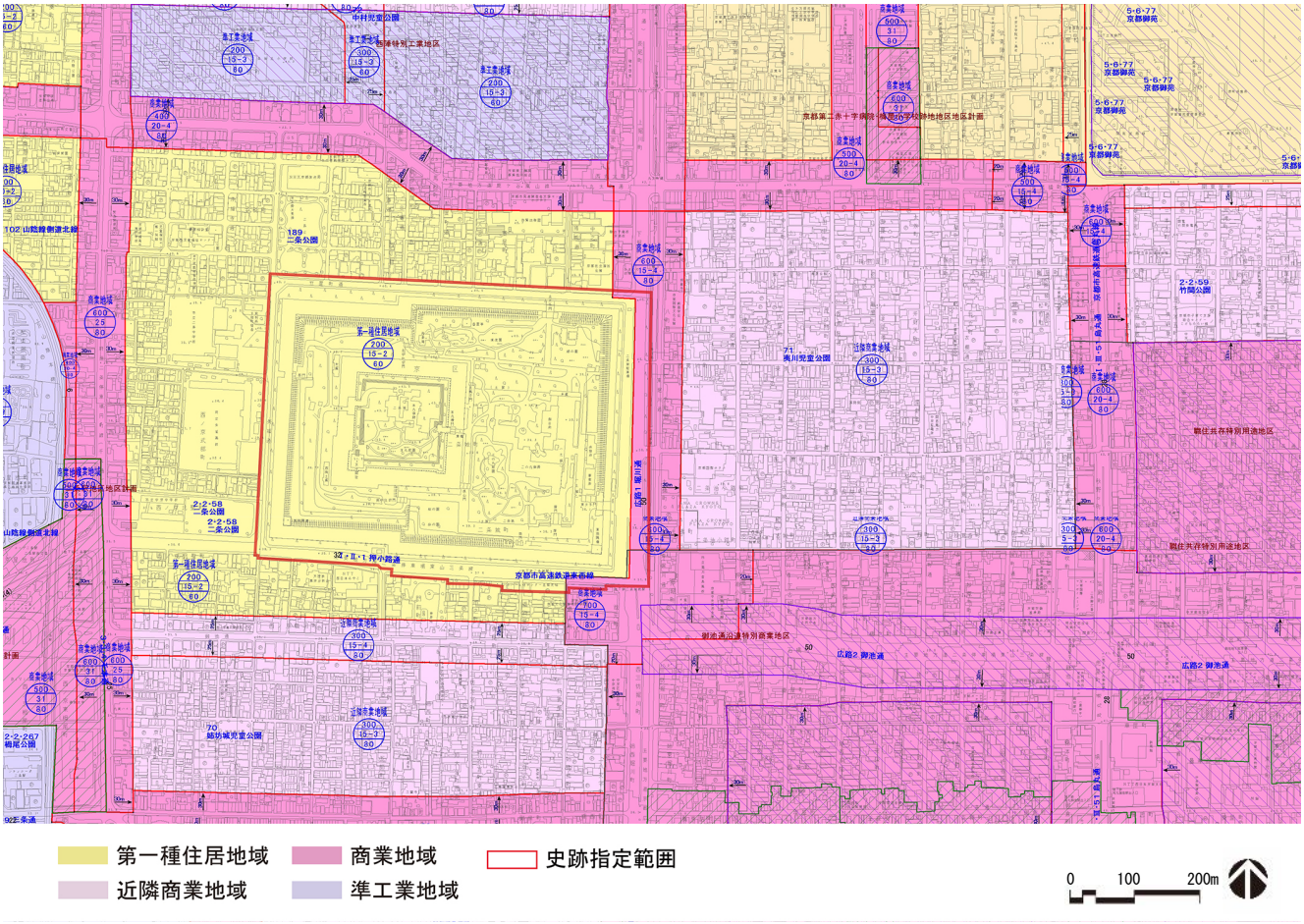

図２-10：史跡旧二条離宮（二条城）周辺の用途地域

３　産業[16]

中京区は，市内 11 区の中で，下京区（6.78 ㎢）と上京区（7.04 ㎢）に次いで面積の小さい区となっており，これら３区に東山区（7.48 ㎢）を加えた４区は，面積こそ狭小であるが，江戸時代から明治時代にかけて既に市街地が形成されていた歴史的市街地である。この地域では，西陣織や京友禅，清水焼等の伝統産業が営まれ，職と住が共存する市街地が広がっており，現在では，四条烏丸周辺は CBD（中心業務地区），四条河原町周辺は CSD（中心商業地区）として，市内のみならず京都都市圏の中で大きな役割を果たしている。

特に中京区は，町人文化の栄えた元禄期から京友禅の中心であり，かつて堀川等の水利により「水洗い」の工程が実施されていた経緯から，今日でも堀川通の二条から五条辺りまでの都心部に多数の染加工業者が集中している。また，二条城築城以降の南側は城下と呼ばれ，目付屋敷などが所在したものの，堀川の舟運による材木の集散と関連して，樽・桶・戸障子・足下駄・版木細工などの同業者町が形成された。

４　交通

現在の市内の公共交通ネットワークは，鉄道，地下鉄，バス等で構成されており，比較的高い密度で整備されている。中京区では，鉄道３線（ＪＲ嵯峨野線，阪急京都本線，嵐電嵐山本線），地下鉄２線（市営地下鉄烏丸線，市営地下鉄東西線），京都市バス及び京都観光バスなどの路線が，それぞれの公共交通間の乗換・乗継に配慮して整備されている。

本史跡には，京都駅からこれらの公共交通機関を利用してアクセスすることが可能である。地下鉄を

16　『京都市風致維持向上計画』及び『史料　京都の歴史　中京区』より作成。

利用する場合は，京都駅から市営地下鉄烏丸線に乗車し，烏丸御池駅で市営地下鉄東西線に乗換え，二条城前駅で下車する移動時間約 15 分で本史跡に至る。また，ＪＲを利用する場合は，京都駅からＪＲ嵯峨野線に７分程乗車し，二条駅で下車後，徒歩約 10 分で本史跡に至る。このほか，京都駅から二条城前に向かう京都市バスが随時出ており，移動時間約 15 分で史跡の最寄りバス停に到着する。

また，本史跡の東には，現在でも市の南北を縦断する主要道路である堀川通が位置する。本史跡の南でこの堀川通と交わる五条通より東は，近世には東海道として知られ，現在でも国道１号として，東西を結ぶ主要な街道である。このことから，市外からの自動車による来城も多く，本史跡周辺には，大型バスを含む市営駐車場が３箇所整備されているほか，私営の有料駐車場も複数設置されている。

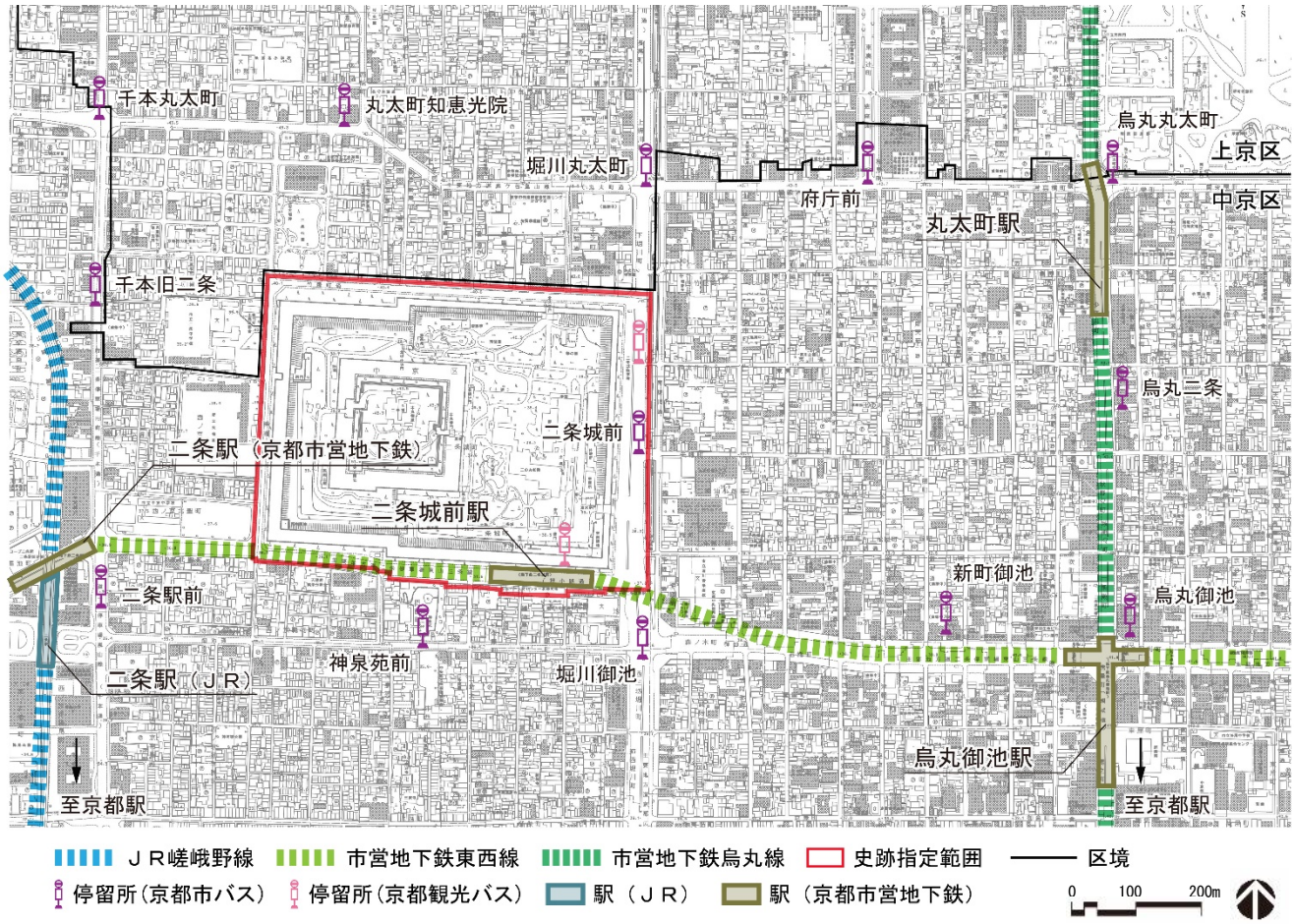

図２-11：史跡旧二条離宮（二条城）周辺の公共交通機関

５　観光[17]

平成 30（2018）年の京都市の来訪者数総数は約 5,275 万人である。このうち，旧二条離宮（二条城）への来城者数は約 218 万人であり，来訪者総数の約４％にあたる。

[17] 京都市統計ポータル<https://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/>より作成。

第３章　史跡の本質的価値

本史跡の本質的価値を明示した後，地区区分を行い，地区ごとに構成要素を抽出する。併せて，対象範囲周辺の文化財等を記載する。

第１節　本質的価値の明示

第１項　歴史的調査を踏まえた本史跡の画期と現存遺構の概要

１　江戸開府から大政奉還まで存続した京都における徳川家の居城

慶長６（1601）年から，京都の「内府屋形」すなわち徳川家康の居館が計画・建設され，慶長８（1603）年に，徳川家康が初めて入城した。それ以後，将軍の京都での居館として諸礼と能の開催等に用いられた。寛永３（1626）年の後水尾天皇の行幸に向けて，寛永元（1624）年から，既存建造物の修築，行幸御殿や本丸御殿等の殿舎の新築，郭の拡張（天守の建替を含む）が行われた。寛永３（1626）年９月６日から 10 日にかけて行われた行幸後，行幸御殿等の多数の建造物は，順次，承応元（1652）年にかけて南禅寺，仙洞御所，女院御所，九条邸，知恩院等に移築された。その後，寛永 11（1634）年の第３代将軍徳川家光入城以後，文久３（1863）年の第 14 代将軍徳川家茂入城まで将軍の利用はなかったが，在番衆屋敷や長屋が築造され，蔵米の管理等の持続した利用がなされていた。

本丸においては，寛延３（1750）年に天守が落雷で焼失し，天明８（1788）年に大火によって殿舎，櫓，多門等が焼失した。

文久３（1863）年，幕末の政情の緊迫化に伴い徳川家茂が上洛，滞在し，幕閣や諸侯，公家らと会合をもった。これに併せて，二之丸御殿の増築が行われた。慶応２（1866）年，徳川慶喜が二条城において将軍職を継いだが，慶応３（1867）年に二条城で上表し，大政を奉還した。

２　官庁施設（太政官代，京都府庁）への転用

慶応４（1868）年１月５日，徳川慶勝が二条城を収管し，同 27 日に二条城に太政官代が置かれた。これに合せて，城内に学習院，金穀出納所，会計事務裁判所が設けられた。なお，同年４月に，太政官代は御所に移された。

東京遷都の動きにより，二条城は明治３（1870）年に留守官の管轄となり，翌年，京都府の管轄となり，京都府庁が二之丸内に移された。府は，営繕に取り掛かかるが，建造物の傷みや修繕の程度が予想以上に大きく，十分に手を入れることができなかった。明治６（1873）年，陸軍省の管轄となるが，府は二条城を借り受け，引き続き京都府庁として使用した。なお，京都府庁は明治５（1872）年，明治 10（1877）年に明治天皇の行幸を迎えた。明治 17（1884）年，二条城は宮内省の所管となり，明治 18（1885）年に京都府庁は移転した。

３　二条離宮への転換に伴う宮廷施設化と近代化

明治 17（1884）年，二条離宮への転換の直後から明治 19（1886）年にかけて，大規模な修理工事や解体撤去工事が実施され，離宮としての体裁が整えられた。

明治 26～27（1893～1894）年に本丸内に旧桂宮邸からの建造物が移築され本丸御殿として使用された。この時，明治天皇の指示によって本丸庭園が改造された。皇太子時代の大正天皇は，本丸御殿を京都滞在時の定宿として使用した。この時期に京都画壇の画家の起用により，二之丸御殿の内廊下部分の障壁画・天井画が新たに描かれ，御殿の内装は古代・近世・西洋の様式の混淆がみられることになった。また明治 40 年代には，電気，給水管，ガス管の敷設が行われた。

大正４（1915）年には，大正天皇の即位礼に伴う大饗宴が行われ，一時的に饗宴場と関連施設が建設された。

４　京都市への下賜と第二次世界大戦の影響

昭和 14（1939）年に二条離宮は，宮内省所管施設の整理に伴って廃止され，京都市に下賜された。第二次世界大戦中にもほぼ毎年修理が行われた。防空政策により防火壁，防空貯水槽，防空貯水池等が整備され，戦後撤去された。戦後は，「公衆の遊楽施設を兼ねることとし」，テニスコート等が整備された。テニスコートは，昭和 40（1965）年に撤去され，清流園が作庭された。

５　現存遺構

城構は，平城に属し，本丸と二之丸の二部から成る。二之丸の周囲には，古くは慶長からの石垣と幅７～９間[18]の堀を巡らせている。東西約 262 間，南北約 200 間の大きさで，全ての堀の内側には，周囲に石垣があり，その上に土居を築き，もと四隅に櫓があったが，今は２層の東南隅櫓と西南隅櫓を残すのみとなっている。また，各面には東大手門，北大手門，西門，南門を残す。

本丸は城内の西部に位置し，周囲に幅 14～15 間の堀を巡らし，天守跡は西南隅にある。その石垣の高さは約 50 尺（約 15m）で，西北隅に３層櫓跡がある。東北隅及び東南隅にも２層櫓跡があり，西面に西出丸跡がある。東面中央に二階御門と橋（旧御橋廊下）があり，二之丸に連続していた。周囲の石塁上には多門跡がある。その内側にある，石段は稀な構築である。

本丸の郭内には，旧桂宮邸から移築した建造物がある。二之丸の郭内には離宮の主要部を成していた建造物がある。すなわち唐門，玄関，遠侍，式台，大広間，黒書院，白書院及び台所等である。また，大広間，黒書院に面して二之丸庭園がある。

第２項　本質的価値

前項での検討に基づけば，本質的価値は次の５項が挙げられる。

１　徳川家康が築き，江戸時代を通じて将軍家の城であったこと

二条城は，京都における徳川将軍の居城として築かれ，後水尾天皇の行幸に伴って郭を拡張し，大きく改修された。その後，二度にわたる火災により天守や一部の殿舎が焼失し，幕末の第 14 代将軍徳川家茂の時まで将軍の来訪はなかったが，幕府直轄の大番組から派遣される二条城在番と与力・同心によって維持管理されていた。

２　江戸時代における最高水準の技術が用いられていること

築城以来，二条城では寛永期に城域の拡張が行われたほか，石垣や建物や庭の改修，継承のための修理が行われてきた。その普請や作事に投入された技術は，幕府直轄による国内最高水準のものであり，それは今に残る石垣，建造物とその内部の障壁画や彫刻，庭園の随所に見て取ることができる。

３　江戸時代の幕開けと終焉の歴史的舞台となった城であること

慶長８（1603）年伏見城で将軍宣下を受けた徳川家康は，二条城において祝賀の儀を行い，これが名実ともに江戸時代の幕開けとなった。一方，慶応３（1867）年に第 15 代将軍徳川慶喜は大広間に諸藩の重臣を集め，大政奉還の是非を諮問し，これが江戸時代の終焉となり近代への歴史的転換点となった。

18　１間は，約２ｍに相当。

４　江戸時代以後の京都のあり方に大きな影響をもたらしたこと

二条城という新たな都市核の誕生は，京都の都市構造に変化をもたらすとともに，人々の暮らしに影響をもたらした。中世以来，上京と下京の境界と意識されていた二条通は城の大手筋としての性格を附与され，その東端からは舟運のための高瀬川が開削された。清掃をはじめとした賦役は近隣の村や洛中の町が務めるなど，常に市中とつながりを持って維持されてきた。

５　近代において離宮として再整備され，用いられたこと

明治新政府のもと，二条城は一時太政官代や京都府庁として利用されたが，その永続的な保存継承のため，明治 17（1884）年離宮に改められることとなった。直ちに大規模な修理が行われて保存に道筋がつけられ，本丸では旧桂宮邸の移築と庭園の整備が行われた。大正天皇は皇太子時代に京都の宿所として使用しており，その即位に伴っては二之丸で祝賀の饗宴が執り行われた。

第２節　地区区分

史跡内は，築城から現在まで様々な形で利用されつづけてきたことから，場所により歴史的経緯が異なる地区があり，史跡を構成する要素の成立時期等についても地区ごとにある程度のまとまりを有している。そのため，史跡内を歴史的経緯や要素の分布状況により地区区分する。

表３－１：地区区分

地区区分	概要
A	国宝二之丸御殿や特別名勝二之丸庭園をはじめとする近世に成立した遺構が密集して残る。管理施設（建造物）・便益施設の建設が限定されてきた地区。
B	近世に成立した石垣・堀によって区画された曲輪。重要文化財本丸御殿及び本丸庭園という近代の遺構が密集して残る。管理施設（建造物）・便益施設の建設が限定されてきた地区。
C	近世に成立した石垣・堀等によって区画された曲輪。重要文化財である門，櫓，土蔵等の近世の建造物が点在して残る。現状，空地である箇所であっても，近世の行幸御殿，在番所等や離宮時代の饗宴場等の埋蔵文化財が良好に残存している可能性がある。局所的に管理施設（建造物）・便益施設が建設されてきた地区。
D	曲輪の外周部。大部分は道路として整備されており，局所的に管理施設（建造物）・便益施設が建設されてきた地区。

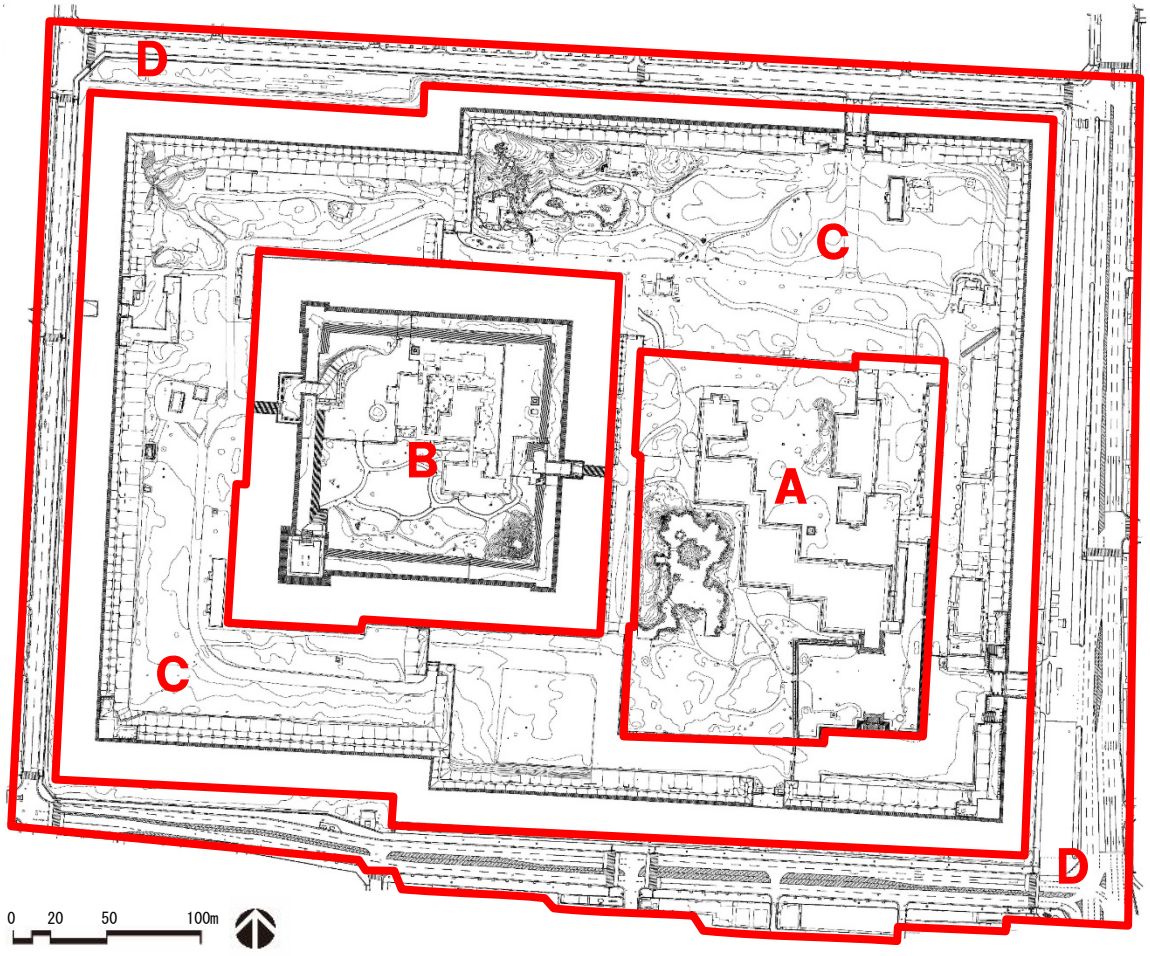

図３－１：地区区分

Ａ地区

Ａ地区は，二之丸御殿と二之丸庭園を中心とした地区である。Ｃ地区と併せると外堀で囲まれた二之丸という郭になる。

二之丸御殿と二之丸庭園は，慶長８（1603）年の築城時から存在したと考えられており，その後，後水尾天皇の行幸に向けて，寛永元（1624）年からの城域の拡張に伴って新造に近い大改修がなされた。同時に，二之丸御殿の北に御殿を支える建造物群が，西南に後水尾天皇のための行幸御殿・中宮のための中宮御殿が，西に本丸へ接続する建造物が建てられたが，寛永行幸後には，台所，御清所，土蔵，溜蔵等を残し，多くが撤去されている。

第４代～13 代将軍は二条城を使用しなかった。第 14 代将軍徳川家茂の上洛に合わせて二之丸御殿の周囲に付属する建造物が建てられたことが絵図に描かれている。

近代には，官庁・離宮として使われたため二之丸御殿の改修や付属する建造物の建築を行っている。付属する建造物の多くは撤去され，現在に至っている。

現代には，溜蔵を解体・格納し（昭和５（1930）年），二之丸御殿東に団体入口（昭和 40 年代），台所東に旧収蔵庫・模写室・修理所（昭和 58（1983）年）を建造した。

Ａ地区を次の５地区に細分する。

表３－２：Ａ地区区分

地区	変遷
A-1 二之丸御殿	二之丸御殿，二之丸庭園が寛永期に大改修されて以来，これらを中心に残った地区である。寛永期には白書院北に御殿・台所・風呂，黒書院西に溜蔵等の本丸へ接続する建造物，二之丸庭園南部に行幸御殿・中宮御殿が建てられた。御殿・台所・風呂及び行幸御殿・中宮御殿は寛永行幸後に撤去されている。 家茂上洛時，官庁時代，離宮時代（大正大礼饗宴）に二之丸御殿北及び南に付属する建造物が建築されているが，いずれも役目を終えた後に撤去されている。 溜蔵は昭和5年まで残存したが，解体・格納されている。 近世から近代にかけて主に接客に利用された地区である。
A-2 二之丸御殿西域	寛永期から明治期までは地区の西に土蔵が並んでいた。土蔵は離宮時代（大正大礼饗宴）の絵図では描かれておらず，それまでに撤去されたと考えられる。 それ以後は，建造物が建てられることは無く，現在は二之丸庭園から本丸を繋ぐ観覧動線となっている。 近世から近代にかけて主に郭の管理に利用された地区である。
A-3 二之丸御殿東域 （北）	寛永期には御殿を支える建造物群が建てられた。寛永行幸後には台所，御清所，数棟の土蔵を残し，多くが撤去されている。 家茂上洛時，官庁時代，離宮時代（大正大礼饗宴）に，付属する建造物が建築されているが，いずれも役目を終えた後に撤去されている。 寛永期から残っていた台所北の土蔵は，明治期の絵図までは逆 L 字型に描かれるが，離宮時代（大正大礼饗宴）の絵図では南部の突出部が描かれておらず，それまでに突出部は撤去されたと考えられる。同位置には，現代に旧収蔵庫・模写室・修理所が建てられている。 近世から近代にかけて主に御殿の機能を支えてきた地区である。

A-4 二之丸御殿東域 （中）	寛永期には御車屋が建てられた。御車屋は貞享期の絵図に描かれるが，享保期の絵図には無く，それまでに撤去されたと考えられる。 それ以後は，現代に団体入口が建てられるまで，建造物の姿は確認できない。 近世から近代にかけて主に御殿の機能を支えてきた地区である。
A-5 二之丸御殿東域 （南），二之丸御 殿車寄前庭	二之丸御殿遠侍南に位置し，近世から近代にかけて大きな建造物が建てられることなく，広場として利用されてきた。南を二之丸御殿の正門である唐門，東を築地で区切り，西限は，江戸期の絵図では現在よりさらに西に描かれている。西限が現在の位置になったのは離宮時代（大正大礼饗宴後）である。なお，大正大礼饗宴時に，車寄の南に付属する建造物が建築されているが，役目を終えた後に撤去されている。 近世から近代にかけて遠侍の玄関である車寄の前庭として利用された地区である。

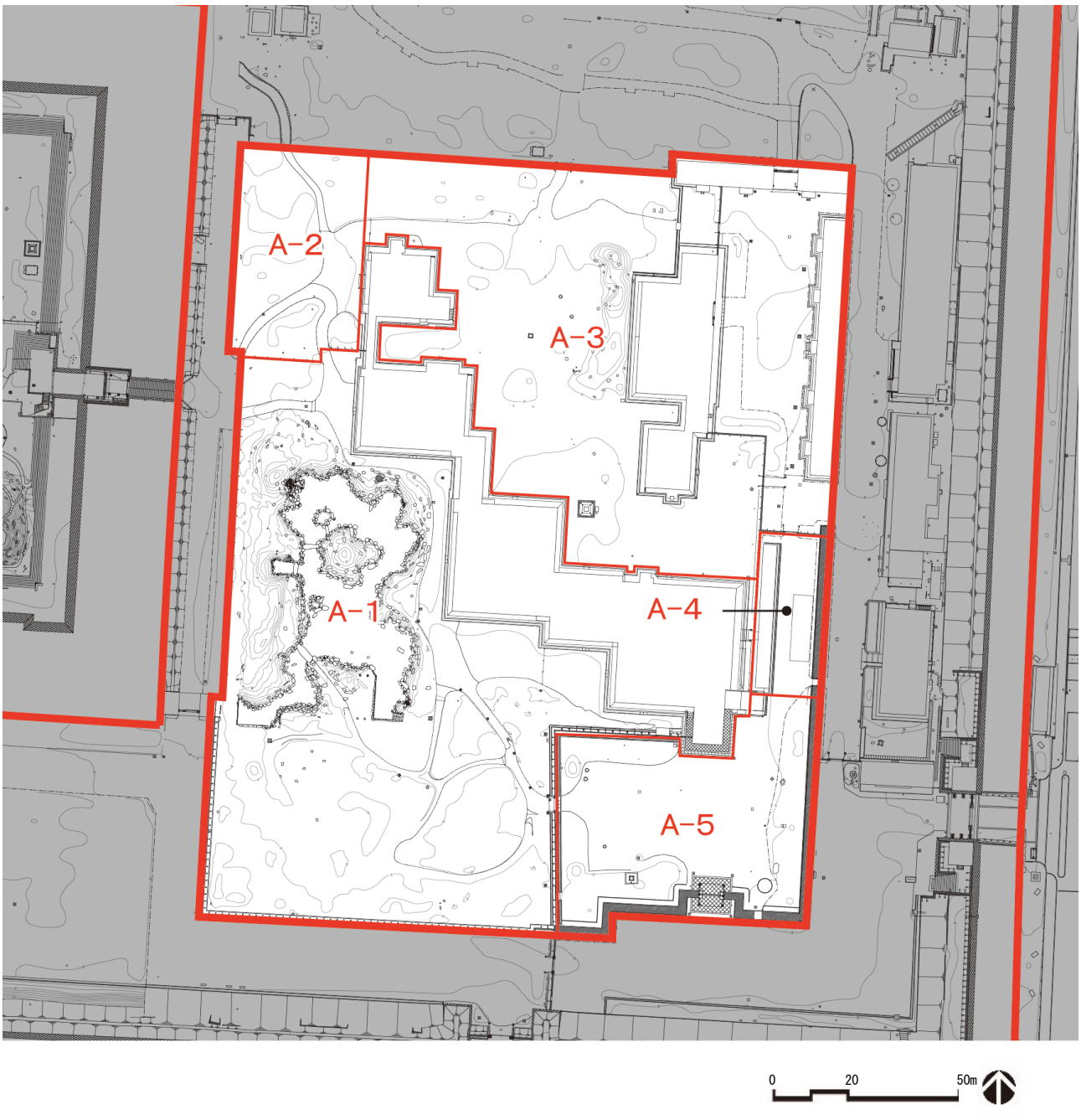

図３－２ ： Ａ地区区分

Ｂ地区

Ｂ地区は，内堀で囲まれた本丸という郭である。慶長８（1603）年の築城時には無く，後水尾天皇の行幸に向けて，寛永元（1624）年から新造された。同時に，第２代将軍徳川秀忠が滞在するための御殿及び付属する建造物や天守・隅櫓・多門等が整備された。寛永行幸後には，御殿に付属する建造物が撤去されている。

寛延３（1750）年には落雷により天守が，天明８（1788）年には市中大火により御殿・隅櫓・多門等が焼失している。その後，幕末には，地区北部に第 15 代将軍徳川慶喜が滞在するための仮御殿が建てられている。

明治 27（1894）年には，仮御殿の場所に京都御所の今出川御門内にあった旧桂宮邸の御殿主要部（現存する本丸御殿）が移築されている。移築後には，南部に本丸庭園が整備されている。いずれも明治天皇の意向によるものである。現在のＢ地区は，これら離宮時代の整備を経た姿である。

昭和 16（1941）年には，本丸御殿において三十間廊下を撤去している。

Ｂ地区を次の６地区に細分する。

表３－３：Ｂ地区区分

地区	変遷
B-1 本丸御殿	寛永期には第2代将軍徳川秀忠が滞在するための御殿及び付属する建造物や隅櫓・多門等が整備された。寛永行幸後には御殿に付属する建造物が撤去されている。 天明8（1788）年には御殿・隅櫓・多門等が焼失している。その後，幕末には，B-4にまたがり第 14 代将軍徳川慶喜が滞在するための仮御殿が建てられている。 明治 27（1894）年には，仮御殿の場所に旧桂宮邸の御殿主要部（現存する本丸御殿）及びこれに付属する建造物（昭和 16（1941）年に撤去）が移築されている。移築後には，南部に本丸庭園が整備されている。 近世から近代にかけて主に主人の滞在に利用された地区である。
B-2 天守台	寛永期に天守が整備され，寛永行幸時には後水尾天皇が登り四周を遠望された。寛延3（1750）年の落雷により焼失し，天明8（1788）には天守に接続していた多門も焼失した。 天保 14（1843）年の図に「石雁木」が描かれることから，焼失後も天守台に登る経路は確保され遠望に利用されたと考えられる。 近世から近代にかけて，市中を遠望するために利用された地区である。
B-3 本丸西虎口，本丸御殿玄関前庭	寛永期には隅櫓・多門等のほか，門や番所等の西虎口に必要な機能をもつ建造物が建てられた。地区の中央には土蔵が建てられた。これらは，天明8（1788）年に焼失している。幕末には，第 14 代将軍徳川慶喜滞在のための仮御殿に付属する建造物が建てられているが，旧桂宮邸の御殿主要部（現存する本丸御殿）移築にあたって撤去されている。その後は本丸御殿玄関の前庭として利用された。 近世から近代にかけて本丸西出入口として利用された地区であり，同時に近世には御殿機能を支え，近代には本丸御殿玄関の前庭として利用された地区である。
B-4 本丸御殿東域	寛永期には第2代将軍徳川秀忠が滞在するための御殿及び付属する建造物や隅櫓・多門等が建てられた。寛永行幸後には御殿に付属する建造物が撤去されている。 天明8（1788）年には御殿・隅櫓・多門等が焼失している。その後，幕末には，B-1にまたがり第 14 代将軍徳川慶喜が滞在するための仮御殿が建てられている。 明治 27（1894）年の旧桂宮邸の御殿主要部（現存する本丸御殿）の移築にともない仮御殿が撤去され，本丸御殿に付属する建造物が建てられたが，昭和 16（1941）年に撤去されている。 近世から近代にかけて主に御殿の機能を支えてきた地区である。

B-5 本丸東虎口	寛永期には門等の東虎口に必要な機能をもつ建造物が建てられた。これらは，本丸櫓門を残し，天明8（1788）年に焼失している。幕末には，第 14 代将軍徳川慶喜滞在のための仮御殿に付属する建造物が建てられており，旧桂宮邸の御殿主要部（現存する本丸御殿）移築後もしばらく利用されていたようであるが，現存しない。 近世から近代にかけて主に本丸東出入口として利用された地区である。
B-6 内堀	寛永期に新造され，石垣を修理しながら，大きな改変を受けることなく残っている地区。 特に天守台の石垣は寛永を代表する石垣構造として評価される。 東虎口・西虎口に通ずる木橋は失われたが，下賜後に来城者の観覧ルートとして再度架橋した。

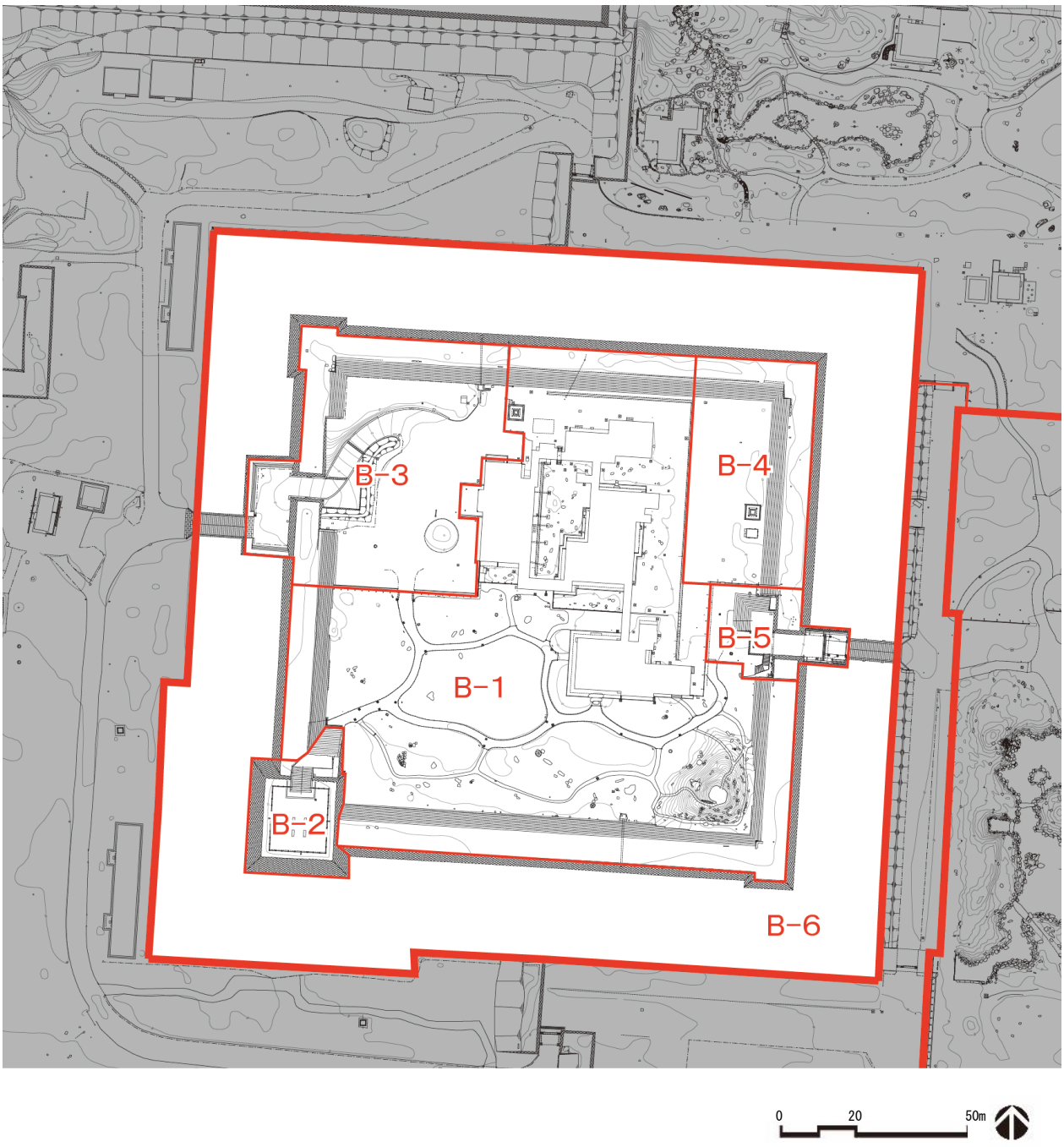

図３－３ ： Ｂ地区区分

Ｃ地区

Ｃ地区は，Ａ地区とＢ地区を囲む地区である。Ａ地区と併せると外堀で囲まれた二之丸という郭になる。凸型の突出部（地区のおおよそ西半分）は，慶長８（1603）年の築城時には無く，後水尾天皇の行幸に向けて，寛永元（1624）年から新造された。同時に，隅櫓，女院御殿，門・番所・土蔵・馬屋等の管理施設が整備されている。女院御殿や馬屋等は寛永行幸後に撤去，隅櫓等は天明８（1788）年の市中大火により焼失しているが，門や土蔵の一部は現存している。

17 世紀後半頃の絵図では二条在番の番頭・与力・同心・番衆小屋の建造物群が建てられていたことが確認でき，寛永行幸後は管理に携わる者の生活の場であったことが分かる。これらは天保期の絵図まで確認できるが，官庁時代の絵図には描かれていないので，それまでに撤去されたと考えられる。

その後は，離宮時代（大正大礼饗宴）に大規模な整備が行われ，大饗宴場とそれに付属する建造物，南門等が建てられた。大饗宴場等は役目を終えた後に撤去され，現在は南門のみが当時の姿を伝えている。

下賜後は，清流園・桜の園等の市民の憩いの場や管理・便益施設を整備している。

Ｃ地区を次の 13 地区に細分する。

表３−４ ： Ｃ地区区分

地区	変遷
C−1 女院御所跡，稲荷曲輪跡(桜の園)	寛永期には女院御所が建てられたが，寛永行幸後に撤去されている。その後は稲荷曲輪と称され二条在番西組与力・同心小屋等が建てられた。これらは官庁時代までに撤去されている。なお，例外として土蔵のみが離宮時代（大正大礼饗宴後）まで利用されていたようであるが，現存はしない。 寛永期には接客に，その後近代まで郭の管理に利用された地区である。 下賜後は，桜の園を整備し，市民の憩いの場として親しまれている。
C−2 二之丸西域(南)，西番衆小屋	寛永期に番衆小屋が建てられたが，寛永行幸後に一旦撤去されている。その後，二条在番西組番衆小屋が改めて建てられた。これらは官庁時代までに撤去され，その後しばらく建造物は確認できない。 近世は郭の管理に利用された地区であり，近代は目立った利用はなかったようである。 下賜後は，地区北部が梅林を整備し，市民の憩いの場として親しまれている。
C−3 二之丸西域(中)，本丸西虎口前庭，西番衆小屋	寛永期に番衆小屋・土蔵が建てられた。この番衆小屋は寛永行幸後に一旦撤去されている。その後，二条在番西組番衆小屋が改めて建てられた。これらは官庁時代までに撤去され，その後しばらく建造物は確認できない。土蔵は現存する。 近世は郭の管理に利用された地区であり，近代は目立った利用はなかったようである。 下賜後は，地区中央部に休憩所・トイレ等の便益施設を整備している
C−4 二之丸西虎口，西門内庭	寛永期に桝形の虎口として整備され，その管理に必要な門や番所等の建造物が建てられた。虎口上の門は天明8(1788)年に焼失しているが，地上の西門は残る。番所は近代まで残っていたが，現存しない。 近世から近代にかけて二之丸西出入口として利用された地区である。
C−5 二之丸西域(北)，西番頭小屋(苗圃)	寛永期には東部に鷹部屋が建てられたが，寛永行幸後に撤去されている。その後，二条在番西組番頭小屋が建てられた。これらは官庁時代までに撤去され，その後しばらく建造物は確認できない。 近世は郭の管理に利用された地区であり，近代は目立った利用はなかったようである。 下賜後は，苗圃等の管理施設を整備している。

C-6 二之丸北域，東番衆小屋,大正大礼における大饗宴場跡（清流園）	寛永期には建造物は確認できないが，その後，二条在番東組番衆小屋が建てられた。これらは官庁時代までに撤去されている。 その後，離宮時代（大正大礼饗宴）に大饗宴場とそれに付属する建造物が建てられたが，直後に撤去されている。 北部には第2次世界大戦後に庭球コートが整備されたが，昭和 40（1965）年に清流園として再整備し，以来市民の憩いの場として親しまれている。南部には休憩所・トイレ等の便益施設を整備している。
C-7 二之丸北虎口，北門内庭	寛永期には門・番所等の北虎口に必要な機能をもった建造物が建てられた。門は現存し，番所は離宮時代まで残ったようであるが現存しない。 近世から近代にかけて二之丸北出入口として利用された地区である。 下賜後は，園路を整備し，管理用の車両出入口として利用している。
C-8 二之丸東域（北），東番頭小屋（緑の園）	寛永期には中央部にＬ字型の土蔵が建てられたが，寛永行幸後に撤去されている。その後，二条在番東組番頭小屋が建てられた。これらは官庁時代までに撤去され，その後しばらく建造物は確認できない。 近世は郭の管理に利用された地区であり，近代は目立った利用はなかったようである。 下賜後は，緑の園として整備され，市民の憩いの場として親しまれている。緑の園の一部に放水銃貯水槽・ポンプ室，地区西部に管理用車両の駐車スペースを整備し，管理のために利用している。
C-9 二之丸東域（中）（管理区域）	寛永期には中央部に馬屋・台所等が建てられたが，寛永行幸後に一旦撤去されている。その後，江戸期には建造物は確認できないが，天保期の絵図に厩という記載があるので，近世をとおして馬の管理に利用されたようである。 その後，離宮時代（大正大礼饗宴）には，大饗宴場に付属する建造物が建てられ，しばらく利用されたが，現存しない。 下賜後は，管理事務所（昭和 43（1968）年），大休憩所（昭和 37（1962）年），二条城障壁画展示収蔵館（平成 17（2005）年）を整備し，管理・便益のために利用している。
C-10 二之丸東域（南），二之丸東虎口，東大手門内庭，唐門前庭	寛永期には隅櫓及び門・番所等の東虎口に必要な機能をもった建造物が建てられた。唐門前の番所は寛永行幸後に撤去されているが，それ以外の多くの建造物が現存する。官庁時代には東大手門西南に管理用建造物の整備（直後に撤去）が見られる。近世から近代にかけて主要な出入口（二之丸東出入口）として利用され，入城後，御殿等に移動するまでの待機場所としての機能が維持された地区である。 下賜後は，園路や案内板等を整備し，来城者の出入口として利用している。
C-11 南門内庭	寛永期には行幸御殿に通ずる門の前庭として利用された。この門は寛永行幸後に撤去され，その後，江戸期には建造物は確認できない。 離宮時代（大正大礼饗宴）には，南門が建てられ，当地区は御殿等に移動するまでの待機場所として利用された。 近世から近代にかけて御殿等に移動するまでの待機場所としての機能が維持された地区であり，離宮時代（大正大礼饗宴）には二之丸南出入口として利用された地区である。 下賜後は，必要最小限の整備を行い，来城者の観覧動線として利用している。
C-12 本丸東虎口前庭	寛永期には中央部に本丸へ接続するための二階廊下が建てられた。なお，二階廊下は昭和5（1930）年まで残存したが，解体・格納されている。 近世から近代にかけて本丸東出入口への動線として利用された地区である。 下賜後は，必要最小限の整備を行い，来城者の観覧動線として利用している。
C-13 外堀	凸型の東半分は慶長8（1603）年の築城時に造られ，西半分は寛永元（1624）年に後水尾天皇の行幸に向けて新造された。その後は，石垣を修理しながら，大きな改変を受けることなく残っている地区である。 東大手門・北大手門に通ずる土橋は現存するが，西門・南門に通ずる木橋は失われている。

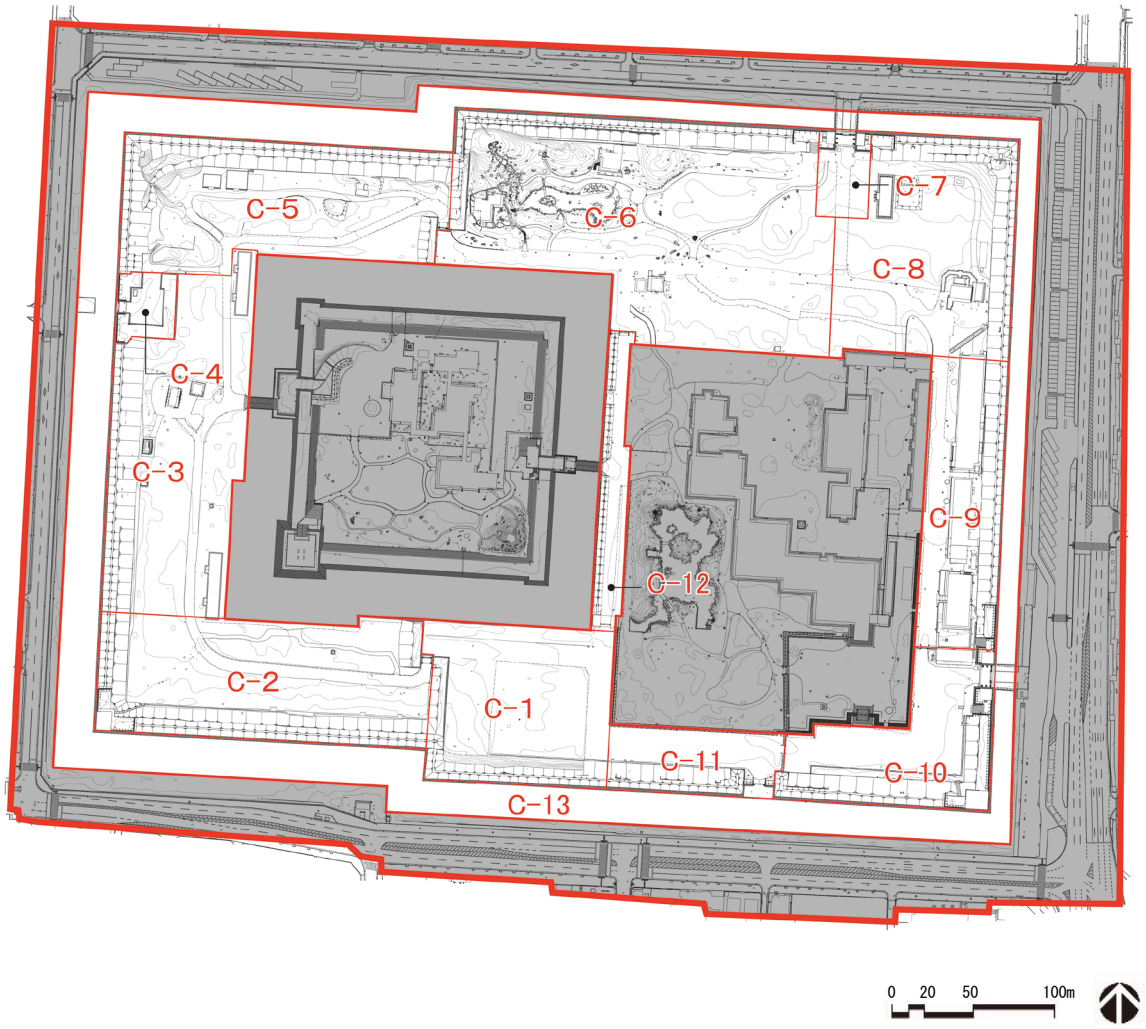

図３−４ ： Ｃ地区区分

Ｄ地区

Ｄ地区は，郭の外周であり，東限は石垣になっている堀川右岸である。寛永期前の状態は不明であるが，寛永期以後は江戸期をとおして町と区分されていた。18 世紀前半には，各辻に門・番所等を置き通行を管理していたことが分かる。

近代に大部分が道路として整備され，取り残された土地が空地として残る。

現在，道路と外堀の間の空地は生垣等で区分されているほか，一部を駐車場として利用している。南部の飛び地的に残った空地は公園等の市民の憩いの場や地下鉄出入口，駐車場，駐輪場等のインフラ施設として利用している。

Ｄ地区を次の４地区に細分する。

表３−５ ： Ｄ地区区分

地区	変遷
D−1 南門前庭	近世には地区の南側に屋敷地，町家が接し，これらと区分するために利用されてきた地区である。近代には大半が道路になり，地区南側に住宅が広がった。 現在，道路と外堀の間の空地は生垣等で区分している。南部の飛び地的に残った空地は公園等の市民の憩いの場や地下鉄出入口，駐車場，駐輪場等のインフラ施設として利用している。
D−2 西門前庭	近世には地区の西側に武家屋敷が接し，これらと区分するために利用されてきた地区である。近代には大半が道路になり，地区西側に，19 世紀後半には煉瓦製造所等，20 世紀前半からは学校が接した。 現在，道路と外堀の間の空地は生垣等で区分している。
D−3 北門前庭	近世には地区の北側に所司代屋敷が接し，これらと区分するために利用されてきた地区である。近代には大半が道路になり，地区北側に，19 世紀後半には紡績会社，監獄署等，20 世紀前半からは住宅，公園が接した。 現在，道路と外堀の間の空地は生垣等で区分しているほか，西部に散策路や駐車場を整備し，利用している。
D−4 東大手門前庭	東側に堀川が接し，さらに東側には，近世から近代にかけて市街地が広がっていた。これらと区分するために利用されてきた地区である。近代には大半が道路になった。 現在，道路と外堀の間の空地は柵等で区分しているほか，駐車場・エントランス広場を整備し，利用している。

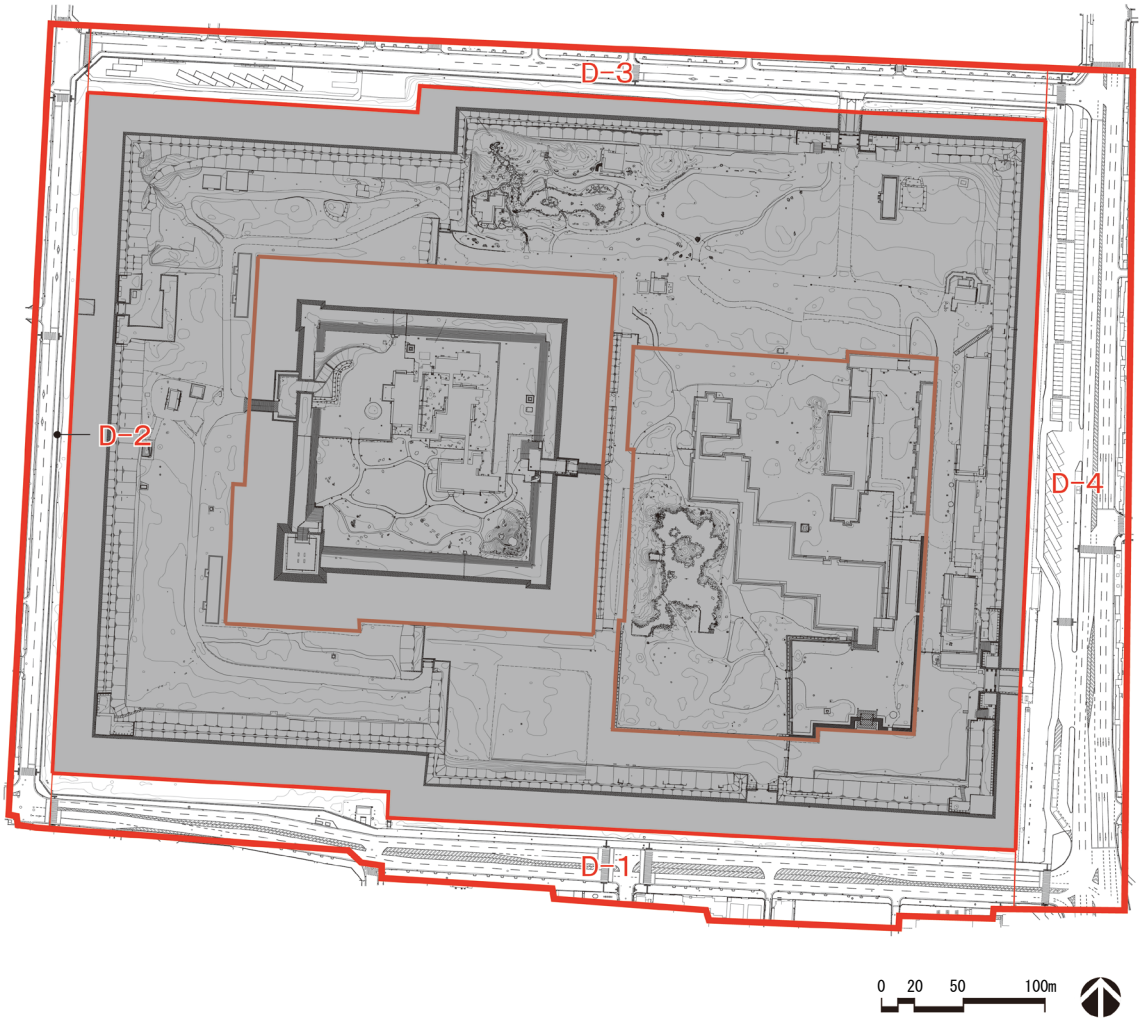

図３−５ ： Ｄ地区区分

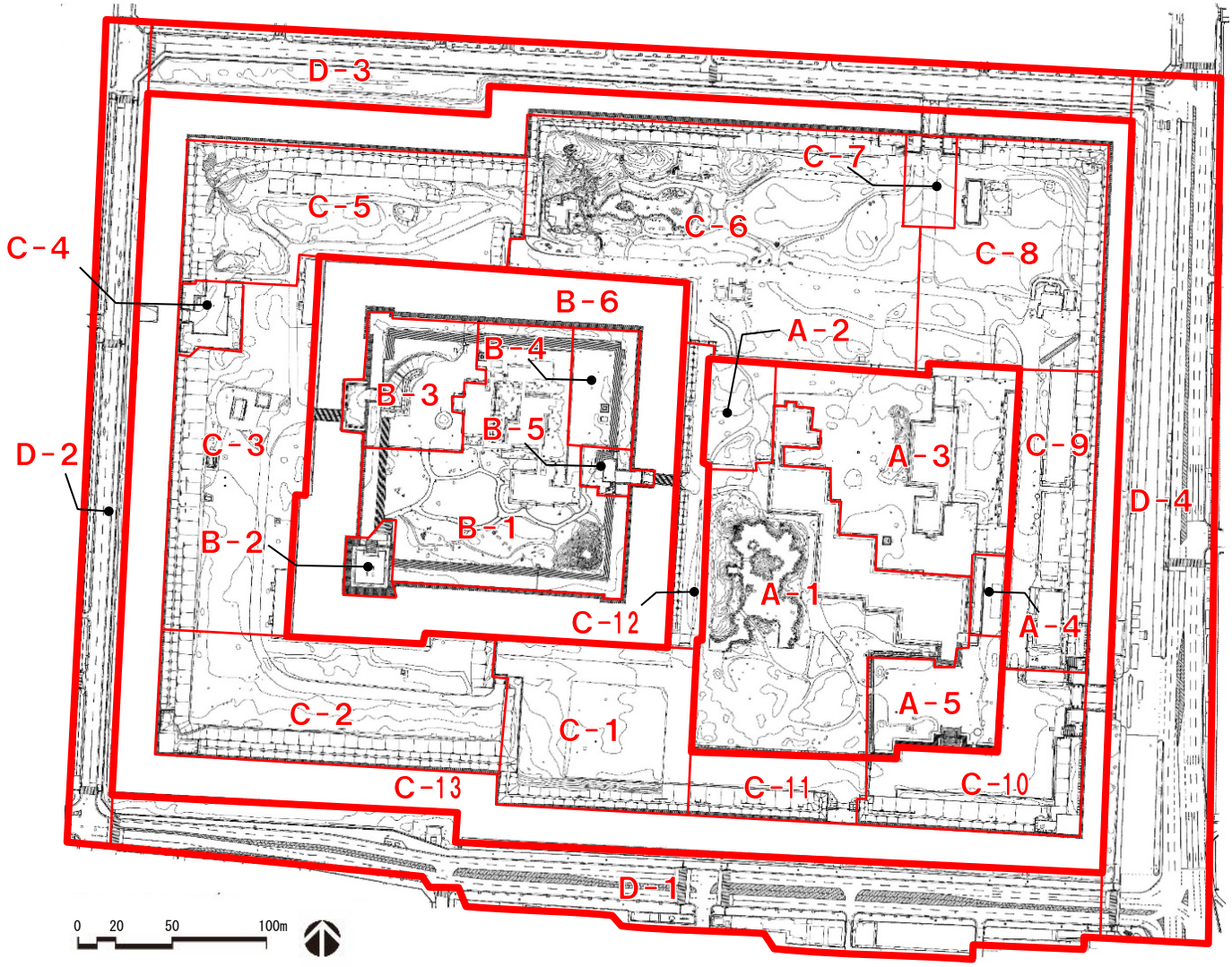
D－3
C－5
C－7
C－6
C－8
C－4
B－6
A－2
B－4
B－3
B－5
C－3
A－3
C－9
D－2
D－4
B－1
B－2
A－1
C－12
A－4
A－5
C－2
C－1
C－13
C－11
C－10
D－1
0
20
50
100m

図３－６：地区区分

第３節　構成要素の特定

第１項　構成要素の概要

本史跡の構成要素の概要は次のとおりである。

表３−６：構成要素の概要

名称		注記
土木構造物	石垣	本丸（内堀）石垣，二之丸（外堀）石垣，堀川護岸の石垣が相当する。
	雁木	石垣の裏側に構築された階段状の石造物。本丸（内堀）内側石垣の裏側の雁木が相当する。
	土塁	石垣上部につくられた土積みの構造物。石垣上の多門等が撤去された後に構築されたと考えられる。
	堀	本丸周囲の内堀及び二之丸周囲の外堀が相当する。
	橋	東大手門橋，北大手門橋，本丸西橋，本丸東橋が相当する。
庭	前庭・内庭	建造物の前（前庭）・後（内庭）に設けられた場所。庭内に植栽された樹木を含む。
	中庭	建造物に囲まれた場所。庭内に植栽された樹木を含む。
	庭園	二之丸庭園，本丸庭園及び清流園。庭内の池泉や園路，植栽された樹木等を含む。
園		草花・果樹・野菜などを栽培するための一区画の土地。（『日本国語大辞典 第二版』）。桜の園，梅林，緑の園が相当する。園内の樹木を含む。
苗圃		補植のための苗木，苗草を育成するために設けられた場所。苗圃内の樹木を含む。
植栽	修景木	江戸時代の城郭に植えられることの多かった松などの針葉樹など史跡の修景を担っている樹木等。通路沿いに植えられる。
	樹林	離宮時代以後に築かれた土塁上に植わる樹木群等。
	街路樹	歩道に植えられた樹木等。
地下遺構	文化財建造物等が上部にある遺構	二条城時代から離宮時代に成立した文化財建造物や庭園等の地下にある遺構。
	発掘調査により確認が済んでいる遺構	発掘調査によって確認されている遺構。
	発掘調査により確認が済んでいない遺構	絵図等で存在が想定される未確認の遺構。
移設された文化財の一部		指定範囲外から移設された本史跡と関係する文化財。旧二条城石垣が相当する。
文化財建造物・美術工芸品	国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）障壁画を含む	国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）に指定されている建造物・美術工芸品。二之丸御殿や本丸御殿の障壁画を含む。
	国宝・重要文化財（建造物）以外の文化財建造物	国宝・重要文化財（建造物）以外で二条離宮が京都市に下賜された昭和 14（1939）年までに建てられた建造物（「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」における保存建造物）や，清流園内に立地する香雲亭・和楽庵・梅軒門（「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」における保全建造物）が相当する。

管理施設	建造物	管理のために建てられた建造物。「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」における存置建造物の一部が相当する。
	防災設備	災害を防ぐ目的や災害による被害の拡大を防ぐ目的で設置される設備。放水銃やホース格納庫等が相当する。
	雨水排水設備	雨落溝，会所桝，雨水排水管等が相当する。
	防犯設備	侵入を防ぐ目的で設置される設備。防犯カメラや侵入防止柵等が相当する。
案内板等	案内板	順路や施設等の案内が掲載されているサイン類。
	標識	史跡や名勝の指定名称が記載された標柱・標識。
	注意札	来城者への注意喚起を掲載したサイン類。
説明板		史跡及びその構成要素の解説を掲載したサイン類。
記念碑等		記念碑や釣鐘，井筒等の金属製・石製構造物。
境界柵		指定地内の土地の区画境界や園路の施設境界に設置されたロープ柵や鉄柵等。
落下防止柵		転落防止を目的として設置された柵。天守台の周囲に設けられている。
手すり		来城者の歩行を補助する目的で園路上に設置された施設。本丸櫓門付近や天守台に向かう階段に設置されている。
生垣		侵入を防ぐ目的で外堀と道路の間に設置された生垣。
インフラ施設	電柱，電線，ガス管，水管，下水道管等	本史跡の活用に必要な設備。D地区には電気，ガス，水道等の事業者が敷設した設備も存在する。
	道路，道路標識，信号機，ガードレール，バス停等	D地区では，広範囲が道路として使用されているため，交通インフラ施設が存在する。バス停は付属するベンチを含む。
	地下鉄出入口	D地区では，史跡の一部に地下鉄が通っているため，地上出入口の施設がある。
	駐輪場，駐車場，タクシー乗場等	来城者のアクセスに係る施設。駐輪場及び駐車場は自動精算機等の設備を含む。
	園路	来城者の観覧用に舗装または砂利敷で整備された道。
便益施設	建造物	便益のために建てられた建造物。 「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」における存置建造物の一部が相当する。
	照明設備	電灯及び文化財建造物のライトアップ照明。
	エントランス広場	来城者を迎えるための広場，一般の歩行者・自転車・市民ランナーの通行を目的に東大手門前に整備した広場。
	公園	周辺住民の憩いの場として整備された場所。城南ちびっこひろばが相当する。
	ベンチ	来城者が観覧時に休息するための石製，木製等のベンチ。

第２項　構成要素の大別

本史跡は，築城から離宮時代を通じて現在に至るまで，適切に利用され存続してきたことに価値が認められる。そのため史跡指定範囲には，江戸時代から近現代の要素が混在しており，本質的価値に係るものとそうではないものとの違いが分かりにくい状況にある。また，本質的価値と直結しなくとも，その価値を管理・継承していくうえで欠かせない要素もあり，これらについては，これまで本史跡が継承されてきた経緯を踏まえて整理する必要がある。

本質的価値を構成する要素としては，城郭の骨格と二之丸や本丸の御殿・庭園などの築城から離宮時代の終わりまでに成立した要素があげられる。次に築城前に成立した地下遺構や，離宮時代後に成立したもので清流園のように市中と繋がりをもち本質的価値の継承と密接に係る要素については，本質的価値に準ずる評価ができる。また，将来に向けてそれらの要素の保存を図っていくための要素も欠かすことができない。最後に本質的価値やそれに準ずる要素を活用するために必要な要素もある。

以上により，本史跡を構成する要素を次の４項目に大別する。

構成要素Ⅰ　本質的価値を構成する要素

築城から離宮時代の終わりまでに成立し，現在に至るまで継承されている要素で本質的価値の物証となるもの。

写真3-1：土木構造物（石垣・堀）
天守台石垣（城郭の骨格）

写真3-2：文化財建造物（重要文化財）
本丸御殿

写真3-3：庭（庭園）
二之丸庭園

構成要素Ⅱ　本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素

築城前に存在した要素と，離宮時代後に成立した要素で京都の市中と繋がりを保って利用され続けてきたことを示すもの。

なお，これらの要素は，文化財的な観点から適切に保存していく必要があるため，概ね 50 年前までに成立した要素を対象とする。

写真3-4：地下遺構
（発掘調査により確認が済んでいる遺構）
冷泉院跡

写真3-5：庭（庭園）
清流園

写真3-6：園
梅林

構成要素Ⅲ　本質的価値の保存を支える要素

構成要素Ⅰ，Ⅱの保存に必要となる施設等。

写真3-7：管理施設（建造物）
管理事務所

写真3-8：管理施設（建造物）
展示収蔵館

写真3-9：管理設備（防災設備）
放水銃

構成要素Ⅳ　本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

活用に必要となる施設等（構成要素Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ以外の要素）。

写真3-10：便益施設（建造物）
出札室

写真3-11：便益施設（建造物）
大休憩所

写真3-12：便益施設（建造物）
外堀南側トイレ

表３−７：各要素の成立時期

時代		安土・桃山以前	江戸	明治	大正	昭和	平成
時期		二条城時代前	二条城時代	官庁時代	離宮時代	離宮時代後	現代
史跡旧二条離宮（二条城）を構成する要素の分類	Ⅰ		a	b	c		
	Ⅱ	d				e	
	Ⅲ						f
	Ⅳ						g

a：築城から寛永行幸を経て，現在の城郭の構造が形成され，京都における将軍の居館としての役割を江戸時代を通じて担うこととなった時期。二之丸御殿や二之丸庭園，石垣をはじめとする城郭の構造物等がこの時期に成立した。

b：明治時代に入り，太政官代が置かれた後，京都府庁が置かれた時期。官庁施設が整備されたほか，前時代から残る施設に手を加え使用した。

c：明治 17（1884）年の離宮としての転換後から昭和 14（1939）年の京都市への下賜まで，二条離宮としての役割を担うこととなった時期。旧桂宮邸から現在の本丸御殿が移築される等，宮廷施設が整備されたほか，前時代から残る施設に手を加え使用した。

d：築城前の時期。平安時代には平安宮や神泉苑の一部，中世以後は町屋等が立地した。

e：二条離宮の廃止に伴う京都市への下賜以後の時期。国の史跡・名勝の指定を受け，戦時中は防空施設，戦後は庭球コート等が城内に整備された。その後，その庭球コート跡地に清流園とこれに付帯する施設を整備したほか，桜の園等の園地を整備した。

f：概ね 50 年前から現在に至る時期。「構成要素Ⅰ　本質的価値を構成する要素」，「構成要素Ⅱ　本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素」の保存のために，管理事務所や展示・収蔵館等を整備した。

g：概ね 50 年前から現在に至る時期。「構成要素Ⅰ　本質的価値を構成する要素」，「構成要素Ⅱ　本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素」の活用のために，案内・解説板，駐車場，各種便益施設等を整備した。

第３項　構成要素

構成要素をその大別に従い，地区ごとに抽出する。

Ａ地区

表３−８：Ａ地区を構成する要素

①分類	②要素		詳細
Ⅰ　本質的価値を構成する要素	庭	前庭・内庭	二之丸御殿玄関前庭
		中庭	黒書院と白書院間の中庭
		庭園	二之丸庭園
	地下遺構	発掘調査により確認が済んでいない遺構	＜近世＞行幸御殿，中宮御殿，寛永行幸時に建てられた二之丸御殿に付属する建造物群，幕末に建てられた二之丸御殿に付属する建造物群等 ＜近代＞京都府庁期に建てられた二之丸御殿に付属する建造物群，離宮時代に建てられた二之丸御殿に付属する建造物群等
	文化財建造物・美術工芸品	国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）障壁画を含む	二之丸御殿（二之丸御殿遠侍及び車寄，二之丸御殿式台，二之丸御殿大広間，二之丸御殿蘇鉄之間，二之丸御殿黒書院，二之丸御殿白書院，二之丸御殿台所，二之丸御殿御清所），土蔵（米蔵），唐門，築地
		国宝・重要文化財（建造物）以外の文化財建造物	二之丸御殿北井戸屋形，二之丸庭園西南土塀，二之丸庭園塀重門・長押塀，二之丸御殿東塀重門・土塀，二之丸御殿西長押塀，二之丸北塀重門・長押塀，二之丸台所北土塀
Ⅱ　本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素	地下遺構	発掘調査により確認が済んでいない遺構	＜中世＞平安京跡（冷泉院跡を含む）等の遺構群
Ⅲ　本質的価値の保存を支える要素	管理施設	建造物	二之丸御殿車寄西倉庫，旧収蔵庫・模写室・修理所，警備ボックス（二之丸御殿団体入口），二之丸御殿団体入口・廊下，建仁寺垣
		防災設備	ホース格納庫，放水銃
		雨水排水施設	
		防犯設備	防犯カメラ
Ⅳ　本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	案内板等	案内板	
		標識	「特別名勝」標識，「名勝」標識
		注意札	
	説明板		解説板
	境界柵		
	植栽	修景木	
	インフラ施設	電柱，電線，ガス管，水管，下水道管等	
		園路	
	便益施設	照明設備	電灯
		ベンチ	

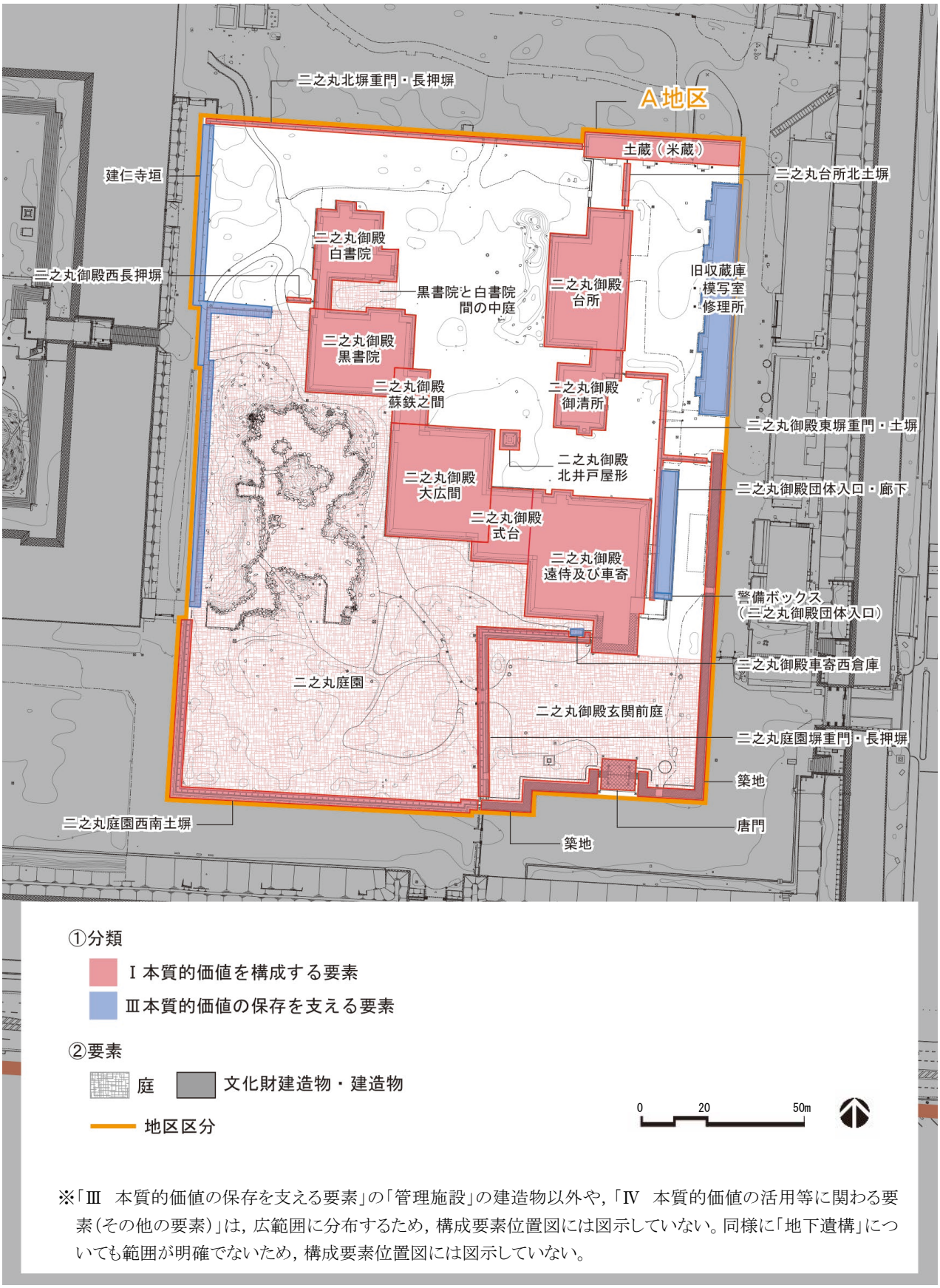

※「Ⅲ　本質的価値の保存を支える要素」の「管理施設」の建造物以外や，「Ⅳ　本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）」は，広範囲に分布するため，構成要素位置図には図示していない。同様に「地下遺構」についても範囲が明確でないため，構成要素位置図には図示していない。

図３－７：Ａ地区構成要素位置図

B地区

表３−９：Ｂ地区を構成する要素

①分類	②要素		詳細
Ⅰ 本質的価値を構成する要素	土木構造物	石垣	内堀石垣，天守台，本丸西門舛形虎口石垣，本丸東門石垣
		雁木	
		土塁	内堀内側の土塁
		堀	内堀
		橋	本丸西橋，本丸東橋
	庭	前庭・内庭	本丸御殿玄関前庭
		中庭	本丸御殿玄関と本丸御殿御書院の中庭
		庭園	本丸庭園
	地下遺構	発掘調査により確認が済んでいない遺構	＜近世＞寛永行幸時に建てられその後焼失した本丸御殿・天守・隅櫓・多門，幕末に建てられた仮御殿等 ＜近代＞本丸御殿に付属する建造物群等
	文化財建造物・美術工芸品	国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）障壁画を含む	本丸御殿（本丸御殿台所及び雁之間，本丸御殿御書院，本丸御殿御常御殿，本丸御殿玄関），本丸櫓門
		国宝・重要文化財（建造物）以外の文化財建造物	本丸北井戸屋形，本丸東井戸屋形，本丸東長押塀・板塀，本丸御殿御書院南長押塀，本丸御殿玄関南長押塀，本丸西塀重門・長押塀，本丸北塀重門・長押塀
Ⅱ 本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素	地下遺構	発掘調査により確認が済んでいない遺構	＜中世＞平安京跡，平安宮跡等の遺構群
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	管理施設	建造物	本丸北板塀，警備ボックス（本丸）
		防災設備	ホース格納庫，放水銃
		雨水排水施設	
		防犯設備	防犯カメラ
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	案内板等	案内板	
		注意札	
	説明板		解説板
	境界柵		
	落下防止柵		
	手すり		
	植栽	修景木	
		樹林	
	インフラ施設	電柱，電線，ガス管，水管，下水道管等	
		園路	
	便益施設	ベンチ	

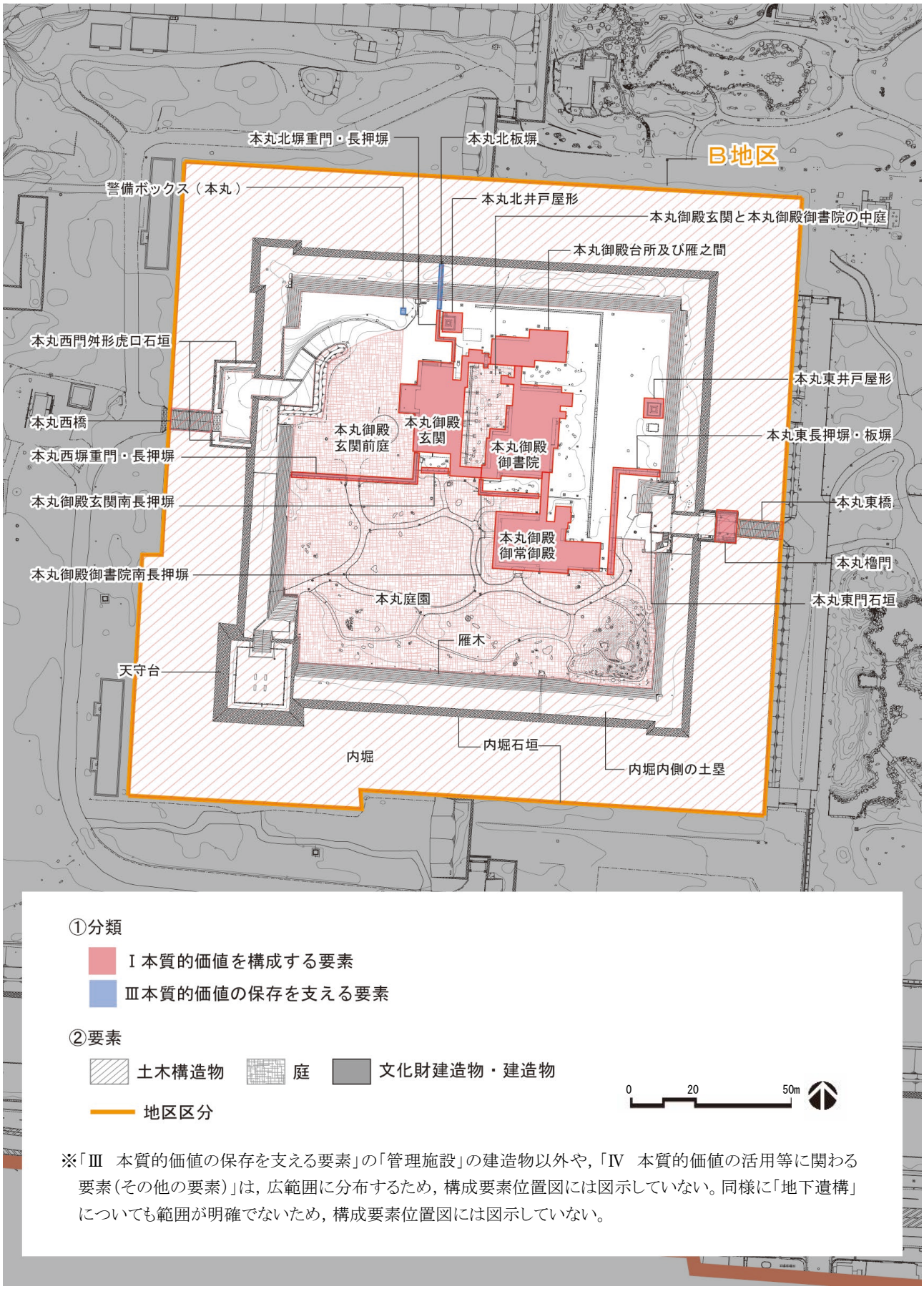

図３－８：Ｂ地区構成要素位置図

C地区

表３-10：C地区を構成する要素

①分類	②要素		詳細
Ⅰ 本質的価値を構成する要素	土木構造物	石垣	西門舛形虎口石垣，外堀石垣，西門橋台
		土塁	外堀内側の土塁，内堀外側の土塁(桃山門～鳴子門)
		堀	外堀
		橋	東大手門橋，北大手門橋
	地下遺構	発掘調査により確認が済んでいる遺構	＜近代＞大正大礼に建てられた大饗宴場等
		発掘調査により確認が済んでいない遺構	＜近世＞寛永行幸時に建てられた土蔵や馬小屋等の管理施設，番衆及び番頭の小屋等 ＜近代＞離宮時代に建てられた管理施設
	文化財建造物・美術工芸品	国宝・重要文化財(建造物・美術工芸品)障壁画を含む	西南隅櫓，東南隅櫓，北大手門，東大手門，西門，北中仕切門，南中仕切門，土蔵(北)，土蔵(南)，桃山門，鳴子門
		国宝・重要文化財(建造物)以外の文化財建造物	番所，東南隅櫓北方多門塀，築地東塀重門・土塀，築地西塀重門・土塀，南門
Ⅱ 本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素	移設された文化財の一部		旧二条城石垣
	庭	庭園	清流園(加茂七石を含む)
	地下遺構	発掘調査により確認が済んでいる遺構	＜中世以前＞平安京跡(冷泉院跡を含む)等の遺構群
		発掘調査により確認が済んでいない遺構	＜中世以前＞平安宮跡の遺構群 ＜現代＞防火壁，防空貯水槽・防空貯水池，防空壁，防空施設，庭球コート等
	園		桜の園，梅林，緑の園
	文化財建造物	国宝・重要文化財(建造物)以外の文化財建造物	香雲亭，和楽庵，梅軒門
Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素	管理施設	建造物	農薬置場，管理係倉庫，保存整備係倉庫，仮設倉庫，警備ボックス(北大手門)，警備ボックス(清流園)，機械庫・車庫(1)(2)，オイル貯蔵庫，緑の園詰所，管理事務所，浴室，二条城障壁画展示収蔵館，駐輪場(1)(2)，放水銃貯水槽・ポンプ室
		防災設備	ホース格納庫
		雨水排水施設	
		防犯設備	防犯カメラ
	苗圃		
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	案内板等	案内板	
		標識	「史跡」標識
		注意札	
	説明板		解説板，「史跡」説明板
	記念碑等		釣鐘，井筒，植樹記念碑等
	境界柵		
	植栽	修景木	
		樹林	
	インフラ施設	電柱，電線，ガス管，水管，下水道管等	
		園路	
	便益施設	建造物	清流園休憩所，清流園トイレ，本丸西橋休憩所(朱雀庵)，本丸西橋トイレ，緑の園トイレ，大休憩所，大休憩所トイレ，案内所，総合案内所(仮設)
		照明設備	電灯，ライトアップ照明
		ベンチ	

D地区

表３-11：Ｄ地区を構成する要素

①分類	②要素		詳細
Ⅰ 本質的価値を構成する要素	土木構造物	石垣	堀川護岸石垣
	地下遺構	発掘調査により確認が済んでいる遺構	＜近世＞路面，柵等 ＜近代＞路面等
		発掘調査により確認が済んでいない遺構	＜近世＞辻におかれた番所等
Ⅱ 本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素	地下遺構	発掘調査により確認が済んでいる遺構	＜中世以前＞平安宮跡（平安），平安京跡（神泉苑跡を含む）等の遺構群
		発掘調査により確認が済んでいない遺構	＜中世以前＞平安京跡（冷泉院跡を含む）等の遺構群 ＜現代＞路面等
Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）	案内板等	案内板	
		標識	
		注意札	
	説明板		解説板
	記念碑等		冷然院跡，平安京跡・神泉苑東端線等
	境界柵		
	生垣		
	植栽	修景木	
		街路樹	
	インフラ施設	電柱，電線，ガス管，水管，下水道管等	
		道路，道路標識，信号機，ガードレール，バス停等	バス停
		地下鉄出入口	地下鉄東西線二条城前出入口1，地下鉄東西線二条城前出入口3
		駐輪場，駐車場，タクシー乗場等	駐輪場(3)，第1駐車場，第2駐車場，第3駐車場，タクシー乗場
		園路	散策路
	便益施設	建造物	出札室，外堀南側トイレ
		照明設備	電灯，ライトアップ照明
		エントランス広場	
		公園	城南ちびっこひろば
		ベンチ	

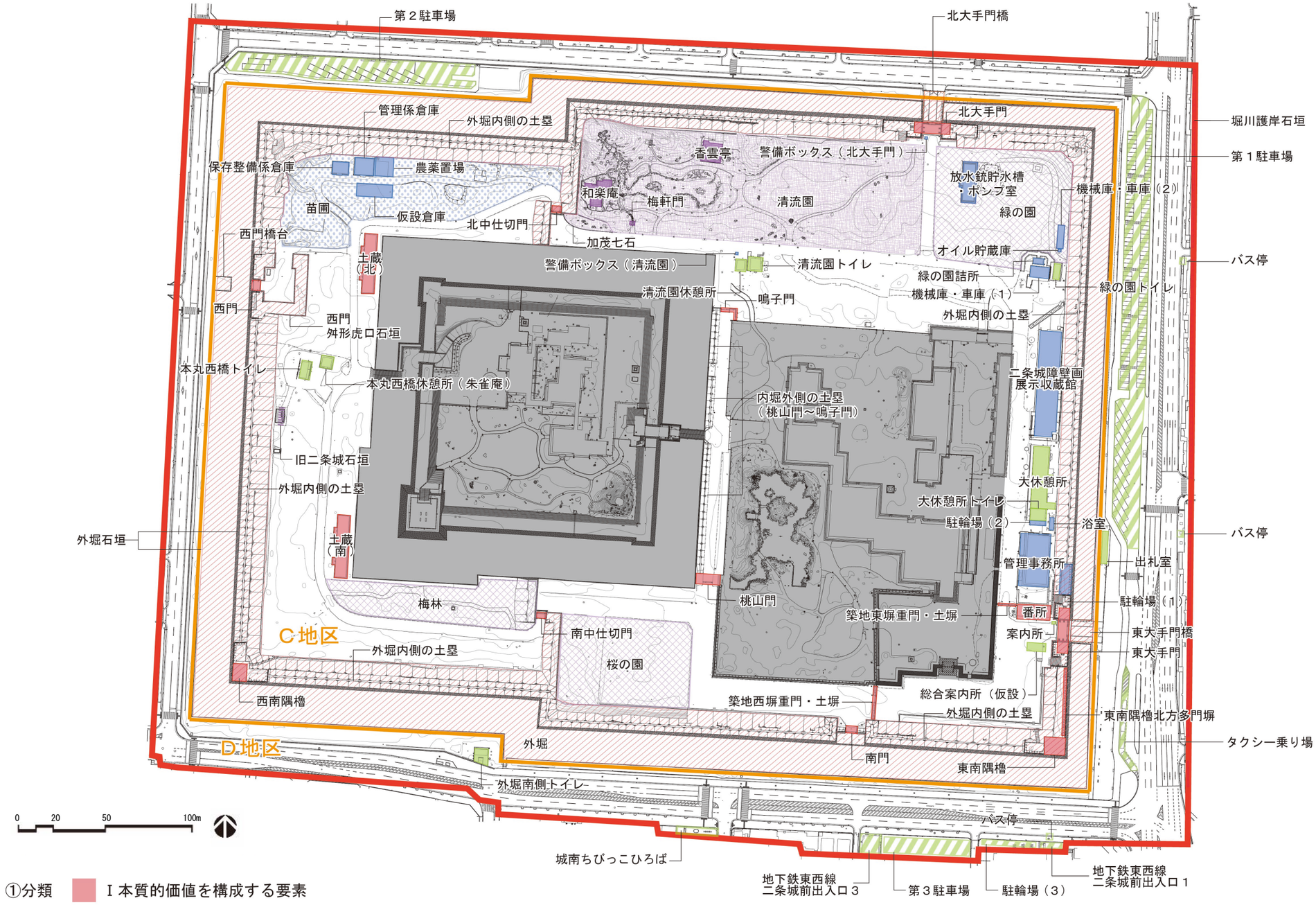

①分類　Ⅰ本質的価値を構成する要素
Ⅱ本質的価値の成立前及び継承と密接に関わる要素
Ⅲ本質的価値の保存を支える要素　Ⅳ本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

②要素　文化財建造物・建造物　庭　園　苗圃　公園　インフラ施設
土木建造物　移設された埋蔵文化財の一部　史跡指定範囲　地区区分

※「Ⅲ　本質的価値の保存を支える要素」の「管理施設」の建造物以外や，「Ⅳ　本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）」の「インフラ施設」の史跡へのアクセスに関わる要素及び「便益施設」の建造物と公園以外の要素は，広範囲に分布するため，構成要素位置図には図示していない。同様に「地下遺構」についても範囲が明確でないため，構成要素位置図には図示していない。

図３－９：Ｃ地区・Ｄ地区構成要素位置図

第４節　周辺の文化財等

本史跡の周辺一帯は，平安京の中心地であったことから埋蔵文化財包蔵地として指定されている。二条城が築城された場所は，平安京の東西の二条大路（現在の二条通）と南北の大宮大路（大宮通）が交差する場所であり，本史跡から北西に平安宮の大内裏が立地していたことから，周知の埋蔵文化財包蔵地「重要遺跡・小規模遺跡」として指定されている。

中世以降，経済的・商業的に発展した左京側（本史跡東側）には，烏丸通沿いや御池通との交差点付近に近世から近代の建造物が現存しており，文化財に指定されているものも多い。本史跡の南側に隣接する神泉苑は，当時より規模が縮小しているものの，平安時代から現存する苑池として有名である。

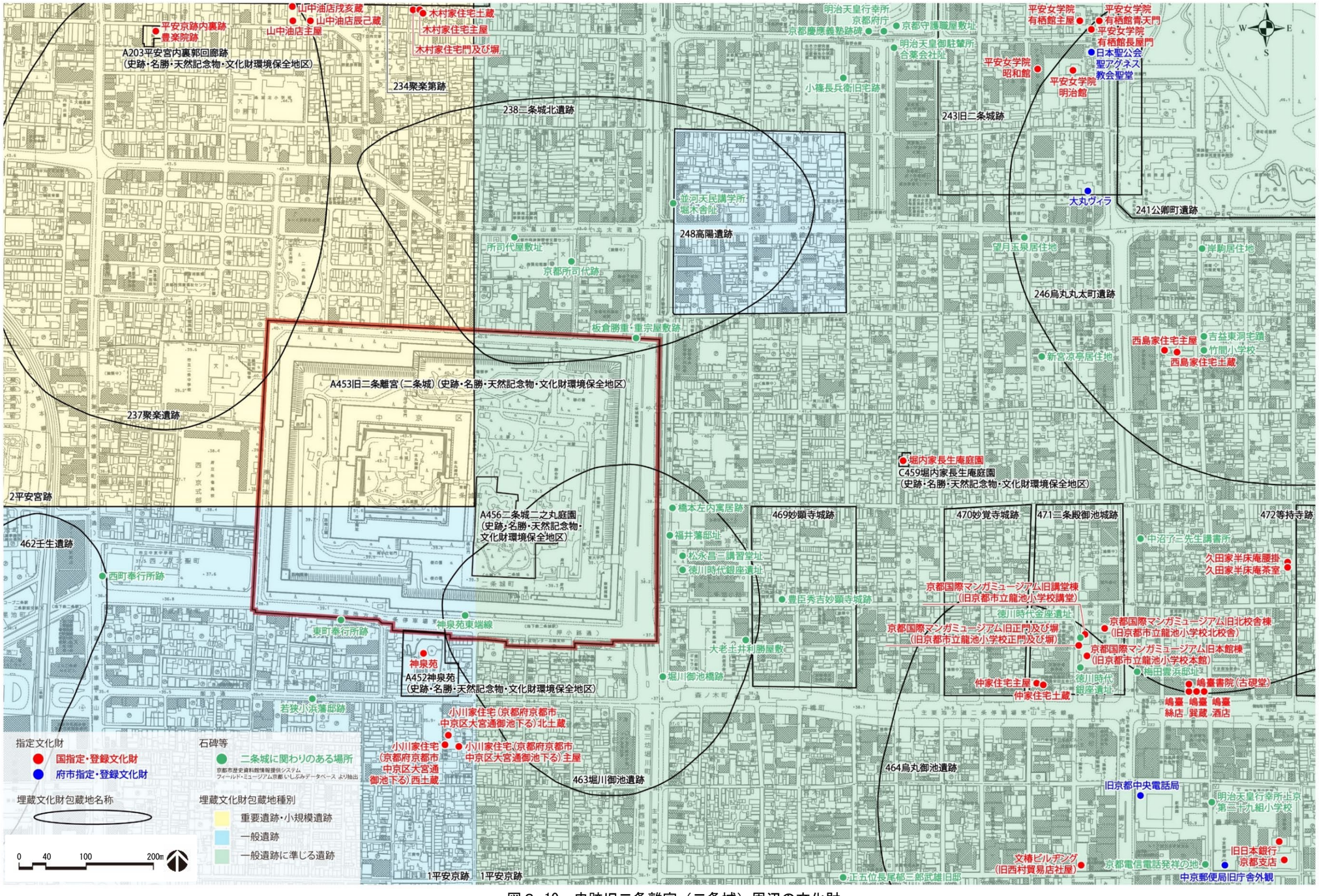

図３-10：史跡旧二条離宮（二条城）周辺の文化財

第４章　現状・課題

「第１章 計画策定の沿革・目的」,「第２章 史跡の概要」,「第３章 史跡の本質的価値」を踏まえ，本史跡の現状・課題を保存，活用，整備，運営体制の４節に分けて抽出する。

第１節　保存[19]

現状

日本の歴史や文化を理解するうえで極めて貴重な文化財である本史跡を次の世代に確実に継承していくため，構成要素Ⅰ・Ⅱの保存に努めている。平成 26（2014）年度には，全域の測量図を作成している。

課題

今後も適切な保存を継続するためには，不断の努力と多額の経費を要する。京都市の非常に厳しい財政状況の下で，その財源を確保するためには，元離宮二条城における入城料，使用料，二条城一口城主募金等による収入増加に努める必要がある。

第１項　土木構造物（石垣，堀等）

現状

本史跡には，本丸（内堀）石垣，二之丸（外堀）石垣及び堀川右岸石垣がある。本丸石垣と二之丸石垣については，平成 29（2017）年度にオルソ画像を作成した。平成 30（2018）年度，令和元（2019）年度に石垣の年代等に関する基礎的な調査（「参考資料　資料２ 石垣」を参照）を行った。

石垣の一部には，過去の火災（天明の大火等）による熱を受け劣化しているものや，過去の地震等によるズレが生じているものがある。そのため，京都市元離宮二条城保存整備委員会や石垣研究者からの助言を受け，本丸の東西虎口沿いの石垣では，平成 29 年度に剥落防止ネットを設置した。二之丸石垣の北西隅ではモニタリング調査を行っている（平成 28 年度から継続中）。また，石垣に接する樹木の成長（高木化，根の伸張）が見られる。

内堀は深さ約４ｍ，幅約 26m，外堀は深さ約 0.6～2.8m，幅約 10～22mである。外堀において水草の繁茂が見られる。

課題

今後は，オルソ画像を利用して石垣カルテを作成し，必要な対応策を検討するとともに，災害時等の復旧や整備の基礎資料として利用する。また，石垣に接する樹木が，石垣に及ぼす影響を調査する必要がある（「参考資料　資料２ 石垣」を参照）。

堀において水草の除去を定期的に実施する必要がある。

第２項　地下遺構

現状

本史跡は，周知の埋蔵文化財包蔵地である平安宮跡・平安京跡・二条城北遺跡・堀川御池遺跡にも該当しており，縄文時代から近代に至る地下遺構が埋蔵されている。

これまでに，埋設管敷設工事や収蔵庫建設等に伴い，30 件の立会，試掘，発掘調査を実施し，地下遺構の確認を行っている（「参考資料　資料１ 埋蔵文化財」を参照）。総じて撹乱が少なく，地下遺構が良好に残存しており，城郭や離宮として維持されてきた経緯から，現代盛土は非常に薄い堆積であり，表土直下で近代や近世の遺構が検出される。

主な遺構としては，二之丸では，蔵跡（「参考資料　資料１ 埋蔵文化財」調査番号８），番頭屋敷関連の柱穴（「参考資料　資料１ 埋蔵文化財」調査 15），後水尾天皇行幸時の女院御殿に伴う整地や礎

[19] 本節に記載の課題を解決するための基本方針は，第５章 第１節に記載。

石，慶長期に遡る石垣（いずれも「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査 15，23），導水用の木樋（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査 24），本丸へ繋がる二階廊下に関わる可能性のある石列（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査 25），本丸では御殿や多門櫓の礎石（「参考資料　資料１　埋蔵文化財」調査 24）などが検出されている。しかし，面的な調査が少ないことから，ほとんどの場合，検出は部分的なものにとどまっている。

課題

地下遺構の把握ができていない箇所があることから，今後は，史跡等の本質的価値を明確に把握し，本質的価値を構成する要素について保存のあり方を検討すること，活用していくうえでの諸問題について多角的に分析することを目的に地下遺構の把握を検討する。

第３項　庭

現状

本史跡には，二之丸庭園（特別名勝），本丸庭園及び清流園という作庭年代の異なる３つの庭園があり，日々剪定等を行い，良好な状態に維持している。災害時等の復旧や整備の基礎資料とするため，平成 26（2014）年度に，これらの平面図を作成している（二之丸庭園は園池護岸の立面図も作成）。

課題

このうち，二之丸庭園は慶長８(1603)年以降に成立したと考えられ，寛永３(1626)年に改修された庭園であり，特別名勝としての価値を保存する必要がある。本丸庭園は明治 29（1896）年に明治天皇の指示により作られた庭園であり，史跡の構成要素としての価値を保存する必要がある。清流園は昭和 40（1965）年に京都市が迎賓施設として作られた庭園であり，約 50 年間，来城者の憩いの場として親しまれてきた。今後も利用を続けていくため，保存する必要がある。

第４項　植栽

現状

日々剪定等を行い，良好な状態に維持している。

修景木，樹林については，園路及び建造物を覆うように成長したり，石垣に接して成長していることに加え，総体的に老木化している

課題

修景木，樹林が来城者や文化財に被害を与える危険性が考えられるので，適切に管理する。

第５項　文化財建造物

現状

国宝・重要文化財（建造物）の保存は，「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」（平成 28（2016）年度策定）に基づき適切に対応していくこととしているほか，「世界遺産・二条城本格修理事業」として保存修理事業を実施しており，平成 29（2017）年度までに二之丸御殿唐門・同築地・東大手門・番所の保存修理を完了している。現在は令和３（2021）年度までの予定で本丸御殿の保存修理事業を実施している。完了後，翌年度には二之丸御殿の保存修理事業に着手する予定である。

このほか，二条離宮が京都市へ下賜された昭和 14（1939）年までに建築されたと考えられる建造物（例：南門・塀・井戸屋形等）や，京都市が昭和 40（1965）年に迎賓施設として整備した清流園内の和楽庵・香雲亭等を保存している。

課題

保存修理事業の実施にあたっては，素屋根や修理所等の仮設が必要である。

文化財建造物で来城者が利用するもののうち，耐震調査未実施のものは耐震調査を行い，安全性を確認することが必要である。

第６項　美術工芸品

現状

二之丸御殿障壁画は，寛永３（1626）年に狩野探幽・尚信及びその一門の絵師により描かれた。このうち 954 面及び附指定 62 面の合計 1,016 面が重要文化財（美術工芸品）に指定されている。二之丸御殿内での保存では，劣化が進むため，模写障壁画を作製し，原画とはめ替えている。これらは「障壁画保存修理計画」に基づき修理を進めており，紙本は二条城障壁画展示収蔵館において保存及び公開，杉戸絵は旧収蔵庫において保存している。

課題

旧収蔵庫は機械による温湿度管理ができないため，機器の整備が必要である。

重要文化財（美術工芸品）指定外障壁画は「世界遺産・二条城本格修理事業」で修理を行う予定であるが，保存状態が悪いものは，原位置に戻すことができず，別置保存する必要があるため，保存スペースの確保が必要である。

第２節　活用[20]

現状

世界遺産でもある本史跡の歴史や文化などその本質的価値を，世界中の多くの人々に発信するために，公開を行っている。さらに，より幅広い人々に本史跡の魅力を知ってもらうとともに，保存や観覧環境充実の財源を確保することを目的に，多彩な公開事業をはじめ，市主催の文化事業やイベント，ＭＩＣＥ[21]事業等を行っている。

課題

世界遺産を擁する京都市の中核を担う本史跡にふさわしいものとなるよう，これまでも取り組んできているが，今後についても，より一層の工夫や拡充を行っていく必要がある。

なお，当然のことながら，活用が本質的価値を構成する要素へ及ぼす影響を注視し続けていく必要がある。

二之丸御殿をはじめとする国宝・重要文化財（建造物）の活用は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」に則り，進めていく。

第１項　一般公開

現状

郭内を対象に有料の一般公開を行っている。一般公開範囲は柵等で区切り，来城者は自由に観覧することができる。現在，本史跡の本質的価値の理解促進を図るため，説明板や案内板等を整備するなど，史跡の観覧環境の充実に努めている。

課題

今後は，一般公開範囲を保存状況に応じて見直し，史跡を構成する要素について観覧する機会を増やす取組を実施することで，幅広い人々に来城いただくことを目指す（例：現在，建造物の内部に入ることができるのは二之丸御殿のみであるが，本丸御殿保存修理事業完了後，翌年度から本丸御殿も一般公開を行う予定である)。また，一般公開範囲の安全性を再確認し，必要な整備を行う（例：天守台の落下防止柵)。

【主な取組】

１　説明板

本史跡の歴史や文化財の特徴等を解説した説明板を82枚設置している(うち43枚が二之丸御殿内)。これらは平成 28～29（2016～2017）年度に刷新した。表記は日英である。英語表記については，文化的背景を共有しない外国人にも内容が分かりやすく伝わるよう，詳細な説明を付け加えている。

２　案内板等

来城者が円滑に観覧できるよう一般公開範囲の各所を指し示す案内板を設置している。また，喫煙等の禁止行為に注意を促す看板を設置している。これらは平成 28～29 年に合計 392 枚（うち 85 枚が二之丸御殿内）に更新・新設した。原則７言語表記（日，英，中（繁・簡)，韓，仏，西）でイラストやピクトグラムを使用して分かりやすく記載している。

３　パンフレット及び公式ガイドブック

本史跡の歴史や文化財の特徴等を解説したパンフレットを平成28年度に刷新(独語は平成30年度)

---

[20] 本節に記載の課題を解決するための基本方針は，第５章 第２節に記載。

[21] ＭＩＣＥ：企業等の会議（Meeting)，企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）(Incentive Travel)，国際機関・団体，学会等が行う国際会議（Convention)，展示会・見本市，イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

し，来城者に無料配布している。これらは言語別に８言語（日，英，中（繁・簡），韓，仏，西，独）作成しており，ユニバーサルデザインを取り入れた「触地図」版も用意している。また，平成 30～令和元（2018～2019）年度には，より詳細な解説を加えた公式ガイドブックを日英の２言語で作成して販売を開始した。

４　音声ガイド機の貸出し及び公式ガイドツアーの実施

平成 27（2015）年から，本史跡の歴史や文化財の特徴等の解説を聞きながら観覧することができるイヤホン式音声ガイドを有料で貸し出している。対応言語は６言語（日，英，中，韓，仏，西）である（独語は令和元（2019）年度に追加）。また，平成 29（2017）年から，京都市認定通訳ガイド（京都市ビジターズホスト）による公式ガイドツアーを実施している。対応言語は日英で，毎日各２回実施している。

５　観覧日及び観覧時間の拡充

観覧日は 12 月 29 日から 31 日までの３日間を除く日である。二之丸御殿保存の作業等に充てるため，１月，７月，８月及び 12 月の火曜日，12 月 26～28 日，１月１～３日は二之丸御殿の観覧を休止している。

なお，観覧時間の拡充のため，日照時間の長い夏季に早朝及び夕方の開城時間を延長している。

６　ホームページ

来城者の事前準備や情報収集のためホームページを設けている。閲覧者が目的の情報に到達しやすいデザインに再構築するとともに，多様な閲覧環境に対応するため，平成 30（2018）年度に刷新し，対応言語は日英から４言語（日，英，中，韓）に増やした。

第２項　特別公開

現状

一般公開に加え，本史跡が有する文化財の価値をより広く発信するため，期間限定で通常非公開範囲の公開や様々な公開手法の工夫に取り組んでいる。

課題

今後は，本計画で示す本史跡の本質的価値を踏まえ，より多様なテーマや新たな観点からの特別公開を行う必要がある。

【特別公開の事例】

○東大手門修復完成記念特別公開（櫓内部公開，鯱瓦等展示）
○東南隅櫓内部公開
○西門周辺の特別公開
○国宝・二之丸御殿大広間障子の特別開放（特別名勝・二之丸庭園を御殿内から鑑賞）
○国宝・二之丸御殿遠侍二の間の特別入室（室内装飾等の文化財を鑑賞）
○講座（学芸員によるギャラリートーク，外部有識者による歴史講座）

第３項　学校教育・社会教育

現状

世界遺産の一つとして世界中の若者が訪れ，教科書に出てくる歴史の画期の舞台（桃山文化，大政奉還等）として日本中の児童・生徒が修学旅行等で訪れる。

学校教育において，本史跡への来城を促すため，京都市内の小・中学生の入城料を無料にするとともに，京都市内を問わず，小・中学生，高校生の二之丸御殿入殿料を無料とし，校外学習（区役所が

実施する地域学習企画）の受け入れを行っている。また，子ども向けのガイドマップの配布や修学旅行生向けハンドブックへの掲載等も実施している。

社会教育において，「第１項　一般公開」に記載の取組（説明板，パンフレット，公式ガイドブック，音声ガイド機の貸出し，公式ガイドツアー，ホームページ（見学の事前準備や情報収集のため））を実施しているほか，「第２項　特別公開」に記載の取組（非公開部の見学，ギャラリートーク，歴史講座等）を実施している。

課題

本史跡の本質的価値を発信するため，学校教育・社会教育における活用を働きかけていく必要がある。

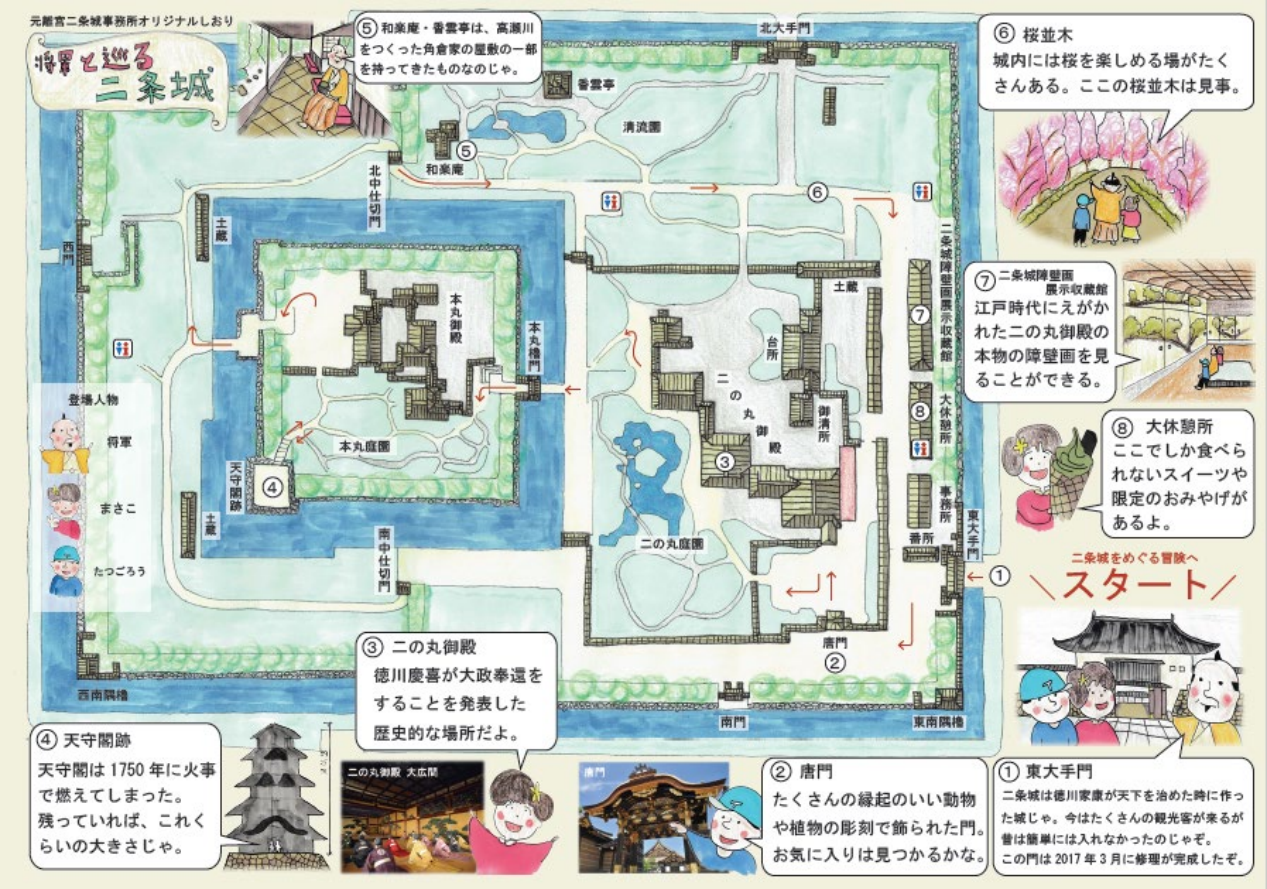

図４－１：子ども向けのガイドマップ

第４項　二条城障壁画展示収蔵館における障壁画の原画公開

現状

二条城障壁画展示収蔵館では，重要文化財（美術工芸品）に指定されている二之丸御殿障壁画の原画を間近で鑑賞していただけるよう，年４期（計 240 日間）公開している。

各期のテーマ設定に工夫を凝らすとともに，学芸員が公開障壁画等について詳しく解説するギャラリートークを開催し，入館者数の増加に努めている。

課題

今後，障壁画修理の進捗により，展示できる画面数が増加することから，より多様なテーマや新たな観点からの展示を行う。また，重要文化財（美術工芸品）の価値を知ってもらうため，ギャラリートークや文化財講座等の展示に合わせた関連事業を充実させる必要がある。

表４－１：二条城障壁画展示収蔵館入館者数とテーマ

年度	入館者数	テーマ
平成 25 年度	40,987 人	春の野山　―〈遠侍〉の花木図― 〈式台〉はめ替え完了記念第１弾　―式台の間の障壁画― 〈式台〉はめ替え完了記念第２弾　―老中の間の障壁画― 威光を示す空間　―〈大広間〉上段の間・将軍を取り巻く松―
平成 26 年度	62,323 人	待ち受ける虎たち　―〈遠侍〉虎の間の障壁画― 〈白書院〉水墨画傑作選　―将軍の居室に描かれた風景・人物・花鳥― 咲き渡る菊，舞い散る扇　―〈黒書院〉の秋を楽しむ― 壮麗なる鳥たち　―〈大広間〉に棲む鷹と孔雀―
平成 27 年度	59,520 人	待ち受ける虎たち，再び　―〈遠侍〉虎の間の障壁画― 〈式台〉のオモテとウラ　―〈式台〉障壁画選― 権力の荘厳　―〈大広間〉に描かれた鳥と巨松― 開館 10 周年記念特別展示　―尾張と京の<<桜花雉子図>>―
平成 28 年度	89,818 人	出を待つひととき，冬の景～〈黒書院〉三の間<<松図>><<浜松図>>一挙公開～ 障壁画流転～二条城で甦る障壁画たち～ 季節を愛でる～御殿を彩る秋の草花～ 冬から春へ～障壁画にみる雪景色～
平成 29 年度	79,273 人	戯れる虎たち ～〈遠侍〉一の間《竹林群虎図》～ 大政奉還 150 周年記念展示第 1 弾：絵画の舞台 ～〈黒書院〉一の間・二の間の障壁画 ～ 大政奉還 150 周年記念展示第 2 弾：歴史の舞台 ～〈大広間〉一の間・二の間の障壁画 ～ 湖畔の眺望～〈白書院〉の水墨山水図 ～
平成 30 年度	82,869 人	〈遠侍〉三の間《竹林群虎図》 式台の間，2 つの時代の障壁画 〈黒書院〉菊の間の障壁画 探幽の孔雀

第５項　京都市主催事業（文化事業・イベント）

現状

本史跡の本質的価値や京都の文化を発信するとともに，より幅広い人々に本史跡の魅力を知ってもらうため，四季折々の事業を開催している。

課題

引き続き，文化関係者や民間事業者等の協力をいただき，新しい要素を積極的に取り入れながら事業の充実を図る必要がある。

【主な事業】

○四季の特別事業

春：二条城さくらまつり（桜のライトアップ，プロジェクションマッピング等）

夏：夏季特別企画（香雲亭朝御膳提供，開城時間延長等）

秋：二条城まつり（二之丸御殿夜間特別公開，洛中洛外図屏風展示等）

冬：冬季特別企画（香雲亭昼御膳提供等）

〇文化事業

お茶会（観桜茶会，市民煎茶の会，市民大茶会）

写真展（平成 29，30，31 年度ＫＹＯＴＯ　ＧＲＡＰＨＩＥ，令和元年度京都詩情）

美術展（平成 29 年度東アジア現代美術展，平成 30 年度京都日本画新展 in 二条城，令和元年度時を超える：美の基準）

舞台（平成 30 年，令和元年度京都国際舞台芸術祭）

第６項　ＭＩＣＥ事業等

現状

世界の各都市において，国際会議をはじめとするＭＩＣＥ事業の「ユニーク・ベニュー」（特別な会場）として，文化財・美術館・博物館が開放され，大きな魅力となっている。京都市内の社寺でもＭＩＣＥ事業が開催されており，京都の文化財を舞台とするＭＩＣＥ事業は，国内外の企業・団体等から需要が多い。

平成 21（2009）年から「二条城ウエディング」として，清流園の一部を貸出し，結婚式に供している。平成 26（2014）年からは「世界遺産・二条城ＭＩＣＥプラン」として，敷地の一部や二之丸御殿台所等の建造物を企業・団体等に貸出し，イベント等に供している。ガイドライン（ＭＩＣＥプラン事業実施要綱及びＭＩＣＥプラン施設使用条件）を定め，構成要素Ⅰ，Ⅱの保存に影響を与えないことを前提に供用している。

課題

今後は，利用範囲や運用方法等をより明確にしたガイドラインに更新する必要がある。

第７項　災害時における来城者・市民の安全確保

現状

災害から文化財を守るとともに，来城者の安全確保に万全を期すため，災害時に的確な行動が取れるよう，元離宮二条城事務所職員及び外部委託スタッフ（案内業務・警備業務）と合同の防災訓練を毎年行っている。

課題

今後は，史跡指定範囲の一部が広域避難場所（大地震の際に発生する大火災から逃れるための避難場所）に指定されていることから，災害時の市民・来城者の具体的な安全確保策など，より実践的な防災対策の検討が求められる。

【参考：来城者数の状況】

近年，来城者数は増加傾向にある。特に，平成 29（2017）年度は二之丸御殿大広間での大政奉還から 150 年の節目の年に当たり，様々なメディアで二条城に注目が集まったことや，二条城の価値や京都の文化を発信する様々な取組により，来城者数が過去最高の 244 万人を記録した。

なお，平成 29 年度に実施した「二条城来城者調査９月～１月」によると，来城者の 63%は海外からの来訪者であり，市民は 2.6%だった。

表４－２：二条城来城者数

年度	来城者
昭和 45 年度	2,114,754 人
昭和 50 年度	2,045,704 人
昭和 55 年度	1,952,099 人
昭和 60 年度	1,723,948 人
平成元年度	1,778,420 人
平成５年度	1,491,897 人
平成 10 年度	1,275,240 人
平成 15 年度	1,440,340 人

年度	来城者
平成 20 年度	1,534,210 人
平成 25 年度	1,587,204 人
平成 26 年度	1,628,798 人
平成 27 年度	1,738,815 人
平成 28 年度	1,904,202 人
平成 29 年度	2,439,079 人
平成 30 年度	2,157,205 人

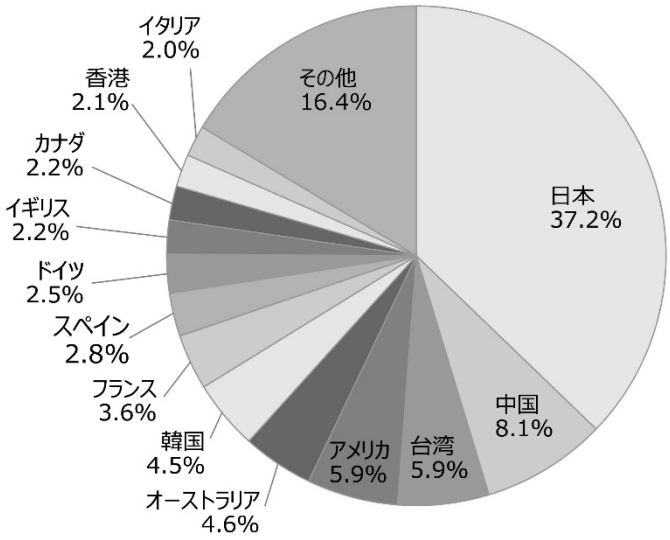

図４－２：平成 29（2017）年度来城者調査結果に基づく国・地域別構成比

第３節　整備[22]

現状

インフラ施設・管理施設・便益施設等は，これまで段階的に整備してきた。

課題

インフラ施設・管理施設・便益施設等は，老朽化や機能不足等の問題を抱えているため，景観に配慮した上で拡充・改修が必要である。なお，整備が多岐にわたるため，整備計画を立てて進める必要がある。

第１項　インフラ施設

１　園路

現状

園路は，ほぼ全域が砂利敷[23]であり，二之丸庭園及び本丸庭園の一部は舗装している。天守台へ上がる階段には手すりを設置している。

課題

砂利敷については，砂埃が多い上，不陸調整を行っているが歩きにくく，車椅子やベビーカーの利用者が移動しづらいという緊急の課題がある。舗装路についても，ひび割れ等の経年劣化がみられ，転倒や雨天時の排水不良の要因となっている。また手すりは老朽化しており，改修の必要がある。

今後は，年次的な園路整備計画を立て，実施していくとともに，保存に影響を及ぼさない範囲でバリアフリー化を図る必要がある。

２　電線，ガス管，水管，下水道管の改修

現状

管理施設，便益施設を機能させるための電線，ガス管，水管，下水道管は，これまで段階的に整備してきた。

課題

来城者の利便性向上を実現するためには容量が不足しており，抜本的な改修が必要である。

第２項　管理施設

現状

管理施設として管理事務所，倉庫，車庫等がある。これらは，老朽化しているとともに，利便性が不足している。

課題

建替えを含めた更新の検討が必要である。

特に，管理事務所では体調の悪い来城者のための休養室，応接室，会議室，委託業務（出改札・案内，警備及び清掃等）のスタッフ詰所のスペース不足が緊急の課題である。

第３項　便益施設

現状

現在は，便益施設として総合案内所（仮設），休憩施設，トイレ，ベンチ，二之丸御殿エントランス

[22] 本節に記載の課題を解決するための基本方針は，第５章 第３節に記載。

[23] 離宮時代に成立したと推定できる。

施設（団体入口）等を設置している。

課題

今後は，既存施設の拡充・改修，便益施設の新設及び給排水設備・電気設備の改修が必要である。

1　既存施設の拡充・改修

総合案内所（仮設）は東大手門裏側付近に設置している。来城者の利便性を向上させるため，点在していた音声ガイド機，電動車椅子の貸出窓口，一口城主募金の窓口を暫定的に集約したもので，運営上必要不可欠な施設であるため，設置場所を検討し，常設化する必要がある。

休憩施設は，３箇所（大休憩所，清流園及び本丸西橋付近）ある。うち清流園及び本丸西橋付近のものは四阿で，大休憩所内には飲食物や土産物を販売する売店がある。休憩施設は，来城者数に対し不足している。

一般来城者向けトイレは，４箇所（大休憩所，清流園，緑の園及び本丸西橋付近）ある。各トイレ間の距離が離れており，箇所数が不足しているとともに，便器数は来城者数に対し不足している。今後，トイレの新設や既存トイレの機能性向上（例：和式便器の洋式化・身体障害者対応・おむつ交換台の付加）が必要である。

ベンチは各所に 55 台設置している。

二之丸御殿エントランス施設は団体客及び身体障害者の入口として，下足箱やスロープ等に覆屋を架けたものである。老朽化が進んでいるため，二之丸御殿保存修理事業に合わせて改修する必要がある。

2　便益施設の新設

⑴　一般公開用

本丸御殿保存修理事業完了後，翌年度から本丸御殿も一般公開を行う予定である。来城者の入口として，下足箱や出開札等に覆屋を架けるエントランス施設を新設するとともに，身体障害者の入口として昇降機を設置する必要がある。

ガイダンス施設（公式ガイドツアーの起点）として活用するため，番所を耐震補強した。

⑵　多目的ルーム

大休憩所内のレクチャールームは定員 50 名程度と少なく，講座等を開催しても定員を超え，受講希望に対応できないことがある。歴史や文化など本史跡の本質的価値に関する調査成果の公表・学習等の情報発信を行う多目的ルームを新設する必要がある。

⑶　本丸御殿のＭＩＣＥ事業等による活用

本丸御殿保存修理事業完了後，翌年度から，一般公開に加えて，本丸御殿をＭＩＣＥ事業等にも活用するため，参加者向けトイレ及び流し台（汲み取り式）を本丸御殿付近に新設する必要がある。

第４節　運営体制[24]

京都市において，文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課が元離宮二条城事務所を所管している。元離宮二条城事務所には事務職・技術職・文化財保護技師（建造物）・学芸員・園芸員が所属している（組織図は下図のとおり）。

なお，出改札・案内業務，警備業務及び清掃業務等については外部に委託している。

現在，「世界遺産・二条城本格修理事業」として保存修理事業を実施しているが，こうした保存修理事業をはじめとする文化財補助金の交付を受けて行う国宝・重要文化財（建造物）の工事の監理には，「重要文化財建造物修理工事主任技術者」として文化庁の承認を受けた者が従事しなければならない。

今後の課題として，歴史や文化など本史跡の本質的価値に関する調査研究及び公開を進めるための体制の整備や，史跡・特別名勝等の未配置分野への専門職の配置が必要である。

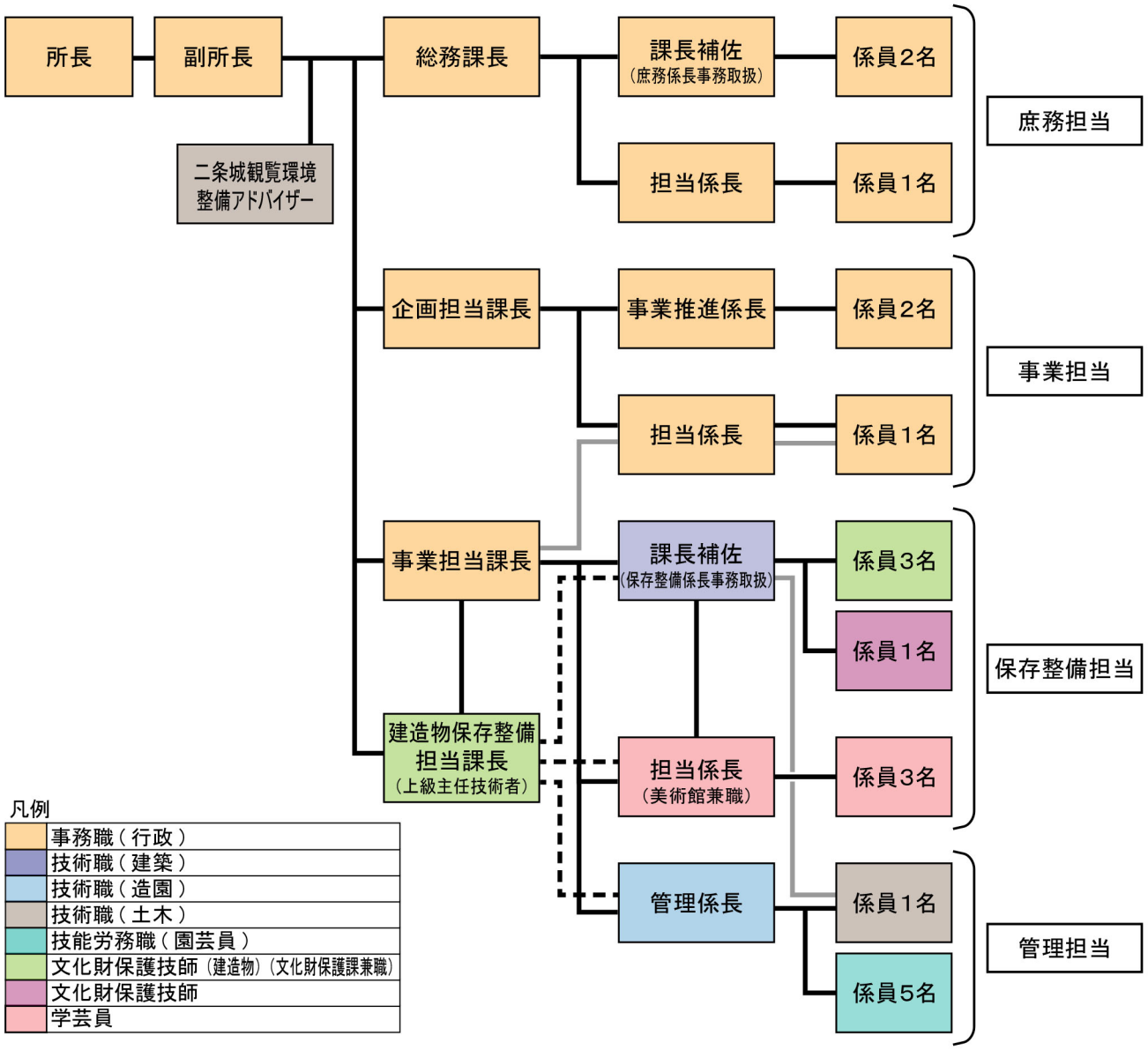

図４−３：元離宮二条城事務所組織図（令和２年（2020）年３月現在）

[24] 本節に記載の課題を解決するための基本方針は，第５章 第４節に記載。

【参考：他組織等との関係】

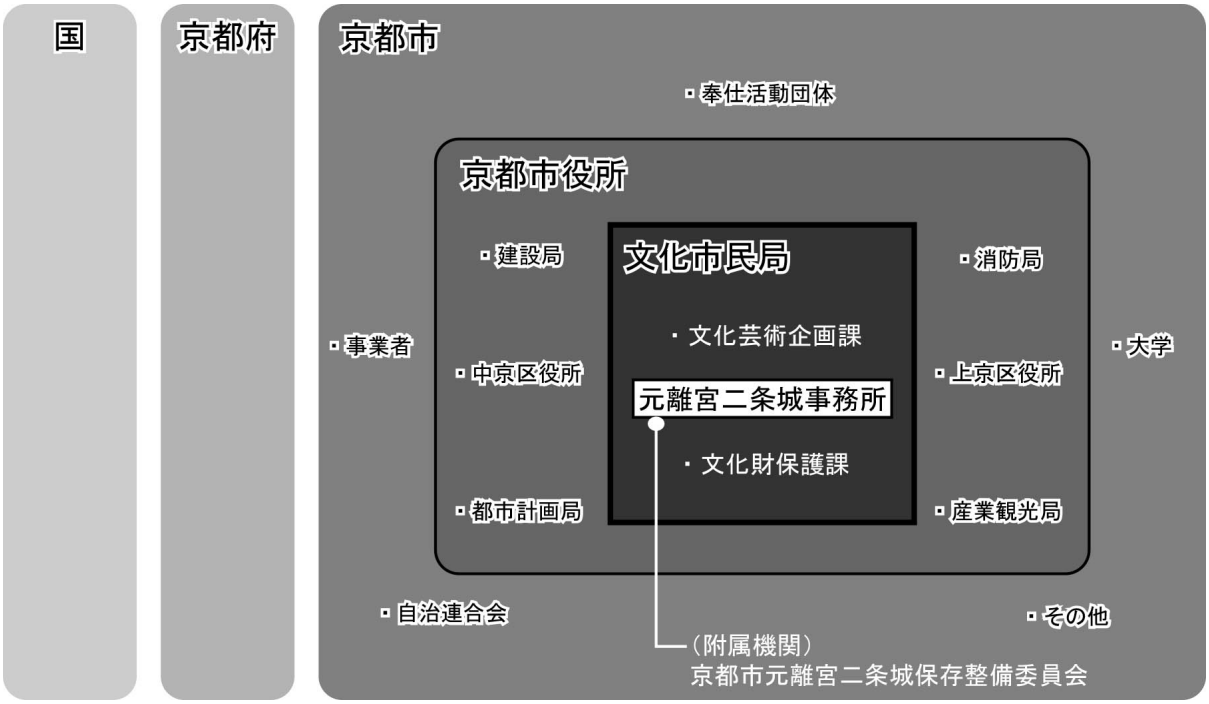
国
京都府
京都市
奉仕活動団体
京都市役所
建設局
文化市民局
消防局
事業者
・文化芸術企画課
大学
中京区役所
上京区役所
元離宮二条城事務所
・文化財保護課
都市計画局
産業観光局
自治連合会
その他
（附属機関）
京都市元離宮二条城保存整備委員会

第５章　基本方針

「第３章 史跡の本質的価値」で明示したとおり，本史跡は，江戸時代から近代にかけて本質的価値を重ねながら築かれ，その土木構造物，庭，地下遺構，文化財建造物・美術工芸品等が総合的に良好な状態で残存する点において稀有な事例である。

本質的価値を維持・継承することはもちろんのこと，歴史資料（文献・絵画）調査や構成要素の現況調査を継続して本質的価値の蓄積・顕在化を推進する。また，来城者や市民が本質的価値を理解した上で，その継承への取り組みに参加出来るようにする。

第１節　保存基本方針[25]

本史跡に蓄積されてきた本質的価値を維持・継承するために，構成要素の適切な保存の基本方針を示す。なお，保存基本方針は，構成要素の大別４項目に分類して示す。

構成要素Ⅰ　本質的価値を構成する要素

・本質的価値を損なう現状変更行為は，行わないものとする。なお，保存のための整備（防災設備を含む）に伴う掘削を行う場合，離宮時代以前の顕著な遺構を保存の対象とする（例外として，離宮時代以後の埋設配管・配線は，記録保存または別置保存の検討も可能であるものとする。）。
・本質的価値の正確な裏付けを目指し，歴史資料（文献・絵画）調査を継続し，記録する。
・当該要素の永続的な継承のために，維持管理の措置と現況の確認・記録を継続して行い，き損箇所を早期に検出し，確実に修理を行う。
・建造物や庭園については，適正な周期で修理を行う。特に建造物については，耐震診断を行い，耐震補強等の安全性の確保を図る。石垣については，定期的な点検・記録を行いつつ，応急的あるいは抜本的対策を適切に選択・実施して，安全性の確保を図る。

構成要素Ⅱ　本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素

・二条城時代前の地下遺構は，現状保存を基本とする。離宮時代後の地下遺構は，記録保存の検討も可能であるものとする。
・離宮時代後に成立した清流園並びにその敷地内にある工作物（建築物を含む）等については，構成要素Ⅰを踏まえた保存・整備を行うものとする。

構成要素Ⅲ　本質的価値の保存を支える要素

構成要素Ⅳ　本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

・保存・活用の観点から，機能充実（拡充・改修）が必要な場合に整備を行う。

[25] 本節で定めた基本方針に則り，保存の方向性・方法を第６章 第２節に記載。

第２節　活用基本方針[26]

来城者や市民が本史跡に蓄積されてきた本質的価値を正しく理解した上で，その継承への取り組みに参加出来るよう適切な活用の基本方針を示す。本質的価値を損なうことなく，価値の蓄積や潜在化している価値の発見に繋げる必要がある。なお，活用基本方針は，構成要素の大別４項目に分類して示す。

構成要素Ⅰ　本質的価値を構成する要素

・本史跡の本質的価値を伝えるために，歴史資料（文献・絵画）調査及び構成要素の現況調査を継続し，情報発信や催事の充実を行う。
・活用に当たっては，築城から離宮時代までの利用形態を尊重し，本史跡の本質的価値との関連に留意する。なお，利用者に本質的価値を周知することに努める。
・活用に伴う工作物（建築物を含む）の設置は，原則として掘削を伴わない仮設とする。

構成要素Ⅱ　本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素

・二条城時代前と離宮時代後の状況について，歴史資料（文献・絵画）調査及び構成要素の現況調査・記録を行い，その結果に基づいて普及啓発を行う。
・清流園等の離宮時代後に整備した市民の憩いの場を活かし，四季折々の魅力を感じる催事の充実を図る。
・催事に伴う工作物（建築物を含む）を設置する場合は，原則として掘削を伴わない仮設とする。

構成要素Ⅲ　本質的価値の保存を支える要素

構成要素Ⅳ　本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

・保存・活用の観点から，機能充実（拡充・改修）が必要な場合に整備を行う。

[26] 本節で定めた基本方針に則り，活用の方向性・方法を第７章 第２節に記載。

第３節　整備基本方針[27]

本史跡に蓄積されてきた本質的価値を確実に継承し，潜在化している場合には顕在化できるよう適切な整備の基本方針を示す。なお，整備基本方針は，本章 第１節および第２節を受けて，保存と活用に分けて示す。

保存のための整備基本方針

・「構成要素Ⅰ，Ⅱ」の本質的価値の保存に寄与するための施設を維持し，史跡の保存に影響を与えない範囲で必要な機能充実（拡充・改修）を行う。なお，条件が整えば史跡指定範囲外へ移設することも検討する。

活用のための整備基本方針

・市民並びに来城者等の利便性等に寄与するものとして，史跡の本質的価値に影響を与えない範囲で施設を適切に持続または改善する。
・展示解説等，来城者が本質的価値を理解するために史跡指定範囲に設置することが望ましいものについては，適切に充実を図るものとする。
・来城者の安全確保と市民並びに周辺の帰宅困難観光客の受け入れを含めた京都市地域防災計画等（広域避難場所，緊急避難広場として）に則った防災対策を施す。
・復元整備をする場合は，部材，写真や絵図面等の資料が残り，位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があるものを対象とする。

第４節　運営体制基本方針[28]

周辺を含めた本史跡の包括的な保存・活用を進めるために適切な運営体制の基本方針を示す。

・本質的価値に関わる多種多様な要素を適切に保存・活用するため，専門的な知識と技能を擁する体制を確立し持続する。

[27] 本節で定めた基本方針に則り，整備の方向性・方法を第８章 第２節に記載。
[28] 本節で定めた基本方針に則り，運営体制の方向性・方法を第９章 第２節に記載。

第６章　保存[29, 30]

「第５章 基本方針」で定めた保存基本方針に則り，保存の方向性・方法を記載する。

第１節　方向性

構成要素Ⅰの保存を第一とし，構成要素Ⅱは構成要素Ⅰに準じて適切かつ円滑な保存を図る。保存のために構成要素Ⅲを充実する。構成要素Ⅳについては，構成要素Ⅰと構成要素Ⅱの保存に影響を与えないことを前提に充実する。

第１項　追加指定と公有化

本史跡におけるかつての城域は，全て史跡指定されているため，追加指定と新たな公有化を行うことはない。

第２項　土木構造物

石垣，雁木，土塁，堀，橋が存在する。これらは全て構成要素Ⅰであり，定期的な点検，継続的な状況把握，毀損の早期発見，修理に努める。

第３項　庭

前庭・内庭，中庭，庭園が存在する。清流園が構成要素Ⅱである他は，全て構成要素Ⅰである。前庭・内庭，中庭は歴史の背景を念頭に置き，形態を維持する。庭園は保存に影響を及ぼす現状変更は行わず，適切に管理する。

第４項　文化財建造物

国宝・重要文化財（建造物）に指定されているものと，それ以外のものがある。基本的には構成要素Ⅰであるが，清流園内の香雲亭，和楽庵，梅軒門が構成要素Ⅱである。国宝・重要文化財（建造物）は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」に基づき適切に対応していき，それ以外のものも同計画に準じて対応する。

第５項　地下遺構の保存と発掘調査

地下遺構については，原則として二条城時代から離宮時代の遺構面を保存する。ただし，埋設管などのインフラ設備の更新などの本史跡を持続していくうえで必要とされる行為については，例えば離宮時代に設置された土管を塩化ビニール管に置き換えるなどの柔軟な措置をとる場合もあり得る。発掘調査は，史跡の「復旧（修理）を含む整備に必要とされる最小限の情報を得る」ことを基本とし，「史跡等の本質的価値を明確に把握し，本質的価値を構成する要素について保存と管理のあり方を検討する」ため，「公開・活用していくうえでの諸問題について多角的に分析する」ための調査も含むものとする[31]。

調査範囲に関しては「極力限定するとともに，発掘調査により遺跡が受ける影響を十分勘案しつつ，最も適切な調査手法を選択する」[32]。調査の範囲と手法の決定に当たっては，運営体制内での合意をもって，文化庁並びに京都市元離宮二条城保存整備委員会との協議を踏まえる。

二条城時代の地下遺構が撹乱を受けるなどして既に失われており，同時代より前の地下遺構が検出

---

[29] なお，保存のための整備は「第８章 整備」に記載。

[30] 本章で定めた方法に則り，実施すべき施策を第 11 章に記載。

[31] 文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき　―保存と活用のために―　Ⅰ総説篇・資料編』同成社（p. 74）より抜粋。

[32] 文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき　―保存と活用のために―　Ⅰ総説篇・資料編』同成社（p. 74）より抜粋。

された場合，その取り扱いについては文化庁並びに京都市元離宮二条城保存整備委員会との協議を踏まえて決定する。

第６項　地下遺構の確認状況による分類

本史跡は，史跡指定範囲のほぼ全てに二条城時代から離宮時代の地下遺構が良好な状態で保存されているため，地区区分の違いに関わらず前項の事項が適用される。

ただし，本史跡における固有の事情として，二条城時代から離宮時代までの文化財建造物や庭園があると共に，絵図等で地下遺構の存在が想定されながら，既に調査で実態が確認されている範囲と，未確認の範囲がある。また，それらの文化財建造物や庭園の地下は，従来掘削されることがほとんどなかったため，現時点ではその範囲の地下遺構について情報が無いが，今後は，耐震改修や防災設備の設置等にともなってやむを得ず掘削が必要となる可能性がある。

本史跡を保存・活用するうえで，このような地下遺構の確認状態の違いが明示されていると，現状変更を検討するうえで便利である。そこで次に記す保存の方法の項目では，地下遺構を，確認の状況に応じて「ア：文化財建造物等が上部にある遺構」「イ：発掘調査により確認が済んでいる遺構」「ウ：発掘調査により確認が済んでいない遺構」の３つに分類する。

第７項　発掘調査と立会い

掘削を伴う現状変更については，許可に伴う条件として試掘調査を含む発掘調査を行わなければならない場合がある。また，許可条件としてではなく，現状変更の計画段階において，その実現性を検討するための試掘・発掘調査が必要になる場合もある。いずれの場合も，その調査範囲は文化庁と（規模が大きい場合は京都市元離宮二条城保存整備委員会とも）事前協議をして決定し，後者の場合は文化庁へ現状変更許可申請書を提出する。同申請書には発掘調査計画書を付す必要がある。調査結果は報告書に取りまとめ，現状変更終了届の提出の際に添付する。調査はその規模に応じて，京都市文化財保護課もしくは公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所が実施する。

また，過去に確認されている遺構の近くまで工事掘削が及ぶ場合には，現状変更の許可条件として，京都市文化財保護課の立会いが求められる。工事掘削がごく小規模である場合や，細い線掘りである場合などにも，発掘ではなく立会調査となることがある。

第２節　方法

本史跡の具体的な保存方法は，前述の方向性を踏まえて，構成要素の大別４項目ごとに記述する。

第１項　本質的価値を構成する要素（構成要素Ⅰ）

本史跡の本質的価値を後世に引き継いでいくうえで最も重要な要素であるため，現状維持を原則とする。

<table>
<tr><th colspan="2">要素</th><th>地区区分</th><th>具体的な保存の方法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">土木構造物</td><td>石垣</td><td>BCD</td><td rowspan="2">〈点検と修理〉
日常より定期的な点検を行って継続的に状況を把握し，毀損の早期発見に努める。毀損が認められた場合は，その状況と程度を分析して緊急度を測り修理計画を立て，順次修理を実施する。
修理方法については，本史跡における過去の記録やほかの城郭における事例を踏まえ，文化庁及び京都市元離宮二条城保存整備委員会との協議により決定する。園路や堀に面した石垣の取り扱いについては，崩落の危険性を念頭に置いて，解体の要否，水面下の取り扱いを含めて慎重に対処する。
離宮時代の後に修理，改修された箇所の取り扱いについては，文化庁及び京都市元離宮二条城保存整備委員会と協議する。
継続的な定点観測によって，孕みや沈下に顕著な変位がみられた場合は，速やかに応急処置・修理等の対応を講じる。
〈高精度な現況調査〉
平成29年度に撮影したオルソ画像等を利用し，高精度な現況調査を行い，整備の必要性を判断する。
〈記録〉
確実に点検と修理の記録を行い，事務所内で一元管理を行う。
〈周辺の樹木等の取り扱い〉
石垣の天端や積石の隙間などに生える植栽樹木あるいは未生木の幹や樹根は，毀損を誘引する原因となることから，順次除伐する。大径木については，周辺の景観などに配慮しながら伐採を促進する。伐根については石垣の状態をみて慎重に判断し，場合によっては養生を施す。
石垣に抵触する草本と落葉については，石垣が見渡せるように，定期的に清掃し除去する。</td></tr>
<tr><td>雁木</td><td>B</td></tr>
<tr><td>土塁</td><td>BC</td><td>〈点検と修理〉
「構成要素Ⅳ」に含まれる「樹林」の成長により，表土の流出等がみられるため，日常より定期的な点検を行って継続的に状況を把握し，土の補充や土留め等の措置を行う。
〈樹林の除伐や石垣の修理〉
樹林の除伐を行い，根株を取り除いた場合などに生じる空隙は，周辺と同様の状態に復する。また，石垣の修理においてやむを得ず土塁を除去しなければならない場合は，事前に現況を記録し，作業前と同様の状態に復する。</td></tr>
<tr><td>堀</td><td>BC</td><td>水草の繁茂が見られるため，除去を定期的に実施する。
水量（季節により増減することが分かっている）の観測を行う。将来，水量が減少し，引水方法の変更が必要な場合は，文化庁及び京都市元離宮二条城保存整備委員会と協議する。</td></tr>
<tr><td>橋</td><td>BC</td><td>日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
東大手門橋，北大手門橋の土橋の側面の石垣は，「石垣」に準じて対応する。
本丸東橋，本丸西橋は現代に架け替えられている（使用されている部材の新旧は不明）。耐荷重等が下げられないため，木造化は実施しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">庭</td><td>前庭・内庭</td><td>AB</td><td>唐門や東大手門，玄関に伴う前庭・内庭は，一度に多人数が入場したり参列したりするために設けられたという歴史の背景を念頭に置き，動線を妨げるような工作物（建築物を含む）の常設は避ける等，旧態を維持する。</td></tr>
<tr><td>中庭</td><td>AB</td><td>二之丸御殿及び本丸御殿に伴う中庭は，内部に明り取りと通風を促すための機能と修景の意味合いを念頭に置いて，工作物（建築物を含む）の常設は避ける等，形態を維持する。周辺の建築物や工作物（建築物を含む）に影響がないよう植栽樹木の枝葉と根の伸長を抑制する。</td></tr>
</table>

庭	庭園	AB	二条城時代の二之丸と離宮時代における本丸の本質的価値を景色として示すものである。それぞれの時代から形態が維持されてきたことを踏まえ，保存に影響を与える現状変更は禁止する。植栽については，健康状態への配慮を主旨とし，枝葉は相互の樹木を干渉しない範囲にとどめ，樹根は園池の護岸，景石，築山等といった地割の毀損を招かないよう抑制する。 園路は，多数の来城者の歩行により毀損を招きやすいため，継続的に状況の確認と修理を行うものとし，景観の保持として，土間あるいは砂利敷の意匠を踏襲する。 二之丸庭園の園池については，給排水の機能を保持するために定期的な点検と修理を行い，浚渫を適宜行う。
地下遺構	文化財建造物等が上部にある遺構	ABC	当該箇所において，やむを得ず掘削を伴う現状変更をする場合は，資料に基づいて過去の土地利用の状態を調べ，検出される遺構を予測する。重要な遺構の検出が見込まれる場合は，あらかじめ掘削を回避する方法を検討する。掘削をする場合は，「第6章 第1節 方向性」に基づいて発掘調査により遺構を確認し，原則的に保存する。国宝・重要文化財（建造物）並びに特別名勝の保存のため，どうしても二条城時代から離宮時代の遺構を断ち割らなければならなくなった場合は，それぞれの分野の専門家の意見を聞いたうえで，文化庁並びに京都市元離宮二条城保存整備委員会との協議をもって対応する。
	発掘調査により確認が済んでいる遺構	ABCD	当該箇所における現状変更にあたっては，事前に調査履歴を調べ，遺構の位置と高さを確認し，原則的として遺構面に抵触しないようにする。やむを得ず遺構の近くまで現状変更行為が及ぶ場合は，「第6章 第1節 方向性」に基づいて立会調査により遺構の適切な保存を図る。
	発掘調査により確認が済んでいない遺構	ABCD	当該箇所において，やむを得ず掘削を伴う現状変更をする場合は，原則的に「第6章 第1節 方向性」に基づいて発掘調査により遺構を確認し，適切に保存する。
文化財建造物	国宝・重要文化財（建造物）	ABC	破損調査，内外の清掃及び物品の整頓，部材の虫害・腐朽対策，別置保存，日照・通風の確保，防災対策を行う（詳細は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」に記載）。 「世界遺産・二条城本格修理事業」として保存修理工事を行うため，破損部分は記録しておき，保存修理工事時に対処する。
	国宝・重要文化財（建造物）以外の文化財建造物	ABC	国宝・重要文化財（建造物）に準じて対応する。

第２項　本質的価値の成立前及び継承と密接に係る要素（構成要素Ⅱ）

要素		地区区分	具体的な保存の方法
庭	庭園	C	清流園は築造以来，良好に維持されてきたことを踏まえ，保存に影響を与える現状変更は避ける。そのほか，管理に関する措置は「構成要素Ⅰ」に準じる。
地下遺構		ABCD	「構成要素Ⅰ」と同じ。ただし，埋設配管の更新において離宮時代後のものを更新する場合などについては，遺構の検出状況に応じて記録保存または別置保存の検討を行う。
園		C	当該箇所は，概ね江戸時代の在番所の跡を近代以後に植栽地として改修したものであることを念頭に置いて，現状の維持を前提とし，過剰な植栽の追加は避ける。除根については，遺構への影響を考慮したうえで，慎重に実施する。
文化財建造物	国宝・重要文化財（建造物）以外の文化財建造物	C	国宝・重要文化財（建造物）に準じて対応する。
移設された文化財の一部		C	適切に清掃，修繕をして形態を維持する。

第３項　本質的価値の保存を支える要素（構成要素Ⅲ）

要素		地区区分	具体的な保存の方法
管理施設	建造物	ABC	破損調査（年1回程度），日照・通風の確保を行う。耐震性確保が必要である。
	防災設備	ABC	法定点検を行うほか，任意設置の設備についても定期的な点検を行う。点検結果及び修理履歴の記録を残す。不良箇所は優先順位をつけて，修理を行う。
	雨水排水施設	ABC	排水能力を調査し，必要に応じて整備を行う。また，掃除により，排水の支障となる堆積物を取り除く。
	防犯設備	ABC	防犯センサーと防犯カメラについて定期的な点検を行い，点検結果及び修理履歴の記録を残す。不良箇所は優先順位をつけて，修理を行う。
苗圃		C	当該箇所は，江戸時代の在番所の跡等を，近代以後に植栽の仮植をする領域として改修したものであることを念頭に置いて，現状の維持を前提とし，過剰な植栽の追加は避ける。除根については，遺構への影響を考慮したうえで，慎重に実施する。

第４項　本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）（構成要素Ⅳ）

要素		地区区分	具体的な保存の方法
案内板等		ABCD	日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
説明板		ABCD	日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
記念碑等		CD	日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
境界柵		ABCD	日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
落下防止柵		B	破損調査（年1回程度）を行い，破損箇所はすぐに修理する。
手すり		B	破損調査（年1回程度）を行い，破損箇所はすぐに修理する。
生垣		D	歩行者に影響を与えないよう恒常的に維持管理を行う。
植栽	修景木	ABCD	樹種ごとの特性，植栽されている位置の状況などを踏まえ，各樹木の健康状態を保つよう管理に努める。枯死した場合等は補植を検討する。
	樹林	BC	樹林は，経年により樹冠と幹が大幅に肥大し，石積みの保存に大きな影響を与えているため，城郭の外部を遮蔽する効果に配慮しつつ，樹高と枝の切り縮めや除伐などの処置を検討する。
	街路樹	D	交通に影響を与えないよう，また恒常的に維持管理が行えるよう，所管部局と調整を行う。
インフラ施設	電柱，電線，ガス管，水管，下水道管等	ABCD	〈責任分岐点内〉 敷設状況が不明確であるため調査を行う。日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。 〈責任分岐点外〉 活用に影響を与えず，恒常的に維持管理を行うため，所管部局と調整を行う。
	道路，道路標識，信号機，ガードレール，バス停等	D	交通に影響を与えないよう，また恒常的に維持管理を行えるよう，所管部局と調整を行う。
	地下鉄出入口		
	駐車場，駐輪場，タクシー乗場等	D	日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
	園路	ABCD	不陸及び破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
便益施設	建造物	CD	破損調査（年1回程度），日照・通風の確保を行う。 耐震性確保が必要である。
	照明設備	ACD	日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
	エントランス広場	D	日常点検により，破損箇所は気づいた段階で，すぐに修理する。
	公園	D	利用者の安全を確保し，恒常的に維持管理を行えるよう，所管部局と調整を行う。
	ベンチ	ABCD	破損調査（年1回程度）を行い，破損箇所はすぐに修理する。

第３節　現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

史跡指定範囲で行う行為のうち現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下,「現状変更等」とする）に当たっては，文化財保護法第 125 条に基づいて，文化庁長官の許可を得る必要がある。予定される行為が，現状変更または保存に影響を及ぼす行為のいずれかが不明な場合は京都市文化財保護課と事前協議する。

次に本史跡内における現状変更等の取扱方針と基準を示す。

第１項　現状変更等の許可区分

史跡指定範囲で行われる行為のうち，現状変更等については，文化庁長官への許可申請あるいは届出が必要と定められている。

ただし，現状変更等のうち文化財保護法施行令 第５条第４項１号に記載の行為への許可に関しては，文化庁長官から京都市に権限が委譲されている。（下記範囲内であっても重大な現状変更と思われる場合は，事前に文化庁に確認する必要がある。）

（文化財保護法施行令 第５条）

４　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は，都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合，同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては，当該市の教育委員会）が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては，史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令[33]

イ	小規模建築物（階数が二以下で，かつ，地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて，建築面積（増築又は改築にあつては，増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築，増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築，増築又は改築（増築又は改築にあつては，建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて，指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては，設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削，盛土，切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱，電線，ガス管，水管，下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については，危険防止のため必要な伐採に限る。）

[33] 「リ，ヌ，ル」は，対象が天然記念物のみとなるため非掲載。

チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか，史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので，現状変更等の態様，頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

第２項　現状変更等の取扱方針及び取扱基準

本史跡においては，第４章で確認した課題の解決のために必要不可欠であるものを除き，現状を維持し，大きな変更は行わないことを基本とする。なお，構成要素の呼称の定義については表３－６（p.64～65）を参照のこと。

１　現状変更等の取扱方針

(1)　現状変更等が認められない行為

「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（平成 12（2000）年４月 28 日付け文化庁次長通知）に基づき，下記の行為については現状変更を認めることができない。

・本計画書に定められた基準に反する場合
・史跡の滅失，毀損又は衰亡のおそれがある場合
・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

(2)　現状変更等に許可を要さない行為

法第 125 条第１項ただし書きに基づき，現状変更のうち維持の措置及び非常災害のために必要な応急措置及，保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微であるものについては許可を要さない。下記にそれぞれの行為の範囲を示す。

ア　現状変更のうち維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則」第４条に維持の措置の範囲が明記されている。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則）
第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は，次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　史跡，名勝又は天然記念物がき損し，又は衰亡している場合において，その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡，名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては，当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
二　史跡，名勝又は天然記念物がき損し，又は衰亡している場合において，当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
三　史跡，名勝又は天然記念物の一部がき損し，又は衰亡し，かつ，当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において，当該部分を除去するとき。

イ　現状変更のうち非常災害のために必要な応急措置

非常災害のために必要な応急措置とは，本計画では，災害予測時又は発生時において，史跡の毀損の発生や拡大を防ぐための措置とする。具体例は下記のとおりである。

・石垣・土塁等に崩落等の毀損やその前兆がある場合に，毀損の拡大や発生を応急的に抑える行為
・土嚢積みやシート養生など，毀損の発生を予防するための措置
・毀損箇所への応急措置
・人止め柵・避難テント・避難用プレハブ等，来城者や避難者の安全を確保するための仮設物設置
・インフラ設備等が破損した場合の応急措置

ウ　保存に影響を及ぼす行為のうち，影響が軽微であるもの

保存に影響を及ぼす行為のうち，影響が軽微であるものとは，本計画では，土地の掘削，盛土，切土を伴わない日常的な維持管理行為とする。具体例は下記のとおりである。

・清掃
・植栽の日常的な手入れ（実生木の伐採を含む。ただし除根を行う場合は許可を要する）
・施設の日常的な補修
・土地形状の変更を伴わない，臨時の説明板・案内板等・人止め柵等の設置
・恒例行事や来場者の便益のための一時的かつ簡易な工作物（野点席，門松，ミスト装置，日除け等）の設置

(3)　現状変更等に許可を要する行為

現状変更等許可申請の対象となる行為としては，以下の事例が想定される。

・構成要素Ⅰ，Ⅱのうち文化財建造物や庭園，土木構造物の修理・整備
・構成要素Ⅱ，Ⅲ，Ⅳのうち，防災設備，雨水排水設備，防犯設備，インフラ設備の設置・拡充・改修
・構成要素Ⅲ，Ⅳのうち植栽の新植，補植（植え替え），伐採，除根
・構成要素Ⅲ，Ⅳのうち，説明板，案内板，ベンチ，境界柵等の簡易な工作物の設置・拡充・改修
・構成要素Ⅲ，Ⅳのうち，建造物の設置・拡充・改修
・発掘調査
・修理・整備に伴う建造物や工作物の仮設
・復元整備
・活用に伴う工作物の設置

2　現状変更等の取扱基準

当史跡における現状変更の許可対象は，前項１－(3)に提示した９項目を指標とする。それらの指標に含まれない現状変更等が必要となった場合は，京都市文化財保護課と事前協議し，文化庁の了承を得ること。また，特別名勝指定範囲については，別途，文化庁名勝部門とも協議が必要である。なお，国宝・重要文化財（建造物）の修理そのものについては，法第 125 条に定める現状変更等の許可を要さない。

以下，現状変更許可の指標に準じて，平成 29 年４月から令和元年 12 月までの現状変更申請の実績に基づいて，当史跡の全体と区域区分ごとの取扱基準を示す。

(1)　全体に通ずる基準

発掘調査

修理方針の検討や，施設等の設置・改修と遺構保存の調整のため，必要な情報を得るのに適切な範囲とする。また，下層遺構面への掘り下げは必要最低限にとどめる。

修理・整備に伴う建造物や工作物の仮設

景観に馴染むよう，位置・規模・外観等に配慮する。地下遺構の保存のため，掘削を行わないか，もしくは最小限になるよう配慮する。

復元整備

以下のとおり，『史跡等整備のてびきⅠ総説編・資料編』（文化庁文化財部記念物課監修），p. 111 が示す事項とする。

・史跡の保存にとって支障とならないもの。
・史跡の活用にとって積極的な意味を持つもの。
・史跡等の理解が誤りなく適切に導かれるもの。
・史跡の歴史的・自然的な風致，景観と総体として整合する内容を持つもの。
・構造及び設置後の管理（防災・防犯を含む。）の観点から，安全性が確保されているもの。
・復元した建造物等を施設として活用する場合には，当該史跡等の保存と活用に関わりがあり，かつ当該史跡等にふさわしい内容を持つもの。
・復元後の建造物等の保存・管理のための行財政措置等の方針が整っているもの。
・復元しようとする歴史的建造物等の位置，規模，意匠，構造，形式等について十分な根拠があるもので，文化庁との協議を踏まえ，史跡等における歴史的建造物等の復元の取り扱いに関する専門委員会の審査を経たもの。

毎年，同時期に行われる工作物の仮設

年中行事として正月に東大手門へ仮設される門松や，来訪者の便益に供するミスト装置の設置など，毎年，同時期に繰り返し行われる工作物の仮設は，軽微な現状変更とみなす。

活用に伴う工作物の設置

工作物の設置においては，史跡の構成要素を損耗したり，転倒等により毀損したりしないよう，離隔距離の確保，養生など適切な配慮をする。設置に当たっては，掘削を伴わない工法とする。やむをえず固定をする場合は，簡易なピン・ペグは掘削に含めないが，原則として杭は使用しない。工作物の規模・位置・意匠・色調等は，仮設・常設共に城内の景観に馴染むものとし，意匠の統一に努める。構成要素Ⅲ・Ⅵに該当する工作物の新規設置，改修においては新規掘削が発生しないように努め，やむなく掘削する場合は，必要最小限とする。

(2) 地区区分ごとの基準

Ａ地区

当地区には，近世以来の庭や文化財建造物等が集中している。それら庭や文化財建造物の整備は，史跡としての適切な保存に資するものに限る。植栽の新植，補植（植え替え）については，原則的に実生を除いた既存植栽の位置と種類を踏襲し，地下遺構の保存に影響する新規掘削は行わない。植栽の伐採については，景観に大きな影響を与えないものとし，地下遺構の保存のため，特に必要ない場合の除根は控え，伐採のみにとどめる。除根をする場合は必要最小限の範囲と深さとする。

Ｂ地区

当地区は，全体が近世以来の土木構造物（石垣等）や，近代以来の庭，文化財建造物等で成立している。それらの整備は，史跡としての適切な保存に資するものに限る。植栽の新植と補植（植え替え），伐採，除根の取り扱いについては，Ａ地区に準拠する。

Ｃ地区

近世以来の土木構造物や，庭，文化財建造物，現況の植栽の取り扱いは，Ｂ地区に準拠するが，苗圃における移植等については例外とする。植栽の新植と補植（植え替え）については，日本の城郭に馴染むものとし，近代以前の京都に存在したものが望ましい。ただし，既にある外来品種を継続して植える必要のある場合はその限りではない。補植は極力既存木の跡に行い，新規掘削がないように努める。新植・補植する樹木は，地下遺構や建造物・石垣等の保存に悪影響が出ないよう将来的な樹木の成長を想定した規模のものとし，適切な位置を定める。地下遺構の保存のため，特に必要ない場合の除根は控え，伐採のみにとどめる。園（桜の園，緑の園，梅林）の範囲は現状維持とする。

Ｄ地区

近世以来の土木構造物の取り扱いや，植栽の新植と補植（植え替え），除根や伐根については，Ｃ地区に準拠する。構成要素Ⅳとしてインフラ施設と便益施設が多く，特に駐車場が大きな面積を占めている。入城口である東大手門前の景観保全と安全を第一とし，分散配置等の方法で必要な機能を充たすよう工夫する。その他，上下水道等の布設替え等に伴う掘削は原則可能とするが，新規掘削が最小であることが望ましい。

(3)　地区の小区分における特記事項

上記(1)(2)の基準に加え地区小区分ごとの取り扱いを以下の表のとおりとする。

表６－１：現状変更に関する地区区分ごとの取り扱い

	A-1	A-2～5	B	C-1～9・11～13	C-10	D
構成要素Ⅰ,Ⅱのうち文化財建造物や庭園，土木構造物の修理・整備	―	―	―	―	―	―
構成要素Ⅱ,Ⅲ,Ⅳのうち，防災設備，雨水排水設備，防犯設備，インフラ設備，の設置・拡充・改修	原則として行わない。行う場合は特に景観に配慮する。	―	―	―	―	上下水道等や園路以外のインフラ設備はD地区で行うものとし，必要以上の規模数量にならないこと。
構成要素Ⅲ,Ⅳのうち植栽の新植，補植（植え替え），伐採，除根	―	―	―	―	―	―
構成要素Ⅲ,Ⅳのうち，説明板，案内板，ベンチ，境界柵等の簡易な工作物の設置・拡充・改修	原則として説明板，案内板・境界柵に限るものとし，景観へ特に配慮する。	原則として説明板，案内板，境界柵に限るものとする。	―	―	―	―
構成要素Ⅲ,Ⅳのうち，建築物の設置・拡充・改修	行わない。	設置（新設）は原則として行わない。	必要な場合は，B-3又はB-4で行う。B-1でやむを得ず必要な場合は御殿背面側で行う。	トイレ・四阿等を除き，C-5・8・9で行うことが望ましい。	やむを得ない場合を除き，行わないことが望ましい。	―
発掘調査	名勝指定範囲においては，文化庁名勝部門と十分な調整を行う。	―	―	―	―	―
修理・整備に伴う建造物・工作物の仮設	修理に伴う素屋根などに限る。	―	修理に伴う素屋根などに限る。	―	修理に伴う素屋根などに限る。	―
復元整備	原則として行わないが，行う場合は文化庁名勝部門・世界遺産担当とも十分な調整を行う。	―	―	―	―	―
活用に伴う工作物の設置	仮設照明など，本質的価値の顕在化や発信に資するものに限る。	―	本質的価値の顕在化や発信に資するものが望ましい。	―	―	―

第７章　活用[34, 35]

「第５章 基本方針」で定めた活用基本方針に則り，活用の方向性・方法を記載する。

第１節　方向性

歴史資料（文献・絵画）調査及び構成要素の現況調査の継続・記録によって正確に裏付けられた本史跡の本質的価値を伝えるとともに，市民の理解を深め，学習や観光に資することに努める。図の範囲での一般公開に加え，地区ごとに次の方向性で活用を行う。

・Ａ地区とＢ地区は，本史跡の本質的価値を重点的に伝える範囲として活用する。
・Ｃ地区は本質的価値を伝えることに加え，京都市の文化・歴史の情報発信や市民の憩いの場として活用する。また，包括的に必要な便益施設，管理施設（建造物）を維持・新設する範囲として活用する。
・Ｄ地区は，本史跡と周辺との関係性を伝える範囲として活用する。また，交通施設（道路，駐車場，地下鉄の出入口等），周辺住民の憩いの場（公園，トイレ等）として活用する。

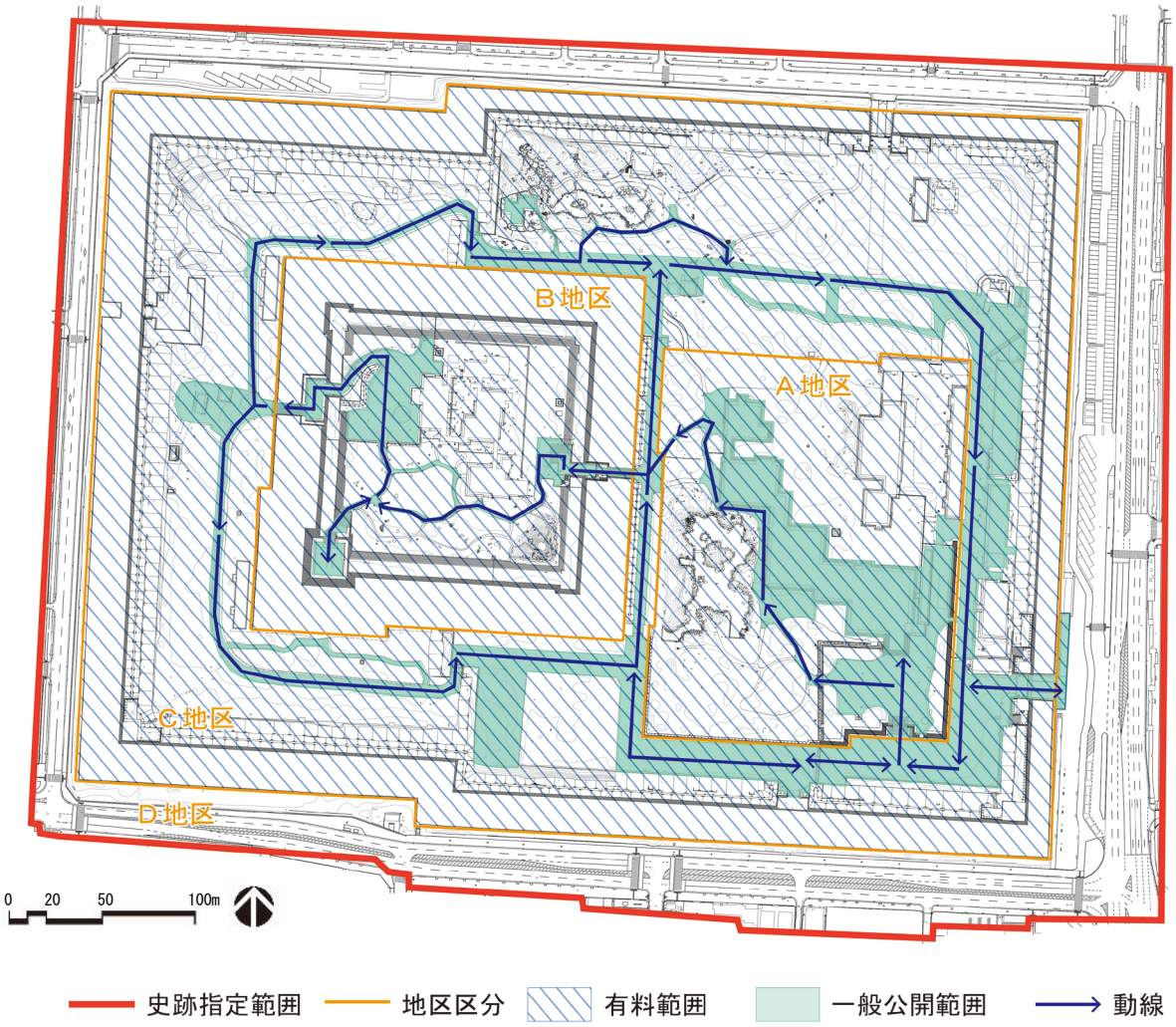

図７－１：史跡旧二条離宮（二条城）活用の方向性

[34] 活用のための整備は「第８章 整備」に記載。
[35] 本章で定めた方法に則り，実施すべき施策を第 11 章に記載。

第２節　方法

一般公開範囲では，障害のある方や高齢者・外国人を含む多様な来城者が円滑に観覧できるように，案内・介助等の人的対応及び電動車椅子等の機器や園路改良などバリアフリーでの対応を原則に運営していく。また，観覧環境の向上のために，本史跡の保存に影響を及ぼさない範囲で整備を実施し，より安全・快適に本史跡の本質的価値を学習できる環境づくりを行う。

本史跡の本質的価値を伝えるために，来城前に学習していただけるように公式ガイドブックやインターネットを活用した情報発信を行う。来城時には，初学者向けに説明板整備・パンフレット配布，深く学習したい方向けに公式ガイドツアー・音声ガイドの貸出し，調査研究成果の公表（講演会等）を実施する。来城後に復習していただけるように公式ガイドブック等の書籍を販売する。これらは，いずれも従前から行っている取組であるが，対応言語数の拡充，点字等のユニバーサルデザイン化及び歴史資料（文献・絵画）調査及び構成要素の現況調査の結果を反映した更新・充実を行う。

保存・安全管理上，一般公開をすることが難しい範囲においても，本質的価値を伝えるため，期間や人数を限定したうえで，養生や誘導スタッフを整えて特別公開を行う。

災害から文化財を守るとともに，来城者の安全確保に万全を期すため，災害時に的確な行動が取れるよう，元離宮二条城事務所職員及び外部委託スタッフ（案内業務・警備業務）と合同の防災訓練を継続する。史跡指定範囲の一部が広域避難場所（大地震の際に発生する大火災から逃れるための避難場所）に指定されていることから，災害時の市民・来城者の具体的な安全確保策の検討など，より実践的な防災対策を行う。

次に地区ごとに活用方法を記載する。

第１項　Ａ地区

原則として，構成要素Ⅰの価値に沿った活用を実施する。（構成要素Ⅰのうち国宝・重要文化財（建造物）等についての詳細は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」を参照する。）既存の構成要素Ⅳは維持するが，必要のない場合は撤去を検討する。（構成要素Ⅳのうち修景木は伐採・植え替えを行う。）

特記事項がない場合，活用の実施のために必要な設備は原則仮設とするが，案内板・説明板等は保存に影響を及ぼさない範囲で常設する。

砂利敷の園路については，バリアフリー対応のため，改良する。

今後，予定している二之丸御殿（６棟）保存修理工事は，複数棟ずつ，順に工期を分けて実施することから，各期，修理していない残りの棟の公開を行うことを前提に，仮設の出入口等の周辺整備が必要であるため，復旧可能な処置を行ったうえで実施する。

小区分ごとの特記事項は次のとおりである。

小区分	特記事項
A-1	C－12 と合わせて，寛永行幸時には二之丸御殿と本丸を繋ぐ建物が立っていた場所である。昭和時代まで二階廊下・溜蔵が残っていたが，解体され部材のみが残る。これを活用し，本質的価値を顕在化させる。
A-2	―
A-3	二之丸御殿障壁画（重要文化財）の原画を保存・模写・修理するために整備した旧収蔵庫を，今後も利用し続けるために維持し，必要な温湿度管理ができるよう機器を導入する。 MICE事業のユニークベニューとして活用する。事業者には，事業の中で本質的価値及び構成要素Ⅰの保存の重要性を伝えることに留意させるとともに，ガイドラインを明示し適切な利用を促す。
A-4	構成要素Ⅰ（主に二之丸御殿）の活用のために必要な施設用地として活用する。
A-5	MICE事業のユニークベニューとして活用する。事業者には，事業の中で本質的価値及び構成要素Ⅰの保存の重要性を伝えることに留意させるとともに，ガイドラインを明示し適切な利用を促す。

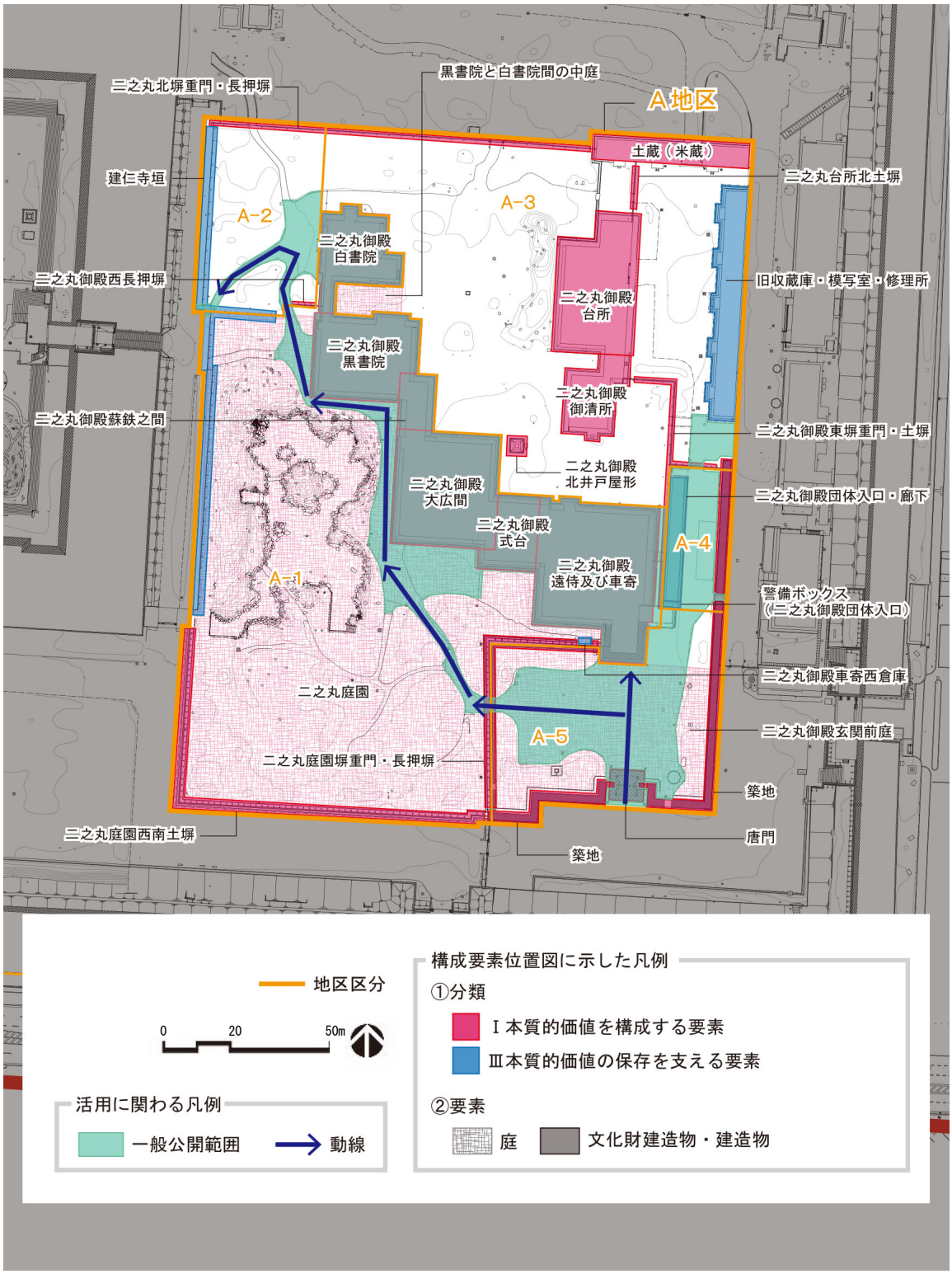

図７－２：Ａ地区の活用方法

第２項　Ｂ地区

原則として，構成要素Ⅰの価値に沿った活用を実施する。（構成要素Ⅰのうち国宝・重要文化財（建造物）等についての詳細は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」を参照する。）既存の構成要素Ⅳは維持するが，必要のない場合は撤去を検討する。（構成要素Ⅳのうち修景木・樹林は伐採・植え替えを行う。）

特記事項がない場合，活用の実施のために必要な設備は原則仮設とするが，案内板・説明板等は保存に影響を及ぼさない範囲で常設する。

砂利敷の園路については，バリアフリー対応のため，改良する。

そのほか，小区分ごとの特記事項は次のとおりである。

小区分	特記事項
B−1	—
B−2	—
B−3	本丸御殿の保存修理工事竣工後の活用のために必要なエントランス施設用地として活用する。
B−4	本丸御殿の保存修理工事竣工後の活用のために必要なトイレ用地として活用する。
B−5	—
B−6	本丸石垣の活用に当たり，望見できる範囲（C地区）に説明板を整備する。

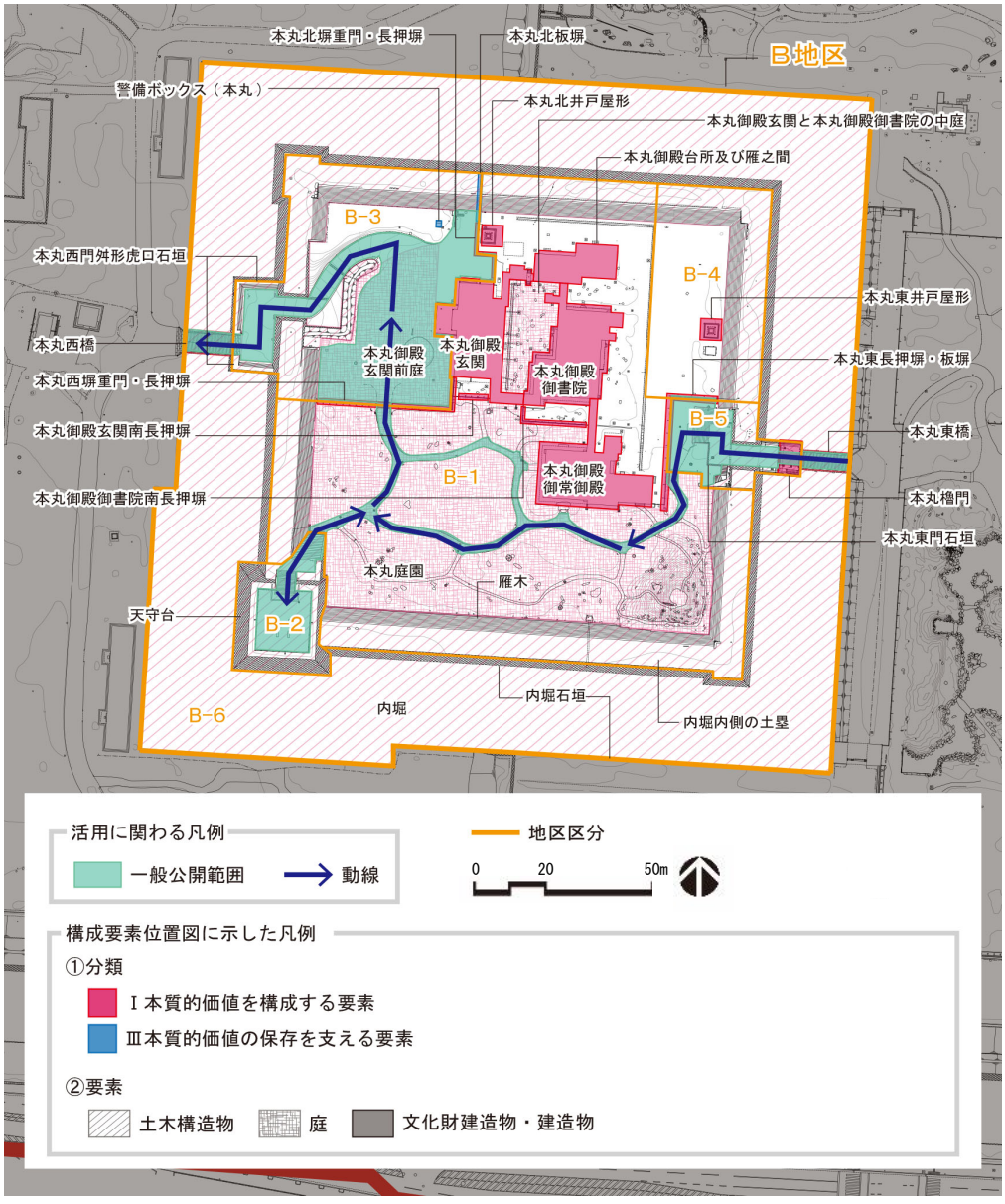

図７−３：Ｂ地区の活用方法

第３項　Ｃ地区

構成要素Ⅰの価値に沿った活用を実施する。（構成要素Ⅰのうち国宝・重要文化財（建造物）等についての詳細は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」を参照する。Ｄ地区から景観として望見できるように配慮する。）また，構成要素Ⅱのうち本質的価値の継承と密接に係る要素を利用して，京都市の文化・歴史の情報発信の場や市民の憩いの場として活用する。既存の構成要素Ⅳは維持するが，必要のない場合は撤去を検討する。（構成要素Ⅳのうち修景木・樹林は伐採・植え替えを行う。）

特記事項がない場合，活用の実施のために必要な設備は原則仮設とするが，案内板・説明板等は保存に影響を及ぼさない範囲で常設する。

砂利敷の園路については，バリアフリー対応のため，改良する。

休憩施設・トイレ・ベンチ・給排水設備・電気設備等の包括的整備は，必要数や規模を検討したうえで，長期的な展望のもとに実施する。

植樹は，構成要素Ⅰの保存に影響を及ぼさない範囲で実施する。

そのほか，小区分ごとの特記事項は次のとおりである。

小区分	特記事項
C−1	桜の園を京都市の文化・歴史の情報発信の場や市民の憩いの場として活用する。また， MICE事業のユニークベニューとして活用する。事業者には，事業の中で本質的価値及び構成要素Ⅰの保存の重要性を伝えることに留意させるとともに，ガイドラインを明示し適切な利用を促す。
C−2	梅林を京都市の文化・歴史の情報発信の場や市民の憩いの場として活用する。 西南隅櫓及びその周辺を特別公開する。
C−3	本丸御殿の保存修理工事竣工後の活用のために必要な受変電設備を導入する。
C−4	西門及び二之丸西虎口を特別公開する。
C−5	苗圃及びA～C地区の管理のために必要なバックヤードとして活用する。
C−6	清流園及び園内の香雲亭，和楽庵を京都市の文化・歴史の情報発信の場や市民の憩いの場として活用する。また，MICE事業のユニークベニューとして活用する。事業者には，事業の中で本質的価値及び構成要素Ⅰの保存の重要性を伝えることに留意させるとともに，ガイドラインを明示し適切な利用を促す。
C−7	北大手門及び二之丸北虎口を特別公開する。
C−8	緑の園を京都市の文化・歴史の情報発信の場や市民の憩いの場として活用する。また，MICE事業のユニークベニューとして活用する。事業者には，事業の中で本質的価値及び構成要素Ⅰの保存の重要性を伝えることに留意させるとともに，ガイドラインを明示し適切な利用を促す。 A～C地区の管理のために必要なバックヤードとして活用する。
C−9	二之丸御殿障壁画（重要文化財）の原画を保存し，間近で鑑賞していただけるように整備した障壁画　展示収蔵館において，今後は，ギャラリートーク等の関連事業を充実する。 運営（来城者のための休養室，応接室，会議室，執務室（調査のためのスペースを含む），委託業務（出改札・案内業務，警備業務，清掃業務等）のスタッフ詰所，調査成果の公表（講演会等）や資料の展示等を行う情報発信スペース）に必要な施設用地として活用する。

C-10	番所をガイダンス施設（公式ガイドツアーの起点）として活用する。 運営（来城者の案内，音声ガイド機・電動車椅子の貸出，情報発信等）に必要なに必要な施設用地として活用する。既存の仮設案内所の位置は，東大手門内庭で歴史的に広場として利用され続けてきた場である。この場が広場としての機能を失わないように，番所からの見通しにも留意のうえで，将来，復旧可能な範囲で整備する。 唐門前庭を京都市の文化・歴史の情報発信の場や市民の憩いの場として活用する。また，MICE事業のユニークベニューとして活用する。事業者には，事業の中で本質的価値及び構成要素Ⅰの保存の重要性を伝えることに留意させるとともに，ガイドラインを明示し適切な利用を促す。 東大手門及び東南隅櫓を特別公開する。
C-11	―
C-12	二階廊下・溜蔵についてはA－1のとおり。
C-13	望見できる範囲（D地区）に説明板を設置し，二之丸石垣を活用する。

第４項　Ｄ地区

本史跡と周辺との関係性に沿った活用を実施する。交通施設，周辺住民の憩いの場として，既存の構成要素Ⅳは維持するが，本史跡と周辺との関係性を伝える説明板等を補うことのできるよう各所管に協力を求める。また，必要のない場合は撤去を検討する。（構成要素Ⅳのうち修景木・街路樹は伐採・植え替えを行う。）

特記事項がない場合，活用の実施のために必要な設備は原則仮設とするが，案内板・説明板等は保存に影響を及ぼさない範囲で常設する。

そのほか，小区分ごとの特記事項は次のとおりである。

小区分	特記事項
D-1	空地を国宝・重要文化財（建造物）の保存修理工事のために必要なバックヤードとして活用する。
D-2	―
D-3	―
D-4	望見できる範囲（本計画の対象範囲外）に説明板を設置できるよう協力を求め，堀川右岸石垣を活用する。（既に建設局が設置を行っているが，歴史資料（文献・絵画）調査及び構成要素の現況調査の結果，新事実が判明した際には更新できるよう，引き続き協力していく。）

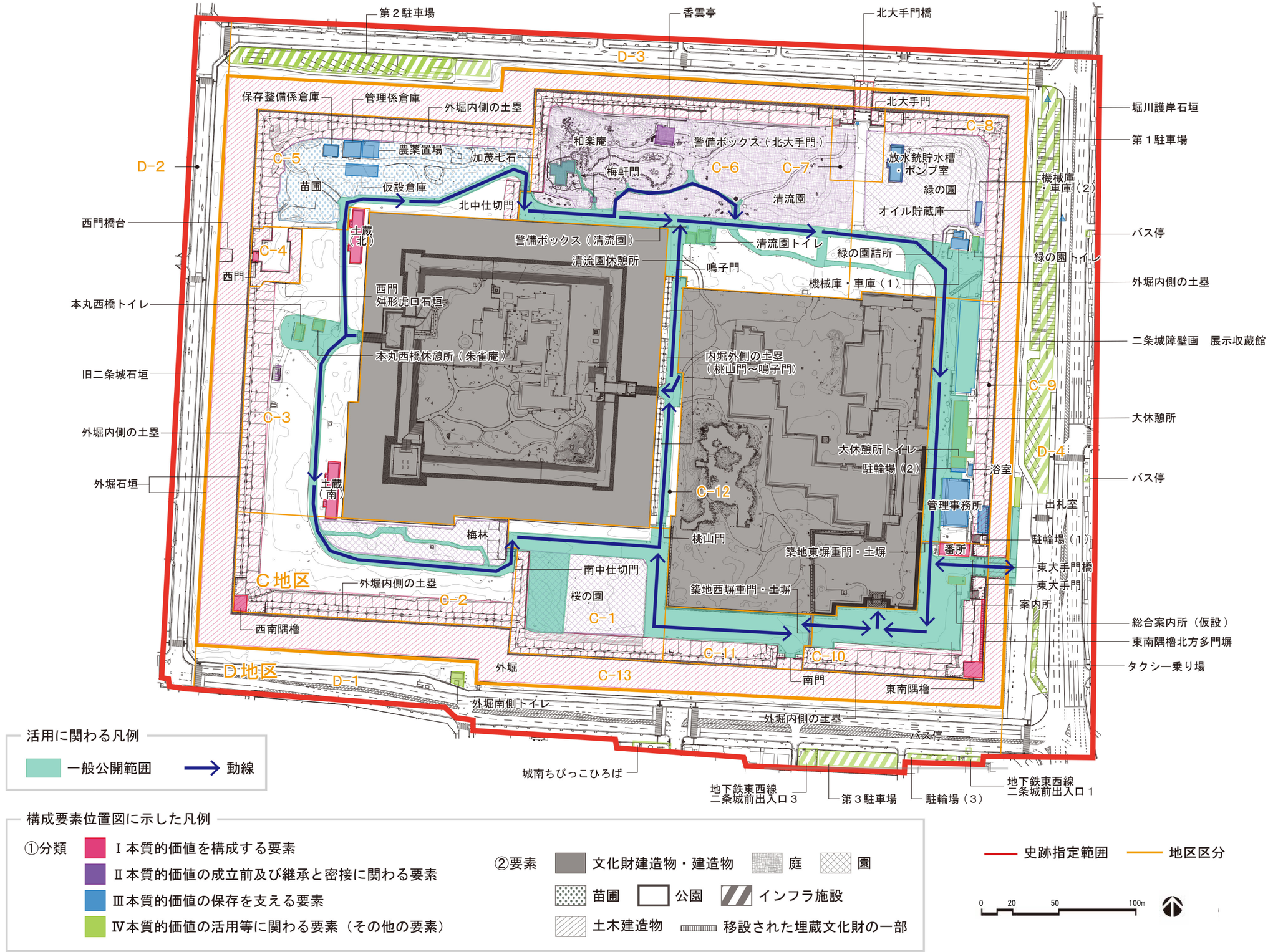

図７－４：Ｃ地区・Ｄ地区の活用方法

第８章　整備[36]

「第５章 基本方針」で定めた整備基本方針に則り，整備の方向性・方法を記載する。

第１節　方向性

第１項　保存のための整備の方向性

保存のための整備は,「世界遺産・二条城本格修理事業[37]」として実施している国宝・重要文化財（建造物）の保存修理工事及びそれに伴う仮設物の設置・復旧等に重点的に取り組む。短期的には本丸御殿，中長期的な展望の下では二之丸御殿等の保存修理工事が必要である。そのほか，官庁時代・離宮時代に成立した構成要素Ⅰ及び離宮時代後に成立した構成要素Ⅱのうち文化財建造物の耐震性確保が必要であるため併せて進める。

なお，石垣について，現況調査を踏まえて，必要な措置を取る。

第２項　活用のための整備の方向性

案内板・説明板等の軽微な整備は，デザインの一貫性を持ちながら適宜進めていく。また修景木・樹林・街路樹は，別途年次計画を立てたうえで，適宜伐採及び植え替えを行う。

短期的には，本丸御殿の保存修理工事竣工後の活用のための整備，多様な来城者への対応，安全・快適な観覧環境の向上のための整備（一般観覧範囲の安全性再確認，構成要素Ⅳのうち建造物の耐震性確保，園路改良，管理事務所，総合案内所）に重点的に取り組む。中期的な展望の下では，二之丸御殿保存修理工事中の仮設の出入口等の整備，包括的な管理のために必要なバックヤードの更新に取り組む。長期的な展望の下では，二之丸御殿の保存修理工事竣工後の活用のための施設，溜蔵・二階廊下の復元整備，休憩施設・トイレ・ベンチ・給排水設備・電気設備等の包括的整備に取り組む。

なお，溜蔵・二階廊下のほかに，部材，写真や絵図面等の資料あるいは発掘調査成果から，位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があるものについて，復元整備や遺構表示をすることで，本質的価値を顕在化させることも検討していく。

第２節　方法

第１項　短期間に実施するもの

１　本丸御殿保存修理工事及び完了後の活用に向けた整備事業

耐震補強を目的とした本丸御殿保存修理工事（実施中）を着実に進める。詳細は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」を参照する。

完了後，翌年度から本丸御殿も一般公開を行う予定である。来城者の入口として，下足箱や出改札等に覆屋を架けるエントランス施設を新設するとともに，身体障害者の入口として昇降機を設置し，受変電設備を設置する。また，一般公開に加えて，ＭＩＣＥ事業等にも活用するため，参加者向けトイレ及び流し台（汲み取り式）を本丸御殿付近に新設する。

２　説明板

文化財建造物等を中心とした説明板の刷新は済んでいるが，来城者が地下遺構等の潜在化している価値（そこがどのような機能や歴史的変遷をもつのか）を理解できるよう，説明板を整備する。

---

[36] 本章で定めた方法に則り，実施すべき施策を第 11 章に記載。

[37] 平成 30 年 8 月の文化庁事務連絡により（耐震予備診断の結果）耐震性が確保できていない建造物に対する補助事業の採択に当たり，修理に合わせた耐震診断の実施が必須となった。当初の計画には，東大手門・本丸御殿・二之丸御殿以外で耐震性が確保できていない建造物の耐震診断は見込まれていないため，計画の見直しが必要である。

3　総合案内所

来城者のエントランスである東大手門付近には案内，音声ガイド機・電動車椅子の貸出等に必要な総合案内所が必要である。現在は東大手門内庭に仮設されているが，常設する場合には，地下遺構の保存に影響を与えることなく，将来不要になった場合に現状復旧が可能な方法をとる。また，来城者の学習（地下遺構等の潜在化している価値（そこがどのような機能や歴史的変遷をもつのか）への理解）や安全（動線確保等）を妨げない方法をとる。

4　園路

砂利敷の園路については，バリアフリー対応のため，可能な限り一般公開範囲を移動できるよう改良する。

なお，改良の範囲や方法は，別途，専門家を交えて検討する。

5　管理事務所

管理事務所は，来城者のための休養室，応接室，会議室，執務室（調査のためのスペースを含む），委託業務（出改札・案内業務，警備業務，清掃業務等）のスタッフ詰所のスペース不足を補うこと，調査成果の公表（講演会等）や資料の展示等を行う情報発信スペースをつくることを目的に拡充・改修を行う。大休憩所と管理事務所の間に散在する浴室や駐輪場等を撤去し，集約することも求められる。現状の機能のうち移動可能なものは移転することを検討する。

第２項　中期的な展望の下に実施するもの

1　二之丸御殿保存修理工事

耐震補強を目的とした二之丸御殿保存修理工事（実施中）を着実に進める。詳細は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」を参照する。二之丸御殿保存修理工事に必要な工事ヤードを仮設する。また，修理していない残りの棟の公開を行うことを前提に，仮設の出入口等の周辺整備を行う。復旧可能な処置を行ったうえで実施する。修理を行ったが保存状態が悪く原位置に戻すことが出来ない重要な部材等を保存する場所を確保する。

第３項　長期的な展望の下に実施するもの

1　二之丸御殿保存修理工事完了後の活用に向けた整備事業

完了後の一般公開に向けて，来城者の入口として，既存の団体入口を再整備する。

2　その他の重要文化財（建造物）保存修理工事

唐門，築地，東大手門，本丸御殿，二之丸御殿以外の重要文化財（建造物）について，耐震性の確保も含めた保存修理工事を行う。詳細は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」を参照する。修理に必要な工事ヤードを仮設する。

3　溜蔵・二階廊下等の復元

二階廊下・溜蔵（昭和時代まで残っていたが，解体され部材のみが残る）等を復元整備することで，本質的価値を顕在化させる。

第４項　整備計画の策定

上記の整備を実施するために，整備計画を策定したうえで実施する。

第９章　運営体制[38]

「第５章 基本方針」で定めた運営体制基本方針に則り，運営体制の方向性・方法を記載する。

第１節　方向性

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課が所管している元離宮二条城事務所が運営を行う。

「第６章 保存」,「第７章 活用」,「第８章 整備」の記載事項を計画・実施し，結果を評価し，改善につなげるために現実的な体制を取る。また，計画・実施のためには歴史資料（文献・絵画）調査及び構成要素の現況調査の継続・記録による正確な裏付けが必要であることから，調査の体制も合わせて取る。

外部（各分野の専門家，民間事業者等）にも協力を求め，最新の知見を取り入れながら事業を進めていく。

外部に事業を委託する場合，適切に監理・検査できるようにし，事業の品質を確保する。

第２節　方法

元離宮二条城事務所が行う保存，活用，整備，調査について，運営体制のあり方を記載する。

実際には，京都市全体の組織・人事のあり方において検討されることとなる。

第１項　保存の体制

特に構成要素Ⅰ，Ⅱの保存に当たっては，京都市文化財保護課と連携を図る。

１　石垣等の土木構造物

構成要素Ⅰ，Ⅱのうち石垣等の土木構造物を保存するために文化財保護技師（史跡）を配置する。

２　埋蔵文化財

構成要素Ⅰ，Ⅱのうち埋蔵文化財を保存するために文化財保護技師（史跡）を配置する。

３　文化財建造物

構成要素Ⅰ，Ⅱのうち文化財建造物を保存するために文化財保護技師（建造物）または，技術職（建築）を配置する。

４　障壁画

構成要素Ⅰのうち建造物の一部である障壁画を保存するために学芸員を配置する。

５　管理・便益施設

構成要素Ⅲ，構成要素Ⅳのうち施設を管理するために必要となる技術職（建築），技術職（電気），技術職（機械）を配置する。

６　インフラ設備

構成要素Ⅲ，構成要素Ⅳのうち上下水道，園路等のインフラ設備を管理するために技術職（土木）を配置する。

７　庭園等（梅林，桜の園等を含む）

構成要素Ⅰ，Ⅱのうち庭園等を管理するために技術職（造園）及び技能労務職（園芸員）を配置する。

８　植栽

構成要素Ⅳのうち修景木・樹林を管理するために技術職（造園）及び技能労務職（園芸員）を配置する。なお，街路樹は建設局の所管であるが，引き続き協力していく。

[38] 本章で定めた方法に則り，実施すべき施策を第 11 章に記載。

第２項　活用の体制

１　一般公開

一般公開のために事務職（行政）を配置する。今後は，障害のある方，高齢者，外国人を含む多様な来城者が円滑に観覧できるように体制を強化する。

本丸御殿，二之丸御殿の保存修理工事竣工後及び二之丸御殿の保存修理工事中の活用のあり方や溜蔵・二階廊下を中心とした復元予定の建造物の活用のあり方，そのほかの活用のための整備の進展に合わせた運営方法を包括的に企画する部門が必要となる。

２　特別公開

特別公開のために事務職（行政）を配置する。

特別公開の内容について，活用のあり方を企画する部門が必要となる。

３　その他の京都市主催事業

上記１・２以外の京都市主催事業の実施に当たり，必要な調整を行うために事務職（行政）を配置する。

４　ＭＩＣＥ事業

ＭＩＣＥプランを企画・販売するコーディネーターを外部から選定する。コーディネーターとの調整のために事務職（行政）を配置する。ガイドラインを立案，運用する部門が必要となる。ＭＩＣＥプランを利用する事業者には，事業の中で本質的価値及び構成要素Ⅰの保存の重要性を伝えることに留意させる。

５　本史跡と周辺との関係性に沿った活用

本史跡と周辺との関係性に沿った活用等の事業のために事務職（行政）を配置する。

第３項　整備の体制

１　文化財建造物

国宝・重要文化財（建造物）の保存修理工事[39]及びそれに伴う仮設物の設置・復旧等並びにそのほかの構成要素Ⅰのうち，文化財建造物の耐震性確保のために文化財保護技師（建造物）を配置する。

構成要素Ⅱのうち文化財建造物の耐震性確保のために技術職（建築）を配置する。

２　管理・便益施設

管理・便益施設の整備のために事務職（行政），技術職（建築），技術職（電気），技術職（機械）を配置する。

３　インフラ設備

上下水道，園路舗装等のインフラ設備の整備のために技術職（土木）を配置する。

４　植栽

構成要素Ⅳのうち修景木・樹林を伐採及び植え替えするために技術職（造園）及び技能労務職（園芸員）を配置する。なお，街路樹は建設局の所管であるが，引き続き協力していく。

[39] このうち文化財補助金の交付を受けて行うものの監理には「重要文化財建造物修理工事主任技術者」として文化庁の承認を受けたものが従事しなければならない。

５　案内板・説明板等の軽微な整備

案内板・説明板等の軽微な整備のために事務職（行政）を配置する。

６　整備計画の策定

「第８章 第２節 第１項 整備計画の策定」に記載のとおり，整備計画を立てながら進めていく。計画策定は上記１～５の担当者が行う。

第４項　調査の体制

１　保存・活用・整備の記録

保存・活用・整備の記録を残し将来の保存・活用に関する施策に活かすための体制を取る。具体的には，本節第１項～第３項の担当者が記録を取り，その記録を整理・保管するための学芸員を配置する。なお，これまでの記録も旧収蔵庫等に保管されているが，未整理であるため，整理が必要である。

２　歴史資料（文献・絵画）の調査

本史跡に関する歴史資料の調査を行うための学芸員を配置する。平成 29～30（2017～2018）年度に，「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画策定に係る歴史調査業務」を外部委託して実施した。この調査は本計画を策定するために，本史跡に関する歴史資料を概観したものである。この成果を基礎として調査を継続する。

なお，「世界遺産・二条城本格修理事業」等の整備を進めるために，中井家伝来の資料，宮内庁書陵部所蔵資料のうち，工事に関する資料の調査に重点的に取り組む必要がある。また，溜蔵・二階廊下等の復元整備を進めるために，関連資料の調査に重点的に取り組む必要がある。

資料を収集するべきものに関しては複写や書籍購入等を行う。

３　構成要素の現況調査

(1)　庭園，石垣等

庭園，石垣等の現況調査のため文化財保護技師（名勝，史跡）を配置する。石垣に関しては，平成 29（2017）年度に撮影したオルソ画像等を利用して，現況を記録する。また，石垣に接する樹木の成長が見られるため，それらが石垣に及ぼす影響について本節第１項「８　植栽」の担当者と連携を図る。

(2)　インフラ設備

構成要素Ⅲ，構成要素Ⅳのうち上下水道，園路改良等のインフラの現況把握のため技術職（土木）を配置する。本項「１　保存・活用・整備の記録」の担当者と連携を取り，施工時の図面を調査する必要がある。

(3)　整備に係る埋蔵文化財調査

整備に必要な埋蔵文化財調査のため文化財保護技師（史跡）を配置する。調査自体は外部委託する。本節「第３項　整備の体制」の担当者と連携を図る。

第 10 章　防災

近年多発する災害を踏まえ，「第６章 保存」，「第７章 活用」，「第８章 整備」に定めた方法のうち防災に関する部分を改めて記載する。

第１節　文化財防災

火災，震災，風害，水害等の様々な災害時に文化財の毀損が最小限になるように取り組む。構成要素のうち，国宝・重要文化財（建造物）及び番所の防災は「元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画」に記載のとおりとする。

火災対策として，「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」（文化庁）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（文化庁）等を参考に対策を取る。

震災に対する建造物の耐震化は「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引」（文化庁）等を参考に対策を取る。

風害対策として，強風による倒壊を避けるための耐風化を図る。破損調査により，異常が認められた場合は速やかに修理を行う。植栽樹木の状況を把握し，倒木等により構成要素を毀損する恐れのあるものは除伐する。

水害対策として，雨水排水施設の能力を調査し，必要に応じて整備を行う。また，掃除により，排水の支障となる堆積物等を取り除く。

第２節　災害時における来城者の安全確保

構成要素Ⅰ，Ⅱのうち園路に面しているものは，災害による部材の飛散等により人的被害を与えないように対処する。

災害時における来城者の安全確保に万全を期すため，また，災害時に的確な行動が取れるよう防災マニュアルを策定し，元離宮二条城事務所職員，外部委託スタッフ（案内業務・警備業務）及び京都市消防局等の関係機関と合同の防災訓練を継続する。

第３節　災害時における市民の安全確保

国土強靭化基本計画，京都市国土強靭化地域計画，京都市地域防災計画に基づき，城内の一部が緊急避難広場（帰宅困難者の受け入れ）及び広域避難場所（大地震の際に発生する大火災から逃れるための避難場所）に指定されている。史跡指定範囲に避難場所が設定されており，その範囲に文化財が存在する特殊性を念頭に置きながら，避難者の具体的な安全確保策の検討など，より実践的な防災対策を行う。

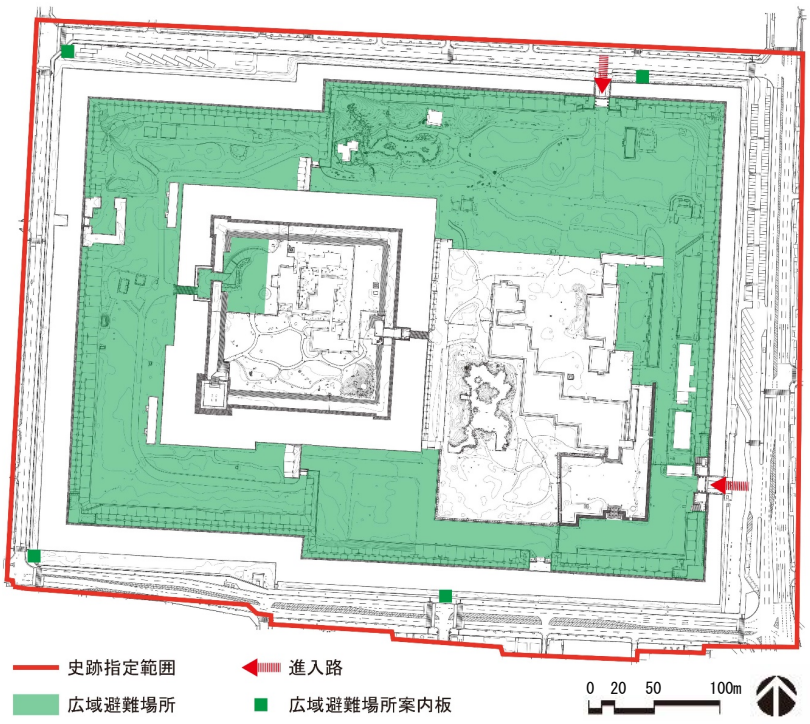

図 10-１：広域避難場所範囲図

第 11 章　実施すべき施策

「第６章 保存」,「第７章 活用」,「第８章 整備」,「第９章 運営体制」に定めた方向性・方法について実施すべき施策を定める。これらの施策は記録を蓄積する。

保存

保存のために実施すべき施策は次のとおりである。これらの施策は直ちに着手し，継続する。

・構成要素の現況の確認

構成要素について，安全性確認のための診断（耐震診断等）を行う。破損調査を行い，毀損箇所を把握する（土木構造物については平成 29 年度に撮影したオルソ画像等を利用し，高精度な現況調査を行う。）。構成要素に抵触する植栽樹木を把握する。

・構成要素の維持管理

日常より構成要素について定期的な点検を行って継続的に状況を把握し，毀損の早期発見に努める。毀損が認められた場合は，その状況と程度を分析して緊急度を測り修理計画を立て，順次修理を実施する。抵触する植栽樹木の枝葉・幹・樹根等について除去・抑制を行う。

・現状変更等の取扱方針及び基準に沿った運用

「第６章 保存」に記載した現状変更等の取扱方針及び基準を正しく運用できるよう，関係機関に周知する。

活用

活用のために実施すべき施策は下記のとおりである。これらの施策は直ちに着手し，継続する。

・調査及び普及啓発

本質的価値の正確な裏付けを目指し，歴史資料（文献・絵画）調査及び構成要素の現況調査を行う。その成果を普及啓発に活用する。

・バリアフリー対応

機器充実，人的対応によってバリアフリー対応を推進する。

・情報発信

調査及び整備の進展に合わせて，情報発信ツール（説明板・パンフレット・公式ガイドツアー・音声ガイド・講演会・公式ガイドブック等）の推進・対応言語数の拡充・点字化等のユニバーサルデザイン化等を行う。

・各地区の活用の方向性に沿った活用

Ａ地区及びＢ地区を中心に構成要素Ⅰの価値に沿った活用（催事等）を行う。Ｃ地区において，離宮時代後の構成要素Ⅱを利用して，京都市の文化・歴史の情報発信の場や市民の憩いの場としての活用（催事，植樹等）を行う。Ｄ地区において，本史跡と周辺との関係性に沿った活用（説明板の拡充等）を行う。

整備

整備のために実施すべき施策は「第８章 第２節 方法」に記載のとおりである。

短期的に取り組む整備のうち，令和５（2023）年度までに整備完了しなければならないものについて第１次整備計画として調整，そのほかを第２次整備計画として調整する。

中長期的に取り組む整備は，国宝二之丸御殿保存修理工事関係整備や溜蔵・二階廊下等復元整備を視野に入れた大規模なものになるため，局間の調整を行い，全庁的プロジェクトチームを組み，発注・監理体制を整えたうえで第３次整備計画として調整する。

なお，石垣について，調査を踏まえて，必要な措置を取ることを検討していく。

運営体制

運営体制のために実施すべき施策は「第８章 第２節 方法」に記載のとおりである。

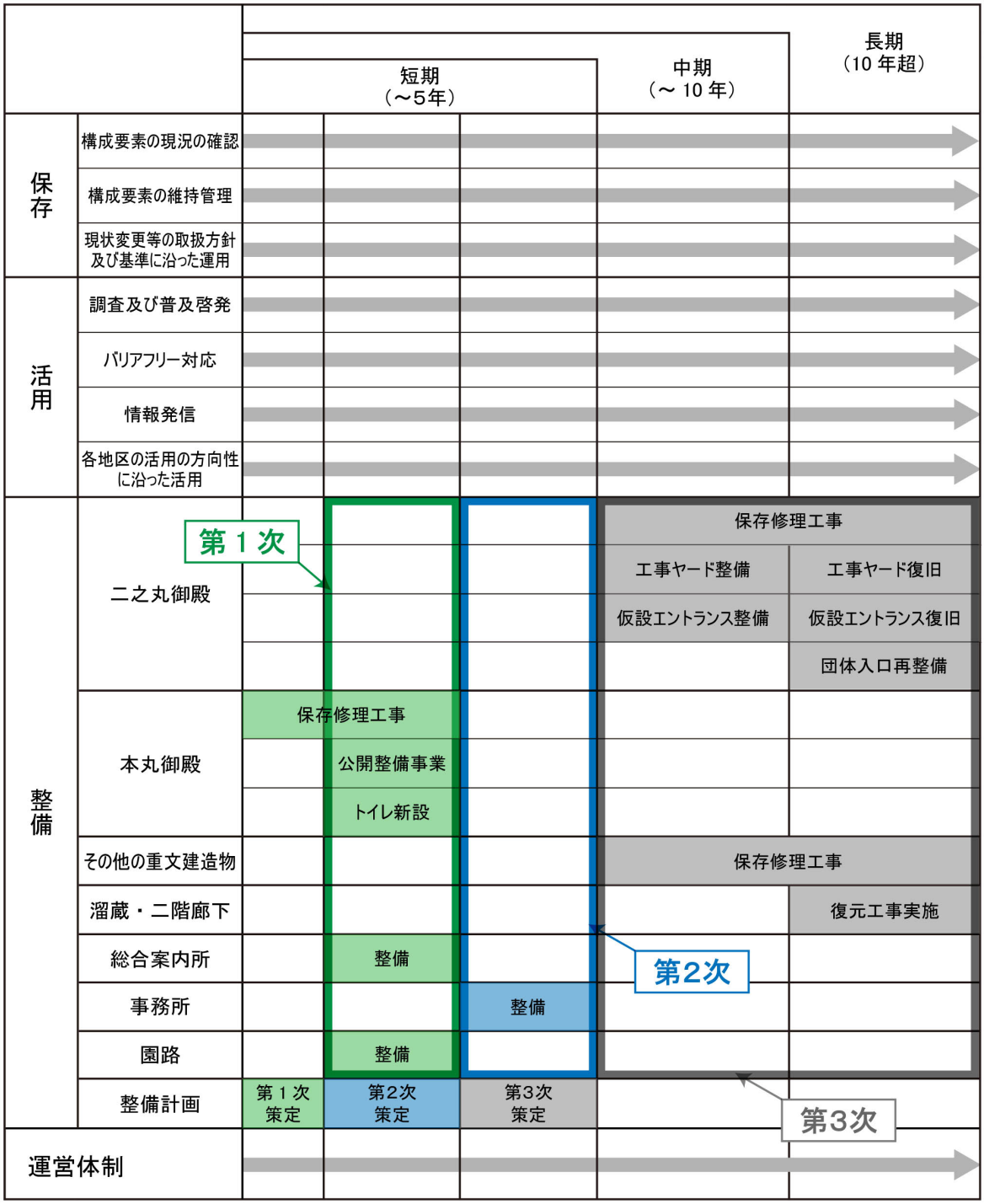

図 11-１：本史跡で実施すべき施策

第 12 章　経過観察

本計画に記載の内容の実現に向けて,「第６章 保存」,「第７章 活用」,「第８章 整備」,「第９章 運営体制」について経過観察の方向性・方法を記載する。

第１節　方向性

本史跡の本質的価値を保存・継承するために,「第６章 保存」,「第７章 活用」,「第８章 整備」,「第９章 運営体制」の記載事項は，実態を評価し，改善につなげ継続していく必要がある。

実態を評価するために，実施状況の記録を取る。記録は，取りまとめた後に京都市文化財保護課と共有し，評価結果は京都市元離宮二条城保存整備委員会に報告する[40]。京都市元離宮二条城保存整備委員会は評価結果が良ければ承認し，悪ければ課題として検討し意見を述べる。

評価結果は，実施方法に反映する。本計画の見直しが必要な場合は，文化財保護法 129 条の３に従い計画変更認定を受け，変更を行う。

第２節　方法

第１項　保存に係る経過観察

項目	方法
構成要素の現況の確認	耐震診断等の安全性確認の記録
	破損調査
	構成要素に抵触する植栽樹木の把握
	法令に基づく手続きの記録
構成要素の維持管理	実施した維持管理の記録

第２項　活用に係る経過観察

項目	方法
歴史資料調査･現地調査及び普及啓発	調査計画の策定と進捗管理，調査成果を取りまとめた報告書の刊行，講演会等の実施記録
来城者の利用実態調査	来城者人数，情報発信ツール利用状況，アンケート調査，SNS等での評価の分析
催事等の記録	企画，実施状況（催事等のコンセプト，本史跡の保存への貢献，会場設営図面等）の記録

第３項　整備に係る経過観察

項目	方法
整備事業の進捗状況の把握	史跡整備の進捗状況の確認
整備計画策定状況の把握	本計画に基づく整備計画の策定状況の確認

第４項　運営体制に係る経過観察

項目	方法
運営体制の状況把握	職員の配置状況の確認（「第9章 運営体制」に記載の体制の進捗管理を含む）
	人材育成（整備のために必要な資格や技能の獲得状況及びその見込）の進捗管理

[40] 評価は「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（文化庁）所収の「史跡等・重要文化的景観の自己点検表」を参考に行う。

参考資料

目次

資料１　埋蔵文化財 資-1

第１節　史跡二条離宮（二条城）における埋蔵文化財調査について 資-1

第２節　指定地での発掘調査一覧 資-4

第３節　調査結果の概要 資-11

資料２　石垣 資-48

第１節　はじめに 資-48

第２節　調査報告　2018.12.10 外観調査結果 資-49

第３節　調査報告　2019.8.9～10 外観調査結果 資-57

第４節　総括 資-64

資料３　図 資-82

資料４　写真 資-96

資料５　絵画 資-136

資料６　手続き 資-137

第１節　法令に基づく手続き 資-137

第２節　ＭＩＣＥ事業に係る手続 資-141

資料１　埋蔵文化財

第１節　史跡二条離宮（二条城）における埋蔵文化財調査について

史跡旧二条離宮（二条城）での埋蔵文化財調査は，昭和 48 年に外周歩道整備に伴う発掘調査を先駆けとして，公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所（旧財団法人京都市埋蔵文化財研究所）が中心となって行ってきた。現在までに 30 箇所の地点で調査を行っている。

史跡旧二条離宮（二条城）指定地は，埋蔵文化財包蔵地の「平安宮跡」,「平安京跡」,「二条城北遺跡」（縄文～弥生時代の集落跡),「堀川御池遺跡」（縄文～古墳時代の集落跡）に該当しており，縄文時代から近代に至る地下遺構が検出されている。時代が多岐に至るため，各時代で見つかっている遺構で特記される調査成果をまとめる。

奈良時代以前

縄文時代の流路を旧収蔵庫の調査８と地下鉄東西線の調査（押小路通）12（No.31）で，弥生時代の竪穴建物を緑の園の調査 15（２区）で，弥生時代の溝を地下鉄東西線の調査（押小路通）11（No.26)，古墳時代の溝を 11（No.27）で検出している。これらの遺構は，縄文時代～古墳時代の集落跡である堀川御池遺跡に関わるものと考えられるが，部分的な検出のため詳細は明らかではない。

平安時代

平安宮にかかわる遺構は平安宮東限と南限の溝や築地塀を二条城外周の調査１で検出している。また，平安宮内道路に関わるとみられる溝（壬生大路延長路，櫛笥小路延長路）を第２駐車場の調査２８で検出している。二条城北西部には廩院・神祇官・侍従厨・雅楽寮など宮内官衙が所在したが，これら官衙にかかわる遺構は検出していない。

平安京に関わる条坊関連遺構は，地下鉄東西線の調査（押小路通）10（No.3）と 12（F-No.14）で壬生大路，11（No.25・26）で大宮大路，11（No.29）で猪隈小路を検出している。条坊関係の遺構は GL-1.0m前後で検出される。

平安京左京三条一坊九～十六町には神泉苑が所在した。このうち九・十六町と十・十五町の一部が史跡旧二条離宮(二条城)指定地南西部に該当する。地下鉄東西線の調査(押小路通)10(No.５),11(No.31),12（F-No.13）で神泉苑の園池を検出している。特に 10（No.５）の調査では船着場とみられる木材がみつかった。また，緑釉瓦や「神泉苑」銘瓦などが出土している。

平安京左京二条二坊三～六町は平安時代前半に嵯峨天皇や淳和天皇が居住した冷泉院が所在した。冷泉院のほぼ全域が史跡旧二条離宮（二条城）指定地北東部に該当する。緑の園および展示収蔵庫の発掘調査 15（１・２・３区)，16（１・２・４・６・７・９区）で冷泉院の園池に関わる景石や遣水遺構を検出している。

平安時代には平安宮や神泉苑，冷泉院など国家の重要施設が所在したところに二条城は位置する。遺存状況も良好であり，発掘調査でも重要な遺構が多数検出されている。

中世（鎌倉・室町時代）

西橋西側の調査 15（６・７区）で室町時代の土坑や溝を検出している。また，展示・収蔵館の調査 16（１・６・７・８・９区）でも鎌倉時代から室町時代前期の池堆積や，室町時代後期の井戸や土坑がみつかっている。第２駐車場の調査２８（１～４トレンチ）で鎌倉から室町時代の溝や土坑を検出している。

中世の遺構について，全容は明らかではなく，当該地の利用形態などは不明であるが，全域に遺構は分布しており，残りは良好である。

近世

近世の遺構群は，残存状況が良好で，史跡指定地内の各所において非常に浅いところから各期の遺構を検出している。二条城造営から大政奉還が行われる時期で，前期（慶長・寛永），中期，後期に分けて顕著な調査成果をまとめる。ただし，埋設管敷設に伴う立会調査などについては，調査区の制限により詳細が明確ではない場合も多い。また，出土遺物から慶長か寛永か判断できない場合も多い。

近世（前期）

[慶長] 二条城が造営された時期である。西側に拡張され本丸と二之丸から構成されるより前の時期である。

調査７の北中仕切門近くで石垣２条を検出している（GL-0.3m）。石垣間距離は約 13mであることから寛永期に拡張する以前の西堀に関わるものの可能性がある。ただし，埋設管設置に伴う立会調査のため詳細は不明である。

調査 23（桜の園）では，慶長期西堀内側に接して積み上げられた土塁内側（東側）裾部に構築された石垣を検出した（GL-1.0m）。

模写室建設に伴う調査８で慶長期とみられる道路敷きと側溝，柵を検出している（GL-0.5m）。

地下鉄東西線の調査（押小路通）10 で押小路の路面，側溝，柵を検出した。旧地形は大宮通付近を境に東が 1.5～２m高い。二条城造営に際し大宮通以西に盛土がされ，平坦に均されたうえで押小路が付けられた。押小路は近代まで補修を行った痕跡が発掘調査で明らかになっており，現在に至る。

北大手門の南園路での調査 24（B 区）で北大手門から城内への道路を検出した。また，A 区・D 区・F 区・G 区・H 区・I 区で慶長期の整地層を検出した。

[寛永] 寛永３年に行われた後水尾天皇行幸に先立ち，西側に拡張した時期である。行幸に関わる絵図が残されており，検出された礎石については当時のどの建物か比定できるものが少なくない。

旧収蔵庫の調査８で寛永期の米倉を検出した（GL-0.2m）。この米倉については，寛永の二条城を描いた各種絵図にも記されている。

西橋西側の調査 22 では，寛永期の礎石と溝状遺構を検出した。

16・23（桜の園）で寛永期の盛土，礎石や溝を検出した（GL-1.0m）。盛土は約 50～110cm の厚さがあり，二条城行幸に備えて行われた寛永期の大規模な増改築に伴うものである。この盛土は 10・18・24 などでも検出している。礎石は寛永３年（1626）に行われた後水尾天皇の行幸御殿（女院御所）のものである。

竹屋町通の調査 17・19・20 で寛永期の竹屋町通路面と側溝を検出した。竹屋町通は近代まで補修を行った痕跡が発掘調査で明らかになっており，現在に至る。

北大手門の南園路での調査 24（B 区）では北大手門から城内へいたる慶長期の道路を寛永期に改修した痕跡を確認した。D 区では二之丸への導排水にかかわる木樋と石組溝を検出した。

本丸部分における調査 24 の O・P・Q・R 区で本丸御殿の礎石・柱列を検出した。O 区の礎石列は遠侍身舎東側，P 区礎石列は坊主部屋から東側への廊下，Q 区柱列は御年寄衆部屋，R 区柱列は御台所のものであることが『行幸御殿并古御建物取解不相成以前　二條御城中絵図』からわかる。

管理事務所西側の調査 25（No.81）で御馬屋にかかわる石列を，本丸東橋東側の調査 No.40 で橋廊下の石列を，本丸の調査 No.65・67 で御土蔵の石列を検出した。

近世（中期）

23（桜の園）で石鳥居，暗渠などを検出した（GL-0.7m）。文政 13 年（1830）の大地震で稲荷社の石鳥居

などが倒壊したことが記録にあることや，絵図などから，当該地に所在した稲荷社に伴うものとみられる。

近世（後期）

23（緑の園）で土間や礎石を多数検出した（GL-0.1m）。絵図から知られる番衆小屋の遺構とみられる。

本丸の調査 24N・O・Q・R 区で天明８年（1788）の大火の痕跡を検出した。

近代

大政奉還後から大正御大典の時期である。

二之丸御殿の調査 24G 区で近代の柱穴を検出した。D 区で大正天皇即位の大典に伴う大饗宴場の基礎を検出した（GL-0.2m）。大饗宴場については，絵図（木子文庫「二條離宮平面図」（東京都立中央図書館蔵））がありその場所が発掘調査でも明らかにされたことになる。

第２駐車場の調査 29 で竹屋町通道路側溝を検出した。

外堀北西部の調査 30 で石垣の修理痕跡を確認した。

近代の遺構は，約 10cm の現代盛土直下で検出される。大規模な施設は大正天皇御大典の饗宴場だが，石垣や周辺道路の改修痕跡がみられる。

第２節　指定地での発掘調査一覧

昭和 48（1973）年度から平成 28（2016）年度に実施した調査は以下のとおり。

調査番号	調査区	出土遺構		
		深さ	検出遺構	時期
1	Aトレンチ	GL−1.5m	井戸	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
	Dトレンチ	GL−0.9m	溝（平安宮東限）	平安時代
	Gトレンチ	GL−1.2m	築地・溝（平安宮南限）	平安時代
2	−		包含層	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
3	−	GL−1.4〜1.5m	包含層	平安時代
		GL−0.5m	包含層	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
4	−		土器溜り，埋甕土坑	平安時代
			石組暗渠	江戸時代（前半）
5	−		瓦溜り，縁石列，礎石，石組溝	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
6	−			
7	−		土坑	平安時代
			土坑	中世（鎌倉・室町）
			石垣，排水溝，焼土層，瓦溜り	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
8	−		縄文晩期の流路	奈良時代以前
			溝，土坑	平安時代
			柱穴，溝，井戸，土坑	中世（鎌倉・室町）
			創建期の道路敷き，側溝，柵 寛永の倉の礎石据付穴	江戸時代（前半）
9	−		沢	平安時代
			南北溝，柱穴	中世（鎌倉・室町）
			土坑，石組井戸，瓦組暗渠，柱穴	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
10	No. 3		路面（壬生大路），側溝，築地，礫群遺構	平安時代
			路面（押小路）	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
			路面（押小路）	近代
	No. 4		路面（押小路）	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
			路面（押小路）	近代
	No. 5		園池（神泉苑）	平安時代
			路面（押小路）	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
			路面（押小路）	近代
	No. 6		路面（押小路）	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
			路面（押小路）	近代
	No. 7		路面（押小路），押小路北側溝	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
			路面（押小路）	近代
	No. 8		路面（押小路），押小路北側溝，柵	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
			路面（押小路）	近代
	No. 9		路面（押小路），押小路北側溝，柵	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
			路面（押小路）	近代
	No. 10		路面（押小路），押小路北側溝，柵	江戸時代（前半）−江戸時代（後半）
			路面（押小路）	近代
11	No. 20			
	No. 21		礫群遺構	平安時代
	No. 22			
	No. 23			
	No. 24		整地層，柱穴	平安時代

調査番号	調査区	出土遺構		
		深さ	検出遺構	時期
11	No. 25		大宮大路西築地，犬行，西側溝	平安時代
	No. 26		弥生溝	奈良時代以前
			大宮大路	平安時代
	No. 27		古墳の溝	奈良時代以前
	No. 28			
	No. 29		猪隈小路	平安時代-中世（鎌倉・室町）
	No. 30		建物	平安時代
	No. 31		園池（神泉苑），整地層	平安時代
12	F-No. 14		神泉苑西築地基底部，壬生大路東側溝	平安時代
	No. 3 断ち割り		溝	平安時代
	F-No. 13		園池（神泉苑）	平安時代
	No. 31 断ち割り		縄文流路	奈良時代以前
	F-No. 12		溝	平安時代
	No. 32		建物	平安時代
			井戸	中世（鎌倉・室町）
	No. 33		井戸，土坑	平安時代
	No. 34		井戸，土坑	平安時代
	No. 35	GL-0.5～0.6m	建物	平安時代
	No. 36	GL-0.5～0.6m	落ち込み	平安時代
			井戸	中世（鎌倉・室町）
13	H4	GL-0.8m	柱穴	平安時代
			押小路通	江戸時代（前半）
14	H5		押小路通	江戸時代（前半）-江戸時代（後半）
15	1区		園池，井戸，溝	平安時代
			室町後期の整地層，井戸など	中世（鎌倉・室町）
			土坑	江戸時代（中期）-江戸時代（後半）
	2区		弥生時代中期の竪穴建物	奈良時代以前
			遣水，景石，玉石敷など	平安時代
			土坑	江戸時代（中期）-江戸時代（後半）
	3区		遣水	平安時代（前半）-江戸時代（後半）
			礎石建物・雨落溝	江戸時代（前半）
	6区	GL-0.2m	室町後期の土坑・溝	中世（鎌倉・室町）
			整地層	江戸時代（前半）
	7区		溝	平安時代
			室町後期の土坑・溝	中世（鎌倉・室町）
	8区		石垣・堀，整地層	江戸時代（前半）
			土坑	江戸時代（中期）-江戸時代（後半）
	9区		整地層	江戸時代（前半）
			土坑	江戸時代（中期）-江戸時代（後半）
16	1区		縄文時代前期の包含層	奈良時代以前
			州浜など園池関連遺構	平安時代
			鎌倉から室町前期の池堆積，室町後期の整地層・井戸	中世（鎌倉・室町）
			柱穴，整地層	江戸時代（前半）
			建物，井戸など	江戸時代（中期）
			柱穴・土坑	江戸時代（後半）
	2区		園池堆積	平安時代
	4区		園池汀	平安時代

調査番号	調査区	出土遺構		
		深さ	検出遺構	時期
16	6区		州浜など園池関連遺構	平安時代
			鎌倉から室町前期の池堆積，室町後期土坑	中世(鎌倉・室町)
			整地層	江戸時代(前半)
			土坑など	江戸時代(中期)
			柱穴・土坑	江戸時代(後半)
	7区		州浜など園池関連遺構	平安時代
			室町後期の柱穴	中世(鎌倉・室町)
			整地層	江戸時代(前半)
			土坑など	江戸時代(中期)
			柱穴・土坑	江戸時代(後半)
	8区		室町後期の柱穴	中世(鎌倉・室町)
			整地層	江戸時代(前半)
			石組遺構，土間など	江戸時代(中期)
			柱穴・土坑	江戸時代(後半)
	9区		州浜など園池関連遺構	平安時代
			池堆積，室町後期の柱穴	中世(鎌倉・室町)
			井戸など	江戸時代(中期)
17	A区	GL−0.8m	柱穴	平安時代
		GL−0.6～0.7m	土坑	中世(鎌倉・室町)
		GL−0.6～0.7m	竹屋町通路面，側溝	江戸時代(前半)−江戸時代(中期)
		GL−0.5m	竹屋町通路面，側溝	江戸時代(後半)
		GL−0.4m	竹屋町通路面	近代
	B区	GL−1.1m	柱穴	平安時代
		GL−1.1m	溝，井戸	中世(鎌倉・室町)
		GL−0.7～1.0m	竹屋町通路面	江戸時代(前半)−江戸時代(中期)
		GL−0.5～0.6m	竹屋町通路面	江戸時代(後半)
		GL−0.4～0.5m	竹屋町通路面	近代
18	―	GL−1.8m	柱穴	平安時代
		GL−1.2m	落ち込み	中世(鎌倉・室町)
		GL−0.2m	寛永整地層(厚さ 1.2m)，トイレ遺構	江戸時代(前半)
19	H16	GL−1.2m	土取穴	中世(鎌倉・室町)
		GL−0.9～1.0m	竹屋町通路面，溝，石列，柱穴	江戸時代(前半)−江戸時代(後半)
		GL−0.6～0.9m	竹屋町通路面，溝	近代
20	H17	GL−0.8m	整地層，溝，柱穴	平安時代
		GL−0.8m	整地層，溝，土坑，柱穴	中世(鎌倉・室町)
		GL−0.8m	竹屋町通路面	江戸時代(前半)−江戸時代(後半)
		GL−0.4	竹屋町通路面，溝，柵	近代
21	―	GL−0m	多聞塀控柱	近代
22	H19	GL−1.2m	包含層	平安時代
		GL−0.3m	寛永礎石，溝状遺構	江戸時代(前半)
23	桜の園	GL−1.0m	整地層・溝・礎石など	江戸時代(前半)
		GL−0.7m	鳥居・礎石など	江戸時代(中期)
		GL−0.2m	土坑	江戸時代(後半)
		GL−0.1m	盛土	近代
	緑の園	GL−0.05～0.15m	土間，建物礎石，天明大火後の整地層	江戸時代(後半)
		GL−0.1m	溝	近代

調査番号	調査区	出土遺構		
		深さ	検出遺構	時期
24	A区	GL-0.3m	路面	江戸時代(前半)
		GL-0.15m	土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	B区	GL-0.4～0.5m	路面	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	路面，溝，土坑，柱穴	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	C区	GL-0.2m	溝，土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	D区	GL-1.5m	池	平安時代
		GL-0.4～0.5m	木樋，石列，土坑	江戸時代(前半)
		GL-0.2m	土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
		GL-0.2m	建物基礎(大正御大典)	近代
	E区	GL-0.4	整地層	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	F区	GL-0.4	整地層	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	G区	GL-0.4	整地層	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	溝，土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
		GL-0.1m	柱穴	近代
	H区	GL-0.2m	整地層	江戸時代(前半)
		GL-0.2m	土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	I区	GL-0.4～0.5m	土坑	江戸時代(前半)
		GL-0.2m	土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	K区	GL-0.3m	整地面	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	整地面，土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	M区	GL-0.2m	整地層	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	溝，柱穴	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	N区	GL-0.3m	集石	江戸時代(前半)
		GL-0.1～0.3m	包含層	江戸時代(後半)
	O区	GL-0.2m	溝，土坑	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	包含層	江戸時代(後半)
	P区	GL-0.3m	溝	江戸時代(前半)
		GL-0.2m	溝，土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	Q区	GL-0.15m	溝，土坑	江戸時代(前半)
		GL-0.05m	集石，礎石	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	R区	GL-0.2m	石	江戸時代(前半)
	S区	GL-0.3m	溝	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	包含層	江戸時代(後半)
	T区	GL-0.2m	整地層	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	U区	GL-0.15m	整地層	江戸時代(前半)
		GL-0.05m	土坑	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	V区	GL-0.2m	整地面	江戸時代(前半)
		GL-0.1m	整地面	江戸時代(中期)-江戸時代(後半)
	W区	GL-0.2m	土坑	江戸時代(後半)
25	No. 82	GL-0.8m	慶長整地層	江戸時代(前半)
	No. 40	GL-0.7m	慶長整地層	江戸時代(前半)
	No. 79	GL-0.4m	寛永礎石	江戸時代(前半)
	No. 81	GL-0.2m	石列	江戸時代(前半)
	No. 40	GL-0.6m	石列	江戸時代(前半)

調査番号	調査区	出土遺構		
		深さ	検出遺構	時期
25	Ｎｏ．43	GL-0.03m	仕切石	江戸時代（前半）
	Ｎｏ．65，67		石列	江戸時代（前半）
26	１区	GL-0.3m	路面	江戸時代（後半）
		GL-0.2m	盛土	近代
	２区	GL-0.4m	整地層	江戸時代（前半）-江戸時代（後半）
	３区	GL-0.1m	瓦溜り	江戸時代（後半）
27	－	GL-0m	多聞塀控柱	近代
28	１トレンチ	GL-1.0m	南北溝	平安時代
		GL-1.0m	土坑	中世（鎌倉・室町）
		GL-0.6m	寛永整地層	江戸時代（前半）
		GL-0.4m	整地層	近代
	２トレンチ	GL-1.0m	土坑	中世（鎌倉・室町）
		GL-0.8m	寛永整地層	江戸時代（前半）
		GL-0.7m	整地層	近代
	３トレンチ	GL-1.1m	柱穴	平安時代
		GL-1.1m	南北溝	中世（鎌倉・室町）
		GL-0.6m	寛永整地層	江戸時代（前半）
	４トレンチ	GL-1.0m	南北溝	平安時代
		GL-1.0m	土坑	中世（鎌倉・室町）
		GL-0.6m	寛永整地層	江戸時代（前半）
29	１トレンチ	GL-0.2m	石垣裏込	江戸時代（前半）-江戸時代（後半）
		GL-0.1m	道路側溝	近代
	２トレンチ	GL-0.8m	遺物包含層	中世（鎌倉・室町）
		GL-0.2m	石垣裏込	江戸時代（前半）-江戸時代（後半）
		GL-0.2m	道路側溝	近代
	３トレンチ	GL-0.2m	石垣裏込	江戸時代（前半）-江戸時代（後半）
	４トレンチ	GL-0.7m	遺物包含層	中世（鎌倉・室町）
		GL-0.2m	石垣裏込	江戸時代（前半）-江戸時代（後半）
30	５トレンチ	GL-0m	石垣修理痕跡	近代
		GL-0m	石垣修理痕跡	近代

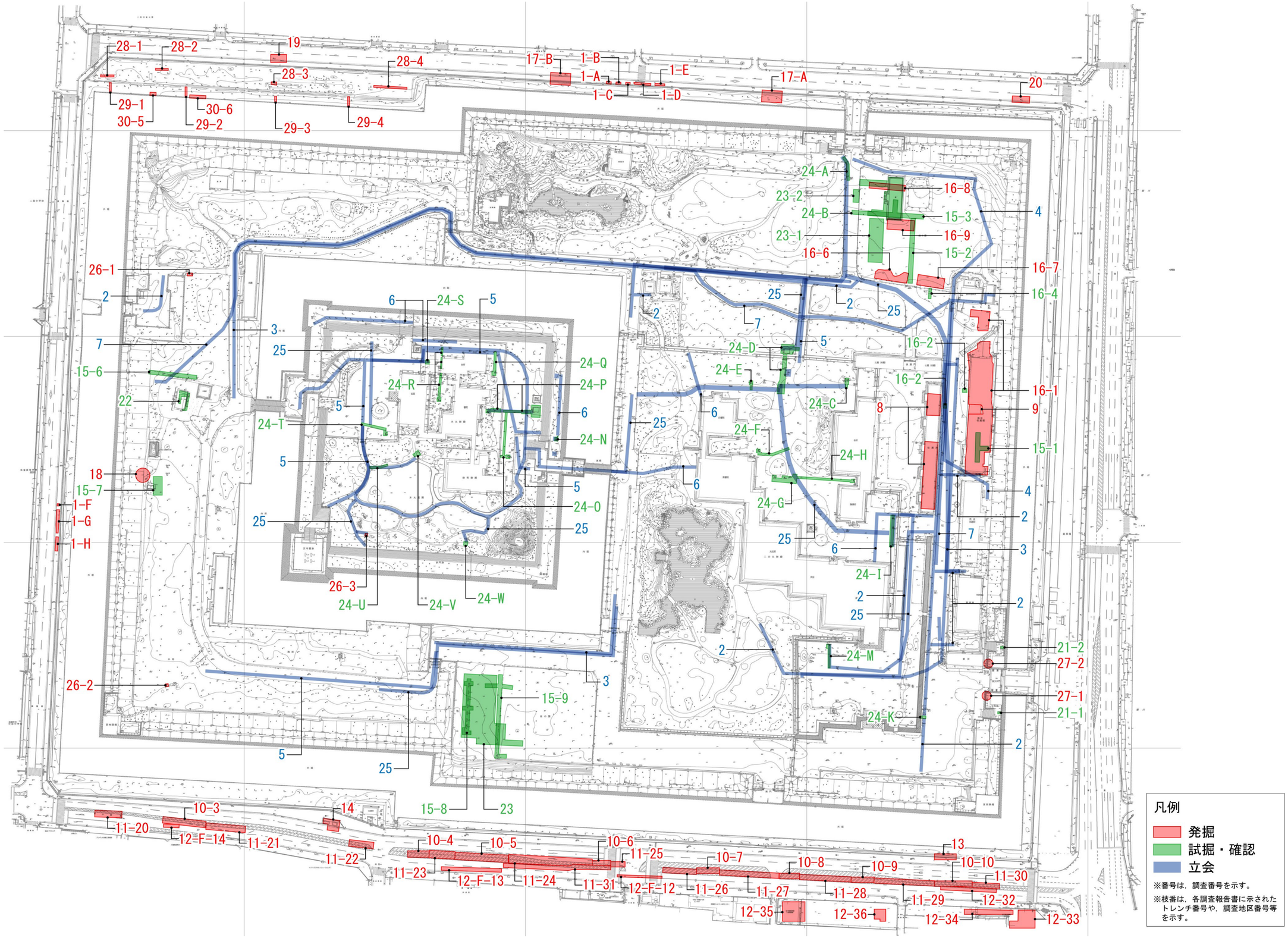

図：史跡二条離宮（二条城）での発掘調査位置図

第３節　調査結果の概要

以下に調査番号ごとに各報告書に記載された調査結果等の概要を整理する。

<table>
<tr><th>調査番号</th><th>実施年度</th><th>調査区分</th><th>調査箇所</th><th>参考報告書</th></tr>
<tr><td>1</td><td>S48</td><td>発掘</td><td>竹屋町通中央
美福通中央</td><td>『平安宮跡　京都市埋蔵文化財年次報告 1973-I』</td></tr>
<tr><td>調査目的</td><td colspan="4">竹屋町通と美福通での遊歩道実施整備計画に伴う調査。計画地は平安宮の東限及び南限に推定されている。</td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td colspan="2">1973/07～1973/08</td><td>調査面積</td><td>（報告書に記載なし）</td></tr>
<tr><td>調査結果</td><td colspan="4">平安宮東，南限の隍等の検出によって，宮域が以前より確実に把握された。東限の隍は南限の隍よりも深く，これは南北方向の流量が，東西方向よりも多かったためであろう。なお，美福通の調査区（Gトレンチ）の近世溝内からは金箔の軒丸瓦片を採集している。
（『平安宮跡　京都市埋蔵文化財年次報告1973-I』PP19, 21）</td></tr>
<tr><td>位置図</td><td colspan="4"> 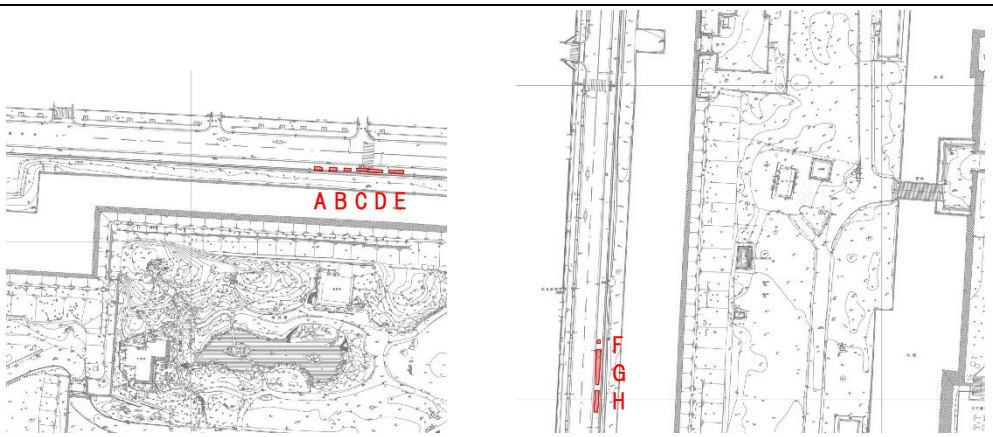

『平安宮跡　京都市埋蔵文化財年次報告 1973-I』P16 を基に作成</td></tr>
</table>

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
2	S51	立会	東部（二の丸御殿周辺）	『昭和 51 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	（報告書に記載なし）			
実施時期	（報告書に記載なし）		調査面積	（報告書に記載なし）
調査結果	近世包含層を確認したが掘削深度・面積が少ないため遺構は検出できなかったが，平安時代の軒瓦や土師器を確認した。 （『昭和51年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P42）			
位置図	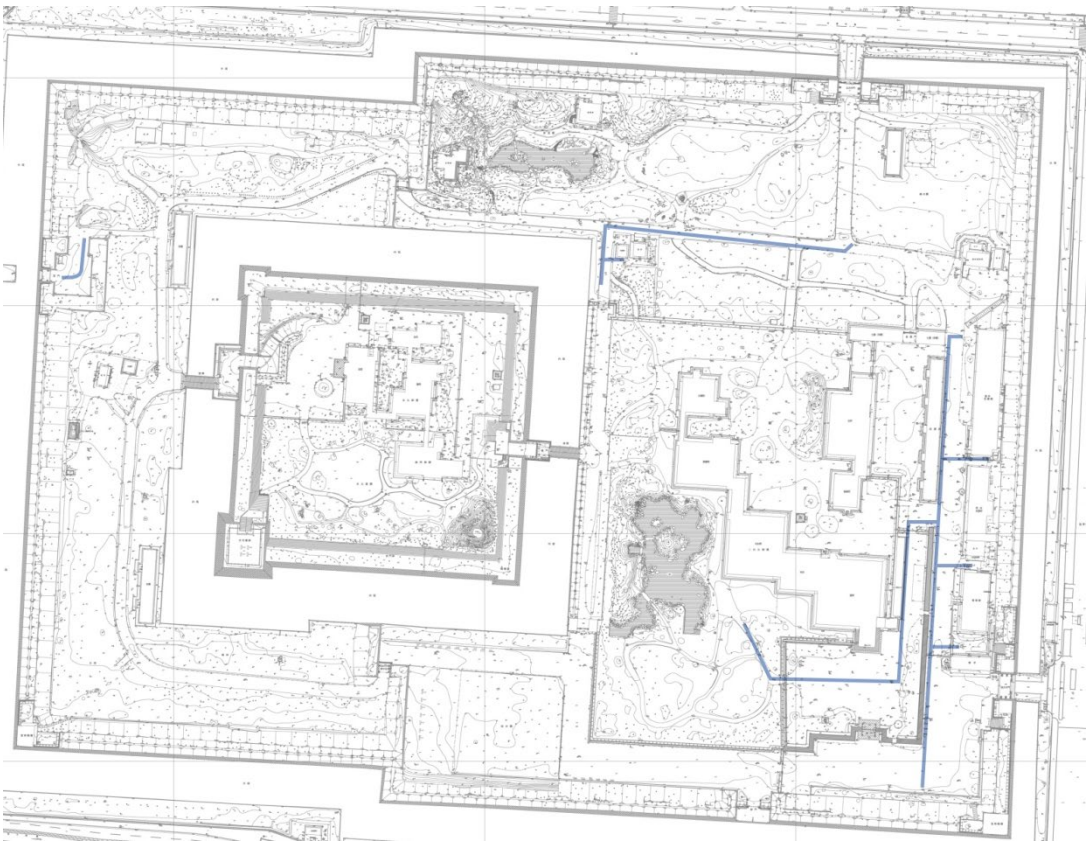 『昭和 51 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P43 を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
3	S52	立会	内堀及び二の丸御殿周辺	『昭和 52 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』

調査目的	（報告書に記載なし）		
実施時期	1977/04/16～1977/04/26	調査面積	320m^2
調査結果	掘削深度がGL-60ｃｍのため地山は確認できず。一部深掘した地点では，GL-1.8m前後で黄褐色砂礫層を検出した。 （二条城事務所作成資料）		
位置図	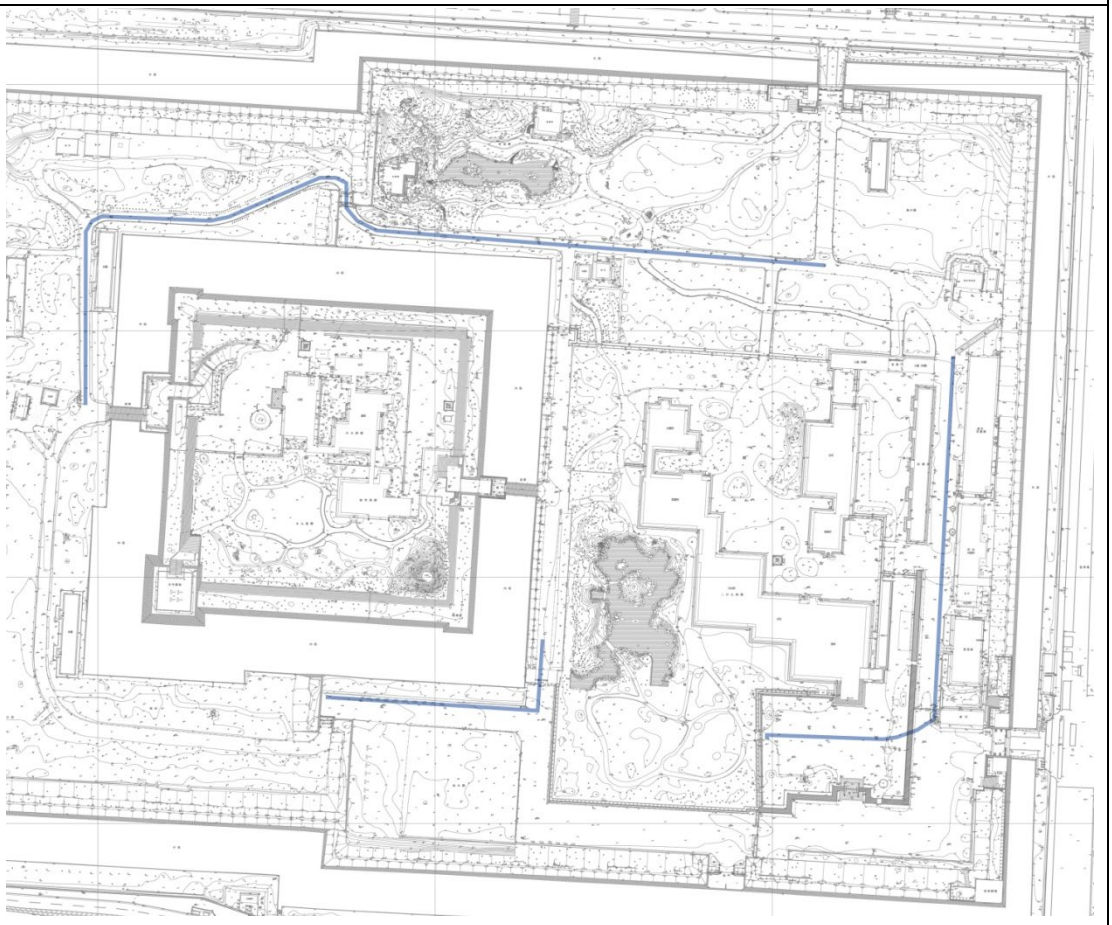 二条城事務所作成図を基に作成		

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
4	S53	立会	北東部（緑の園ほか）	『昭和 53 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	（報告書に記載なし）			
実施時期	1979/03/12～1979/04/07		調査面積	（報告書に記載なし）
調査結果	平安時代後期の土器溜，平安時代末から鎌倉時代の埋甕土壙を検出した。また，近世初頭の石組暗渠も確認した。遺物は，瓦類，土師器，緑釉陶器片，常滑甕などが出土した。 （『昭和53年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P191）			
位置図	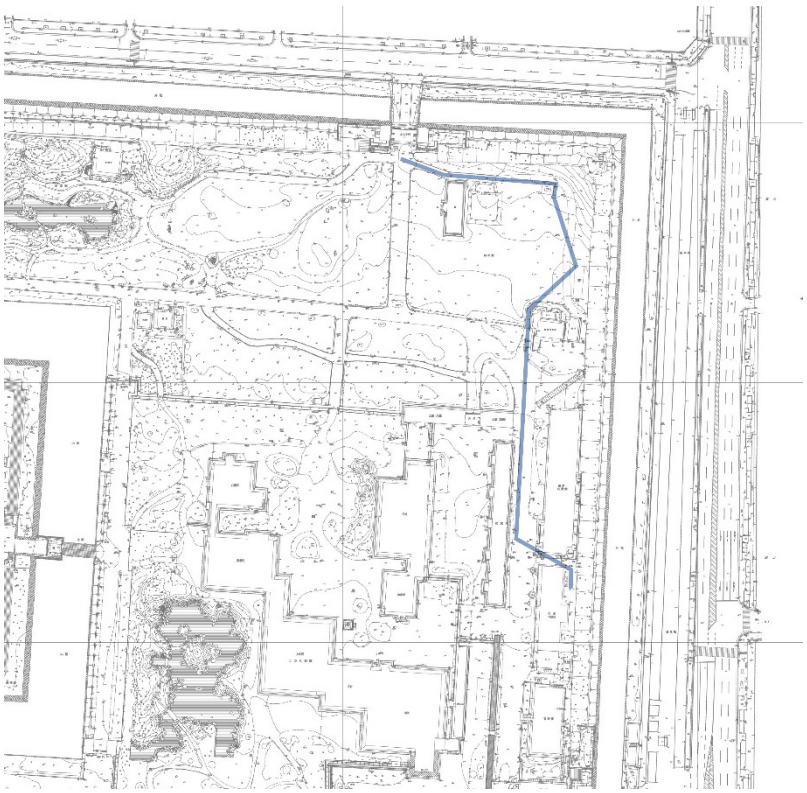 二条城事務所作成図を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
5	S54	**立会**	**本丸及び梅林南，二の丸御殿北**	『昭和 54 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』

調査目的	（報告書に記載なし）		
実施時期	1980/02/13～1980/03/17	**調査面積**	230m^2
調査結果	江戸時代の瓦溜を数箇所で検出した。その他には，縁石列，礎石，石組みの溝なども検出した。遺物は，近世の瓦類と土器類が出土した。 （『昭和54年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P195）		
位置図	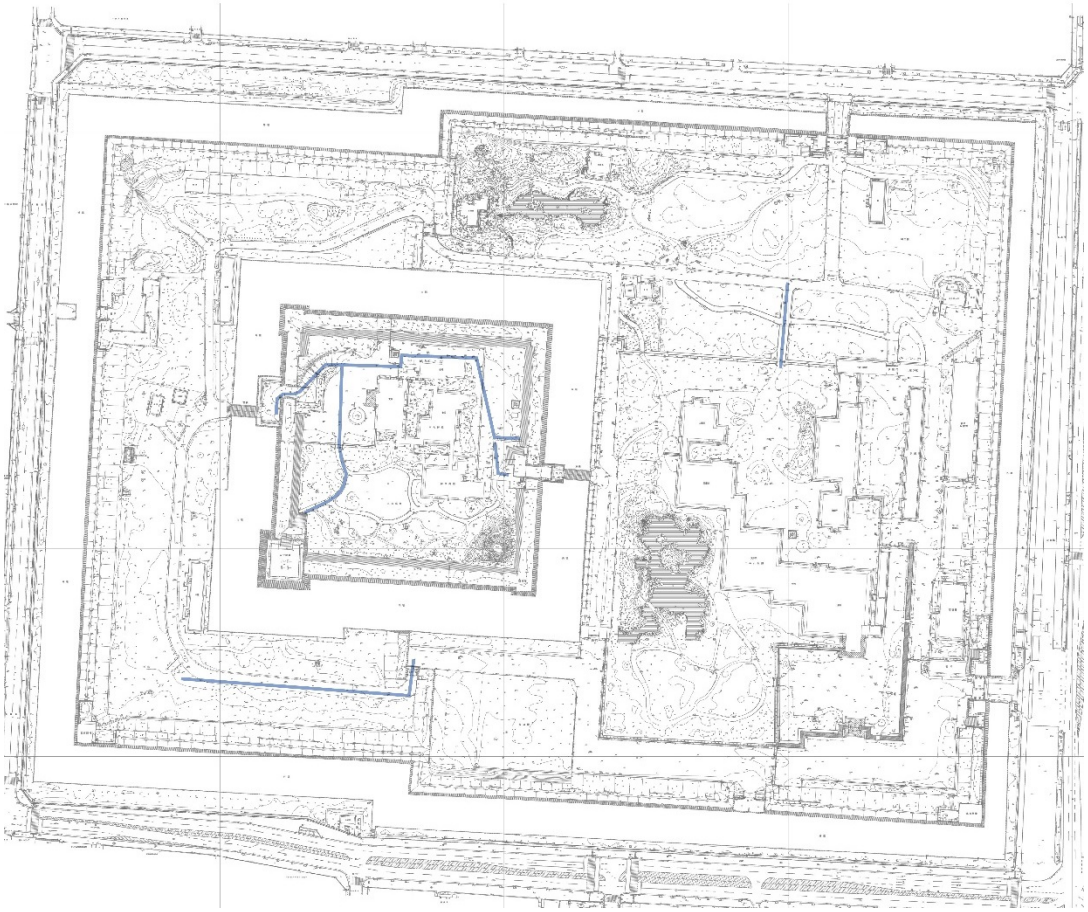 二条城事務所作成図を基に作成		

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
6	S55	立会	本丸及び二の丸御殿周辺	『昭和 55 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	（報告書に記載なし）			
実施時期	1980/10/17～1980/11/01		調査面積	110 ㎡
調査結果	（記載なし）			
位置図	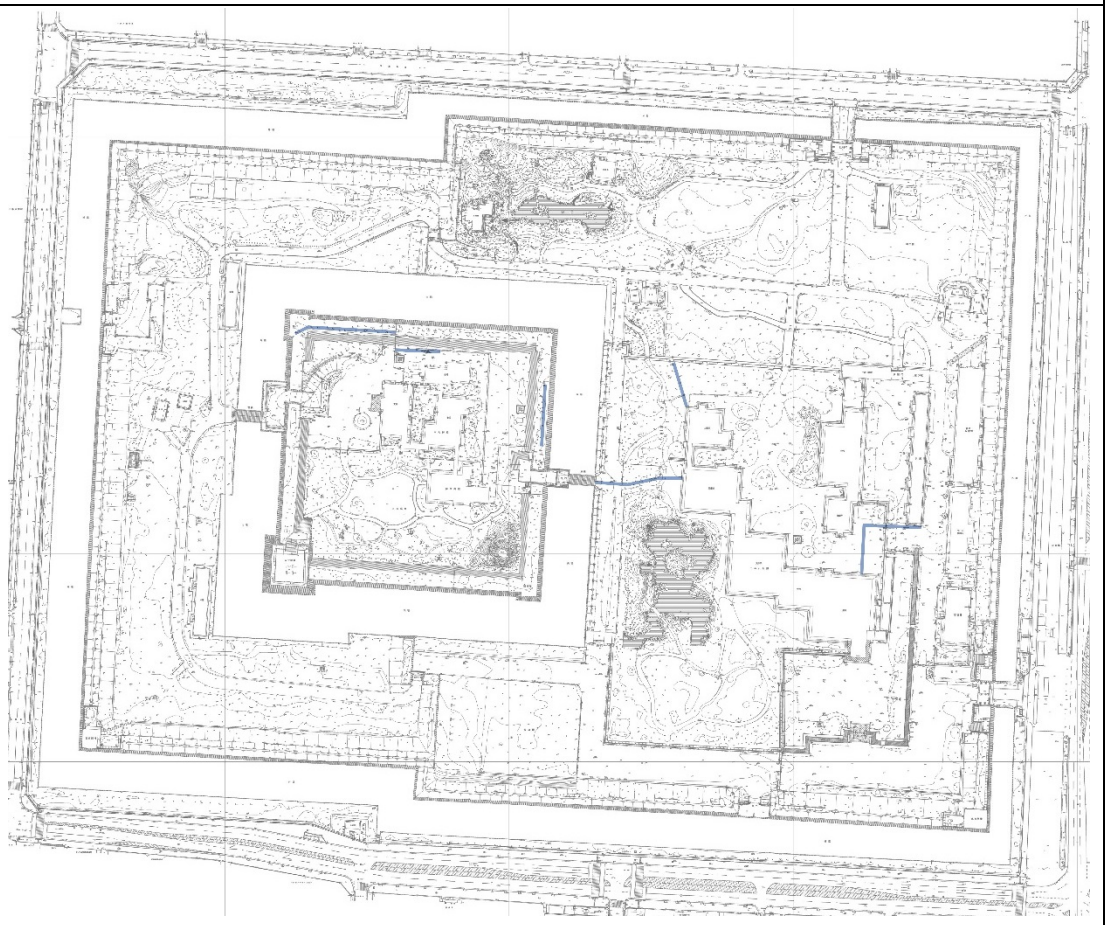 二条城事務所作成図を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
7	S55	立会	本丸及び二の丸御殿北	『昭和 55 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	（報告書に記載なし）			
実施時期	1981/02/19～1981/03/13		調査面積	（報告書に記載なし）
調査結果	平安時代後期の土坑２基，中世の土坑2基，近世の石垣３条（二条城西限），排水溝４条，焼土層，瓦溜３基を検出。遺物は土師器，瓦器，青磁，白磁，陶磁器，瓦が出土。 （『昭和55年度　京都市埋蔵文化財調査概要』Ｐ145）			
位置図	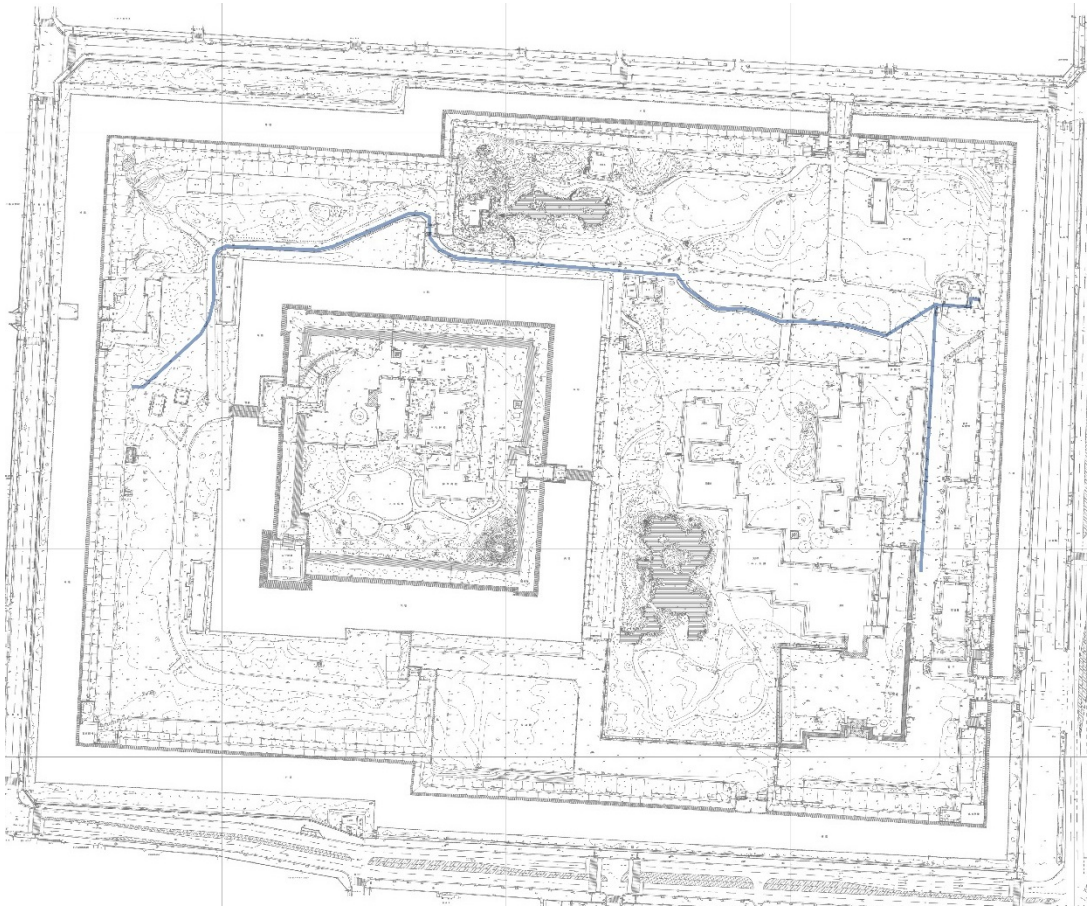 二条城事務所作成図を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
8	S56	発掘	二の丸御殿北側収蔵庫	『昭和 56 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	明治から大正にかけて撤去された１番～６番倉跡への収蔵庫の新設に伴う事前の発掘調査。			
実施時期	1981/08/04～1981/11/09		調査面積	363m^2
調査結果	第１面で検出した倉は，寛永３年(1626)当時の二条城指図では２～６番倉に相当する。礎石はなく礎石据付穴を検出した。なお，礎石据付穴は倉毎に形状を異にする。 第２面では南北方向の道路敷および道路敷に付随する両側溝・柵列などを検出した。真北に対する振れが二条城と同方向であることから，二条城創建当時の遺構と思われる。 第３・第４面では室町時代から平安時代後期に至る柱穴群・溝・井戸・土壙などを検出した。溝はいずれも東西方向に走り，調査区南端では二条大路北側溝を，二条大路北側溝から北へ約30mと約60mの地点でそれぞれ一町内を区画すると思われる溝を検出している。 第５面では平安時代後期の溝・土壙などを検出した。東西溝は推定二条大路北側溝より北へ13mの地点に位置する。南北溝はほぼ真北を示し，猪隈小路東側溝と思われる。 第６面では，縄文時代晩期の流路を検出した。土器は小片であるが数10片出土している。 遺物は整理箱で271箱出土したが，多くは近世のものである。遺物内容としては，縄文土器・土師器・須恵器・緑釉陶器・灰釉陶器・陶器・瓦器・青磁・白磁・軒平瓦・軒丸瓦・平瓦・丸瓦・銭貨・金属製品などである。なお軒瓦には金箔を有するものもある。 二条城造営以後の遺構破壊は少なく，今回の調査地からは比較的遺存状態の良好な各時期の遺構・遺物を多数発見した。中でも条坊に関する溝は各時期のものを多く発見できた。このうち二条大路北側溝は室町～平安時代後期の各期にわたるが，いずれもほぼ同位置を踏襲している。更には猪隈小路東側溝を発見し，また一町内を区画する東西溝を５条発見するなど，平安京の条坊復原には欠かせぬ資料となった。 （『昭和56年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P11）			
位置図	 『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-15』P1 を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
9	S57	発掘	二の丸御殿北側収蔵庫	『昭和 57 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	防火用水槽設置に伴う発掘調査。調査地は嵯峨天皇創建の冷泉院に推定されている。			
実施時期	1983/02/01～1983/02/16		調査面積	49m^2
調査結果	桃山～江戸時代の遺構面では，土壙・石組井戸・瓦組暗渠・柱穴などを検出した。各々の切り合いが激しく，全体としてまとまったものではない。遺構内からは土師器・陶磁器・桟瓦などが多量に出土している。 鎌倉～室町時代の遺構面では南北方向の溝を検出した。規模は幅2～2.5m，深さ70ｃｍである。また，南北に約２ｍごとに並ぶ柱穴を3基検出したが建物か柵列かは不明である。 平安時代では明確な遺構は存在せず，東側がわずかに高く，北西に向って傾斜した落込がある。これは大きく３層に分層でき，第1層は平安時代末～鎌倉時代，第２・３層は平安後期と考えられる。堆積土層から，池または沢地と考えられ，冷然院に関する遺構はこれによって消失したものとみられる。 遺物は各遺構から出土しており，中でも平安時代後期の池状遺構からは多量の土師器皿が出土している。この中に混じって縄文土器が出土しており，昨年度調査の出土と合わせて注目される。なお，池状遺構の直上層からは輸入陶磁器（吉州窯・盤）も出土している。 今回の調査は対象面積が狭小なことや複雑な土層堆積と切合関係もあって不明な点も多々あった。全体としては昨年度の調査※1とほぼ同じ状況であったが，平安時代後期に関しては調査地を中心に池状遺構が広がり，平安京造営当初のものは消滅したことが推定される。 ※1：平成56年度に約20m西の地点で実施した収蔵庫建設に伴う調査。二条城２番～６番倉に該当する建物や，各時代の遺構・遺物を多数検出している。 （『昭和57年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P14）			
位置図	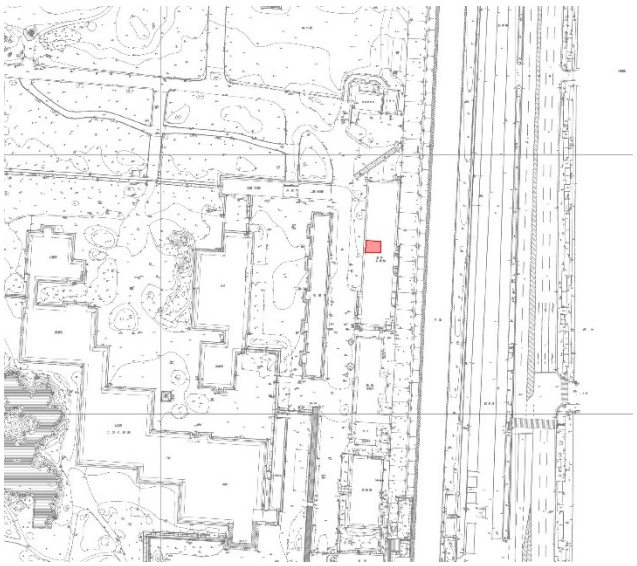 『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-15』Ｐ１を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
10	H２	発掘	押小路通	『平成２年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	地下鉄東西線建設に伴う平安京跡関係の調査。調査地の一部（調査区No. ３～６）は平安時代の神泉苑敷地に推定されている。			
実施時期	1990/08～1991/02	調査面積	（報告書に記載なし）	
調査結果	史跡旧二条離宮内では，押小路通路上に８箇所の調査区（西からNo. ３～10）を設定し，発掘調査を実施した。調査の結果，江戸時代の二条城関連の遺構や平安時代の神泉苑の園池などの遺構を検出することができた。 旧二条離宮（二条城）史跡内の南側の調査区からは，江戸時代から近代にわたる数枚の路面（No. ３～10），押小路通北側溝（No. ７～10），押小路通北側を走る柵列の柱穴列（No. ８～10）を検出した。このことから，桃山時代末から江戸時代初頭の二条城築城にともない押小路通が移築され，通りと外濠の間には柵が設置されており，現在の状態とほぼ同様に整備されたと理解できる。 また，最も西に位置する調査区（No. ３）の平安時代の遺構面からは，壬生大路の路面部東辺，東側溝，築地跡が検出された。さらにその築地ラインより東側部分の神泉苑敷地内では，排水などを目的としたと見ている築地沿い苑内西端辺を走る溝，その東側で瓦敷列，および庭苑を構成すると見られる石群遺構などを検出した。この神泉苑は，平安京造営期に整備された８町の規模をもつ禁苑であり，現在小規模になった園池の一部が史跡神泉苑とされ，今回の調査対象地（No. ４～５）の南側に遺存している。今回の調査では，神泉苑敷地内とその東側の宅地地域とは遺跡の様相が大きく異なっており，敷地には園池が遺存していることが明らかとなった。園池の北縁と北東から池へ流れ込むと見られる流路などを検出した調査区（No. ５）は，現存する神泉苑の池の北側に位置している。平安時代の園池が縮小され現在に残存していること，その園池が自然地形をほぼそのまま取り込んで造苑されたことを，発掘調査資料から立証できるだろう。また神泉苑敷地内の調査区（No. ３～６）を中心に，緑釉瓦を含む多数の瓦類が出土している。これらの瓦類は，苑内の北側にあったとされる乾臨各などの建物に使用されていたと考えられる。 上述した他にも，今回実施した調査によって，調査対象地内では，平安時代から江戸時代の遺構が良好な状態で現存していることが明らかとなった。 （『平成２年度　京都市埋蔵文化財調査概要』PP10-12, 15-16）			
位置図	 『平成２年度　京都市埋蔵文化財調査概要』Ｐ９を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
11	H３	発掘	押小路通	『平成３年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	地下鉄東西線建設に伴う平安京跡関係の調査。調査地は平安時代の神泉苑敷地に推定されている。			
実施時期	1991/07～		調査面積	（報告書に記載なし）
調査結果	平成２年度の１次調査（No. ３～10）に引き続き，本年度に２次調査（No. 20～31）を実施した。 旧二条離宮（二条城）史跡内の南側は，江戸時代初頭の二条城築城の際に押小路通が移築され，同通りと外濠の間には柵が設置され，現在の状態とほぼ同様に整備されたと理解できる。遺存状況から見ると，江戸時代を通じて非常によく管理，維持された様子がうかがえる。南門前に小門跡のある柵の設置は，大正の御大典による二条離宮の整備に伴う可能性が高い。 神泉苑は，平安京造営期に整備され，築造された８町規模を持つ平安京唯一の禁苑である。今年度まで実施した調査結果によって神泉苑の東西の築地跡を検出し，平安時代の神泉苑の東西規模を明らかにすることができた。神泉苑敷地内と大宮大路以東の邸宅地域とは，意識の様相も各時代を通じて大きく異なっており，神泉苑敷地内には園池が遺存していることが明らかとなった（No. 20-24, 31）。No. 31調査区で検出した平安時代の園池北縁部のみぎわは，石敷によって造園され，園池の北東から池へ流れ込む流路（遣水）と河口部の西側（園池最北部ともみられる）には厚板が設置されており，舟着きの足場板として利用されていたと考えられる。流路の方向や位置は，神泉苑の古図に示された様相とよく一致している。No. 24調査区では，縄文時代の沼沢地の北縁部を検出している。神泉苑の園池は縄文時代にはすでに自然に形成されており，平安時代に入って園池が自然地形を取り込んで，部分的に手を加え，造園されたことが立証されたと考える。現存する小規模化した園地も，縄文時代以来の長い歴史をもつことが，発掘調査によって明らかとなったことは大きな成果である。 神泉苑敷地内，および東隣の左京三条二坊二町内の各調査区からは，緑釉瓦を含む瓦類が多数出土している。これらの瓦類は苑内の北部にあったとされる乾臨閣などの建物に使用されていたと考えられる。 （『平成３年度　京都市埋蔵文化財調査概要』PP16-17, 21）			
位置図	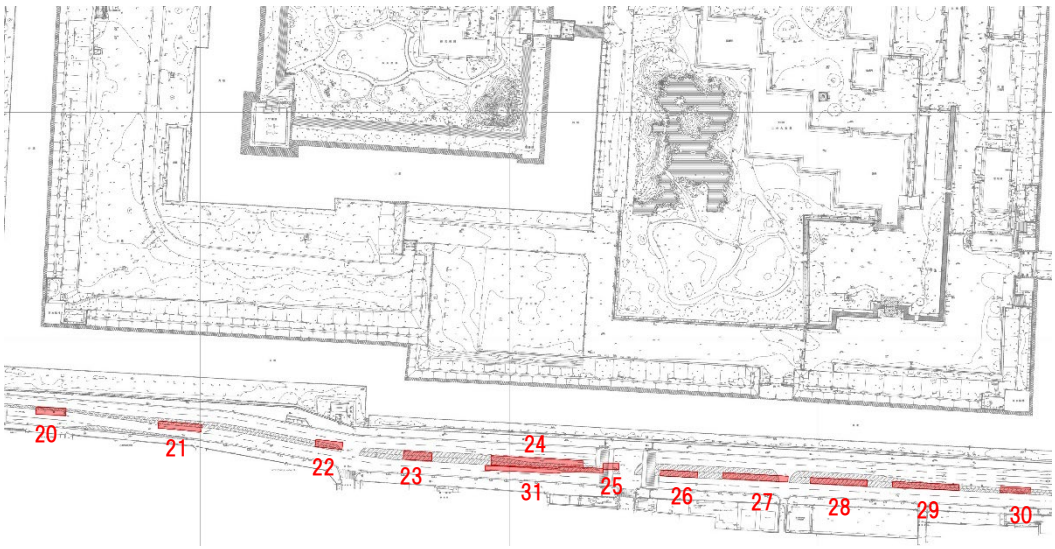 『平成３年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P16 を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
12	H４	発掘	押小路通	『平成４年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	地下鉄東西線建設に伴う平安京跡関係の調査。調査地の一部（No.３，５，21-23，25，31，F-12-14）は平安時代の神泉苑敷地に推定されている。			
実施時期	（報告書に記載なし）		調査面積	（報告書に記載なし）
調査結果	**神泉苑西半部** F-No.14調査区からは，築地基底部に敷かれていた平瓦からは「神泉苑」の銘のある刻印のあるものが数点採取された。 No.31断割り調査では，礫群遺構直下で同方向に延びる素掘り状態の溝から，緑釉瓦を含む多数の瓦類と平安京I期新（910年頃～940年頃に比定）に属する土師器・須恵器が出土している。平安時代初頭に埋設され，礫群遺構に造りなおされたものとみられ，苑内でこの時期に確定できる遺構が検出された意義は大きく，緑釉瓦が含まれていた事も重要である。この時期までには，苑内の建物にすでに緑釉瓦が使用されていたことの証左と考えてよいだろう。 **神泉苑園池北縁部** No.５で検出した舟着きの足場板は取り上げ，遺構面には山砂を入れて保護して埋め戻した。 No.31断割り調査では，縄文時代から平安時代以降の池のベースが，砂礫を主体とする自然堆積層（地山）であることが明らかとなった。 **大宮大路関係** F-No.12調査区では平安時代の大宮大路西築地（神泉苑東築地）跡を検出しているが，犬行幅が規定より広い。平安時代前半代の大宮大路西側の犬行と側溝は，通常の大路の規格サイズのものに比べて非常に大きな規模の施設であった可能性を示す資料であり，検出された溝状遺構１は大宮大路にあったとされる大宮川（耳敏川）の可能性が大きい。 **左京三条二坊二町** No.35およびNo.36調査区を設定し，調査を実施した。平安時代前半代は，遺構密度は低いが，前期に比定できる大型掘立柱建物をNo.35で，同様に前期に比定できる大型の掘立柱建物の一部とみられる柱穴もNo.36で検出している。 **左京三条二坊七町** No.32～34の調査区を設定し，調査を実施した。平安時代初頭の柱穴が検出され，軒丸瓦が採取された他，室町時代から安土桃山時代にかけての多数の土壙を検出している。また，後者の時代においては井戸跡も検出されている。この調査区は，江戸時代には押小路通となるためか，江戸時代の掘り込み形の遺構はほとんど検出されていない。 （『平成４年度　京都市埋蔵文化財調査概要』PP８-11）			

位置図	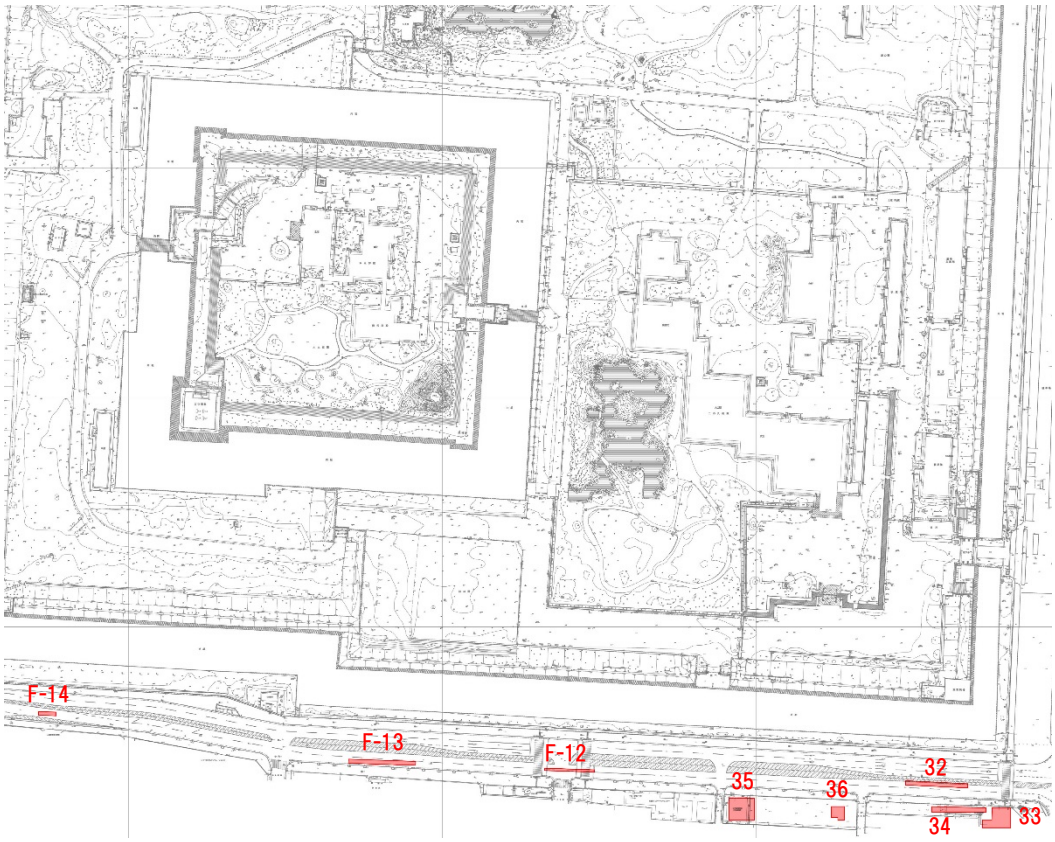 『平成４年度　京都市埋蔵文化財調査概要』Ｐ７を基に作成

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
13	H４	発掘	押小路通東	『平成４年度　京都市埋蔵文化財調査概要』

調査目的	堀川通押小路通の交差点から押小路通北辺を西へ延びる上水道本管の一部を，北隣の二条城生垣内へ移設する工事に伴う調査。		
実施時期	（報告書に記載なし）	調査面積	（報告書に記載なし）

調査結果

調査対象地は，史跡旧二条離宮内に位置しており，平安京では左京三条二坊七町の北西角近くに位置すると推定される。

平安時代前半期の遺構は，少数検出しただけにとどまる。平安時代中期後半代は遺構数も増加し，密度もきわめて高い状況を呈している。柱穴と判断できる土壙も多数存在しており，建物が密集する町となっていたとみられる。遺構数は徐々に減少する傾向を示すが，ほぼ同様の状況が室町時代の初頭頃までは継続している。

室町時代中期頃の遺構は検出されなかったが，室町時代後期には，遺構数が再び増加し，人々が集住する地域となる。

二条城が築造される江戸時代初頭には登調査地は，新設された押小路通に含まれている。寛永期の絵図では同城南辺の柵列は石垣のすぐ脇に位置しており，検出した路面はその時代のものと考えられる。同城の南辺が現在の生垣の位置となるのは，近代に入って以降であろう。

平安時代以降で上記各時代の遺物が多数出土しているが，室町時代中期頃に比定できる遺物は皆無に近かった。なお，縄文土器，弥生土器を少量であるが混入遺物として検出している。

（『平成４年度　京都市埋蔵文化財調査概要』PP16-17）

位置図

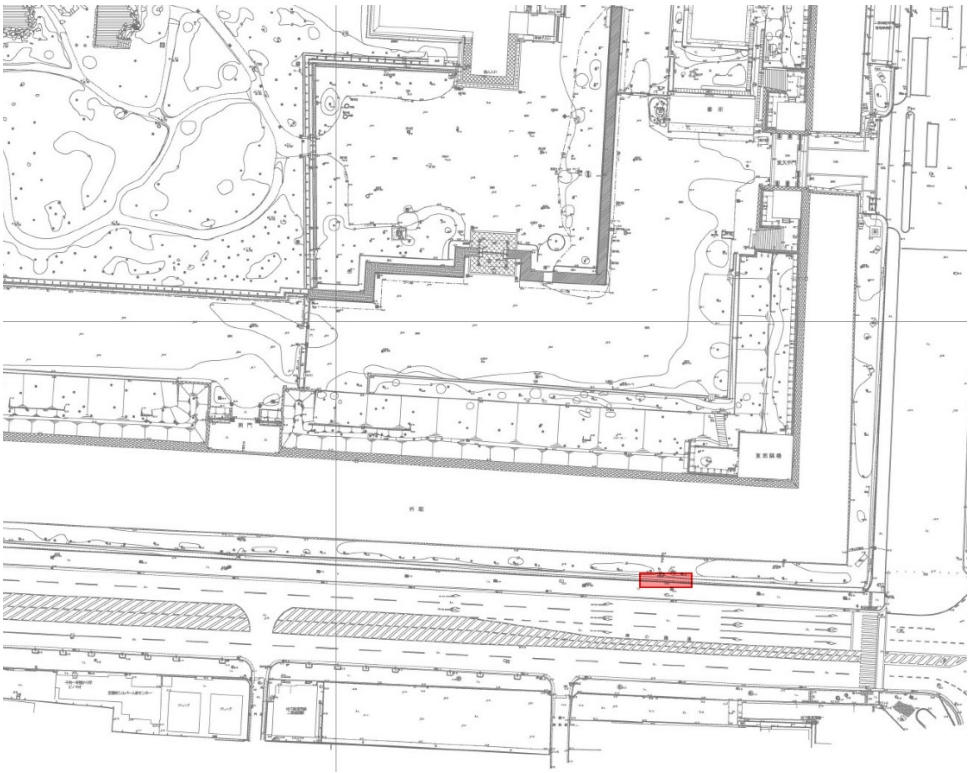

『平成４年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P16 を基に作成

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
14	H５	発掘	押小路通中央	『平成５年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	地下鉄東西線上部の埋設管共同溝の出入り口建設に伴う事前の調査。			
実施時期	（報告書に記載なし）		調査面積	（報告書に記載なし）
調査結果	調査対象地は，押小路通のうち限二条城南辺部分は史跡旧二条離宮の範囲内であり，通りの南側には史跡神泉苑が位置している。 今回実施した調査では神泉苑関係の遺構は検出することができなかった。しかし，遺構面やその上層の様相は，神泉苑の遺構を検出している東西線関係の各調査地に連続する共通したものであった。二条城関連の道路遺構などは，ほぼ全面に検出でき成果を上げる事ができた。神泉苑の遺構面の残存状況は決して悪いものではなく，西釣台あるいは廊は近接地に遺構が遺存している可能性が高い。 遺物は，平安時代より古い時期の遺物は出土しなかった。平安時代の遺物は緑釉瓦を含む瓦類が主であった。鎌倉時代から室町時代の中世の遺物が，混入品としてもほとんど見られず，室町時代末期のものが少量出土したにとどまる。桃山時代遺構の近世から近代の遺物は比較的多数出土しているが，二条城築造直前頃と江戸時代後期から明治時代初頭頃の２時期のものが中心で他の時期のものは少ない。 （『平成５年度　京都市埋蔵文化財調査概要』PP18-20）			
位置図	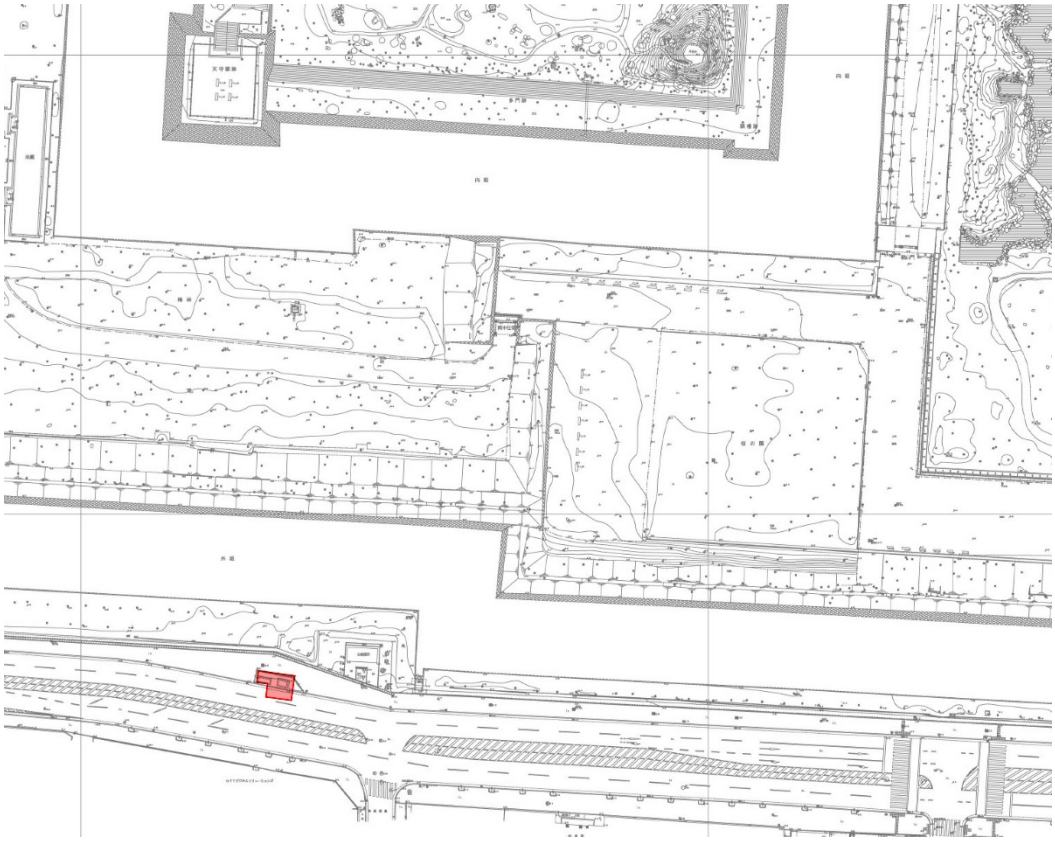 『平成５年度　京都市埋蔵文化財調査概要』P18 を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
15	H12	試掘 （確認）	１区：二の丸御殿北側収蔵庫 ２・３区：緑の園 ６・７区：西橋西側 ８・９区：桜の園	『史跡旧二条離宮（二条城）』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-15 『平成 12 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』

調査目的	築城四百年記念に伴う収蔵施設建設に向けた試掘確認調査。		
実施時期	2000/11/07～2001/03/30	調査面積	730.5m^2

調査結果

1～3区で平安時代の冷泉院に伴うと考えられる池庭を確認した。また南西部の８・９区で，寛永３年(1626)の後水尾天皇行幸時に建てられた女院御殿の地業を検出し，この下層で慶長８年(1603)創建期の二条城西堀外側の石垣や堀を確認した。

（『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2001-15』Ｐ2）

各区の遺構について

１区

１区・１拡区の平安時代後期に埋没した池と汀は，冷泉院池庭とその南汀の一部とみられ，埋没後は湿地状態が室町時代後期まで継続する。その後整地を受けて，井戸・土壙・柱穴などが形成され，宅地利用が始まったといえる。江戸時代前期・中期の整地層・柱穴・土壙は二条城の御馬小屋に関係したものとみられるものの，詳細は不明である。

２・３区

２区の調査では，江戸時代中期・後期の二条城番頭屋敷，番屋敷に関係した柱穴・土壙・溝などの遺構を検出した。３区・３拡区では，寛永の後水尾天皇行幸時に伴って整備された蔵跡を確認した。３区東部・２区北部では，冷泉院の池庭に伴う池・遣水・汀・景石・落口・列石などを確認した。池内の堆積土層は，下層で平安時代前期の遺物が認められ，上層埋土中では平安時代中期の遺物を確認していることから，平安時代前期から中期まで池庭が存続していたことがわかった。

また，検出した列石は，池堆積土層下層に検出しており，冷泉院池庭初期の遺構とみられ，池庭が数次の改修を受けたことを示唆している。

６・７区

６区検出の２条の溝のうち，東側の溝は断面Ｖ字形を呈する。東岸に柱穴があり，柵か塀を伴う可能性がある。また，江戸時代前期の整地層は厚さ1.7mに達する。これは寛永期の二条城拡張に伴い堀掘削時の土砂を盛り上げ，整地したためとみられる。

７区の溝状遺構，整地面，礫敷は，平安宮侍従所厨南西部コーナーの施設に関係したものとみられるが，削平が激しく断定できない。江戸時代前期の整地層は，６区と同じく堀掘削時の土砂を整地したものと考えられる。厚さは1.2m前後である。

８・９区

８区・９区の調査では，江戸時代前期の整地層を検出した。水平面を造作した整地面の上端を叩き締めたもので，寛永３年(1626)の後水尾天皇の行幸時の女院御殿造営に関わるものといえる。また，９区南端に検出した土壙は，その規模から焔硝小屋（火薬庫）跡で，明治時代前後に廃棄されたとみられる。また，８拡１・３区で検出した石垣は，いずれも東面しており，８拡３区で２段，８拡１区で１段の遺存を確認した。自然石を積み上げた野面積みで，桃山時代の特徴を残す。この石垣から９拡１・２区で確認した石材抜取り跡までの距離

調査結果	は約18m（９間）を測り，現二条城の南面堀東半部の幅と合致している。また石垣裏込では桃山時代の遺物が出土した。このことから，検出した堀と石垣は，慶長８年(1603)に徳川家康によって創建された二条城西面堀，石垣と断ずることができる。これらは，寛永３年(1626)の西方への規模拡張工事時に伴って，廃棄埋没したとみられる。 **二条城創建期西面堀について** 慶長創建時の二条城規模は，南北の外堀屈曲部を延長した，堀外東辺404m（約207間），堀外西辺405m（約207間），堀外北辺350m（179間），堀外南辺350m（179間）で囲まれた規模とみられていた。しかし今回発見された石垣が，創建時西面堀の外側石垣基部と確認されたため，南辺及び北辺の規模を縮小して復元する必要がある。 それによれば，堀外南辺331.35m（約170間），同じく堀外北辺331.35m（170間）となり，西面の堀は，従来の推定より17.55m（約９間）東寄りに設定されたことになる。また石材抜取り跡と石垣間の幅は18.8mを測る。計測位置が石垣基底部東端から抜取り跡西端部であるため，石垣の勾配を加味すると，石垣の天端部間では，19.5m（10間）になることも考えられる。したがって西面の堀幅は19.5m（10間）で縄張りされた可能性も指摘できよう。 （『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2001-15』PP19-20）
位置図	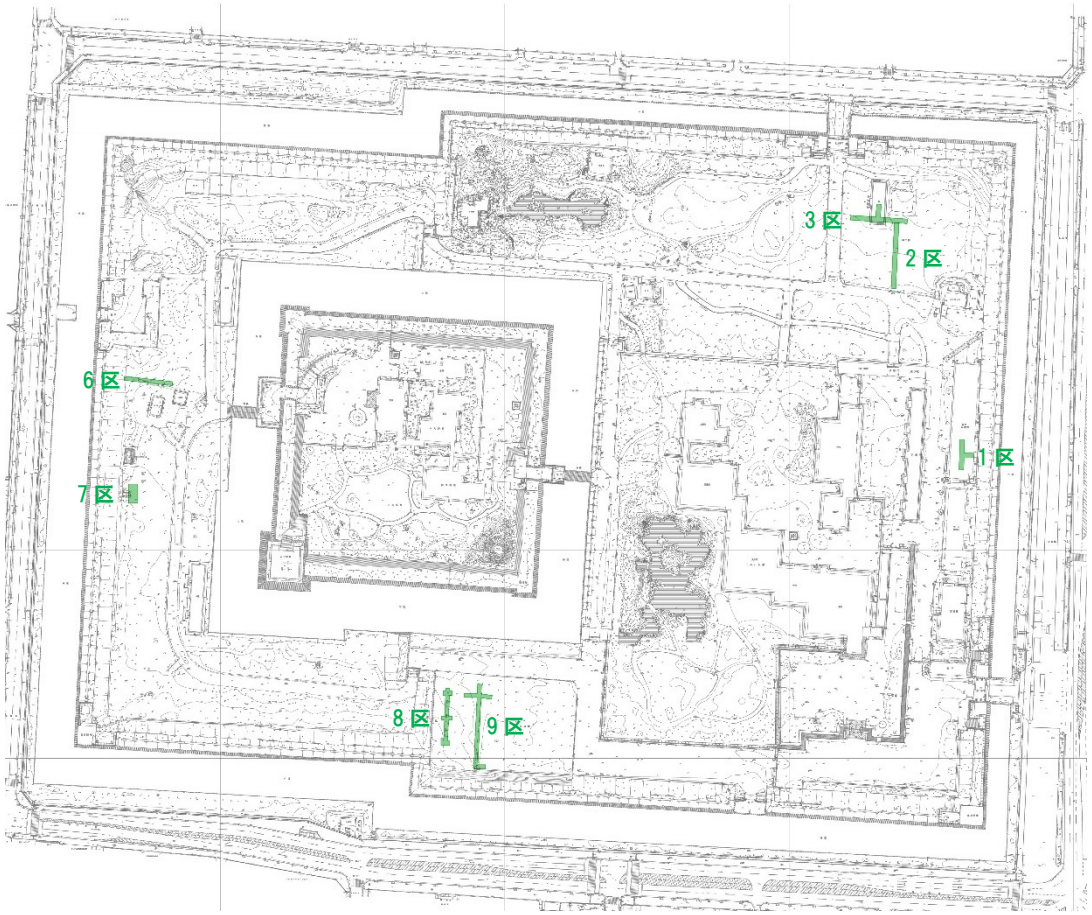 『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-15』Ｐ１を基に作成

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
16	H13	発掘・試掘（確認）	１・２区：二の丸御殿北側収蔵庫 ４・６・７・８・９区：緑の園	『史跡旧二条離宮（二条城）』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-15 『平成 13 年度　京都市埋蔵文化財調査概要』
調査目的	平成12年度の試掘確認調査の結果を受けて選定された，二条城築城四百年記念に伴う収蔵施設建設予定地の発掘調査。他の整備事業予定地は試掘確認調査を実施。			
実施時期	2001/10/01～2002/03/29	調査面積	1,450m^2	

調査結果

平安京冷泉院跡園池に伴う池，汀線，洲浜，景石などを検出し，冷泉院の北部から南東部に広がる園池の状況の一端が明らかになった。

（『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2001-15』Ｐ21）

各区の遺構について

１－１・１－２区で平安時代前期と中期から後期にかけての池庭を検出した。１－１区では池堆積土層上に砂と川原礫により，北東から南西方向に伸びる池盛土層を成形して複数の景石を配置している。１－２区では北西方向に傾斜する汀線を確認した。汀線は盛土を行い，礫を貼り付けたもので，平安時代後期に属する。前期・中期の汀線はやや南東に後退した地区に北東から南西方向に広がる洲浜ラインを確認した。この洲浜ラインの一部で東北東方向から流れ込む流路を確認し，この方向からも池庭に給水されたことが明確になった。また南東部陸地では平安時代後期の溝，焼土面，井戸，柱穴，土壙を確認した。１－３区では平安時代前期から後期の池堆積土層，池庭の前期から後期の北東岸とみられる汀線の一部を確認した。

６区でも平安時代中期から後期にかけての汀線と複数の景石を検出した。汀線は砂と川原礫によって盛土され，南東面する。肩口に景石を並べている。この池盛土層の北西部で，建物の雨落溝に関係する東西方向の列石を検出した。

７区では池陸部と南西に斜面を有した汀線の一部を確認している。

９区では南西面する汀線と景石の配置を確認した。昨年度調査で確認した汀線と景石の配置と一連のものとみられる。

８区は池陸部とみられる砂礫面を検出し，９区以北の陸部を確認した。

６～９区の調査対象であった寛永行幸時造営の御蔵遺構については，明確な遺構として確認していない。蔵北端付近の８区調査では，江戸時代中期・後期の番頭屋敷・番屋敷に関係した遺構群が多く検出され，行幸終了後の撤去・削平は急であったといえよう。

冷泉院の池庭について

一連の調査で，冷泉院池庭西半部の池の広がりがほぼ明らかになった。池は４町中央，９区東端付近を発し，やや西偏して6区北東端に至り南西方向に広がる。一方東岸は，７区南端をかすめて東伸，１－３区北東端から南西伸，１－２区北東付近に達して調査区を斜めに横切り南西伸する。この中途に，東北東からの流路が位置し，さらに南下して冷泉院中央南面築地に近接し，この付近で大きくカーブして池南岸に接続するものとみられる。また，池庭に配置されたほとんどの石材が，京都盆地北東部，高野川流域および比叡山山麓から採取されたものであり，火山活動による熱変成を受けた石材が多数に上る。

池庭は，各期に渡る改修痕跡が認められ，特に平安時代後期，11世紀後半には池南東部

調査結果	を埋め立て，池内に盛土，景石を据え直す大規模な改修を施している。池は鎌倉時代以降，室町時代まで泥土層の堆積が確認される。長期に渡って徐々に埋没した痕跡が認められる。 室町時代後期（戦国時代）に至って，池を含めた広範囲な整地を受けて居住環境が整えられ，暫時，柱穴，井戸，溝などの居住関連施設遺構の増加が確認される。この遺構群は全調査区で検出されるため，旧冷泉院敷地の大半が居住対象地に転化されたとみられる。 この後，慶長８年(1603)の徳川家康による二条城築城によって，冷泉院敷地の大半が城内範囲に取り込まれ，江戸時代前期の寛永行幸時の西方への大拡張と本丸の新造が行われる。中期・後期を経過した後，幕末に至って徳川慶喜による大政奉還の舞台になるなどの変遷を経て，明治時代を迎えている。 （『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2001-15』PP53-54）
位置図	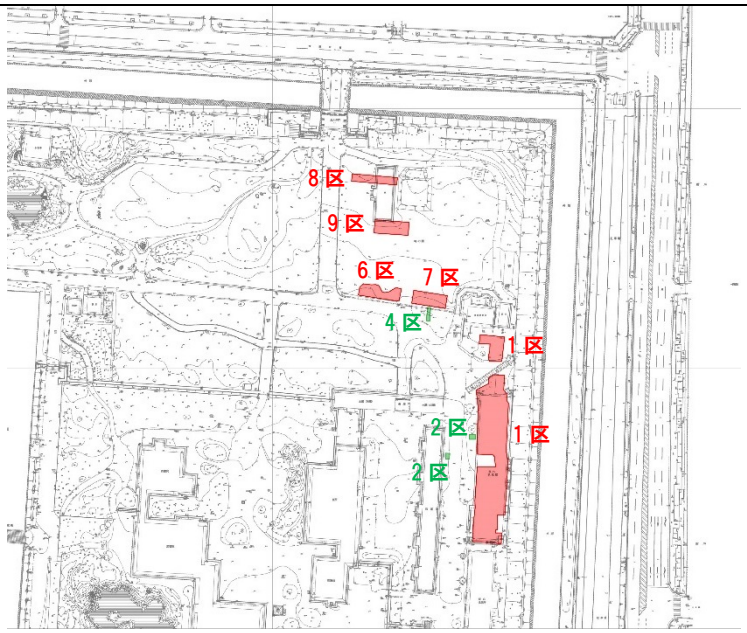 『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-15』P22 を基に作成

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
17	H14	発掘	竹屋町通東・中央	『史跡旧二条離宮（二条城）・平安宮神祇官・平安京冷然院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2002-12

調査目的	公共下水道埋設工事に伴う事前の調査。		
実施時期	A区：2002/07/03～08/23 B区：2002/08/28～09/18	調査面積	約 120 ㎡

調査結果

調査対象地は二条城の北側で，竹屋町通（松屋町通から美福通間）の歩道を含めた南側であり，調査区は２箇所（竹屋町通東：Ａ区，竹屋町通中央：Ｂ区）を設定した。

調査地は平安宮の南東隅にあたり，平安時代において調査区Ａ区は，二条大路の北，大宮大路東の左京二条二坊に４町を占有した冷然院内の北西に位置し，北方には神祇官町，さらに北には東宮町などの諸司厨町が展開していた地域である。Ｂ区は平安宮内の神祇官北部に位置し，宮内省，大炊寮，雅楽寮などの官衙に囲まれた官庁街である。また中世に両地区は聚楽廻南辺を形成する地域でもあった。そして近世には二条城を中核として京都所司代屋敷などの江戸幕府の役所などが建てられており，この地域一帯は京都における幕府官庁街として機能していた場所であった。このような歴史変遷を裏付けるように，今回の調査は平安時代から中世，近世に渡る３時期の成果を得られた。

近世

二条城の創建時から続く旧竹屋町通を２面（１面の昭和期を除く）にわたり検出し，またＡ区ではその南側溝に推定される溝を検出している。江戸時代から修築を繰り返しながら近代へとまたがる２時期の路面は，寛永期の後水尾天皇の行幸以来，上面に白砂を載せた丹念な整地がなされていたのを確認している。これは二条城とその周辺に幕府直轄の官庁街が置かれていた事などから京都における幕府の中心地として捉えていた事を窺わせることの一つであろう。

近世初頭から中世

Ａ区で聚楽第，二条城以前の土取土壙を検出した。Ｂ区では桃山時代天正期の遺物を多く包含するＳＤ25，それに交差する溝ＳＤ17，堀状遺構ＳＤ18を検出できた。この遺構群は聚楽第をとりまく聚楽廻関連の南辺地域と推定できる資料の一つとなり得る。また鎌倉時代前期の井戸ＳＥ23も検出したが，それに伴う遺構群は検出できなかった。

平安時代

Ａ区では平安時代前期の遺構として推定されるものを数基検出できた。後にそれらは，後期に削平を受け埋められて整地されているのを確認できた。その整地層には後期の遺物に混じり嵯峨天皇期の冷然院創建時の遺物等も細片ではあるが多く検出している。そしてその整地層の上面で東部には後期の建物に伴う土壙群が検出されている。しかし東西柱穴列以外は調査区の限界から，復元には至らなかった。天喜三（1055）年に冷泉院は殿舎を壊し，一条院に移築されるなど衰退していく。出土遺物がこの時期にかかるものが多かったのも，冷泉院の衰退の流れを考える上で貴重な資料となる。またそれ以後の12世紀中頃までの遺物も出土する事から11世紀中頃から12世紀中頃をもって冷泉院は徐々に終焉を迎えていったと推定される。

Ｂ区は平安時代において神祇官の官衙内に位置し，桃山時代の遺構から平安時代前期の

調査結果	遺物が少量出土した。しかし，平安時代の遺構は検出できなかった。このことからＢ区は神祇官内の空閑地であり，平安時代前期以降は中世まで内野化していた地域の一部とも推定できた。 （『史跡旧二条離宮（二条城）・平安宮神祇官・平安京冷然院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2002-12　PP１，19-20）
位置図	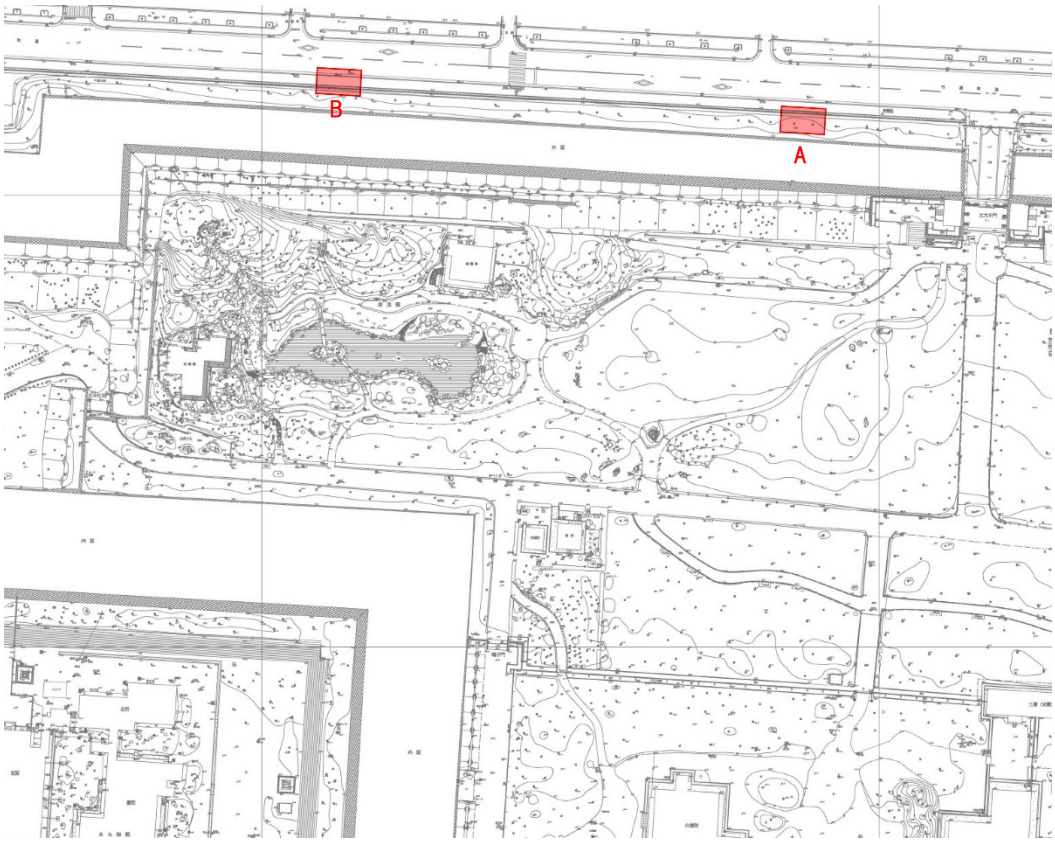 『史跡旧二条離宮（二条城）・平安宮神祇官・平安京冷然院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2002-12　Ｐ１を基に作成

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
18	H14	発掘	西橋西側	『史跡旧二条離宮（二条城）』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2002-13

調査目的	防火水槽設置工事に伴う発掘調査。第９次調査（試掘確認調査）の成果に基づいて江戸時代，平安時代の調査を行うと共に，この地域の中世から近世初頭の状況を把握できる手掛かりを得ることを目的とした。		
実施時期	2002/09/02～2002/09/27	調査面積	81m^2
調査結果	寛永３年(1626)に3代将軍家光の命による二条城の拡張工事が完成するが，その時の整地層を確認した。この整地層は，厚さ120ｃｍ前後で，調査区全域に認められた。 近世初頭と中世の状況は，旧地形を整地した跡（落込13）や小規模な溝を検出していることから，この頃に周辺を整地し，耕作地としたことが推測される。 平安時代は，柱列を確認したことは大きな成果であったが，調査区が狭小であったため全体像をつかむには至らなかった。ただし，調査区西端には平安宮侍従所西面築地が想定される位置にあり，この柱穴群が侍従所と関連するものか，西面築地に関連するかは不明であるが，平安宮の変遷を考える上では重要なものとなる可能性がある。 平安時代以前の状況は断割り調査を行ったが，自然堆積層を確認するにとどまり，遺構・遺物を検出することはできなかった。 （『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2002-13』Ｐ５）		
位置図	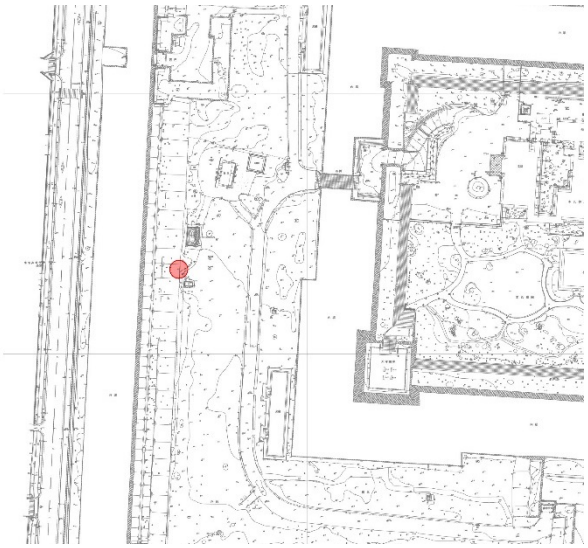 『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2002-13』Ｐ１を基に作成		

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
19	H16	発掘	竹屋町通西	『史跡旧二条離宮（二条城）・平安京廬院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2004-13
調査目的	公共下水道埋設工事の計画における縦坑部分の工事に伴う調査。			
実施時期	2004/09/13～2004/11/08	調査面積	43 ㎡	
調査結果	調査地は，平安時代には平安宮廬院跡に位置し，官衙に囲まれた官庁街であった。近世には，京都所司代屋敷など江戸幕府の役所などが建てられており，京都における官庁街として機能していた場所である。 全部で６面を検出しているが，二条城造営以前の明確な遺構は検出されなかった。第６面の土取穴は慶長６（1601）年二条城造営時を開始した時に，壁土採取のため無遺物層の黄褐色粘土を掘削し，その後，平安時代や中世の瓦，金箔瓦と共に埋め立てたものと考えられる。その後，一時期整地して第５面で検出された溝状遺構を作り，慶長11（1606）年頃，二条城の完成時に第４面の路面を構築し，第３面の路面と建物跡は，その後整備しなおした可能性が高い。そして，寛永３（1626）年に後水尾天皇の行幸に備え，二条城が西へ約１町半ほど拡張されて，現在の二条城になった時に，第２面の路面と溝状遺構，道路境界として石列が整備された可能性が高い。路面や溝状遺構は，江戸時代末期（19世紀）まで使い続けられたものと考えられる。道路と二条城を区画する策として，路面南端に柱列が新設され，これらの柱は埒として利用され，馬を繋いでいたようである。この柱列の中には腐食せずに残ったものもあり，明治以降も使われていた可能性がある。その後，江戸時代末期から明治，大正期まで第１面の路面と側溝，南北溝などが作られてきたと考えられる。 （『史跡旧二条離宮（二条城）・平安京廬院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2004-13　PP１,12-13）			
位置図	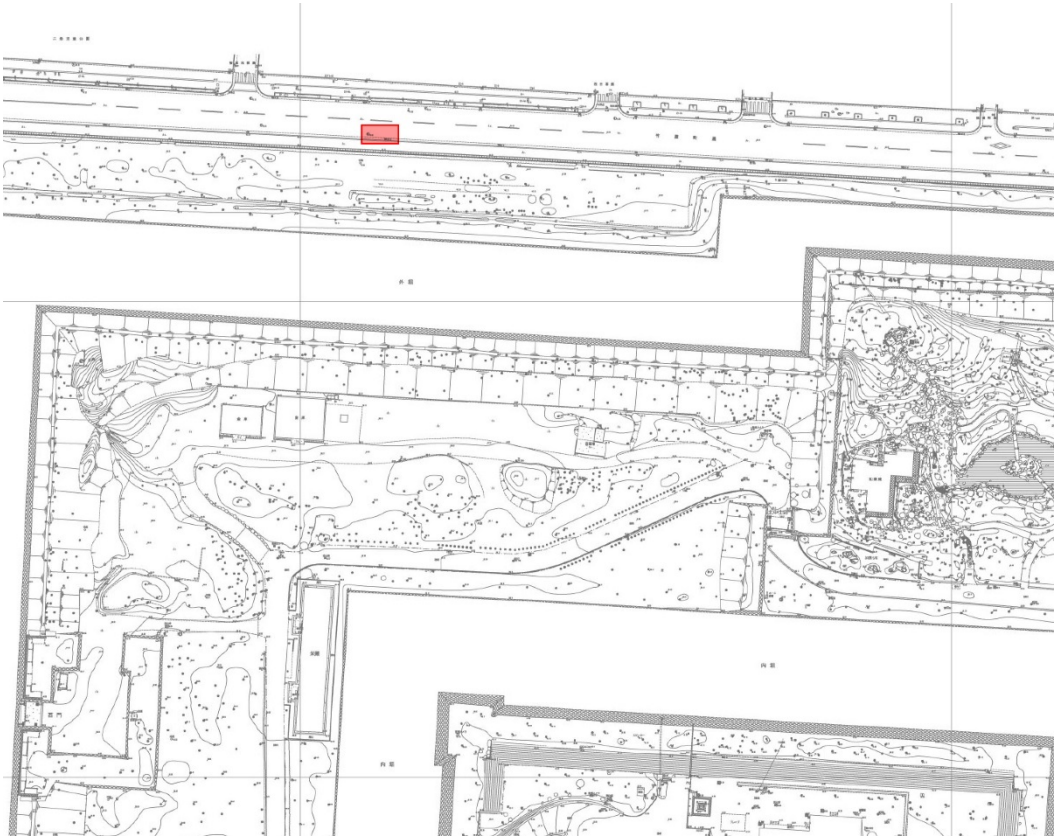 『史跡旧二条離宮（二条城）・平安京廬院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2004-13　Ｐ１を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
20	H17	発掘	竹屋町通東	『史跡旧二条離宮（二条城）・平安京冷然院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2005-16
調査目的	西堀川４号分流幹線公共下水道管布設工事計画における縦坑部分の工事に伴う調査。			
実施時期	2006/01/06～2006/03/01	調査面積	38m^2	
調査結果	調査地は，縄文時代から弥生時代の集落跡の二条城北遺跡の南端に位置する。平安時代は二条大路の北，大宮大路東の左京二条二坊に４町を占めた冷然院内の北東に位置する。中世には，聚楽廻南辺を形成する地域であった。近世には，二条城を中核とした京都所司代屋敷など，幕府の役所などが建てられており，この地域一帯は，京都における官庁街として機能していた。今回の調査では，二条城北遺跡に関連する遺構・遺物は検出されなかったが，平安時代以降の歴史変遷を裏付けるように，平安時代から中世，近世にわたる３時期５面の成果が得られた。 平安時代には，溝状遺構を検出している。以前の調査より，平安時代の冷然院の池にともなう遣水遺構が同様の規模を測ることから，この溝状遺構は遣水の上流部分の可能性がある。 鎌倉時代から室町時代時代には，整地層上にて溝や多くの柱穴を検出したが，調査地が狭く，建物の復元はできなかった。遺構からは数は多くないものの鎌倉時代，室町時代の遺物が出土しており，冷然院の廃絶後，二条城が創建されるまでの中世の遺構を確認した。 江戸時代には，寛永期の後水尾天皇の行幸以来，上面に白砂を載せて丹念に整地された路面を確認した。この路面は江戸時代末期まで使用されていたと考えられる。さらに，江戸時代末期から明治時代の路面と側溝，絵はがきにあるような埒跡を確認できた。 （『史跡旧二条離宮（二条城）・平安京冷然院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2005-16　PP１，12-13）			
位置図	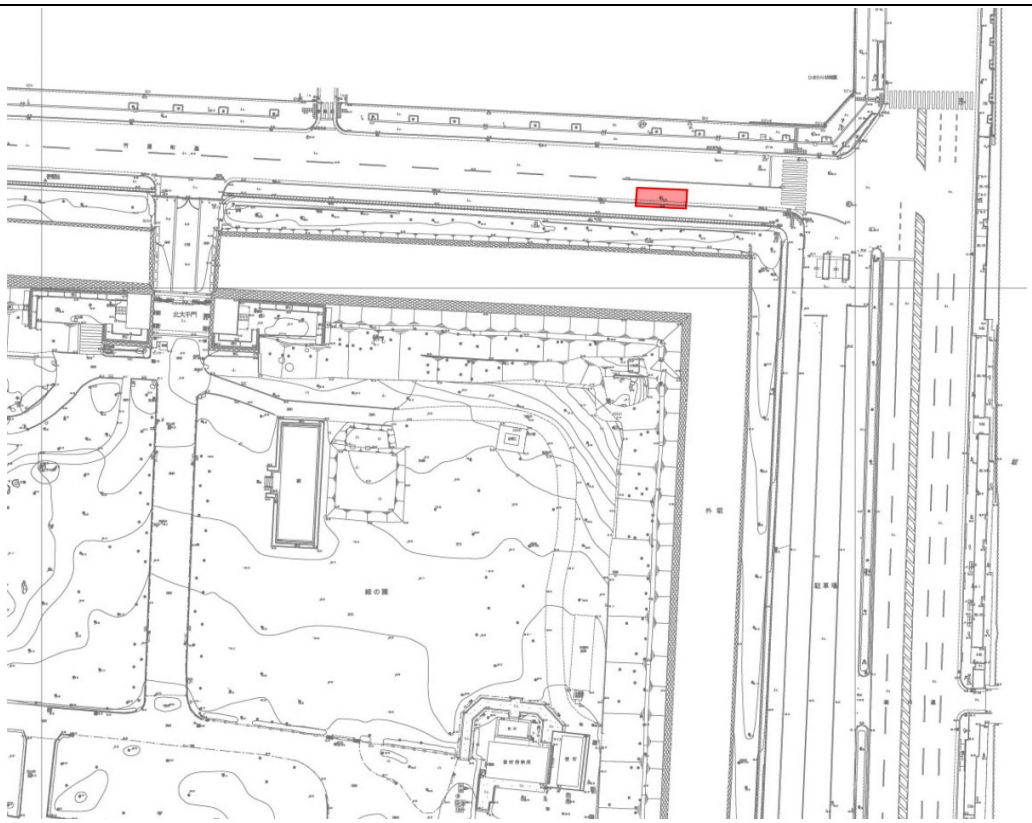 『史跡旧二条離宮（二条城）・平安京冷然院跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2005-16　P１を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
21	H19	確認	東大手門	『平成 19 年度　財団法人京都市埋蔵文化財研究所年報』
調査目的	東大手門に取り付く築地塀(多聞塀)の裏面には，築地塀を固定し倒壊を防ぐ目的の控え柱として約1.8m間隔で連続して石柱が設置されている。この石柱の根入れ深度，固定方法並びに石垣裏側の状況，石垣と築地塀の接地状況などを確認するための調査。			
実施時期	2008/01/28～2008/02/01	調査面積	$4m^2$	
調査結果	２箇所のトレンチの調査の結果，石柱の敷設状況を明らかにした。 トレンチからは，柱のコンクリートによる根巻きと石柱の根石となる花崗岩をコンクリートで固定した状況を確認している。コンクリートを使用した石柱が敷設された時期については，大正４年(1915)には大正天皇即位に際し，現在の清流園の位置に大饗宴場が造営されており，この折に東大手門築地塀も整備された可能性がある。昭和24年(1949)には東大手門の修理が行われており，この時期にも手が加えられた可能性がある。 石垣については，石垣裏込を含めた裏面を検出することができた。今回の調査で検出した石垣に使用された石材は，長軸１ｍ前後に達する花崗岩割石を使用していることが判明した。また，築地塀は石垣上面に直接構築されているようである。石垣に接する栗石間には空隙があり，石柱敷設時に攪乱を受けた栗石とは識別できることが判明した。 なお，東大手門櫓内の板敷き下は，栗石が露呈しており，表面に整地が施されていないことを観察できた。 出土遺物は，石柱敷設時の掘形から出土したものであり，大半は江戸時代以降の遺物である。軒平瓦には，文様から平安時代中期のものと考えられる唐草文軒平瓦が１点ある。 （『平成19年度　財団法人京都市埋蔵文化財研究所年報』Ｐ35-37を基に概要を整理）			
位置図	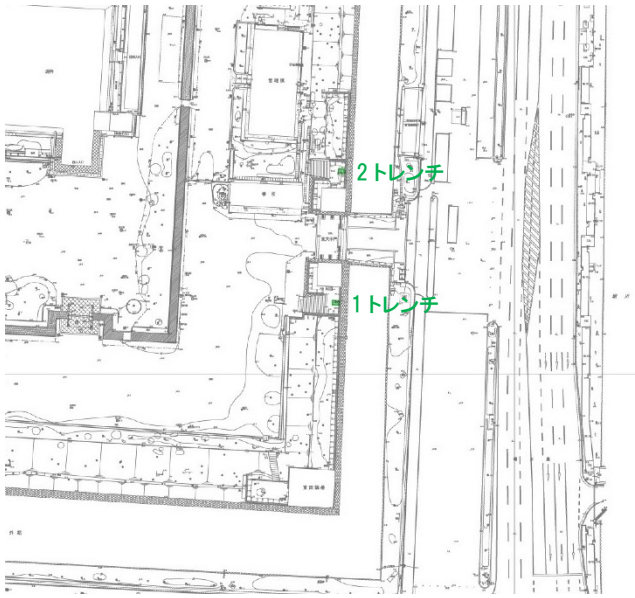 『平成 19 年度　財団法人京都市埋蔵文化財研究所年報』P34 を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
22	H19	試掘	西橋西側	『試掘調査報告書』
調査目的	西橋西側のトイレの建替えに伴う調査。			
実施時期	2008/05/21		調査面積	36m^2
調査結果	近世後半の整地層と，建物基礎の可能性のある礎石状石，大量に瓦片の投棄された東西溝などが認められた。また，現地表下1.2mには均質に広がる炭層とその下位に明瞭な整地土層が認められ，下層にも遺構が存在することが明らかとなった。 （『試掘調査報告書』「調査結果」）			
位置図	 「現状変更箇所位置図」を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
23	H21	確認	桜の園・緑の園	『史跡旧二条離宮（二条城）』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2009-14
調査目的	防災設備工事に必要な情報を得るための埋蔵文化財確認調査。			
実施時期	2009/09/07～2009/11/04	調査面積	947m^2	
調査結果	今回の調査では，桜の園・緑の園における遺跡の状況の一端が明らかとなった。特に桜の園の調査地については慶長期の造営から江戸時代後期に至る遺構の変遷を詳しく検討することができた。今回の調査の直後に実施した確認調査では，それぞれ狭い調査範囲での成果であるが，緑の園・二の丸・本丸の各区域における遺構の変遷が明らかになってきている※1。 ※1：『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2009-15　史跡旧二条離宮（二条城）』(財)京都市埋蔵文化財研究所，2010年。 （『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2009-14』P67）			
位置図	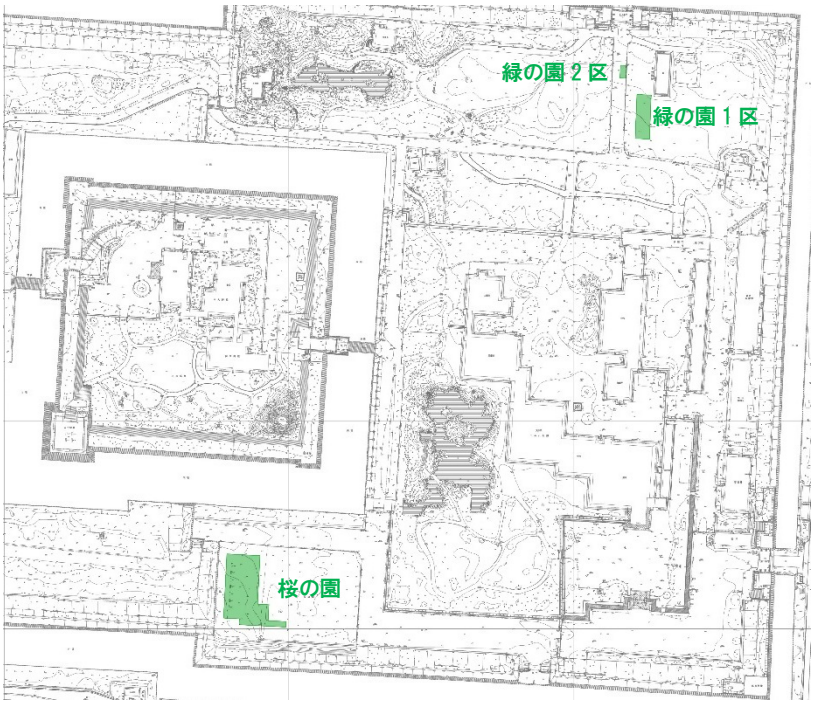 『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2009-14』Ｐ１を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
24	H21	確認	本丸，二の丸，緑の園	『史跡旧二条離宮（二条城）』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2009-15
調査目的	防災・防犯設備工事に先立つ埋蔵文化財確認調査。			
実施時期	2009/11/04～2010/01/27		調査面積	749m^2
調査結果	今回の調査で出土した最も古い遺物は，D区北部から出土した弥生土器の甕の破片である。2000年から2001年にかけての調査では，弥生時代中期の竪穴住居と考えられる遺構を検出しており※1，二条城北遺跡や堀川御池遺跡との関連が注目できる。 ほとんどの調査区では調査を江戸時代の遺構面・包含層でとどめているため，検出した桃山時代以前の遺構はD区池107のみである。堆積状況から南西に向けて落ち込んでいると考えており，出土遺物は平安時代後期に属するが，池底までは掘り下げていないことでもあり，さらに時期が遡る可能性は高い。D区池107に重複する，D区土坑90に平安時代前期から後期の遺物が多く混入していることもこの推測の根拠である。調査区は左京二条二坊四町にあたっており，おそらくは2000年から2002年にかけての調査で検出した池とは別に※1，冷然院中央部南西寄りにも池があったことを示している。冷然院の庭園の複雑な構造をうかがうことができる。 また，緑の園・二の丸の調査区を中心に，江戸時代以降の遺構・攪乱および包含層より平安時代前期から桃山時代の遺物が出土しており，桃山時代以前の遺構は後述する二条城造営に伴う分厚い盛土・整地層の下層に拡がっていることが推定できる。これらの遺物は堀の掘削や建物の建設に伴い混入したものであろう。B区土坑22からは室町時代中期の土師器皿を転用した取瓶がまとまって出土しており，調査地周辺において何らかの金属生産が行われていたことがわかる。この時期の遺跡の実態の一端を示す遺物として評価できる。 ※1：『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2001-15　史跡旧二条離宮（二条城）』(財)京都市埋蔵文化財研究所，2003年。 （『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2009-15』PP91-92） 今回の調査は一つ一つの調査区の面積は必ずしも大きいものではなかったが，二条城城内各所において慶長期の造営，寛永期の大規模な増改築，天明の大火の被害の痕跡など，二条城の歴史的な変遷を実証する遺構・遺物を検出することができた。また，冷然院の庭園の池など，二条城造営前の遺跡も確認することができた。 （『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2009-15』P97）			

位置図	 『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2009-15』PP１－３を基に作成

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
25	H22	立会	本丸，二の丸ほか	史跡旧二条離宮（二条城）防災施設工事に伴う二条城内詳細分布調査終了報告書
調査目的	防災・防犯施設整備に伴う埋蔵文化財確認調査。			
実施時期	2010/06/14～2010/12/14	調査面積	151m^2	
調査結果	今回の調査で出土した最も古い遺物は，二の丸北側通路No.25から出土した縄文時代晩期の突帯文土器の破片である。これまでの調査でも縄文土器の破片が出土しており，二条城北遺跡や堀川御池遺跡との関連で注目できる。また，二の丸北側通路No.26で平安時代の土師器や灰釉陶器の小片，二の丸車寄の東側No.73で平安時代の白磁，薬壺の蓋小片が出土しているが，いずれも江戸時代の盛土からの出土である。桃山時代以前の遺構が二条城造営に伴う造成によって掘りかえされ，混入したものと考えられる。 ほとんどの調査区は工事掘削深を最低限の深さにとどめるか，既設管の掘形内でとどめているため，今回の調査では桃山時代以前の遺構は検出していない。本丸南側No.91ピット及びNo.90では基礎埋設工事のため，現地表下1.7ｍまで掘削し，地山層を確認したが桃山時代以前の遺構は認められなかった。 今回の調査では，二条城造営の経過やそれ以降の変遷について多くの知見を得ることができた。慶長期二条城造営当初に関連する遺構・整地層は，No.82，No.40地点などで認められた。下層まで掘削していないので厚さは不明である。標高はNo.82で現地表下75ｃｍ，No.40で現地表下68ｃｍであった。 寛永期の増改築に関連する遺構・整地層は多数の調査地点で認められた。二の丸での寛永期の整地層は暗褐色から褐色の砂泥を基調としている。二の丸北側通路では現地表下34～60ｃｍの標高で検出した。二の丸御殿では現地表下40ｃｍの標高で検出した。本丸内では，焼瓦・焼土や炭を含む褐色砂泥・暗褐色砂泥など天明の大火の後の整地層の下層で寛永期の整地層を確認した。 寛永期の遺構は各地区で認めた。二の丸東部通路（現在の番所の北西部）No.79では現地表下44ｃｍで礎石とみられる上部の平坦な石を検出，No.81では現地表下約22ｃｍで南北3.8ｍの範囲に9石並ぶ石列を検出した。この石列を指図※1と重ね合わせると，５間×３間の「御馬屋」の一部にあたる。二の丸内ではNo.6地点で第14次調査Ｇ区土坑36の北肩を検出，指図によるとこの位置には，５間×３間の「御車屋」がある。鳴子門と桃山門の中間地点No.40では現地表下62ｃｍで石列を検出。これは二の丸と本丸を繋ぐ橋廊下との関連が窺われる。本丸南側通路ではNo.43地点で南中仕切門に関わると考えられる仕切石を現地表下3ｃｍで検出した。本丸内での寛永期の遺構は，No.65とNo.67で焼土層の下に石列を検出した。この位置は指図にある「御土蔵」の一部にあたる。No.60では本丸櫓門に関連すると考えられる仕切石を東西2本検出した。 No.61の櫓橋側の出っ張り部分では拳大～人頭大の栗石層を検出。本丸石垣内では褐色盛土層となる。本丸庭園内No.84では第16次発掘調査3区で，検出した瓦溜りの西肩を検出し，範囲を確認することができた。 ※1：「行幸御殿并古御建物御取解不相成以前　二条御城中絵図」 （『史跡旧二条離宮（二条城）』防災施設工事に伴う二条城内詳細分布調査終了報告書）			

位置図	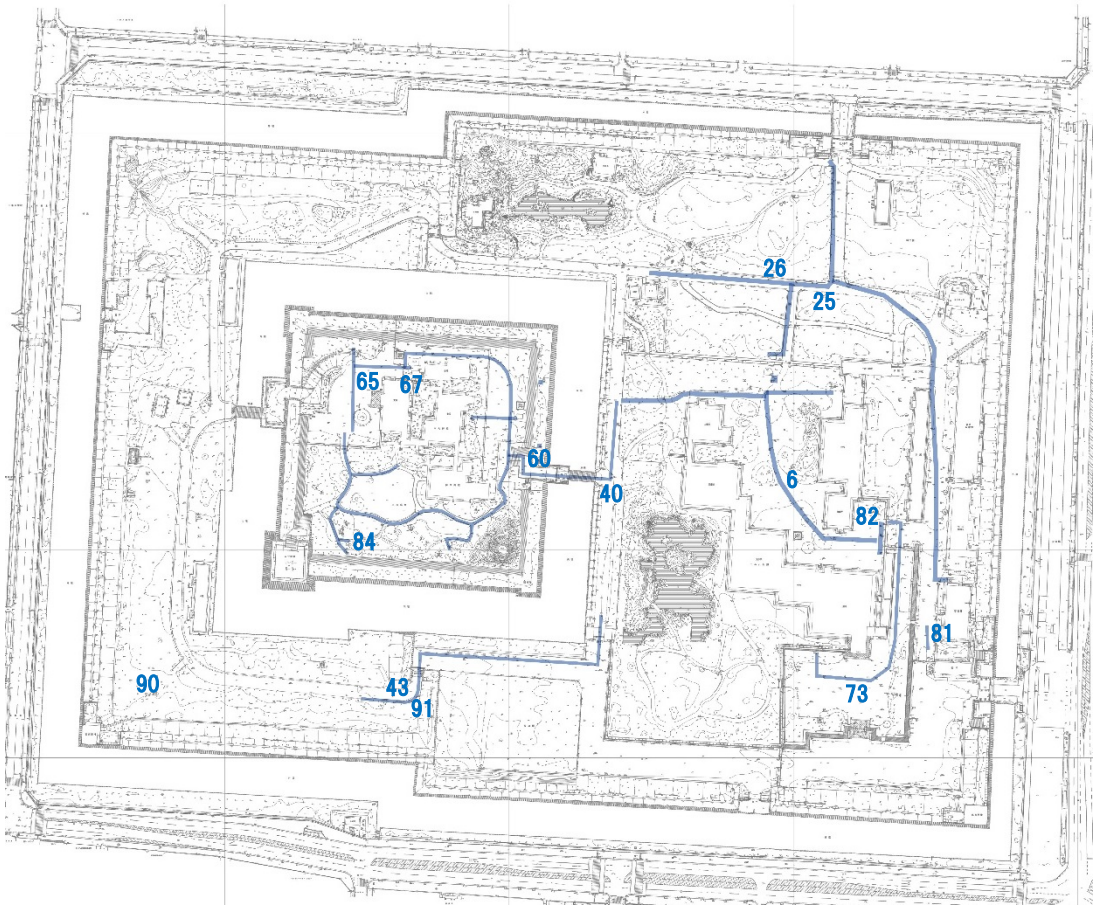 平成 22 年度『史跡旧二条離宮（二条城）』P35 ※82，90，91 はピット立会調査地点 位置図には，調査結果の内容と対応する地点（番号）のみを示した。

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
26	H22	発掘	本丸南西，西門北東，西南隅櫓北東	『史跡旧二条離宮（二条城）』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2010-12
調査目的	防災・防犯設備工事に先立つ埋蔵文化財発掘調査。			
実施時期	2010/09/06～2010/09/17		調査面積	8.4m^2
調査結果	今回の調査区は寛永の大改築により西へ拡張された地区にあたる。すべての調査区において，掘削深度が１ｍまでと制限されていたため，いずれの調査区でも江戸時代前期（寛永期）の整地層より上層にとどまった。したがって，検出した遺構はすべて，寛永期以降のものである。１区で検出した路面は，通用門として使われていた西門から米蔵へ続く通路，または，石垣回りに取り付く路面と考えられる。この面は近・現代盛土の直下で検出したことと出土遺物から，江戸時代後期から幕末頃のものと考えられる。 ２区では，近・現代盛土の下層で整地層と考えられる砂礫層を検出したのみである。当地には，寛永期の絵図に番衆小屋が描かれているが，その痕跡を認めることはできなかった。 ３区では，本丸造営に伴ってかさ上げした盛土層に掘り込まれた大規模な瓦溜りを検出し，大量の瓦が出土した。天守閣・櫓・もしくは本丸御殿に使用されていたものと考えられる。本丸は天明の大火で焼失したことが伝えられているが，出土した瓦には火を受けた痕跡がなく，この瓦溜りの成立時期については，それよりも新しいものと考えられ，家茂入城時の仮御殿造作に伴う遺構と推測できる。 （『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2010-12』P14）			
位置図	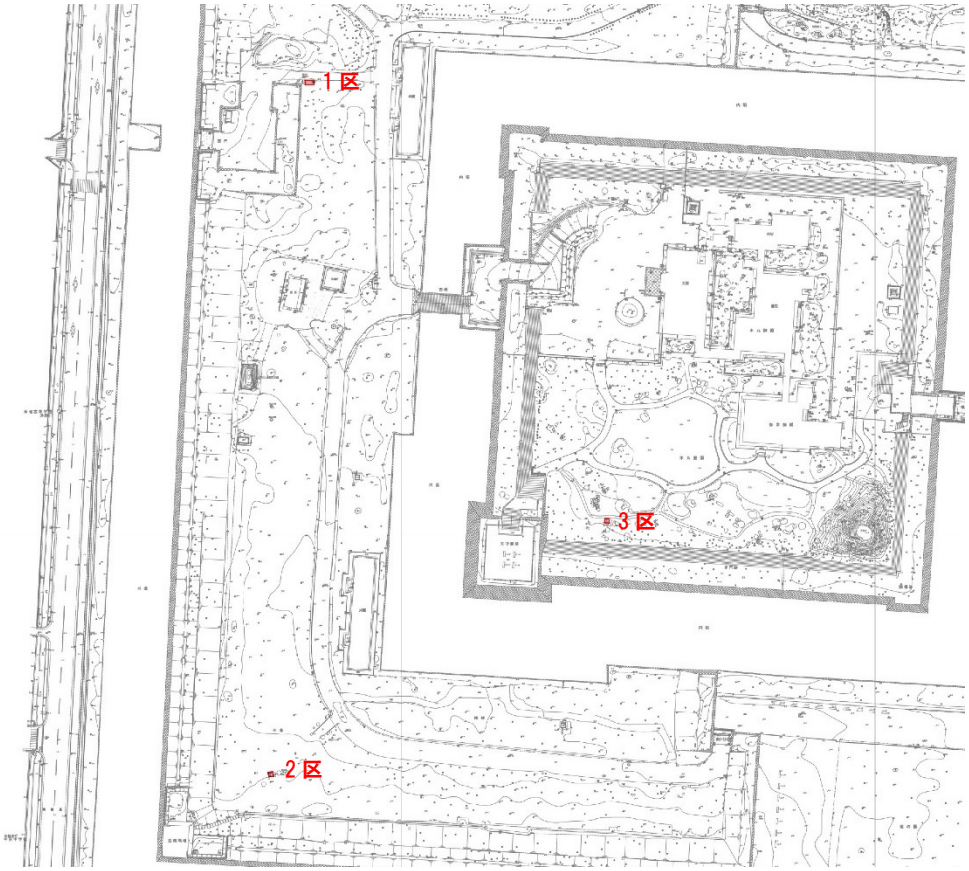 『史跡旧二条離宮（二条城）京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2010-12』Ｐ１を基に作成			

<table>
<tr><th>調査番号</th><th>実施年度</th><th>調査区分</th><th>調査箇所</th><th>参考報告書</th></tr>
<tr><td>27</td><td>H26</td><td>発掘</td><td>東大手門</td><td>『京都市元離宮二条城東大手門保存修理工事に伴う埋蔵文化財発掘調査終了報告書』</td></tr>
<tr><td>調査目的</td><td colspan="4">東大手門の保存修理工事に伴う発掘調査。内多門塀背面の控柱の根入れ深度並びにその設置方法を明らかにするための調査。</td></tr>
<tr><td>実施時期</td><td colspan="2">2014/11/17～2014/11/28</td><td>調査面積</td><td>8m^2</td></tr>
<tr><td>調査結果</td><td colspan="4">石柱を据える際の掘形は，４トレンチのみ明確に確認できた。しかし，１トレンチでは石垣の根部分と櫓の基礎間は幅約１ｍと狭小であった。また石垣の裏込めには力石となる比較的大きな花崗岩や栗石を多数入れており，掘削時の崩落も激しく，掘形の形状は不定形になったものと思われる。
前回の調査※1と同様に，石柱のコンクリートによる根巻きをすべての調査区で確認したが，底部の根石を固定するコンクリートは確認できなかった。１トレンチでは，石柱の抜き取りおよび石垣の解体工事に伴う立会調査において，石柱の基礎部にコンクリートが打たれていなかったことが明らかになった。
石柱には，根石として花崗岩製切石が据えられていたが，検出した２箇所では底面に接しておらず，これは基盤となる裏込めの緩みによって沈下したためであろう。
今回の調査では，石柱を据える修理時期は明確にはできなかったが，石柱と櫓との間は，ほぼ後世に掘削され，埋め戻された箇所であることがわかった。また，石柱を据える場所によって，施工方法の違いがあることが明らかになった。
※1：東大手門では，平成 19 年度に今回と同様の確認調査を実施しており，多門塀の控え柱となる石柱の設置過程や石垣裏面の状況を明らかにしている。その調査では，石柱のコンクリートによる根巻きと石柱の根石となる花崗岩をコンクリートで固定した状況を確認し，下部コンクリートと上部コンクリートの骨材に差異があることから，施工に時期差があるのではないかと指摘している。
（『京都市元離宮二条城東大手門保存修理工事に伴う埋蔵文化財発掘調査終了報告書』）</td></tr>
<tr><td>位置図</td><td colspan="4">

『京都市元離宮二条城東大手門保存修理工事に伴う埋蔵文化財発掘調査終了報告書』を基に作成</td></tr>
</table>

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
28	H27	発掘	苗圃（東西調査区）	『史跡旧二条離宮・平安宮跡』元離宮二条城苗圃改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査終了報告書

調査目的	元離宮二条城東側空間整備計画の一環として実施した，苗圃改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査である。空間整備にあたり，二条城および下層遺構である平安宮の遺構の有無・内容・深さなど，整備に必要な基礎データを得ることを目的とした。		
実施時期	2015/05/18～2015/6/4	調査面積	36.5m^2

調査結果

今回の調査地は二条城北西で，寛永期の拡張部にあたる。数々の古絵図[※1]によると，「二条城外廻り」には四隅に番所が設置され，堀の外側であっても「二条城外廻り」として周辺町家とは厳然と仕切られており，今回の調査地も竹屋町通としては機能していないことがわかる。明治25年(1892)発行の地図[※2]においても，北側には竹屋町通は通っておらず，「二条城外廻り」は空閑地となっている。今回の調査地が位置する「二条城外廻り」北西部の南北幅は，享保２年(1717)の図[※3]では十七間半（31.815m），元文元年(1736)書写の図[※4]では十九間二尺（35.148m）と記される。

今回の調査では，平安時代から近代までの遺構を検出することができた。以下に時代順に成果をまとめる。

平安時代については，１トレンチと４トレンチで南北溝，３トレンチで柱穴を検出した。１トレンチでは平安宮内大路（壬生大路延長路）西側溝推定地に相当する位置で溝106を検出した。９世紀の遺物を含むことから，この溝106は平安宮内大路西側溝（民部省外溝）である可能性が高い。なお，この溝を切る溝107は出土する遺物が10世紀ごろであり，溝106の造り替えと考えることができる。４トレンチでは平安宮内小路（櫛笥小路延長路）東側溝推定地に相当する位置で溝408を検出した。９世紀の遺物を含むことから，この溝408は平安宮内小路東側溝（神祇官外溝）である可能性が高い。この溝の西で溝420を検出しているが，遺物には平安時代後期のものが含まれ，溝408の造り替えと考えられる。また，溝401は検出地点や出土する遺物に平安時代中期の瓦を多く含むことなどから神祇官内溝と考えられる。その他の平安宮内条坊路推定地においては，当該する遺構はみつからなかった。また，廩院跡にあたる３トレンチで検出した柱穴301・303は芯々の距離が2.0ｍであった。同一建物の柱穴であるかどうか，またどのように展開するかについては不明である。４トレンチで検出した落込み424・425は土取り穴と考えられる。

鎌倉時代から室町時代の遺構については，土坑やピット･溝を各トレンチで検出している。１トレンチでは土坑104，４トレンチでは土坑405・406などがある。当初は井戸を想定したが，底部は浅く，擂鉢状となっており土取り穴と考えられる。２トレンチ断面で検出した土坑203は炉である可能性がある。３トレンチでは南北溝304を検出したが，性格については不明である。

江戸時代の遺構については，礫を多く含む整地層Ⅳ，その上に粘質土で形成される整地層Ⅲをすべてのトレンチで検出している。整地層Ⅲの上面の標高は南側にある堀の石垣の付け根の標高と概ね同じである。整地層Ⅳは寛永期拡張時の整地土，整地層Ⅲはその表土と考えられる。これら整地層Ⅲ・Ⅳは攪乱を受けていないことなどから寛永期から幕末期まで存続したと考えられ，上述した「二条城外廻り」として寛永期から幕末まで機能していたものとみられる。

調査結果	近代の遺構としては１トレンチで整地層Ⅰ，整地層Ⅱを検出した。各層とも造作の単位（硬化した舗装面の下は黄褐色の粘土質層，その下に砂質土層）が類似している。整地層Ⅰにはアスファルトが混じる。整地層Ⅱには，ガラス片，コールタールが混じる。アスファルトの混じる整地層を昭和期と考え，整地層Ⅲとの中間にあたる整地層Ⅱを明治・大正期と考えた。明治・大正期には，明治の大修理と大正天皇即位の大饗宴という二つの画期がある。昭和期の画期には，北側で行われた大礼記念大博覧会がある。調査地は昭和10年修正測図には「通り」として示されており，これらの画期に応じて，竹屋町通の路面として整備された面と考えられる。２トレンチで整地層Ⅱの最下層を検出したが他のトレンチでは近代の面は検出できず，幕末までの表土（整地層Ⅲ）から上の層は現代の植栽土が0.7～0.85ｍの厚さで盛られていた。 弥生土器や古墳時代の須恵器は，後世の遺構の埋土への混入ではあるが，聚楽遺跡・二条城北遺跡に関連するものとみられる。 ※1：谷 直樹編『大工頭中井家建築指図集 中井家所蔵本』思文閣出版 2003 年 ※2：『京都十五號（假製地形圖）』大日本帝國陸地測量部 1892 年 ※3：※1 掲載 87「二条御城廻御堀幅外側道幅之絵図」 ※4：※1 掲載 82「二条御城外側廻絵図」 （『史跡旧二条離宮・平安宮跡』元離宮二条城苗圃改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査終了報告書）
位置図	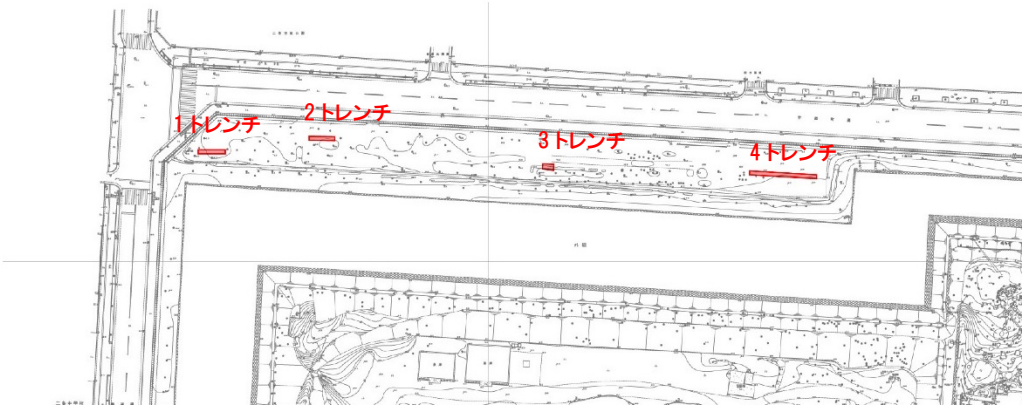 二条城事務所作成図を基に作成

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
29	H28	発掘	苗圃石垣（南北調査区）	『史跡旧二条離宮・平安宮跡』元離宮二条城東側空間整備に伴う石垣構造確認調査終了報告書
調査目的	石垣や裏込めの構造を確認し，学術的な観点から史跡の現状を確認するための発掘調査。			
実施時期	2016/04/18～2016/05/11	調査面積	22m^2	
調査結果	今回の調査地である外堀石垣は，昨年と同様に二条城が寛永期に拡張された部分にあたる。 中世の遺構は検出していないが，２・４トレンチで遺物包含層を検出した。 江戸時代の遺構は，各トレンチで石垣裏込の掘形を検出した。裏込は栗石と裏土を交互に入れる状況が一部では見られる。１トレンチでは裏込から江戸時代後期以降の遺物が出土した。４トレンチでは裏込の上層は角礫を含むやや小ぶりの栗石を主体とし，径25㎝大の大きな栗石を主体とする下層とは様相が異なることから，修復の可能性が考えられる。 近代以降の遺構は，１・２トレンチでは，道路側溝を検出した。これは昨年調査で検出した路面整地層に伴うものと思われる。側溝南端の標高は１トレンチでは39.17m，２トレンチでは39.11mと西方が高いことから，西から東へ排水したと思われる。 （『史跡旧二条離宮・平安宮跡』元離宮二条城苗圃改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査終了報告書P６）			
位置図	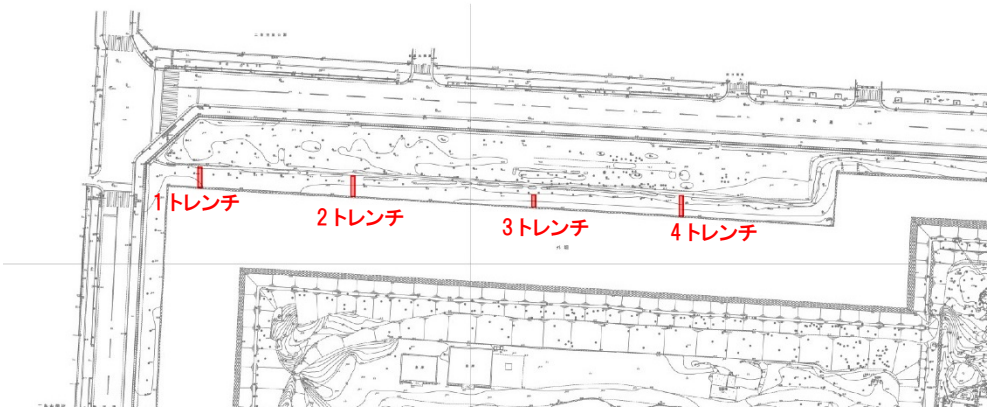 二条城事務所作成図を基に作成			

調査番号	実施年度	調査区分	調査箇所	参考報告書
30	H28	発掘	苗圃石垣（東西調査区）	『史跡旧二条離宮・平安宮跡』元離宮二条城石垣裏込構造確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査業務終了報告書

調査目的	19次と同じ		
実施時期	2016/10/31～2016/11/15	調査面積	22m^2

調査結果

今回の修理は，前回調査時に石の積み直しではないかとの指摘を受け，実施した箇所である。６トレンチでは，天端石のズレや隙間がある箇所にあたっており，石垣下に潜る土管を検出した。このことから，近代以降，苗圃となる以前の道路側溝からの南北方向の排水施設を作るため，石垣の一部を取外し，土管を埋めた後に積み直したものであることが判明した。

また，５トレンチ付近では，石垣天端から-0.7m（標高約38.8m）の位置で，天端石の下を潜る土管排水口を確認した。これは，第17次発掘調査の１トレンチ東部で検出した南北方向の土管を埋設した暗渠の延長とみられ，土管底部の標高は約39mであることから，北から南へと排水する。調査地付近の石垣は，石垣面の観察からも延長する付近が石の乱れなど著しく，近代以降に石の積み直しが行われたことが確実となった。

（『史跡旧二条離宮・平安宮跡』史跡旧二条離宮（二条城）石垣裏込構造確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査業務終了報告書P５）

位置図

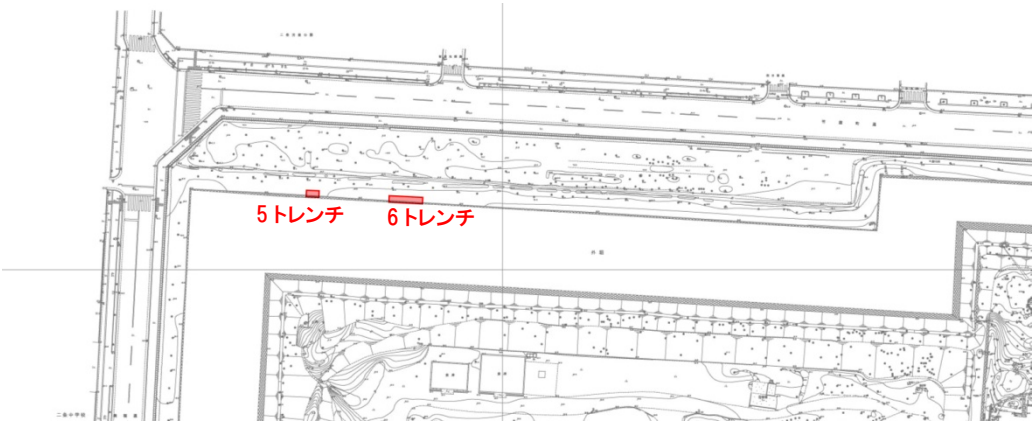

『史跡旧二条離宮・平安宮跡』史跡旧二条離宮（二条城）石垣裏込構造確認調査に伴う埋蔵文化財発掘調査業務終了報告書を基に作成

資料２　石垣

第１節　はじめに

史跡元離宮二条城の重要な構成要素である城郭石垣の調査は，平成３（1991）年の刻印調査に遡る。当時二条城事務所事業係であった高橋脩二氏は，これまで断片的に知られていた本史跡の刻印石を総合的に調査し，約 350 石で 60 種を超える刻印石の位置と種類を明らかにした（高橋脩二 1991『二条城石垣刻印』）。なお，堀川岸に残された二条城関係の刻印石については，原山充志氏による紹介が知られ（原山充志 2001「是ヨリ北紀州」『リーフレット京都』153 京都市埋蔵文化財研究所），最近では平成 29（2017）年に，京都橘大学によって二条城の東境とも考えられている堀川の石垣の調査がおこなわれている（『京都橘大学歴史遺産調査報告 2017』）。

一方，京都市では，平成 14（2002）年に史跡元離宮二条城の恒久的保存と活用のために，保存・管理計画及び整備計画を策定し，平成 19（2007）年度から４箇年で建造物の調査(二之丸東大手門・二之丸御殿６棟・本丸御殿４棟)をおこない，それに合わせ，石垣・庭園・文化財建造物の現状調査を平成 20・21 年度の２箇年で行った（元離宮二条城事務所平成 20 年度『旧二条離宮（二条城）石垣影響樹木調査報告書（本丸櫓門・本丸西橋・北中仕切門・南中仕切門)』，元離宮二条城事務所 2009『史跡旧二条離宮(二条城)石垣保存修理計画書』）。

さらに石垣については，平成 19（2007）年に北垣総一郎氏による調査が行われ（北垣総一郎 2007「石垣調査」『国宝（建造物）二条城二之丸御殿大広間他３棟耐震診断・調査研究事業報告書（資料編)』京都工芸繊維大学特定非営利活動法人文化財修復構造技術支援機構)，平成 20（2008）年には高瀬哲郎氏による視察が行われ，これらの資料によって本城の石垣についての総合的な調査が開始されることになる。

その後，二条城事務所では，二之丸北西の外堀北側に，観光バスの駐車場を設置することを計画し，平成 27（2015）年に隣接する外堀の石垣に対する影響の有無を確認するために，天端石垣から裏込め上面までの発掘調査によって石垣の構造を把握し，さらに水面下も含めた石垣の現況調査を宮武正登氏に依頼し，その結果，水面下の石垣の変状部分の確認にとどまらず，外堀の北西隅から水が流れ込んでいる状況や，堀の深度が東から西へむかって増している状況など，水面下の石垣の状況把握が重要であることが明らかにされた（京都市埋蔵文化財研究所 2019『史跡旧二条離宮（二条城）・平安宮跡』（京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2016－19)）。

二条城事務所では，このような経緯をふまえ，史跡元離宮二条城の城郭として重要な構成要素である石垣について，その本質的価値を確認し，適切な保存と活用を計画するために，現時点における石垣の現状と特質についての調査が必要と判断し，平成 29（2017）年に本丸と二之丸石垣のオルソ画像を作成し，さらに，これまでの経緯に基づき，あらためて北垣氏と宮武氏に石垣の現状および年代などの歴史的価値にかかる調査を依頼し，平成 30（2018）年 12 月 10 日に，とくに本丸地区を中心にして，二条城の代表的かつ評価が難しい箇所についての優先的な部分的調査と検討をおこない，さらに令和元（2019）年８月９・10 日には引き続き宮武氏に調査依頼をし，前回の調査地点以外の石垣についての調査と検討をおこなった。

ただし，これらの調査は，あくまで，二条城の城郭としての価値を明確に示す石垣に対する必要最低限の調査であり，今後も継続的な調査が必要であることは言うまでもない。

なお，上記以外の参考文献および閲覧史料は下記の通りである

・『二条御城北外側石垣損申所指図』（京都府立京都学・歴彩館）（以下，「参考史料Ａ」とする。）
・『北御門西石垣崩レ所西之方孕出場所見及絵図朱引之通積直』（京都大学附属図書館）（以下，「参考史料Ｂ」とする。）
・元離宮二条城事務所 2011「史料調査　江戸期の地震時における京都盆地と二条城の被害状況」『重要文化財二条城調査工事報告書』
・元離宮二条城事務所 2017「第１章　第４節　第１項　石垣・基礎」「第３章　第３項　基礎工事」「図４・９石垣断面図」『重要文化財二条城東大手門　修理工事報告書　第九集』

第２節　調査報告　2018.12.10 外観調査結果

第１項　調査者

・北垣聰一郎　（石川県立金沢城調査研究所名誉所長・文化財石垣保存技術協議会評議員）

・宮武正登　（佐賀大学教授・文化財石垣保存技術協議会評議員）

第２項　記録集約

・鋤柄俊夫　（同志社大学教授・元離宮二条城保存整備委員会記念物部会委員）

第３項　記録点検・執筆

・鋤柄俊夫，宮武正登

第４項　調査報告

１　調査位置

今回の調査は，これまでの調査成果を踏まえ，特にその保存と活用を視野に入れた二条城の本質的価値に関わると思われる位置についての先行調査であり，今後さらに継続調査が必要であることは言うまでもない。

今回対象としたのは本丸東門，同西門，天守台，二之丸西門，同北辺「折」部塁線（外堀南岸），同南中仕切り門の各箇所で，以下，それぞれについての報告を行う。

（鋤柄）

２　本丸東門

(1)　現状と価値付け

石垣全体にわたって，天明８（1788）年の大火による被熱痕跡が顕著で，その後の文政 13（1830）年京都地震の被災により築石間に緩みが生じ，間隙に板状の間詰石を入れた様子が見て取れる。さらに明治期以降に大規模な改修が行われた可能性が石積み技法の違いから推測できる。たとえば，E068 石垣の上部の，西角の天端１段分から東角の上３段分にかけての部位にかけて，角石の転用や被熱石材が単独で混在するなど「積み直し」の経過が明確に表れている。他にも，修理に伴う石材配置の変更や築石の交換などの積み替え痕跡が，パッチワーク状に分布している。

東門跡に該当する開口部は，「内桝形」の入口としての「平入り虎口」空間をなすが，その北側袖部を構成する石垣 E067・068 では，天端を中心とした補修後の部位の変状が著しく，何らかの安定化対策を急務とする。

それより下位の石垣は江戸時代の所産と見られるものの，複数の時代による積み直しを経ており創築期のスタイルは大きく損なわれている。ただし，068 西隅角部の地表より２段目一帯から 067 築石部の地表より３段目にかけては，寛永期以前の配石らしき部位も認められる点でオリジナルに近いと考えられる。特に注意すべきは，地表から２段目の角石の控長がとりわけ長く，完全な直方体加工には仕上げられていない上に，周囲の築石も整形統一が十分ではない等の特徴である。これらは慶長・元和期石垣の古様式に通有する要素で，この虎口空間を構成する他の石垣面においても認められる（後述）。

E060・061 から構成される南袖部の石垣だが，上半を中心に健常な外面の石材と被熱石材とが混在する様子が見られ，大きく積み替えられたことを示す。具体的には下半３段分を除いた

上半の４～５段分全体が該当し，石材の寸法にも差異がある。両者の間を通る「目地」が，南西角脇に付属する小階段の東袖をなす石垣の天端線に直結していて，これより上部全体の改造が判定できる。城郭石垣の配石とは異なる退化した「算木積み」が北東隅角部に認められ，部分的には近代以降の追加補修も考えられる。

上記の両袖部の西隣の「内桝形」内面の石垣群だが，E063 に顕著なように天端石のみ被熱痕跡のない石材が使われていて，天明大火後の修復が明確である。この E063 と E066 で形成される隅角部の，下２段の角石は非常に長大な寸法で，最大で控長 250 ㎝を越え，直方体加工度は完全ではなく古的である。加えて，向かって左隣の築石群も他の部位とは違って粗割石の不完全加工石が連続しており，慶長～元和期石積技法の特徴を示していて，067・068 下部との共通性が指摘できる。

現況の本丸そのものは寛永期の大拡張工事により成立したとされているが，その前身となる旧城塁壁（西面？）を構成していた石垣と，この東門虎口空間が重複ないし近接していた可能性について，今後も追究課題とすべきである。いずれにせよ，古段階の石材の転用・混在は疑いようがない。

現況の虎口空間の平面構造全体が，段階的変化を経過していたことは，上記のような複数の時代相の石垣技術が混在することでも推測できるが，東門両袖石垣の平面形を注視するに，南袖の北西角部（060・061）が北袖の対角部と一対をなさず微妙に「食い違い」状をなしており，こうした各所で認められる不可解な平面プランからも数度の改造が理解できる。

同様に北袖石垣 E067 の北脇には性格不明の小張出（E064・65）があって，内桝形の防備の要諦をなす「雁木」石段の連続を断っている。「雁木」石段自体にも加工形状の違いから新旧 2 様の存在が指摘できるほか，内枡形南辺の石垣には前掲の小さな昇降口が開口するものの，そのために南袖石垣の東面 061 裾に意味不明の「犬走り」空間を形成して，枡形全体の閉塞性を低減させてしまっている。

今後，明治・大正期の図面を精査し，改変過程を探ることで，近世以前の城郭として機能していた時期の最終的形態を，復元的に再検証していく必要がある。

(2)　安定面の評価と対策

虎口北袖の E068 石垣の外面破砕は深刻で，天端付近の部位は後世の改修時の技術的問題から，転落が懸念される石材も見受けられる。東門の開口部自体の幅員が狭いため，落石に対する見学者の回避スペースが十分に確保できない。

防護ネットの被覆による落石の接触事故防止を暫定的な対応策としつつ，将来的には樹脂接着などによる被熱剥離部の安定化や，一部の築石の配置補正，間詰石の付加による築石の固定などの措置を実施する必要がある。

３　天守台

(1)　現状と価値付け

天守台への現況の昇降口となっている「付櫓」状の階段部（「天守付台」と仮称する）については，その東面 D044 石垣の築石部において，規格の不統一性が顕著である。特に，天端から３段分は小さな築石が集中しており，それより下半全体の構成石材との法量差が明瞭であって，天端一帯の後世の改修が推定できる。石材外面の調整加工（「すだれ」）の手法にも複数種類が確認でき，比較的粗雑な形式的線刻もあれば，密な刻線を施している石材もあるなど，

数期に分かれた「化粧」手間の痕跡が残されている（使用工具も異なる）。これらは，おおむね寛永期以降に流行する「意匠」であり，時代が下るほど粗放な刻線となる。

同様に，天守台本体の天端部分も二次的補修の形跡が明瞭で，南東および南西隅角部で上３段，北西隅角部で上２段までの角石は「積み替え」によるもので，それより下位の角石とは規格・形状ともに異なり，勾配角度も急になっている。南面 D045 の西半部および西面東半部の上から３段目の築石列（板状の間詰石の連続帯に近い）は，それより上２段分の石垣（改築部）との接合のため組み込んだ石材で，他の築石との形状が完全に異なる。特に，天端石列下の目地を水平に整えるための仕事と見てよく，現存する天端石列全体が完成後の積み直しである可能性を排除できない。

しかし，一方では現況天端石の表面に被熱損傷が認められ，これらが寛延３（1750）年の天守焼失時の痕跡だとすれば（天守焼亡後に簡単な廻塀などが施され，それが天明大火で焼失した痕跡なら別だが），一連の天端補修は天守存続時の修復と見なければならない。元禄 14（1701）年の落雷による初層破損といった被災例も他にある。

また，宝暦２～６（1752～56）年にかけて焼亡後の天守台復旧が実施され（第２章 第３節 第２項２（4）イ参照），さらに文政 13（1830）年大地震では「天守臺廻り塀幷石垣」が大破しているが（参考史料Ａ），その後も補修を経て現代に至っている。こうした頻繁な損壊と復旧の経緯があるだけに，現況の天端石列に認められる「銃眼」状加工石の性格や損耗石材の交換箇所などを含めた天守台上端全体の改変過程について，なおも慎重な検討を重ねる必要がある。

現在，「付台」から天守に上がるための入口が曖昧になっているのは，修復の連続の結果と考えられる。天守台内部が地下式の穴蔵構造であったとすれば，その「上り端」に当たる小テラスの旧状は１ｍほど低くなるはずで，これを現況の昇降階段が被覆しているものと思しい。将来，階段の修理時に開口部両袖石垣のオリジナル部分が検出されれば，穴蔵構造の証明になるが，寛永期の層塔型天守となれば半地下階構造を持たないパターンが多いこともあり，現時点での予見は立てにくい。

以上のような，天守焼失後のものと考えられる改造部を除けば，全体として創築期のオリジナル性を保った堅牢な残存状況にある。隅角部は，規格化が進んだ角石による「算木積み」を基調として，単体で機能する完成型の角脇石を駆使し，緩やかな「ソリ」を持つ勾配（「矩合」）を描く。築石も，立方体を志向した「切石」の形状に仕上げられ，寸法の統一性が進行しているため「横目地」の発達が顕著であり，伝統的石工用語で言うところの「布目積み」の範疇に属する。

これらの特徴だが，元和７～寛永８（1621～31）年施工の筑後久留米城本丸，寛永５～６（1628～29）年の第３期工事により完成した徳川大坂城二の丸，寛永 17（1640）年改修の会津若松城本丸などの石垣と技術的類似点が多い。反面，万治元（1658）年補修の江戸城天守台のような，完全な精加工の「切石」のみで構成される石垣にはなっていない。

また，大坂城の石垣と比較した際，角石加工の徹底度の点で若干の弛緩が認められ（南東隅の堀水面上２石目角石，南西隅の天端より８石目角石，北西隅の天端より９石目角石は，それぞれ「控え」端の角部に未加工の自然の湾曲ラインを残す），また，南西隅角部の西面側，天端から７番目の角石の「控え」端部下に自然石が混在している。さらに，各隅角部と築石部との接点付近では，主要な築石の半分以下の大きさの築石を集中させて，両パーツのジョイント部の緩衝部位を形成している。

こうした要素は大坂城の最新技術よりも古相の特徴を示しており，寛永元～３（1624～26）

年施工という時代相に整合する技術的特徴と位置付けてよい。この時期は，近世城郭石垣の完成に差し掛かる段階なのだが，まさに寛永年間初頭の石垣の代表的遺構であり，「教科書」的作品とも言える存在であって，普請を担当した尾張徳川家が駆使した技術水準の高さを知る事ができる。

なお，裾部については堀水中に没しており実状の把握はできないが，内堀の水深は４～６ｍに達するとのことで（二条城事務所見解），勾配角度の延長を推計すると，その堀底から立ち上がる構造体とは考えにくい。したがって，水没している腰回りに急勾配の「犬走り」状の下段が築かれていて（城郭用語で言う「水敲き」），その上に天守台全体が乗っている形態も考えられる。

(2) 安定面の評価と対策

天守台全体としては安定した状態にあり，極端な「孕み」「歪み」もなく健常な外観だが，東面 D044 と北面 D047 を注視すると，それぞれ堀側に向かって「滑り」による築石間の目地の開きが多少目立ち，間隙には板状の間詰石による後補の痕跡が見て取れる。不同沈下による築石全体の若干の「緩み」と見てよいが，江戸時代から生じていた経年変状であって，現況は落ち着いた状態にあると考えられる。

不安定なのは北側全体で，階段を載せる E070 石垣の年代観にも明確なように，近代期の構造物を旧遺構（本来の石段か）の上に被覆して増築しているものと疑われる。現況石段の下が空洞化している箇所もあり，段石の緩みやズレも著しく，見学者の利用頻度を考えれば危険な状態にあると言える。本来の形状の復原的把握を前提とした，全体の補修計画を要する。

また，この階段に面した天守台本体の北面 E069 だが，天守焼失時の被熱石材が集中しており損傷が甚だしい。表面劣化の進行も著しいが，天端付近に破砕・転落寸前の石材も残されている。さらに，昇降階段の東袖に当たる，同石垣面の北西隅角部だが，城郭石垣の隅角部の様式になっておらず，近現代期の大幅な改造が明白であるが，特に上半部全体が極めて不安定な手法で積み替えられていて「緩み」が生じており，倒壊の危険性もある。

これらは見学者保護の対策を積極的に講じるべき箇所であり，当面は通行人の接近を防ぐ措置が急務である。

４　本丸西門

(1) 現状と価値付け

虎口開口部を形成する門両袖の石垣については，寛永期の規格石材による「算木積み」の特徴が残っておらず，それよりも新しい時期の，石材を不定形に裁断し精加工する「切り石工」の介在による改修石垣と見なせる。特に E075 面の複数個所で認められる，大型石材同士の「当たり」位置に「刳り込み」を施して嚙合わせるように「接（は）ぐ」（「切り込み接ぎ」の類型）手法は，17 世紀前期には存在せず 18 世紀代以降に盛行するが，こうした「切り石工（加工石工）」の全盛期の技術が各所で認められる。

また，南面 E072 の中央築石部の，向かってやや右上には角石が組み込まれており，その直下には角脇石が再利用されている。北面 E076 とその東面 E075 の中央付近にも，角石と見られる再利用石材が認められ，これらは寛永初期の創築段階石垣を完全解体して積み直した経緯を裏付けている。さらには，E072 の北西隅角部（向かって右手角）の下から４段目の角石は，「控え」の端部がナナメに裁断されて直方体をなさず，その西面 D048 の北西隅各部付近の

石材も大半が「切石」の類で，天守台の構成石材の加工精度を超えている。江戸時代中期以降に虎口空間全体の石垣改修があったと見てよい。

さらに，E072 と E076 のそれぞれ天端から下 2〜3 段目は，構成石材の大きさや加工形状，配石などの特徴から，明らかな積み直し箇所と判別できる。角石のサイズも下半のものより極端に小さく，E075 南東角の上から３石目の角石は「据え直し」の痕跡が看取できる（他所にあった角石の転用か）。これらの部分だけが被熱箇所が少なく剥離痕を持たない石材が多い（表面劣化部を除去して再利用）ことから，天明８年大火以降の回復措置として施工されたと見なせるが，その後に起きた文政 13 年地震がダメージに追い打ちをかけた結果とも想像でき，その修復部位とも考えられる。

内枡形空間を形成している E073・74 石垣だが，完全な精加工材による新しい技術観の石垣で，城内の他所では天守台階段の袖石垣（E070 石垣）に近似する。近代の構造物と見られ（或いは大正天皇即位の大典に伴う整備？），どちらも天明火災の被熱石材を研磨して再利用している部位を持つ。明治期絵図には現況石垣ラインが記載されている点から考えると，江戸時代からの石垣線を踏襲する形で修理されたものと見なせる。明確に離宮時代の復旧対象と推定できる石垣を選別し，その表面加工の技術的特徴を定点として，相互比較を改めて実施する必要性がある。

(2)　安定面の評価と対策

天明８（1788）年の火災による石材劣化が城内で最も進行している箇所で，深刻な変状にて至っており不安定な状態にある。中でも北袖石垣南面 E076 の損傷はひどく，南東隅角部の角稜線は剥離・摩滅してボロボロの状態にあるうえ，この南東角の下から２石目と４石目，南西角の下から３石目の角石が，熱劣化のため２〜３つに破断している。当然，「算木積み」本来の耐久性は損なわれていて，南東隅の下から２石目の角石に至っては３つに分かれたパーツがそれぞれにズレ出している。その直上の角石の「飛び出し」や挙動を恐れて，さらに上の角石（下から４個目）との間の接触線上に穴を穿ち，大きめの間詰石を入れ込んで「楔」の代用としている。ある種の「チキリ」と同じ効果を期待した応急の補強処置と考えられるが，施工時期はわからない（城郭石垣には稀な手法）。

東面 E075 には深刻な被熱痕跡は少ないものの，中央部北半（石垣面に向かって右手）を中心に「孕み」がひどく，石材の突出とズレ，目地の開きが顕著である。これ以上の変状の劇的な進行を事前把握するためにも，暫く石垣モニタリングを必要とする。

南袖石垣の北面 E072・東面 E071 の石材劣化も著しく，北東角の下から３番目の角石が中央で破断するなど，下位２/３の石垣面全体に石材のヒビや剥離が及んでいる。しかし，西面 D048 には被熱劣化があまり認められないのと同様に，北袖石垣西面 D052 にも目立った損傷はないことから，火災時に櫓門は開口部内に落ち込むように焼け崩れ，屋根ないし渡櫓部の一部は南東側に倒壊したものと推測できる。

現在，観覧動線に面する E072 と 076 については保護用ネットが設置され，破砕・剥離石材の落下から通行人を守ることが一応できている。ただし，あくまで対症療法にすぎず，石垣自体が倒壊した場合の防護には役立たないので，以下の処置による安定化向上策が必要である。

①熱損傷が激しい石材の風化進行を止める措置（樹脂コーティング，ヒビ接着）

②金属製支持材を用いた破断石材の補強

③間詰石の補充による築石の挙動制御

④E075 の変状抑制のための，蛇篭等による前押さえ措置

最終的には解体修理の実施についての検討を行うべき箇所で，城内で最も「外科手術」的な整備工法を要する危険性の高い石垣群である。今後，そのための詳細な計測（横断図，平面詳細図，石垣面断彩図の作成。３Ｄ図化が理想）と，破砕個所の重点的な経過観察が不可欠である。

上記の各処置の実行までに時間を要する場合は，観覧動線の調整（最低でも E075・076 との距離を極力離す）が急がれるところであるが，万一崩壊した場合には開口部（門跡）の安全確保は困難である。

５　外堀北側（二之丸北面）入隅部（旧城域推定範囲の北西隅）

(1)　現状と価値付け

石垣 B022 と B023 からなる二之丸の入隅部一帯は，寛永元～３年の徳川家光による拡張工事によって形成された空間とされ，B023 は先行する家康期二条城の北西隅の塁面に当たり，従説では天守直下の石垣（天守台本体？）と推測されている。しかし現存する遺構は複数期の改修痕跡が明確で，隅角部（B023・024）は「切石」全盛時の形状に改築され，B023 北端一帯の築石部も，向かって右斜め上方向に積み替えが実施されている（オルソ画像中①，以下同）。角石の形状や「算木積み」の調子には江戸時代後半期になって明確になる形骸化の様子は見られず，18 世紀代での実施と推定できる（宝暦 2～5 年〔1752～55〕修理の名古屋城大天守台東面石垣が年代判定の参考となる）。

天端から２～３段分は，すべてその後の改修を受けており（②），上記の江戸時代中期の改造範囲①よりも下位（つまり先行する部位）に，自然石（野面石）と不定形の割面石とで混成される石垣（③）があり，B023 中央付近で逆三角形状の範囲で残存している。上位の一部（向かって右肩付近）で「谷落とし積み」に近い箇所がある（④）以外は，おおむね石材を水平位に保って小口に積んだ「布積み崩し」に近く，17 世紀代に収まる時代相と見なしたい。

この③の下に残る自然石優位の石垣（⑤，⑥）が，二条城の歴史を語る非常に重要な遺構である。積み替え範囲③によって，中央から左右に分割されたように残るこの石垣だが，特に南半（向かって右手）から「入隅」にかけての部位では③よりも外面の平滑化が遥かに低く，自然面の石材が大半を占め，見た限り「矢穴」が観察できる石材は１個しかない。必然，それぞれの積み上げにおいて石材同士の接点は表面よりも奥にあり，間詰石も多くなる。配石の手法としては，石材外面の突出点の連続で縦横の「通り」を見定めながら石垣面を形成していく，近江穴太の古式の石垣構築技術に特有の「技」が表出していて，天正・文禄期と続いた織豊系城郭石垣の系譜上にある構造物と判断できる。

ただし，構成石材の規格は比較的均一で，縦・横の長軸に極端な差異がない。石材寸法の統一化の動きは，慶長年間以降の石垣の指標的現象で，慶長５（1600）年の関ヶ原合戦以後の築城例に目立ち始める。肥前の原城（慶長４～９年），周防岩国城（同７～13 年）名古屋城（同 15 年）といった時期に築かれた石垣には共通して石材規格化の進行が窺える。

このように，古式の自然（野面）石を用いた「布積み崩し」様式の石垣ながら，次代の資材規格化の特徴を併有するこの⑥石垣は，技術編年から見ると慶長 10 年前後の所産と捉えられ，徳川家康による慶長７～８年の築城期の残存遺構である可能性が極めて高い。後述するように，本丸を挟んで反対側（南側）外堀の「入隅」部にも同技法の石垣が残存していて，両者は寛永期拡張部の二之丸地下で連続しているとも考えられる。

しかし，問題は「入隅」西半を形成している B022 石垣の様相で，023 慶長期石垣との接合

部にも同じ様態の石材で構成された部位が観察できる（入隅部の堀水面から上２～７段まで)。両者の接合状態は，遠目で見る限り，同時施工を示す「互い違い」の石材配列か，部分的には寛永期拡張部分のはずの B022 側が先行する形で奥に入り込み，B023 慶長期の石材がこれに寄りかかっている箇所も見られる。この〝逆転〟状態は南側「入隅」部でも確認できるので，その解説の際に再論する。

ところで，B023 の⑥石垣の北半部⑤だが，こちらも南半の慶長期石垣とほぼ同じ法量・形状の石材を使用しながら，不定形の割面石の混在が目立つ。そのため「谷落とし積み」状の配石になった部位もあるうえ，全体として南半石垣よりも多少平滑な外観をなしている。両者間には積み替え範囲③が介在するため，連接関係が不明瞭なのだが，北半部⑤の方が若干後出する特徴（慶長後半期～元和期）を備えていて，その時期の改修履歴が隠れているのかもしれない。さらには B022 においても下半石垣を中心に共通要素が認められるなど（こちらの方が割面石優位であるが，同様に不定形石材が主体)，慶長期石垣を残すこの入隅部一帯には元和期の技術観に近い遺構も同居していることから，従前の寛永期拡張工事の実態について再考を促す箇所になることは間違いない。

(2)　安定面の評価と対策

大きな損傷個所もなく，深刻な「孕み」「緩み」，石材の「ズレ」「突出」も見られない。安定状態にある。

６　二之丸西門

(1)　現状と価値付け

城内で唯一の，典型的な「内桝形虎口」型式をなす門空間だが，文政震災時に外面（堀端）石垣を中心に崩壊（「北土居」５間，「南土居」30 間，南櫓台大破，所々崩壊…参考史料Ａより）していることが，現状の切石優位の石垣の存在と整合する。特に門両袖の隅角部は，「算木積み」本来の様式の退化が現れていて，精加工石材を用いながら隅脇石の肥大傾向や角石長軸の不統一性が認められるなど，江戸時代末期の石垣の共通特性を示している。

枡形内面は，E090～91 にかけて直方体加工の徹底度が比較的低い割石が混在しているなど，寛永期の創築時のパーツを残す要素が見受けられるが，草木の繁茂が著しく全体的観察が難しい状態にある。桝形外周の E085・86 石垣（不定形の割石が目立つ）も同様で，清掃後の再分析が必要である。

特筆すべきは桝形二ノ門の開口部を形成して対面する E088 と 97 の石垣で，ともに石垣面中央部一帯で「亀甲崩し積み」の範疇に属する多角形精加工石材を用いた，幾何学的外観をなす配石の築石部を形成している。「刳り込み合わせ」が間詰石にも施され，鏡石に相当する位置には切り合わせた間石（あいいし）で囲んだ多角形石材を据えるなど，意匠に富んだ石垣が築成されている。類似例としては，熊本城数寄屋丸の虎口敷石（通称「地図石」）や，金沢城玉泉丸庭園の「色紙短冊積石垣」と称される石垣（17 世紀後葉）などがあるが，古くは小田原城「城米曲輪」地下検出の戦国期庭園・泉水にも認められる，不定形の加工石材の切り合わせによりパッチワーク的な外観上の妙味を発揮する造作である。城内には他にない化粧石垣で，西門における特定時期の象徴性追加が想定できる。

その創出時期についてだが，徳川吉宗上洛計画に関連する城内整備の段階を検討すべき妥当性がある（二条城事務所の仮説）ものの，隅角部は再加工角石の利用や「算木積み」の形骸

化傾向も伺えるため，もう少し後の施工による可能性も否定できない。現時点では，18 世紀代との比定に留めたいが，帰属時期に関わらず極めて精緻な高等技術に基づく，全盛期の切石工が手掛けた一つの「作品」と評価できる石垣で，近世城郭石垣の美的様式の到達点を示す存在と言って良いだろう。

(2) 安定面の評価と対策

緊急性を伴う危険因子は少ないが，E090 と 91 に樹根の影響等からの目地の「開き」「緩み」が部分的に観察でき，外側の E085・86 では「孕み」の兆候が認められる。前述したように，枡形全体の草木管理が行き届かないため，石垣表面の劣化（珪藻類自生や草木の根による風化）が進みつつある。枡形内敷地が不用物の一時保管になっている現状が代弁するように，遺構の希少価値を活かしきれないまま荒廃が進むことが懸念される。安全面だけで言えば，通常時は立入規制地区に当たるため見学者への影響範囲外であるが，遺構の保存環境としては改善を要すべき点が多い。

（宮武）

第３節　調査報告　2019.8.9～10 外観調査結果

第１項　調査者

・宮武正登　（佐賀大学教授・文化財石垣保存技術協議会評議員）

第２項　記録集約

・鋤柄俊夫　（同志社大学教授・元離宮二条城保存整備委員会記念物部会委員）

第３項　記録点検・執筆

・鋤柄俊夫，宮武正登

第４項　調査報告

１　調査位置

平成 30（2018）年 12 月の目視調査の対象とした，城内でも特に重要な石垣，あるいは早急な保全策が求められる箇所を除く，主要な石垣の外観調査を実施した。以下，本丸，二之丸に分けて各所の結果報告をまとめる。

（鋤柄）

２　本丸

(1)　東面南半（東門以南－D038，39，40，59）

東門前の橋台は，虎口開口部の補佐的な防御空間としての小規模な「虎口受け」となっている。現況の埋門の背後に隠れて見えにくいが，虎口開口部の両袖石垣に当たる D040 北端と 058 南端の角部は，2018 年の目視調査の報告で触れた E060・68 の天端下２～４段近くまでの「積み替え」範囲が波及していて，埋門背後の塀屋根あたりを境に角石のサイズが上下で変わっている。上半の角石が小さくなっていて，隅角部だけの局所的な改修があったものと捉えられる。

本丸東面の南半分の塁面を形成する石垣 D040 は，天端列（ズレや天明火災の被熱破損が著しい）を除けば，大部分が寛永期のオリジナル性を保っている。南端（本丸南東隅）から北へ 20m 弱ほどの範囲が彦根城主井伊直孝の担当丁場で，それまでが北半石垣（058）に続いて大和郡山城主松平忠明の丁場である。規格化の進んだ直方体の割石を用いた，正当な「布目積み」石垣である後者に対して，前者の井伊家のものは一回り小ぶりの石材を使用しており，より緻密な整形で，松平家の築石よりも表面が方形に近い。そのため築石相互の密着性が高く，間詰石も少ない。

(2)　南東隅櫓台（D040 南端，041，42）

040 南端と 041 からなる南東隅角部だが，天端から下３段分が積み替えで，角石も角脇石も以下の物より小さい。上から３石目の角石の「控え」部と，これを支持する角脇石とが接触する箇所で，角脇石に「刳り込み」加工が認められることから，江戸中期以降の改修があったと見なせる。それより下は寛永期の様式と見てよい。

041 を正面から見ると，左手隅角部（西角）の勾配ラインが若干広がっており，同隅角部の堀水面から上４石目の角石「控」部と角脇石あたりから石材の傾き・目地の開きが認められる。左右の隅角部の勾配延長を推計すると，堀底（水面下４m…二条城事務所情報）まで同角度で達しているとは考えにくい。途中で極端な勾配角度の変化でもない限り，水中に隠れている「犬走り」（「水敲」）が裾廻りを支えている構造にあるのではないか（天守台も同様）。

天端列は全体を積み直しているが，天明火災時の被熱劣化がひどく，それ以前の改修が明らかである。

(3) 南面（D043）

縦・横の寸法がおおよそ統一され，立方体を意識した加工石材で構築された石垣で，「布積み」を基調としつつ，築石の大きさの微細な乱れから「目地」が斜行した場合には，不定形の石材を組み入れて築石列の水平配石を調整する丁寧な工夫が認められる。また，精加工の「切石」ではないため隣り合う石材同士の間隙が広がった場合，縦に長い板状の間詰石を挿入している。これらの特徴は，寛永度大坂城（二之丸石垣）や会津若松城本丸高石垣（寛永 16 年・1639）にも認められる一方，寛永 20（1943）年から延宝元（1673）年にかけての 17 世紀中頃の所産になる丸亀城の「切石」主体の高石垣や，万治元年（1658）補修の江戸城天守台（北面）には見られない技法であって，寛永前期（1620～30 年代）の典型的な城郭石垣として評価できる。

堀向こうの二之丸南仕切り門の石塁に対面する位置で配石状態が変化し，境界線と思しい斜行する縦目地が石垣面上に発達している。この付近から西側は明石城主小笠原忠真の普請担当箇所に当たり，東側の彦根井伊家の丁場との境をなすものと思われる。井伊家担当の石垣が小ぶりながら規格性の高い割石で統一されているのに対して，小笠原家の石材は寸法に対するこだわりが比較的低く，「谷落とし積み」に近い箇所もある。さらに，天守台の手前（東隣）15ｍほどの位置で小笠原家の丁場が途切れ，井伊家の担当石垣以上に精緻な築石による見事な「布積み」に変化するが，ここから尾張徳川義直の丁場になる。天守台も手掛けた尾張徳川家の専属石工が，特に高質の技術を有していたことが窺える。

なお，この丁場境界線のすぐ西側に，天端から８段目付近を下弦とする逆アーチ状の配石を示す部位がある。「鶴目積み」「鷹目積み」などと称される積み方で，白河小峰城の各所で典型例がみられるが，ここの場合は局所崩壊の補修痕跡と思しい。

(4) 天守台　（前節 2018 調査報告に記載）

(5) 西面南半（西門以南－D048）

基本的に寛永期のスタイルが維持されているが，2018 西門報告（前節）でも触れたように，西門開口部の南袖をなす北端隅角部一帯は，「切石工」による精加工石材の全盛時代（恐らく 18 世紀代）の改修を受けている。西門前の「虎口受け」（＝橋台）南辺（D049）石垣との接続部よりも，やや門寄りの位置（塀基壇の北側）から，積み替え部の境界線と見られる斜交する縦目地が走行している。

この「虎口受け」との接続部（048 と 049 の入隅部）の南側に，逆三角形状の範囲で「布目積み」が途絶し配石に乱れが生ずる箇所があるが，改造痕跡ではなく分担普請の丁場割（以南が尾張徳川家，以北が紀伊徳川家）の境界に該当する可能性が高い。

石垣面上には小規模な「孕み」が，中腹部を中心に発生しているが，大規模な崩壊を誘発する状況には見受けられない。

(6) 本丸西面北半（西門以北－D052）

西門開口部を構成する南端隅角部一帯は，対をなす D048 北端と同様に 18 世紀代以降の積み替えが明確である。角部の下から３石目の隅脇石の横と，４石目角石「控」部の隣に，旧石垣（寛永期）の角石と思われる転用材が混在している。天端石列全体の１～２段分は，本丸の他所の大部分と同様に後世の補修で積み替えられているが，表面の広範な焼損状態により天明大火以前の改修と判断できる。なお，下位よりも上位に組まれている石材が，漸次的に小さくなっているのは，安定性の向上を意識したものと推測できるが（改修後の江戸城大天守台にも見られる），紀伊徳川家抱えの石工集団特有の技法なのかもしれない。

(7)　北西隅櫓（D053，54，55，56）

天端石は他と同様に天明火災の被熱損傷が甚大で，それ以前の櫓台遺構であることを証明している。北面（D055）に明瞭な改造痕跡が表れていて，北西隅角部の上３石の角石だけが小さく，その下底から延びる横目地がほぼ完全な水平走行をなし，それより上部（055 中央部の天端から下４段分）の築石の改修に際する接続面の調整が見て取れる。それ以下の石垣では，整形が不完全な外面方形の築石と，その間隙に板状間詰石を多数補充している様子が認められ，元和期の手法の名残のような比較的古的な様相を示す。寛永初期の創築期の石垣と捉えてよいだろう。

(8)　北面（D057）

天端部分の改修が著しく，西半で上３～４段，中央から東半で上４～６段分が二次的部位で，天明大火以前の積み替え範囲である（石材に焼成損傷あり）。それ以外は寛永期の所産と見てよく，担当大名の丁場境が比較的理解しやすい。北西隅櫓台（西側）から中央付近までは規格的割石を使用した「成層積み」に近いほど整った「布目積み」をなすが，櫓台から 10mほど離れた位置から延長 30m強ほどの間で，築石の配列が歪み，その前後の水平走行の横目地が波打つように乱れる状態が続く。寛文５（1665）年大震災など後世の天災被害の補修のようにも見えなくはないが，構成石材の形状に変化はなく，築石の連続帯が途絶する配石でもなく，修復施工の境界をなす「谷落とし積み」の集中箇所があるわけでもない。あるいは創築時の何らかのトラブルの痕跡かもしれず，再検討を要する。これらの範囲は紀伊徳川頼宜が普請分担した丁場に該当し，「寛永元年甲子五月吉日　二條御城中絵図」（名古屋市蓬佐文庫）の大名丁場割の記載よりも，実際には割当区域が広がっていることが，現存石垣の特徴から理解できる。

紀伊家丁場の東端，石垣面全体の中央付近からは，石材規格の統一が不徹底なために目地が水平位を保てないような，比較的ラフな配石の石垣が 30～35mほど続く。桑名藩主松平家の丁場に該当する。その東端からは，北東隅角部全体まで姫路城主本多忠政の丁場になるが，こちらは比較的法量の統一が意識された石材を用いつつも，形状自体は立方体の割石を志向しておらず，桑名藩丁場の石材よりも丸み掛かった外形の石材を多く使用している。そのため築石同士の間隙が広くなり，間詰石が以西の石垣よりも多い。元和期以前からの古拙な技法が感じられ，これも寛永元（1624）年（＝元和 10 年２月改元）という転換期の特徴の一つと言えよう。

この面だけで３大名の技術比較が可能で，相互に相違した石積み技法が残されていて貴重である。

なお，東半域を中心に中腹部での「孕み」の連続帯が確認できるが，現時点で深刻な変状に移行することはないものと見なせる。

(9)　東面北半（東門以北－D058）

ほぼ中央付近で丁場割の境界線が見て取れる。以北の姫路城主本多忠政の担当石垣は，同丁場内にある北面 D057 東端石垣と同様に，立方体形状にない築石が多いため間詰石が目立ち，横目地も上下に波打って部分的に「谷落とし積み」に近い配石状態を示す。隅角部を構成する角石・角脇石は精度の高い切石なのだが，角石下位の隙間に薄い介石を詰めた箇所が認められる。勾配角度の微調整の機能があると考えられるが，天正期以来の着想で，寛永期以降は姿を消す手法である。さらには，水面から上４段目の角脇石が，単体の加工石ではなく大小２段積みにしている点も，元和的な古拙な要素の一つと見てよい。

南半は，大和郡山城主松平忠明の担当で，紀伊徳川家の丁場ほどではないが（例えば D052），

規格化が進んだ直方体の割石を主体とする精緻な石垣面に仕上げている。完全な「切石」のみの築石の集合体ではない証拠に，いくらか板状間詰石の補填が認められるが，目地の通りは水平位を保って安定している。

同じ譜代大名であっても，抱えていた石工集団の技法上の相違が明確に分かる石垣で，寛永初期の「割普請」の実態と城郭石垣の完成度を物語る，学術的に重要な遺構の一つである。

(10) その他

天明大火の被災痕跡が，本丸の外周全体を囲繞する石塁の天端一帯で確認できるが，その中で西門の南側石塁背面を網羅している「雁木」石段に，花崗岩のみ使用とされていた城内の石材の理解を覆して，砂岩質の段石が集中的に存在することを確認した。この砂岩の石段も天明大火の被熱痕跡を残しており，江戸時代後期には補修用材として搬入されていた事実の証明材料となる。

※東門・西門の虎口空間を構成する石垣は，前節 2018 年調査報告を参照のこと。

3 北中仕切門（E100～106），南中仕切門（E078，79，82，83，84）

(1) 現状と価値付け

本丸西門の広域的な防衛思想に基づき，東からの侵入を規制する目的で築かれた「食違い虎口」であることを明示するように，虎口空間を形成する２条の大型石塁の東面を石垣造として，西側（裏側）法面を「雁木」階段で網羅していた（京都大学付属図書館蔵『二条御城中絵図』他）ものと理解できる。現況は，全体的に創築段階のオリジナル性が低く，石垣面の大半は江戸時代全般を通じて数回の積み替えが進んでおり，西側法面の「雁木」も消滅して単なる土居法に転じている。

北仕切門石垣は，全体が精加工石材からなる切石主体の江戸時代後半の構造物に変貌しており，E100 では先行する時代の複数の角石（寛永期？）が築石に組み込まれて再利用されている。E101 最下段や 105 築石部（樹草繁茂のため前景観察が困難）の築石部に，創築期に近い石材も観察できるが，ごく僅かな残存要素にとどまる。

101 の西辺は，石塁裏面に存在した旧「雁木」の袖石列に当たるが，段石撤去後の背面土砂の流出に備えた近現代期の「付け足し」で，上部の縁石は落石の危険性を伴う不安定な状態にある（反対側の 099，南仕切門 E084 も同様）。

南中仕切門石垣についても創築期の特徴は希薄で，E083 は「亀甲崩し積み」が混在する幕末の特徴を有した切石優位の石垣となっており，文政震災（塀の倒壊と裏側「雁木」大破）の回復後の姿と推測される。

E078 も切石主体の石垣で，江戸時代後半にかけての補修履歴が見て取れるが，南端の下半部に若干の寛永期の要素が残るほか，元和期に帰属しても不思議ではないような古的な加工精度の角石が，築石の中に転用されて残っている。門に近い北端付近には，切石による「鏡石」の意匠が継承されているが，孕みが顕著である。

(2) 安定面の評価と対策

南仕切門全体として，点的ではなく面全体での石垣の「孕み」が認められる。とりわけ E078 は波打つような歪みが全体に生じており，取り急ぎ北端の「鏡石」の倒落（＝大規模な崩壊に直結する）を防ぐため，間詰石の補充などの措置を必要とする。E083 は北側隅角部のズレが著しく，天端付近には落石の危険性が高い築石が点在する。

観覧動線の見直しと防護網の付設を同時に検討すべきだが，南北どちらの仕切門とも安定

化のためには西側法面の保全対策が不可欠と見なせる。本来は「雁木」階段で被覆されていた西面が，段石の撤去により裏土が剥き出しになって雨水に暴露され，裏栗石の崩落も認められるなど極めて不健康な状態にある。結果，法面からの浸透水や樹根の影響などにより東側石垣面を押し出す現象が生じていると考えられるので（部分的な背面空洞化も想定できる），本来の「雁木」石段への復元以外には，法面整形→盛土回復（腹付け）→表土植栽と排水処置といった整備を実施しない限り，変状の進行の根本的解決にはならない。要は，現況法面への雨水浸透を止める工夫を検討すべきである。

また，旧「雁木」石段の袖石列後の積み足し部には，見学者への落石の危険性を持つ箇所があるので（特に E101），早急な処置を必要とする。

4　外周（外堀内岸）

(1)　創築期以後の修理痕跡

総体として，南東隅～南面東半一体（東大手門開口部周辺，東南隅櫓台周囲から南門を中心とする塁面）にかけての石垣改変度が高く，幕末にかけての複数回の積み替え痕跡が見られる。小型の矢穴を残す割石や野面石が石垣下半部に混在するというように，慶長期以降の各時代の使用石材の組み直し・再加工・転用といった修復経緯が分明である。例えば，東南隅櫓台の隅角部は，精加工された切石のみから構成された，石材間にほとんど隙間のない「接ぎ」方の石垣になっており，角石は直方体ではなく，勾配角度に合わせた角稜線を斜行させて加工し化粧磨きを施した，ある種の「石造工芸品」化を遂げている。角脇石も「亀甲積み」の要素が入るなど，装飾性にも富んだ江戸後期の石垣になっている。松前城天守台（北海道松前町）や新発田城本丸表門（新潟県新発田市），佐賀城本丸隅櫓台（佐賀県佐賀市）などの 18 世紀以降の石垣に共通する特徴が認められるのである。

E018 側の築石部も，丁寧な「布積み」基調ではあるが個々の石材の外形に多角形加工が施され（寛永期石材の再加工か），ほぼ同じ江戸中期以後の大幅な改修を経ていることが明らかである。

ところで，南東隅櫓から南門東袖の隅角部にかけての石垣の中間付近には，粗割石や自然石（野面石の外面を再整形したものか）が集中する築石部があるが，慶長・元和期の石材の転用修理を明示するものと捉えられる。改修に先行する石垣が，確かに創築段階のものであったことを物語る痕跡として評価できる。

大正４（1915）年の大礼に伴い新設された南門の石垣については，形骸化した「算木積み」（角石の短寸化，角脇石と築石の同化）の様態，多角形精加工の築石の混在などといった特徴をもって，二条城内の近現代期石垣の指標的存在として把握すべきである。その周囲一帯の築石部も広範に積み替えられているが，門両袖の築石部（堀側）や門前テラス（橋台）には矮小な石材が用いられており，これも城内の各地点（天守台入口，北仕切門など）で同種の部位が認められる点に注意が必要である。

こうした大政奉還から離宮時代に至るまでの補修と推測される部位は各所に点在していて，比較的規模の大きな個所としては，西南隅櫓から西門にかけての西面石垣（B021）の中央付近を占める延長 45～50ｍに及ぶ範囲，北面（B024）の北大手門より西側全体の天端一帯などがある。いずれも間詰石を持たず，相互の築石を外面で密着させた（「合端（あいば）合わせ」）の「間知積み」に近い石垣で，関係史料の再点検による施工時期の確定作業を今後も継続しなければならない。

その中で B024 西半部では，全体面が大きく膨張した極めて不安定な外観を呈するのだが，天端部は乱れもなく水平を保ったままである。つまり，「孕み」が現在の状態にまで進行した

後，当然沈下したはずの天端付近だけを，差し替えて調整した結果と見ざるを得ない。その直上に明治期に新設した土塁が走行している状況から判断して，同時施工の可能性が高いのだが，記録等の証拠材料が不明確である。いずれにせよ，「孕み」自体は安定した状態にあって，進行性の変状ではないと考えられるが，引き続き経過観察を要する。

これらより以前の，江戸幕府管理下での複数回の改修結果として，概ね 18 世紀後半代から幕末にかけての積み替え痕跡が残されているエリアが，冒頭で示した東大手門～南東隅櫓台を含む東面全体（B017，28），南門一帯を除く南面 B018 から中央入隅を形成する B019 にかけて，北面 B024・027 全体（027 西半は前述の明治期積み替えの影響あり），というように，城域のほぼ東半全体の外塁線に及ぶ。寛永期頃の，まだ不徹底さが残る精加工石材と板状（クサビ状）間詰石から構成される築石部ではなく，小型矢穴を残す石材が混在する「合端合わせ」主流の石垣で占められている。

技術的時代相が最も色濃く表出する曲輪隅角部の石垣だけに焦点を当ててみても，a 東南隅櫓台（前掲）・b 南面中央出隅（B018・19）・c 北面中央出隅（B023・24），d 北東隅（B027・28）は，直方体ではなく角稜線を勾配に合わせて台形状の外形に精加工された角石と，退化して不等辺四角形状をなす角脇石から構成され，築石部との接点で石材の「刳り込み」接合や多角形石材との「切り込み接ぎ」が認められる，加工石工の全盛時よりも後の時代の所産である。

ただし，それぞれに微妙な技法上の差異が指摘でき，b は角石・角脇石とも形状が不統一で立方体に仕上げる意識がなく，稜線の意匠の「江戸切」が目立つ。d は b ほどの石材形状の乱れはないが角脇石に退化が見られ，「刳り込み」による築石部との接続が顕著である。若干の「刳り込み」接合が認められるが，比較的「算木積み」のオーソドックス・スタイルを継承した形が c で，角石稜線の化粧加工に伴う外面の「むくり」が見て取れる。

これらに加えて，東大手門・北大手門・西門は，文政大地震の被災箇所で，西門では両袖石垣の東側５間・西側 30 間分が倒壊するなど（参考史料Ａ），19 世紀第 2 四半期の石積み技術による復旧箇所が点在する。更には，天保３（1833）年の修復（参考史料Ｂ）部位もある他，それ以前にも寛文２（1662）年，同５（1665）年，宝永４（1707）年地震の被災箇所があったと想定されるが，それぞれの正確な位置比定は進んでいない（南面 B020 中央部上半と北面 B022 西端から 40m前後の範囲にそれらしき痕跡あり）。今後，江戸時代を通じて災害復旧記録の洗い直しと，現地との照合作業を要することは言うまでもない。

(2)　創築期の石垣群－慶長期

(1)で解説した石垣群以外の塁面が，創築期に近いスタイルを残している石垣の範囲で，南面西半（B020），西面 B021 の中央部と西門周囲を除いた範囲，北面西半（B022）については，概ね寛永期の姿をとどめている。つまり寛永期拡張部の多くの部位が，大きな積み直しもなく残されていることを意味している一方，家康期の旧城郭の大半が，幕末までに現在の状況に差し変わったということになる。

唯一，前節平成 30（2018）年調査の報告で触れた北面中央入隅部（B022・23）には慶長期の石垣が辛うじて残っているが，これと対をなす南面中央入隅部の石垣（B019・20）にも，同様に家康期の特徴が認められる。(1)で述べたように，B019 の大半は江戸時代後期の切石積み石垣に改造されているが，B020 との接合点付近（向かって左端）の堀水面上２～４段分に野面石の集中箇所が確認でき，B020 の対応箇所にも同種の石材が見られる。ただし厳密に言うと，堀対岸からの視認分析のためオリジナルの石垣遺構なのか，慶長期石垣の構成石材を転用

した寛永拡張期の石垣なのか，峻別が難しい。また，従来の解釈では，B019 塁面が慶長期旧城の西面の南端に該当することになるが，寛永期拡張部である B020 石垣の上半部を見ると，この旧城塁線に「腹付け」状態で曲輪を増築しているのではなく，B019 の上を貫通する形で B020 天端部が東走しており，単純な西への拡幅手順ではないことが推測できる。

通説の通りなら，この二之丸塁線上の南北の入隅部と直結する旧石垣面が，城内の地下に眠っていることになるが，直線走行の塁線ではなく，「折れ」や櫓台状の突出部なども勘案しながら寛永期大改造の実態を分析し直すべきであって，この南側入隅部はその判断材料を与える重要な箇所と考えられる。

なお，2000 年度に実施された城内でのトレンチ調査で，南仕切門東隣の試掘坑（８区）から家康期石垣と判断された石垣が発見されている（参考資料１「埋蔵文化財」第３節「調査番号 15」）。上記の旧塁面ないしその外堀を構成する石垣との認識に立っているが，わずか１～２段程度の検出にすぎず，報告書中の立面図等を見る限りでは慶長期の技術的特徴は認められない上に，勾配角度も高石垣の天端付近の形状にはない。調査データ自体の再吟味を要する。

(3) 創築期の石垣群－寛永期

寛永元～３（1624～1626）年にかけての拡張時に創出された二之丸西半の石垣を分析するには，本丸と同様に名古屋市蓬佐文庫の「寛永元年甲子五月吉日　二條御城中絵図」に記載された普請担当大名の丁場割との照合が不可欠だが，これと整合する形での技術上の分類が可能な遺存状態が保たれている。具体的には，使用石材の規格性や整形技術の質的高低の点で差異が認められ，それに伴い配石基調の変化が生じ，外観上では横目地の走行状態などにも相違が表われる。おおまかに分けると，尾張徳川義直（西面 B021 中央部南半）・紀伊徳川頼宜（同北半）の丁場では，完全な立方体ではないにしても法量の統一性が取れた精緻な築石で構成された石垣となっていて，この特徴は本丸での両藩の丁場（尾張…天守台周辺～西面 D048 南半紀伊…北西隅櫓周辺）でも共通する。ただし，本丸の石材の方がより整形の徹底度が高く，曲輪空間の序列に従った技術の使い分けを推定させる。

逆に，北面 B022 東半の本多忠政（姫路）丁場が最もラフな形状の築石が集中しており矩形加工にさえなっていない石材も混在するため，他の丁場には少ない「谷落とし積み」に近い配石となっている。これは本丸北東隅～東面 D058 北端付近の姫路藩丁場でも同様あって（２-(9) 参照），組織した採石担当の石工集団の「個性」と言わざるを得ない。両者の中間に当たるのが，大和郡山城主松平忠明の丁場（南面 B020 東半），桑名城主松平定勝（寛永元年３月没のため，後継の河内守定行かも）の丁場（二之丸北西隅一帯）の石垣であるが，どちらも法量統一化への方向性に乗った石材仕様が看取できる。

彦根城主井伊直孝の担当丁場(南西隅を中心に B020 西端から 021 南端にかけて)の石垣も，比較的小ぶりな築石が使われているものの，整形と寸法の均一性が取れた精緻な仕様で，特に西南隅櫓台では，天守台に匹敵する極めて高い完成度の「算木積み」技法の駆使が認められる。ほぼ完璧な整形の角石を組み入れ，その反面，角脇石に僅かな規格の乱れ（天端から下南面２段目と西面３段目）があり，築石部との接合範囲では不等辺・不定形の石材を混ぜ込む（＝「布積み」基調の築石部と，斜行する目地の隅角部とを連結させるための緩衝部位と考えられる）など，前時代的要素の残像が同居している点において，寛永年間初頭の過渡的技法をも反映した「逸品」としての価値を持つ石垣と見なせる。

（宮武）

第４節　総括

平成 30（2018）年・令和元（2019）年での僅か３日間のみの視認調査と検討ではあったが，我が国の近世城郭史の指標となる築城技法を反映した多様かつ貴重な価値が，国史跡としての二条城跡の枢要な構成要素である石垣に内在することが明確となった。その代表的特徴や重要事項を，一部は反復する形になるが，以下に列記しておく。

・我が国の城郭石垣の発展史上，その技術的完成期に該当する寛永～正保年間（1624～48）における，初期段階の形態の中でも最も高次元の技法に基づく石垣が，極めて良好な状態で残されている。本丸外周（東・西門周囲は除く），および二之丸西門一帯を除く寛永期拡張範囲がそれに当たるが，特に天守台周囲と二之丸西南隅櫓台は，時代的標識に相当する重要遺構である。

・全体として，時代ごとの最先端技術に基づく石垣が視認できる一方で，他の近世城郭の石垣と比べて，二次補修痕跡（積み替え）が明確な形で表れていない。ラフな「落とし積み」「綾積み」のような築石部や，極端に不揃いなパーツからなる隅角部など，一見して後出する技法と理解できる部位が非常に少ないため，目地の乱れや石材の整形度などから慎重な判別を要する状態にある。これは，徳川幕府直営による「公儀穴太」主導の高品質技術による維持管理の結果と考えられ，近代以降も離宮としての政府の直接保全下にあったために，全時代を通じて，立方体整形に徹した加工石材を主軸とする「布積み」を基本仕様とした，最も安定性に長けたスタイルでの修復が継続されていたと見なせる。

・前記の特徴は江戸城・大坂城にも共通しており，徳川宗家の城郭として普請のグレードの高さを示すものだが，このような幕府直営城郭の維持管理システムについては未解明な点が多く，今後の詳細調査の進展によっては，二条城の石垣がその基準資料としての役割を果たす可能性が高い。

・二之丸外塁の南・北入隅部にのみ，それぞれ慶長期の石垣痕跡が確認できた。技術的特徴（資財統一の進行度）からすると，慶長 10 年代に普遍化される要素が認められるのだが，これを先駆的技法の駆使と捉えれば，慶長６～７（1601～1602）年の創築期の所産に比定が可能である。

また，精加工にまで至らない，元和期以前に特有の不定形割石らしき用材が点在している（本丸東門枡形内石垣，二之丸北面 B022 東半裾部，など）。本丸内堀の外岸全体（C030～037）でも，本丸本体の塁面と異なって不定形の割石が相当量使用されており，これまで意識されてこなかった寛永拡張工直前の旧城の状態の再検討を促す事項となる。

なお，今回の調査では細かな分析ができなかった二之丸外堀の外岸石垣についても，曲輪の構成石材と同等の築石が使用されている部位は少ない。大半が，近現代に至るまでの間で積み替えが進んだ結果と捉えられるが，北西隅一帯で「野面」石が集中する傾向にある。A013 中央付近・B026（北大手門前土橋）・A014・A015 北半の石垣がこれに該当し，積み方の特徴は近世前期のものではなく後世の技法だが，旧城石垣の構成用材の転用による可能性が考えられる。堀川沿いの石垣調査と合わせて，将来的に詳細な分析・検討を行う必要がある。

・二之丸西門を構成する，意匠を凝らした石垣の特異性が注目に値する。規格石材の多用による「布積み」優位の整然とした石垣群が，この城本来の規範的仕様と見てよいが，その対極にある幾何学的な石材の切り合わせにより表現される美観を取り入れた空間が，この西門枡形内に存在する意味と時期を合わせて検討しなければならない。時代的には，石垣普請の世界に加工石工が積極的な関与を示す 18 世紀代以降の様式と見なせる。江戸城や大坂城で用いられた高い水準の石材加工技術であることは間違いなく，何らかの装飾性の付加を要するような政治的ニーズが，西門空間とそれを介する城西方向に対して，江戸中期に発生した形跡を調べるべきである。

（宮武）

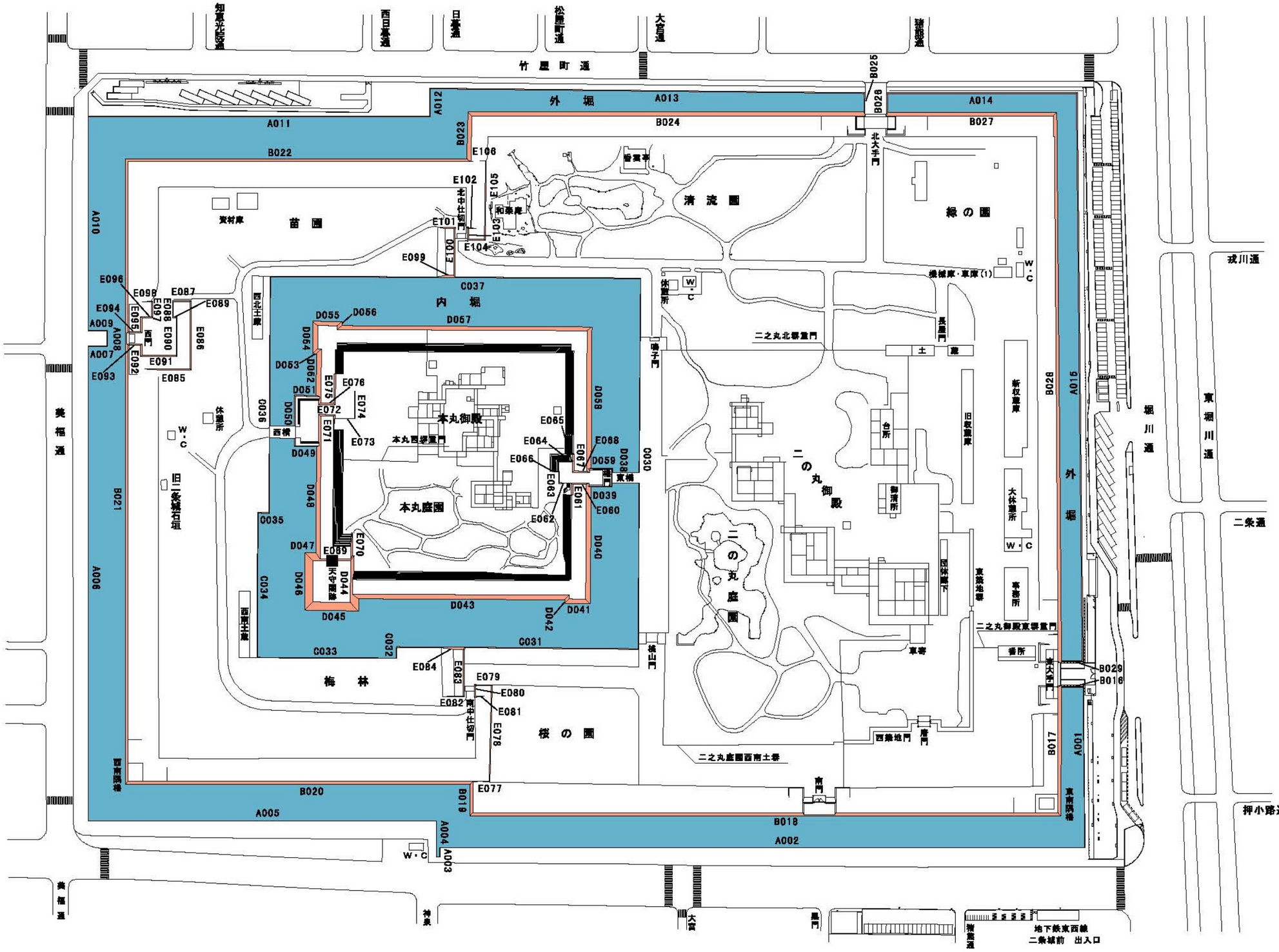

図：史跡二条離宮（二条城）の石垣位置図

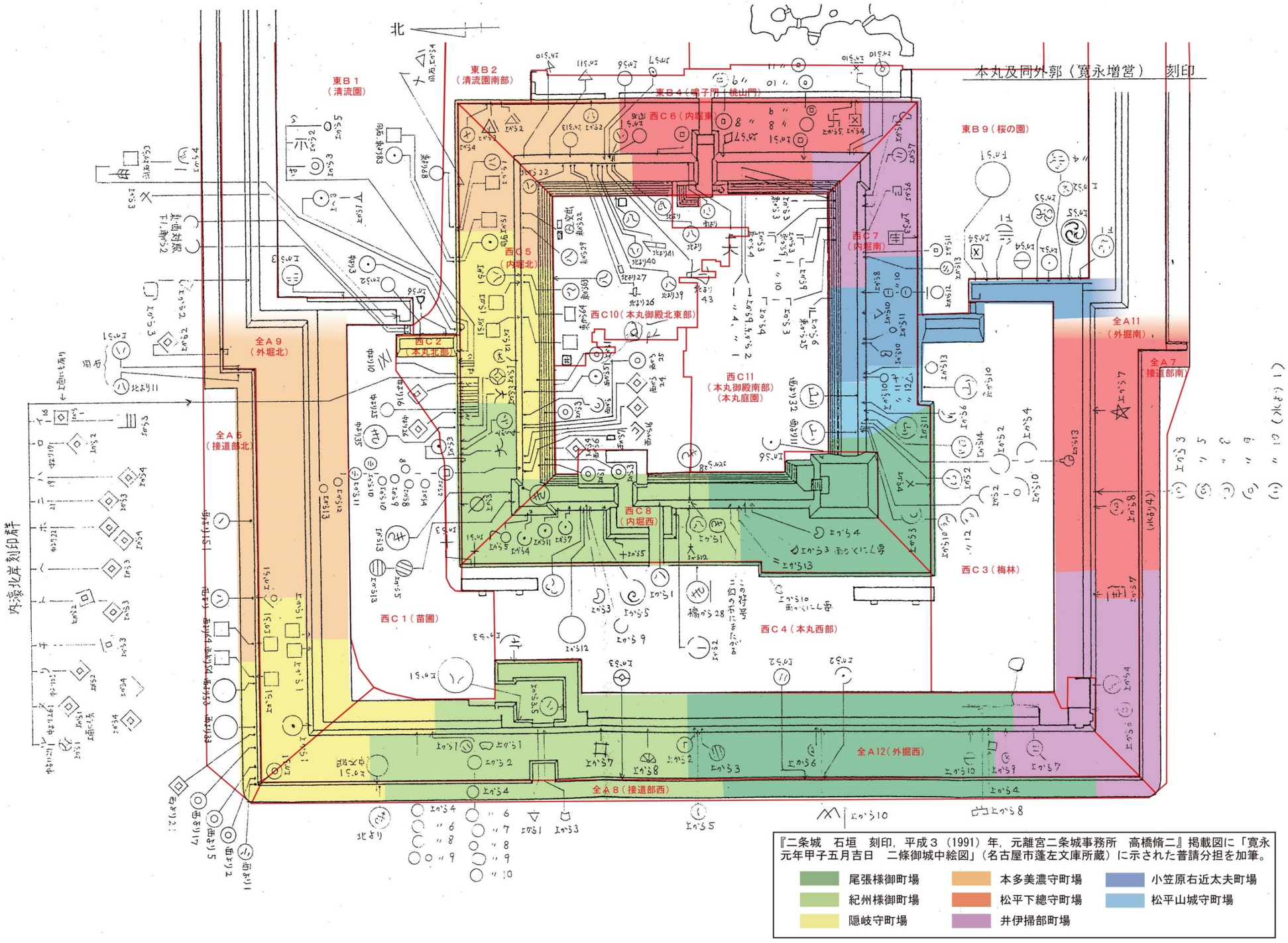

図：「寛永元年甲子五月吉日　二條御城中絵図」に示された普請分担

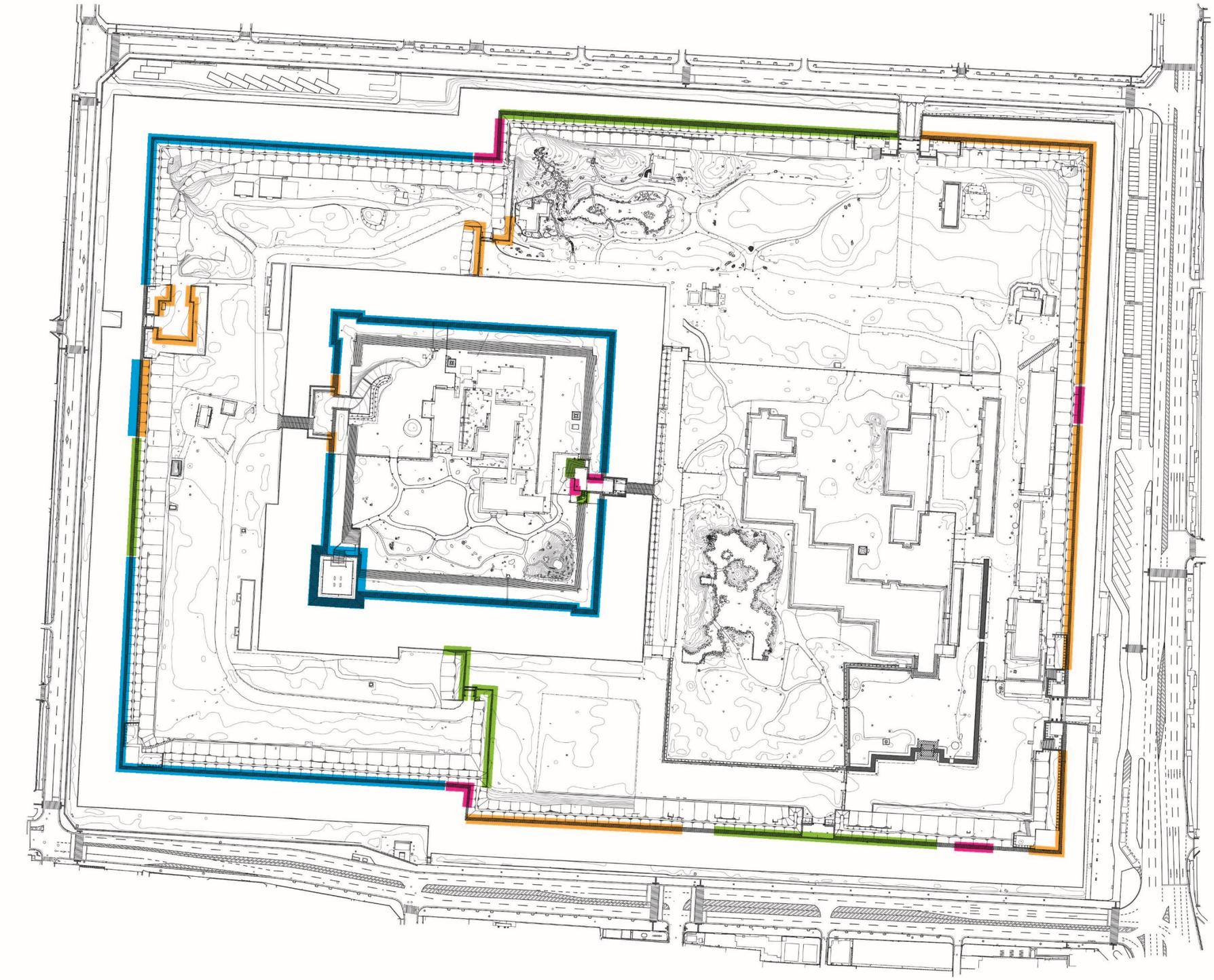

図：時代別石垣分布図

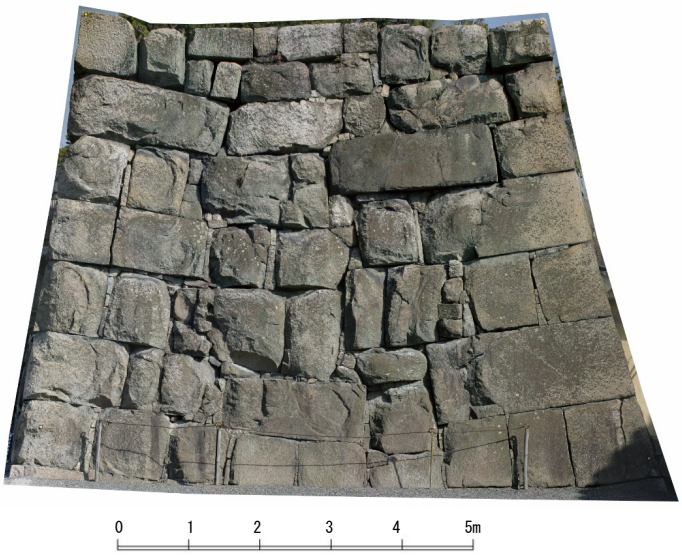

図：石垣立面オルソ画像（本丸東門 E068）

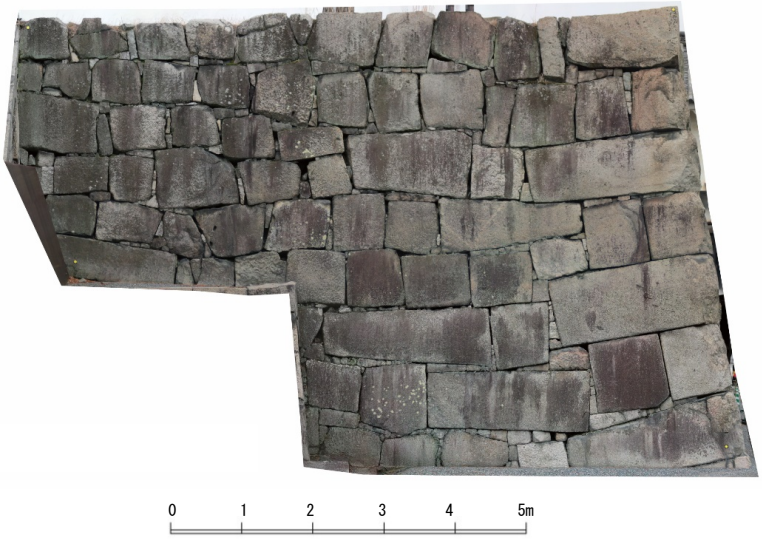

図：石垣立面オルソ画像（本丸東門 E067）

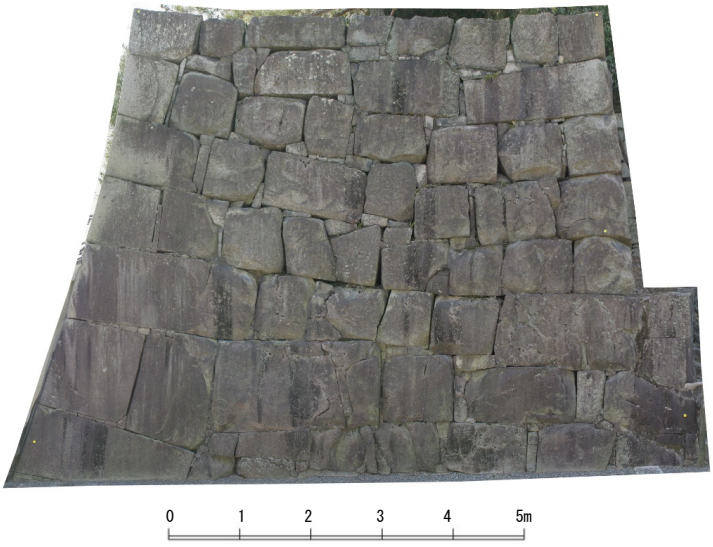

図：石垣立面オルソ画像（本丸東門 E060）

図：石垣立面オルソ画像（本丸東門 E093-1）

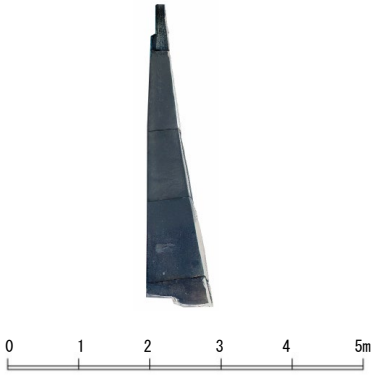

図：石垣立面オルソ画像（本丸東門 E093-2）

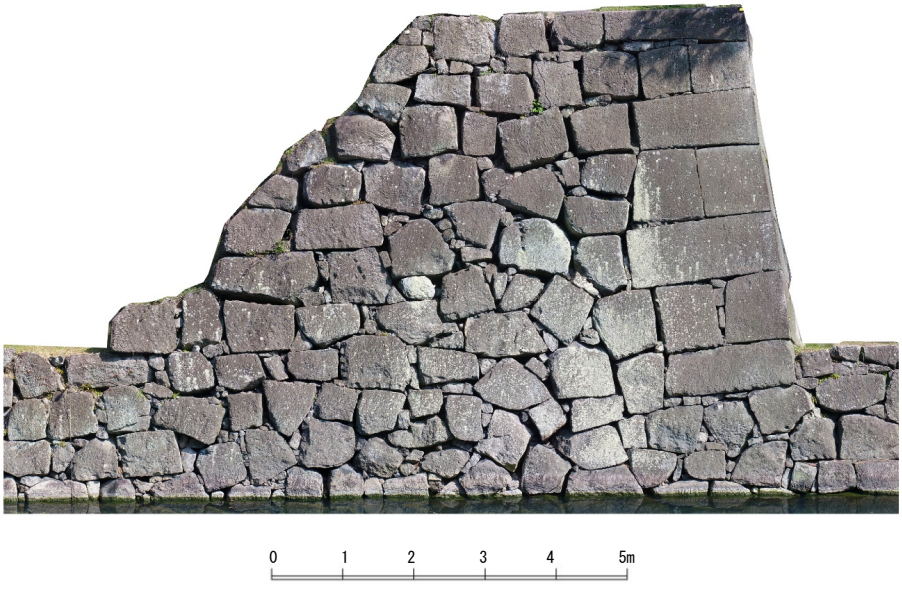

図：石垣立面オルソ画像（本丸東門 E099）

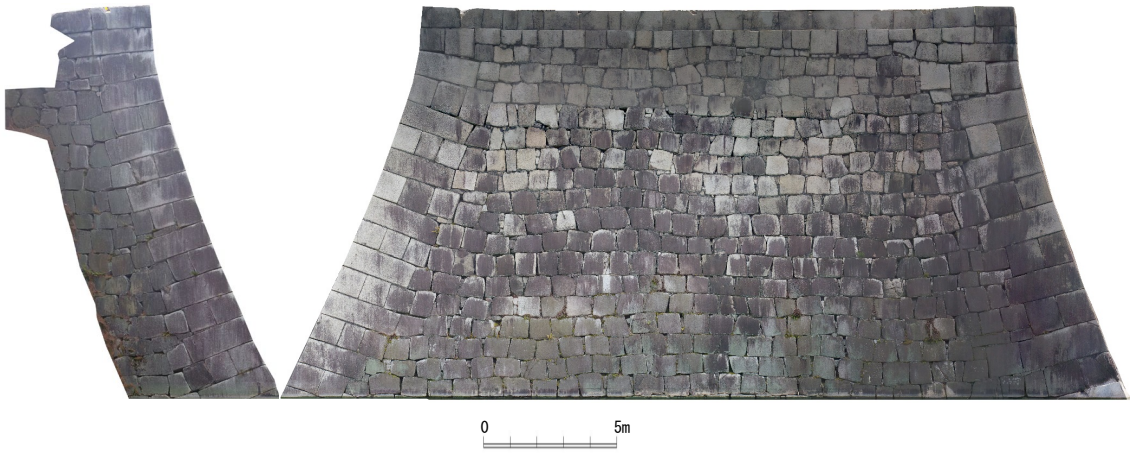

図：石垣立面オルソ画像（天守台　左 D047，右 D046）

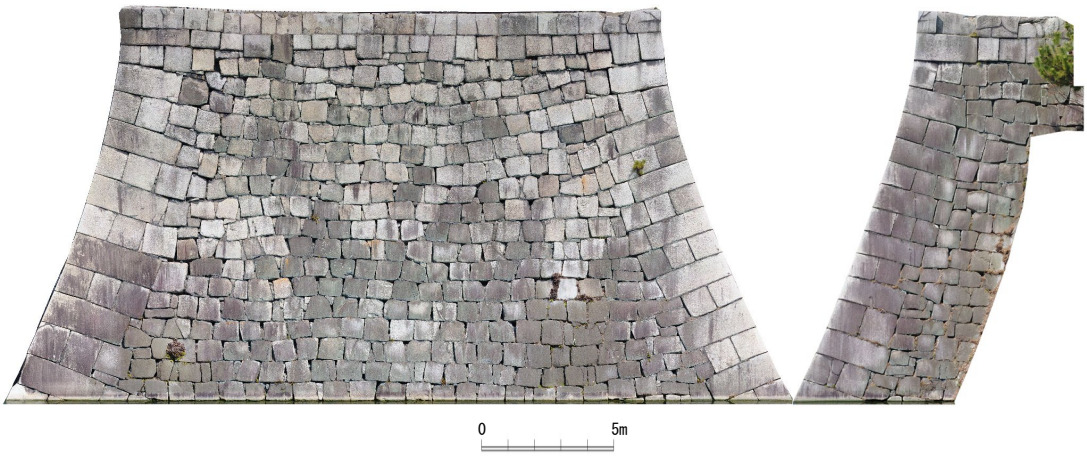

図：石垣立面オルソ画像（天守台　左 D045，右 D044）

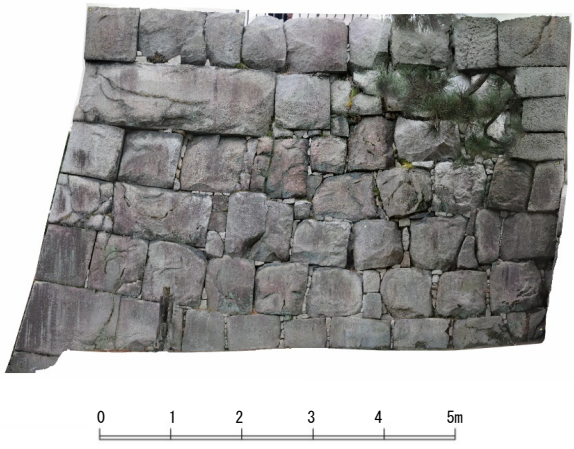

図：石垣立面オルソ画像（天守台 E069）

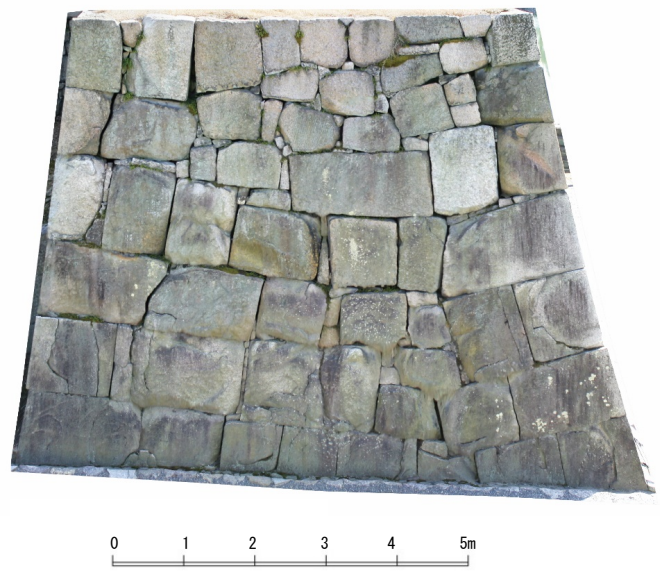

石垣立面オルソ画像（本丸西門 E072）

図：石垣立面オルソ画像（本丸西門 D048 北端）

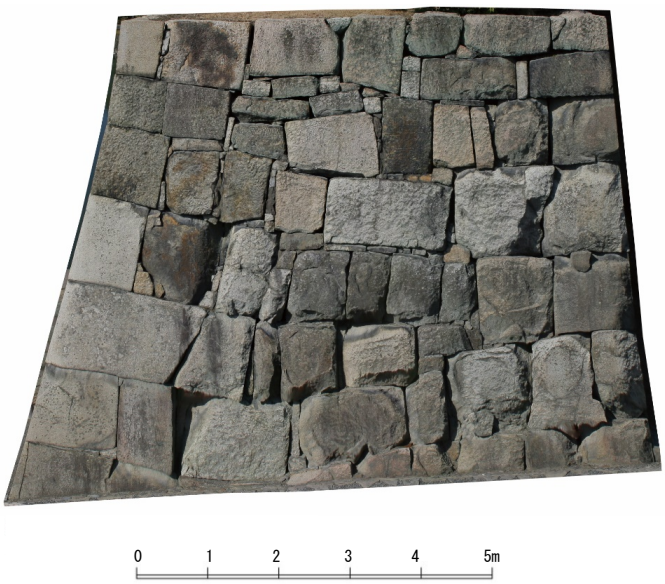

図：石垣立面オルソ画像（本丸西門 E076）

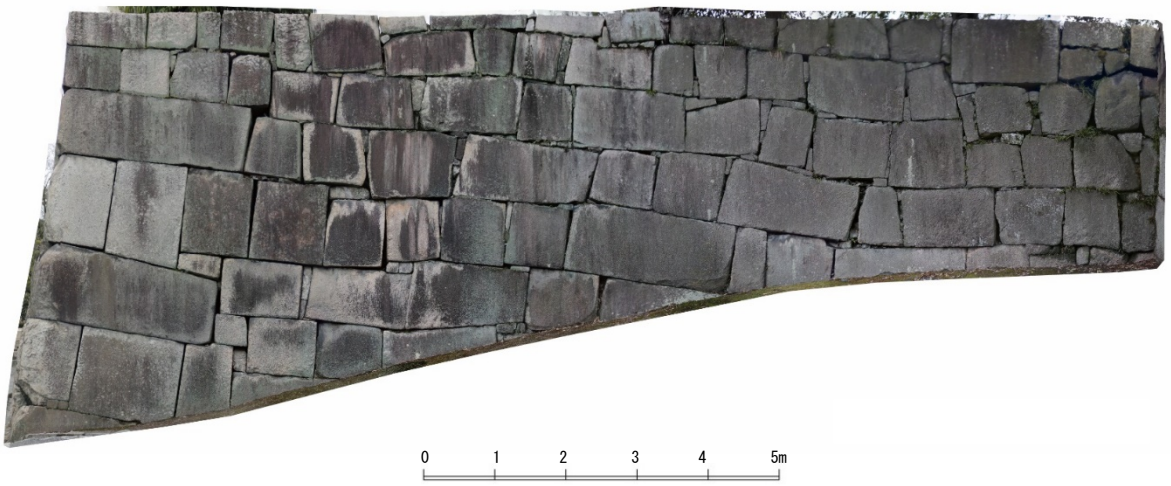

図：石垣立面オルソ画像（本丸西門 E075）

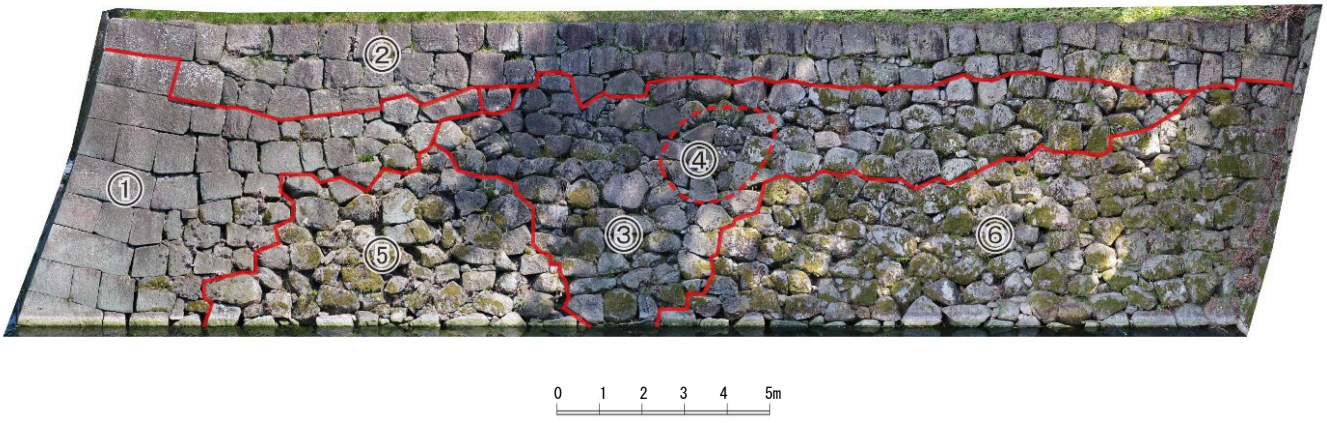

図：石垣立面オルソ画像（本丸西門 B023）

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸北面入隅部 B022 東端）

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸南面入隅部 B019）

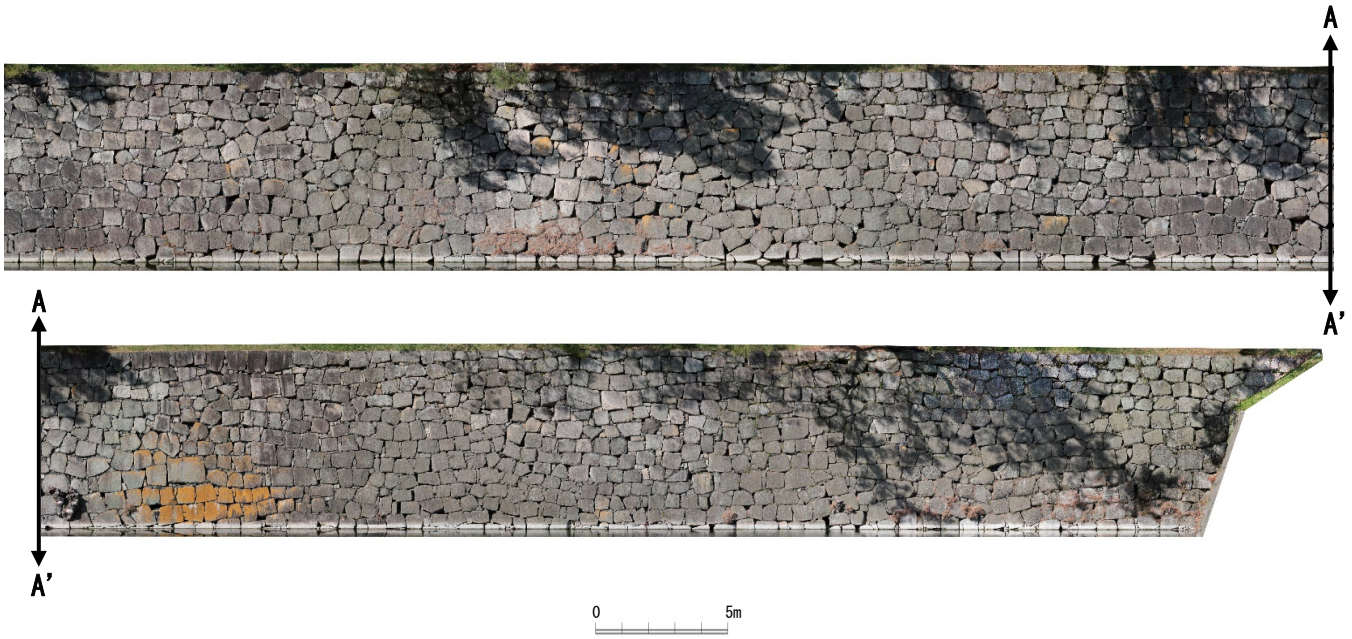

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸南面入隅部 B020 東端）

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸西門 E088）

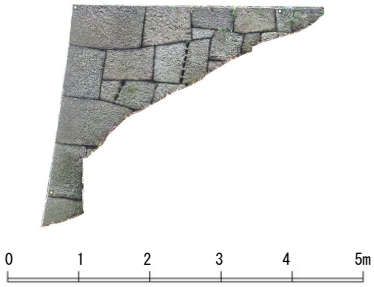

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸西門 E098）

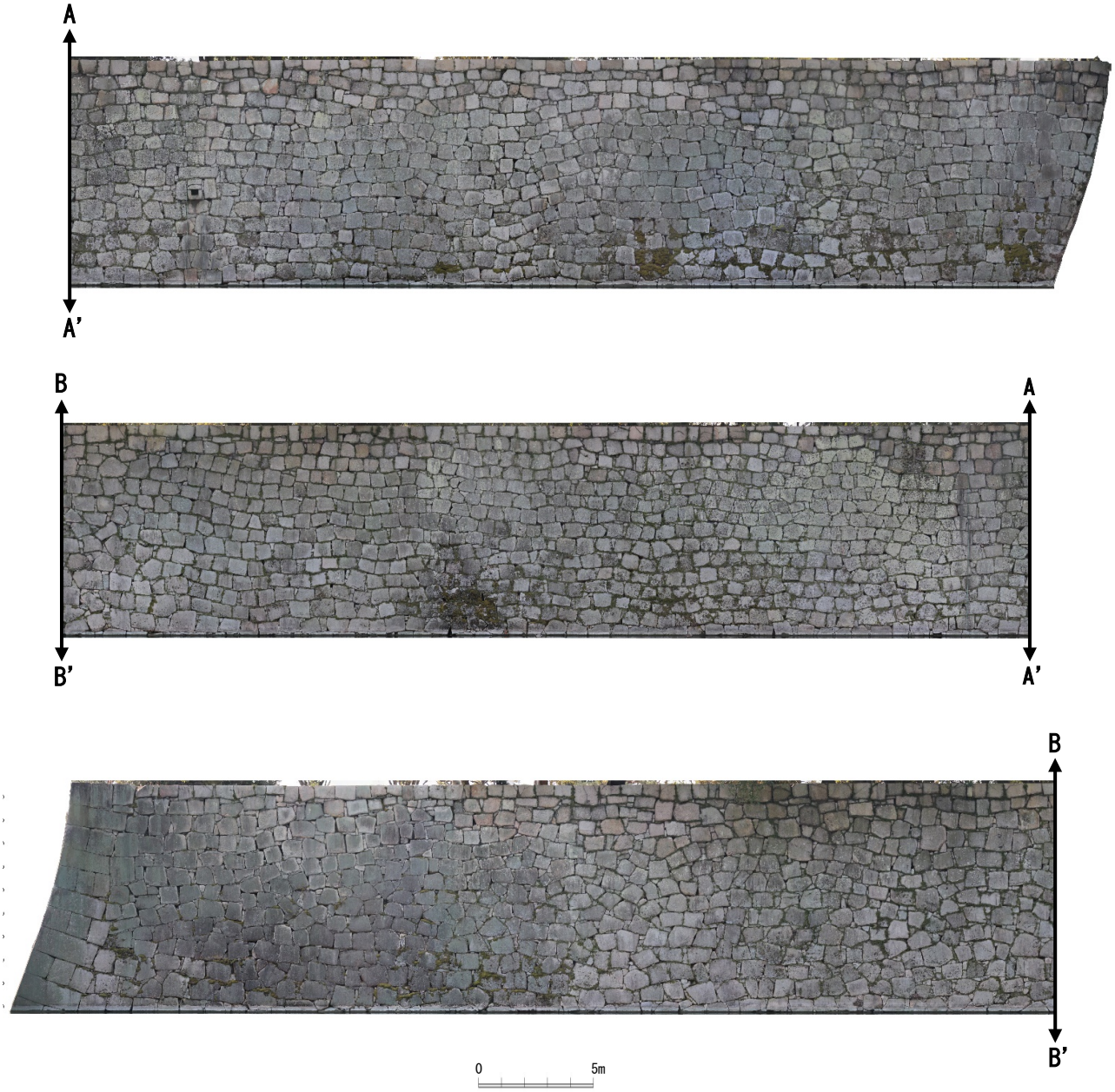

図：石垣立面オルソ画像（本丸北面 D057）

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸南仕切門 E078 北端）

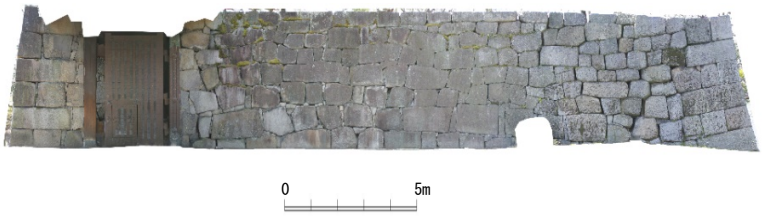

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸南仕切門 E083）

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸北東隅 B027 東端）

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸北東隅 B028 北端）

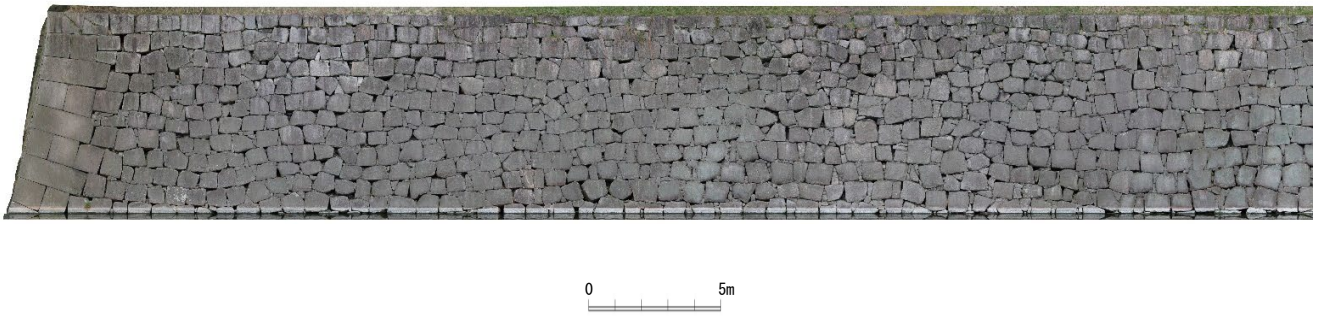

図：石垣立面オルソ画像（二ノ丸西南 B021 北端）

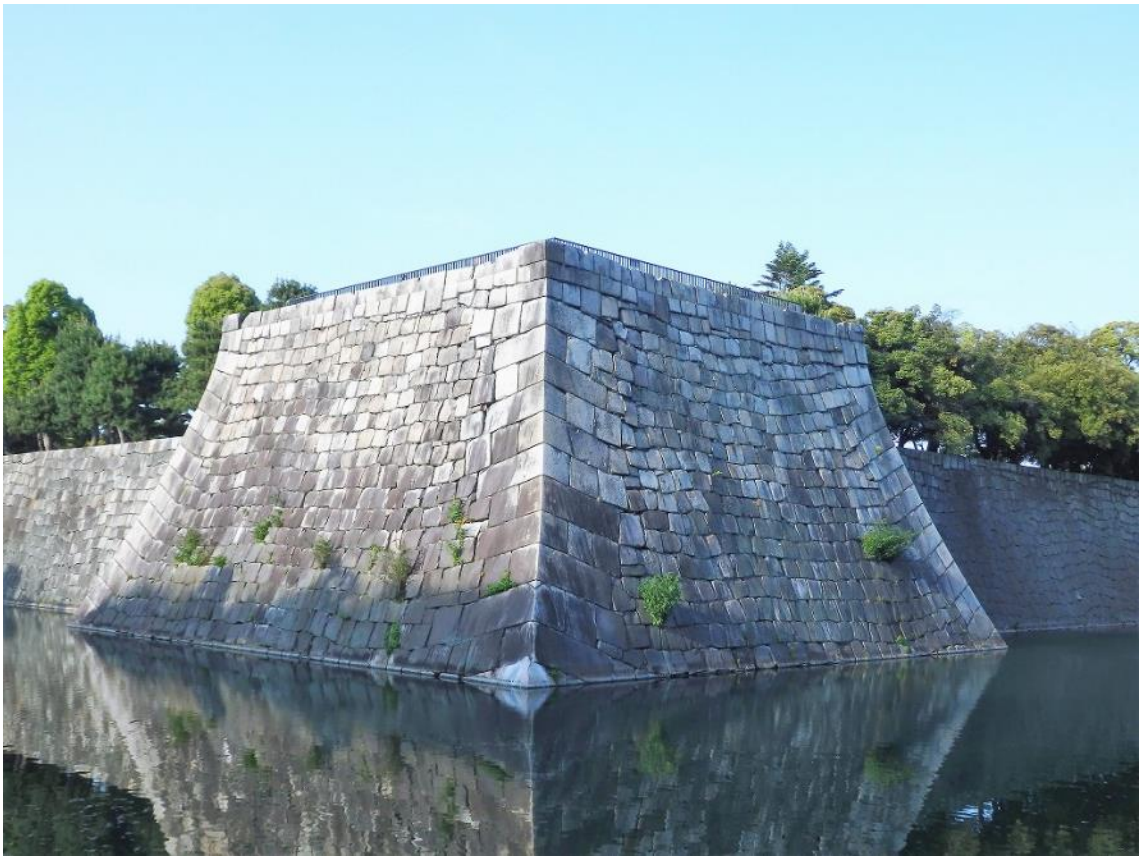

写真１：天守台（宮武撮影）

写真２：二之丸北面入隅部　慶長期石垣（宮武撮影）

写真３：東南隅櫓（宮武撮影）

写真４：二之丸南門（宮武撮影）

写真５：西南隅櫓（宮武撮影）

写真６：二之丸西門（E097）（宮武撮影）

写真７：石垣比較　【上】二之丸南面（寛永期），【下】二之丸東面（19 世紀代か）（宮武撮影）

資料３　図

１．寛永３（1626）年以降「二条御城中絵図」（京都大学附属図書館所蔵）部分

２．貞享３（1686）年７月「二条御城御二ノ丸御指図」（京都府京都学・歴彩館所蔵）

３．享保７（1722）年「二条御城御本丸二之丸木柵竹垣絵図」（京都府京都学・歴彩館 京の記憶アーカイブより）

４．享保 14（1729）年「二条御城内西御番衆小屋并与力同心小屋絵図扣，二条御城内東御番衆小屋絵図扣，二条御城内西御番頭小屋絵図扣，二条御城内西御番衆小屋并与力同心小屋絵図扣」（大工頭中井家建築指図集）トレース

５．貞享４（1687）年（享保７（1722）年）以降天明８（1788）年まで「二条御城惣絵図」（大工頭中井家建築指図集）トレース

６．天明８（1788）年「二條御城中絵図」（陽明文庫所蔵）

７．天明８（1788）年以降「二條城内外之図　二條御城内之図」（宮内庁宮内公文書館所蔵）

８．天保 14（1843）年「二条御城中惣絵図」（京都府京都学・歴彩館 京の記憶アーカイブより）

９．文久２（1862）年「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」（元離宮二条城事務所所蔵）

10．明治４～６（1871～1873）年「二条離宮沿革附図所収，二條城府廳建物千二百分一図」（宮内庁宮内公文書館蔵）

11．明治 12（1879）年「明治十四年二條城借受定約并本丸返戻一件所収，明治十二年明細書　別紙図面」（京都府京都学・歴彩館所蔵）

12．大正４（1915）年「二条離宮沿革附図所収，二條離宮設備配置圖」（宮内庁宮内公文書館所蔵）

13．大正８（1919）年「二条離宮沿革附図所収，二條離宮明治 26 年主要建物配置図　大正８年 11 月調整」（宮内庁宮内公文書館所蔵）

１．寛永３（1626）年以降「二条御城中絵図」（京都大学附属図書館所蔵）部分

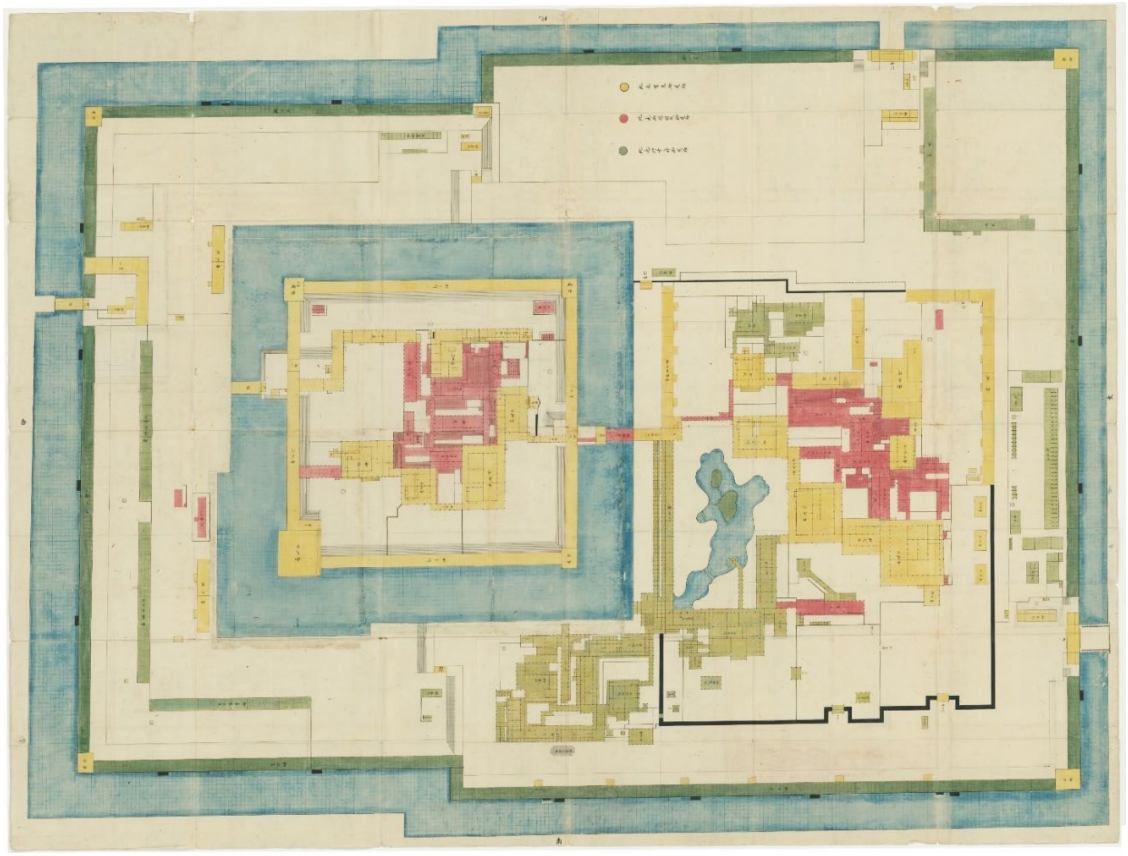

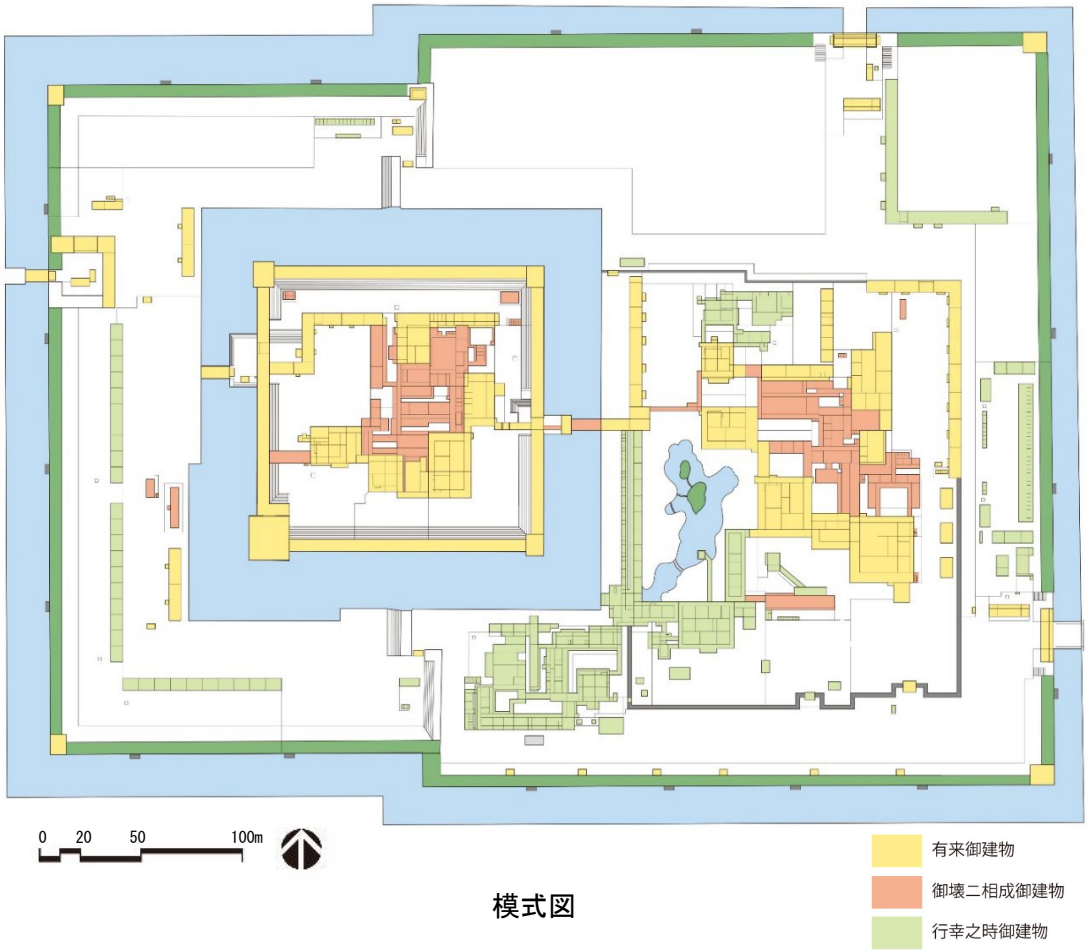

模式図

但この図が作成されたのは天保 14 年。寛永３年の後陽成天皇の二条行幸時の建物と寛永 11 年以降在番制が実施される以前に取り壊し（候補）となった建物が示されている。(RB00021809)

２．貞享３（1686）年７月「二条御城御二ノ丸御指図」（京都府京都学・歴彩館所蔵）

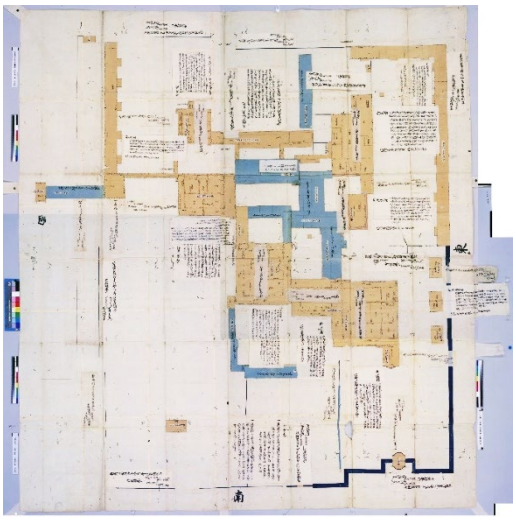

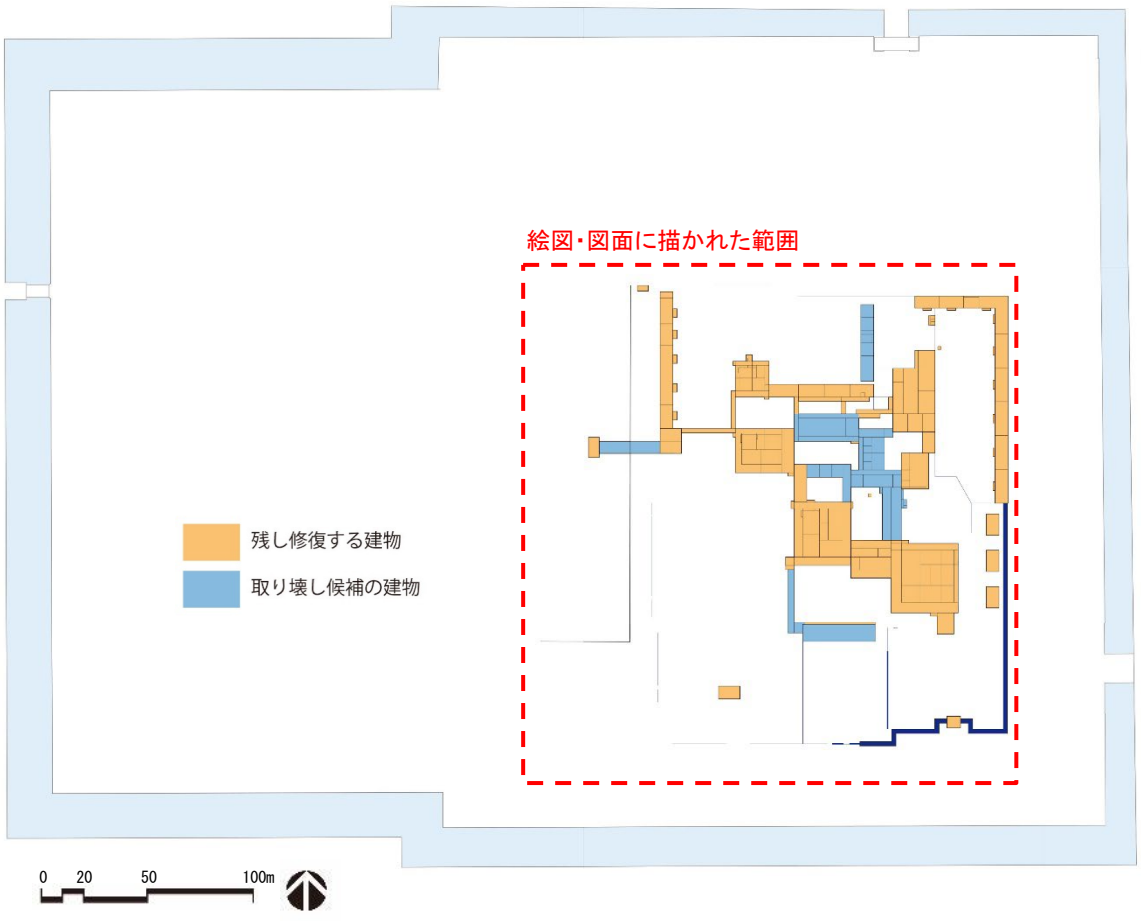

模式図

貞享３年に二之丸の建物の取り壊しを江戸に伺うに当たって作成されたもの。

この図には，伺い以降，実際に修復がなされた建物，取り壊しになった建物に貼り紙が付され，担当奉行，修復の詳細，取り壊しについての情報が記されている。修復・取り壊しは元禄４年頃に終了。（館古 023，中井家文書，153，4）

３．享保７（1722）年「二条御城御本丸二之丸木柵竹垣絵図」（京都府京都学・歴彩館 京の記憶アーカイブより）

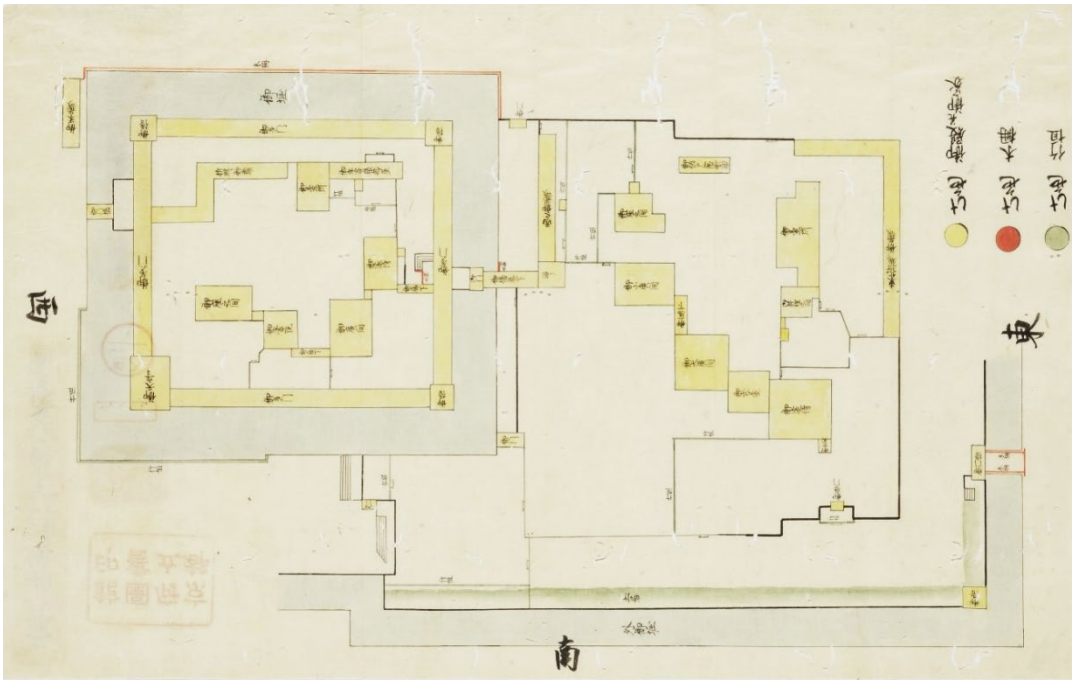

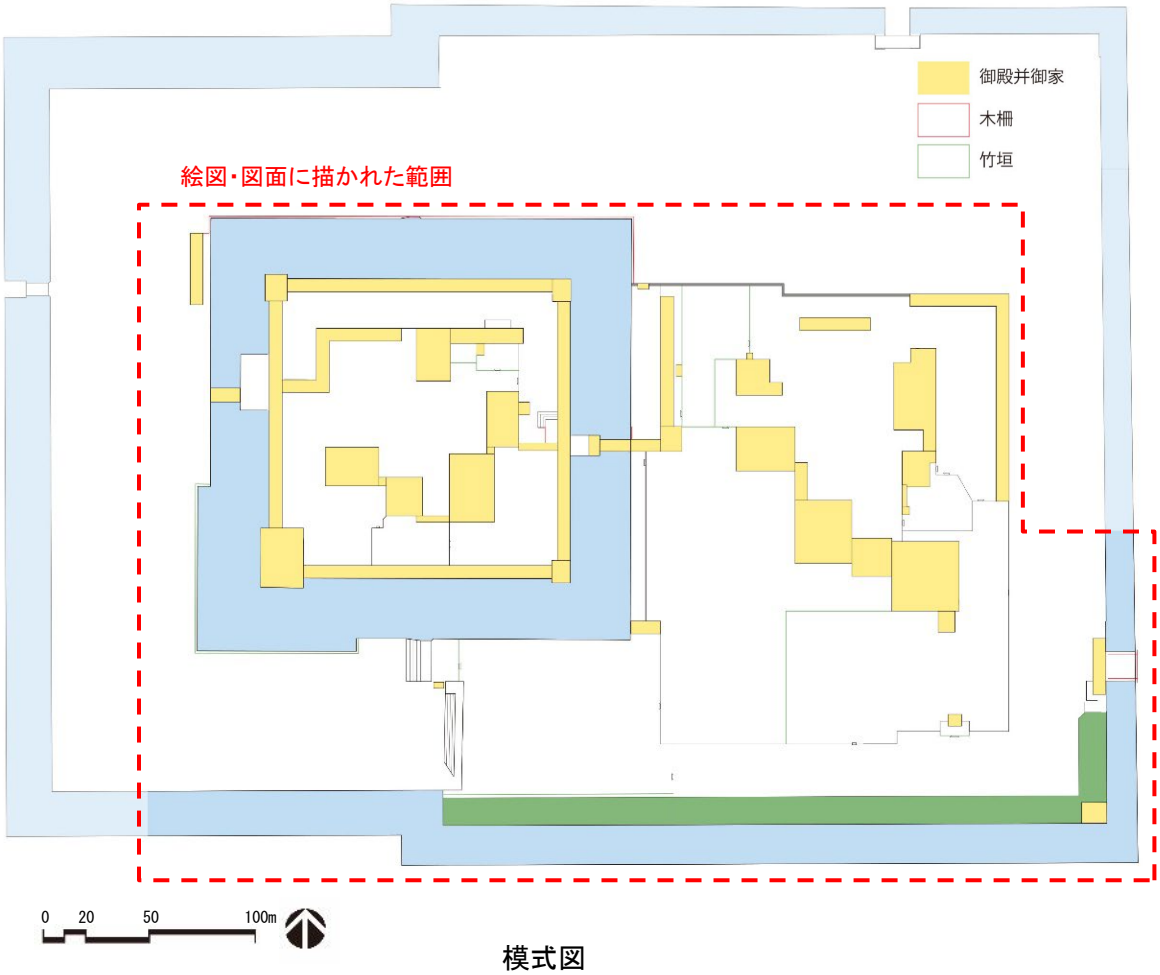

模式図

木柵・竹垣設置にともなう絵図と思われる。二之丸御座之間南にあった「御長屋御門」が消滅し，西側に「御納戸二階御土蔵」が新たにみえる。（特 990，9，2）

４．享保 14（1729）年「二条御城内西御番衆小屋并与力同心小屋絵図扣，二条御城内東御番衆小屋絵図扣，二条御城内西御番頭小屋絵図扣，二条御城内西御番衆小屋并与力同心小屋絵図扣」（大工頭中井家建築指図集）トレース

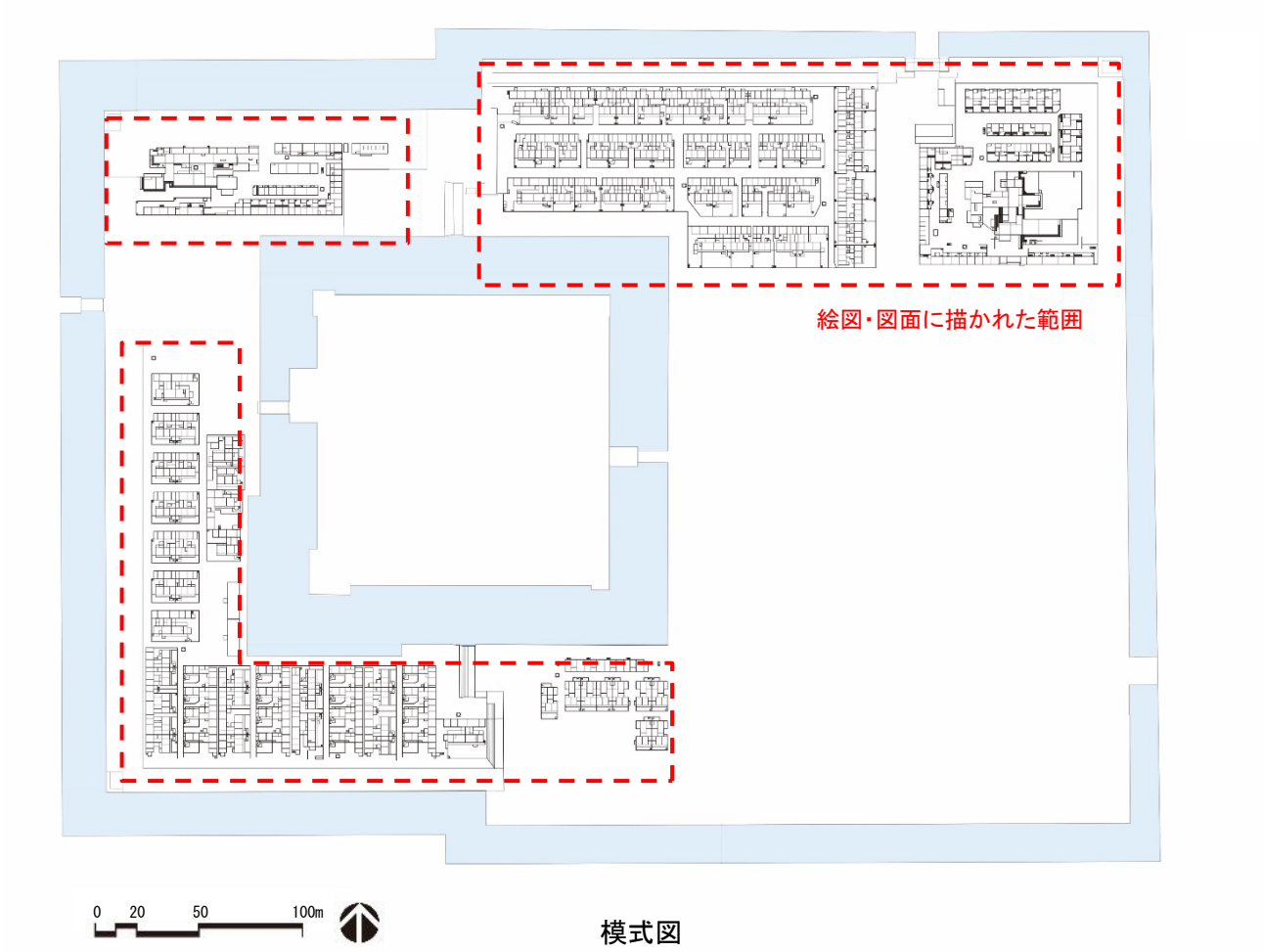

模式図

５．貞享４（1687）年（享保７（1722）年）以降天明８（1788）年まで「二条御城惣絵図」（大工頭中井家建築指図集）トレース

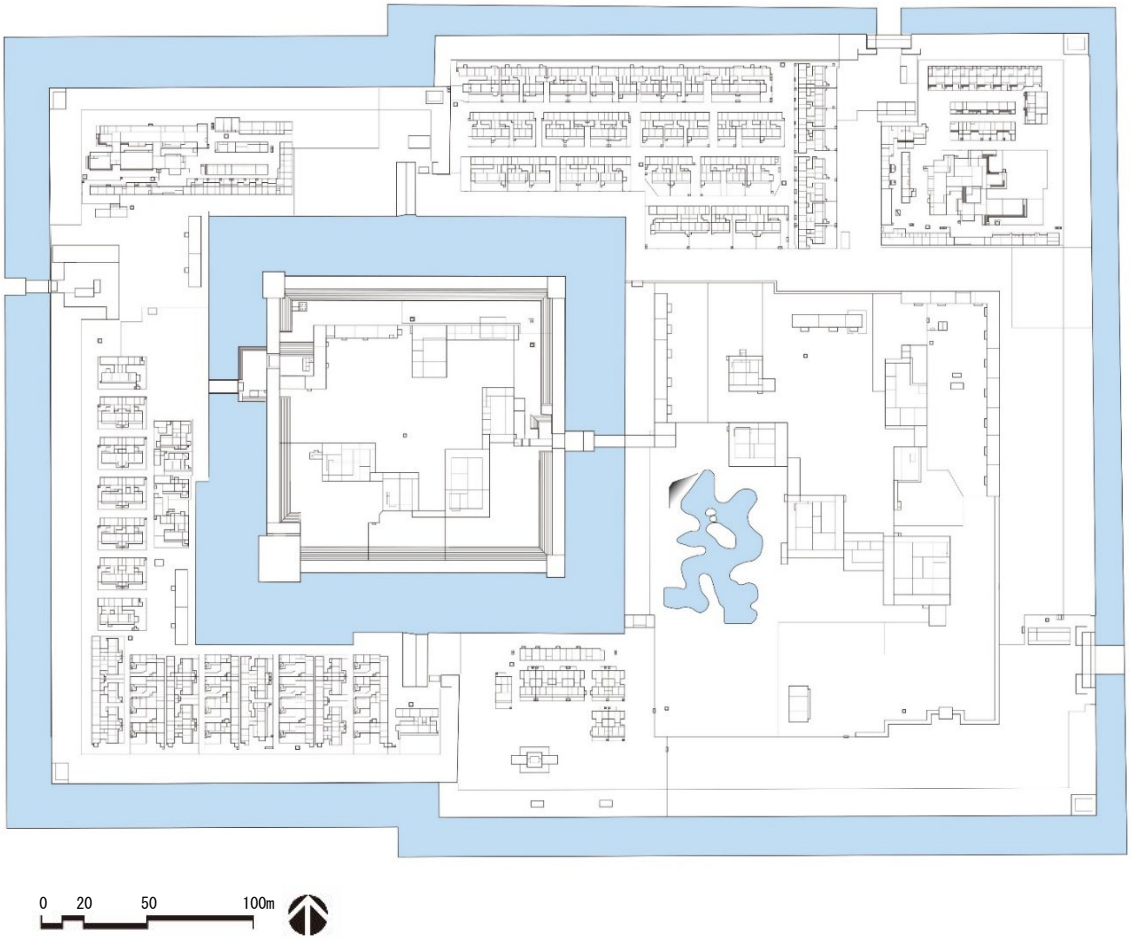

模式図

江戸中期の二条城の様子がもっとも詳細に窺えるもの。

６．天明８（1788）年「二條御城中絵図」（陽明文庫所蔵）

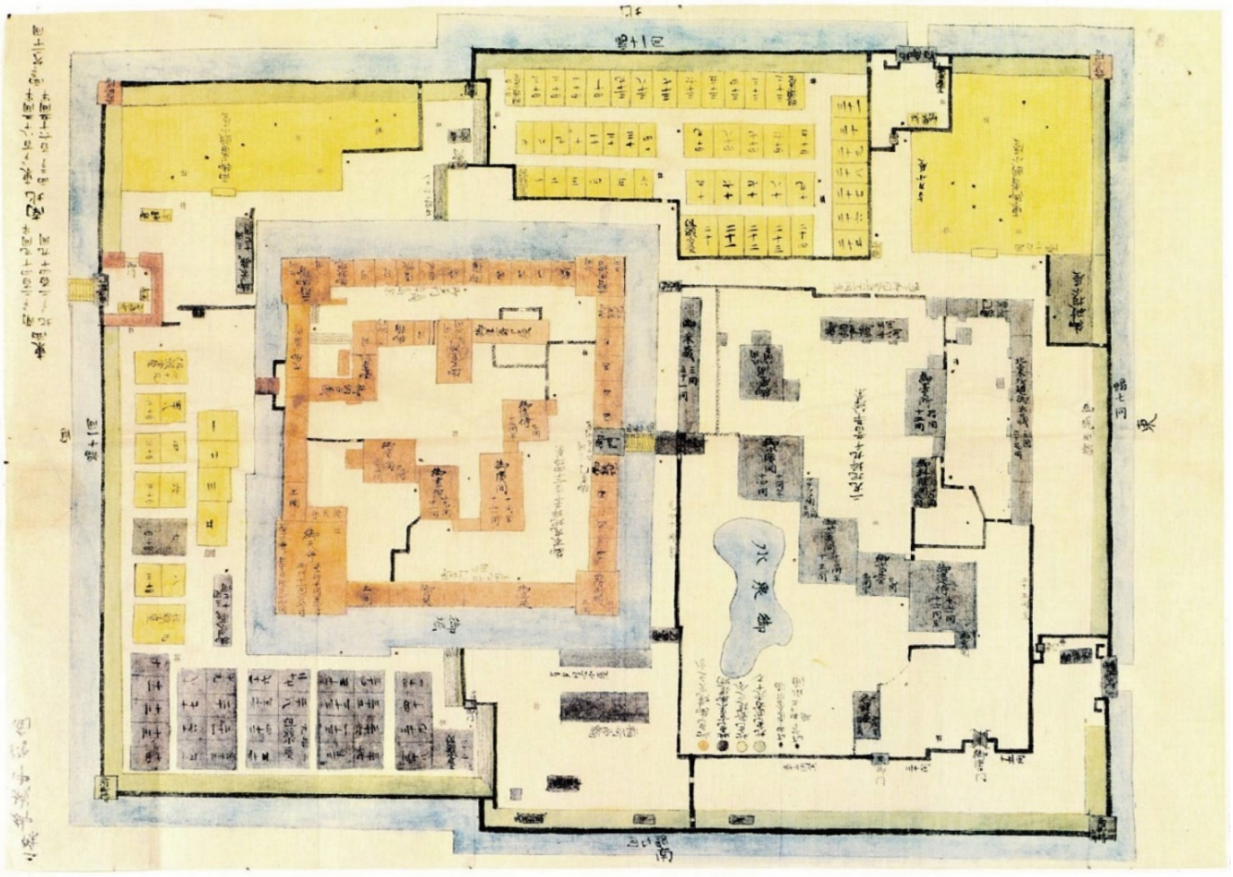

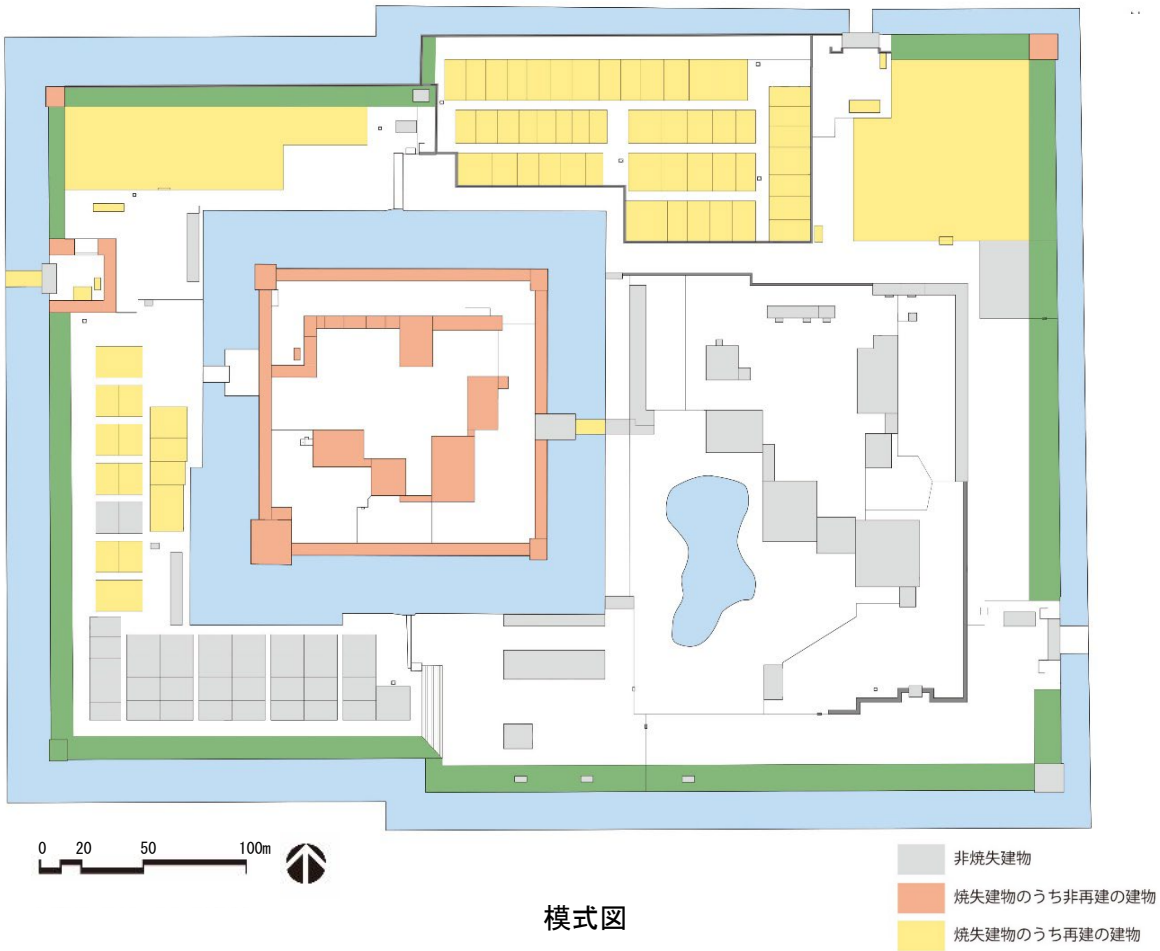

模式図

天明大火の焼失状況と非再建建物・再建建物を示したもの。

7．天明８（1788）年以降「二條城内外之図　二條御城内之図」（宮内庁宮内公文書館所蔵）

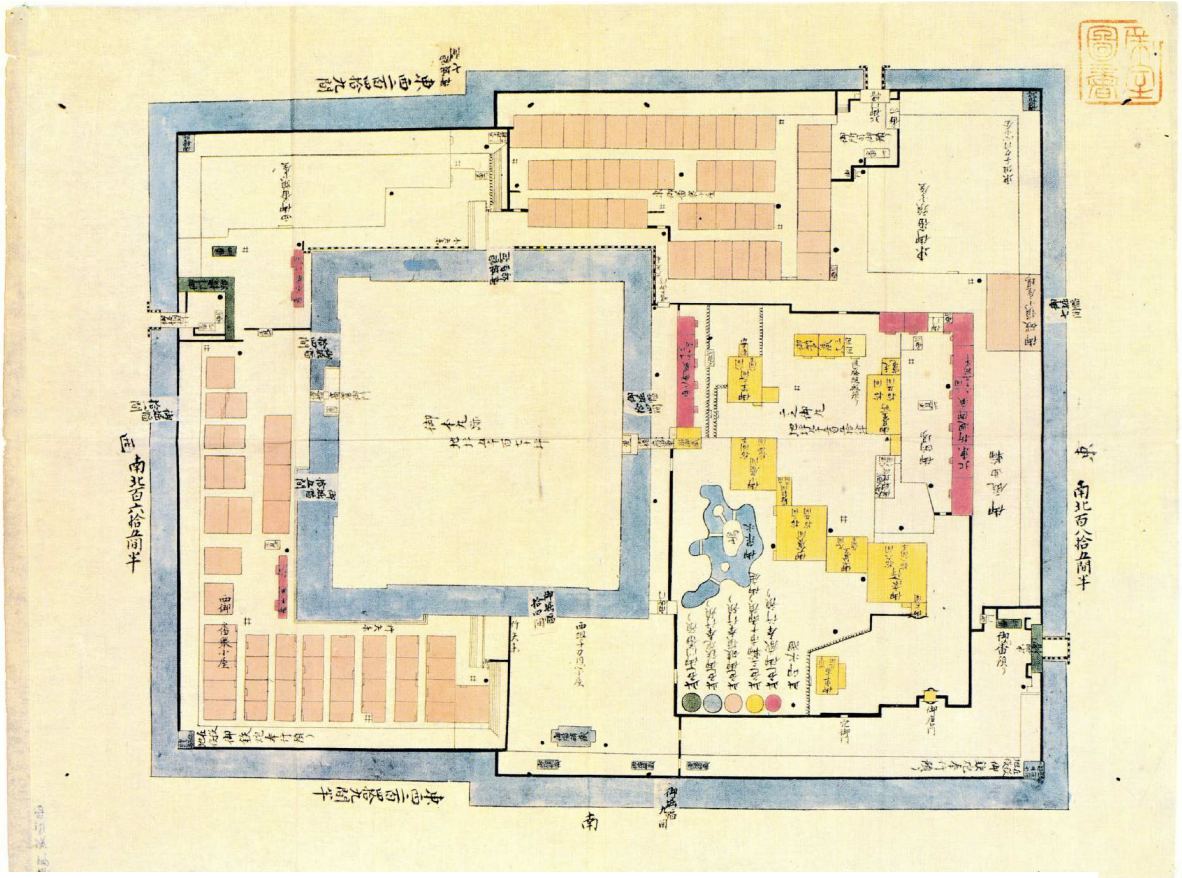

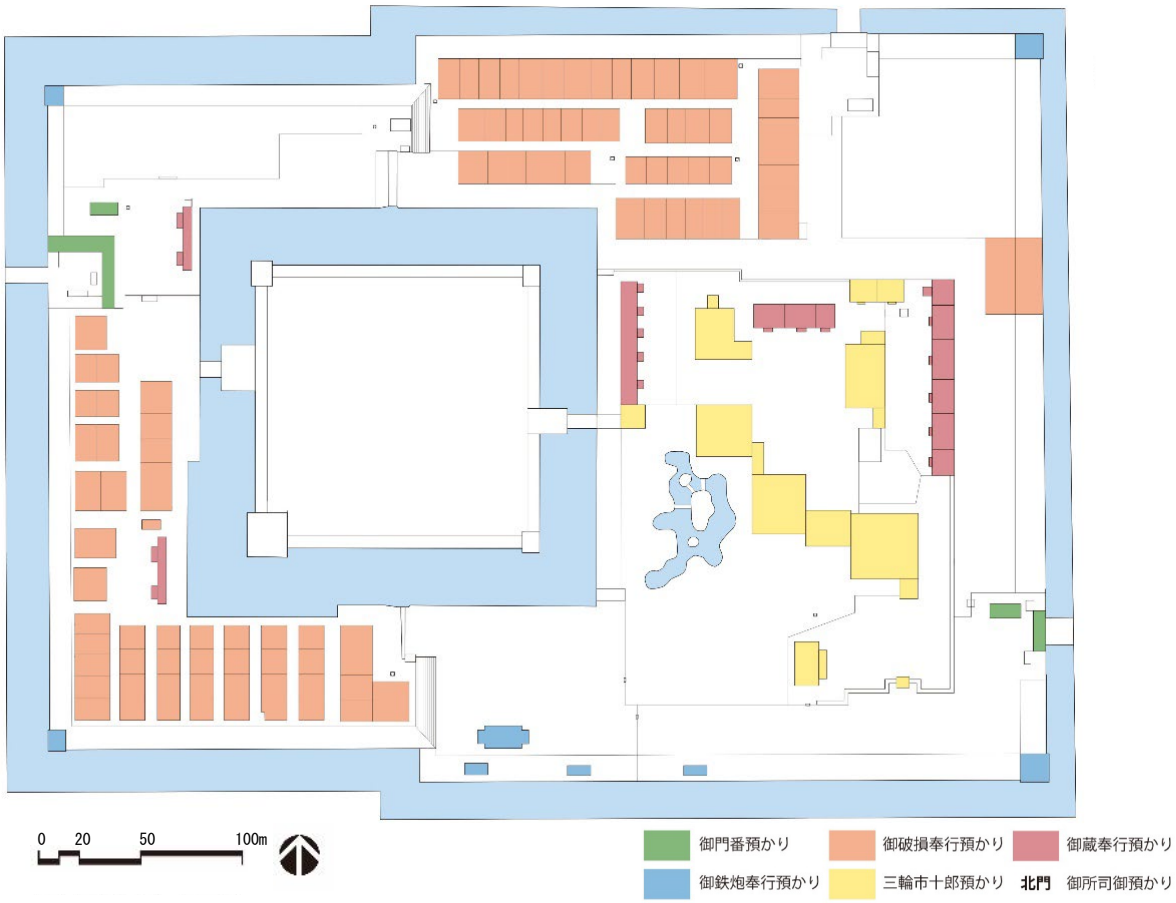

模式図

二条城内建物の管理担当者を示す。

８．天保 14（1843）年「二条御城中惣絵図」（京都府京都学・歴彩館 京の記憶アーカイブより）

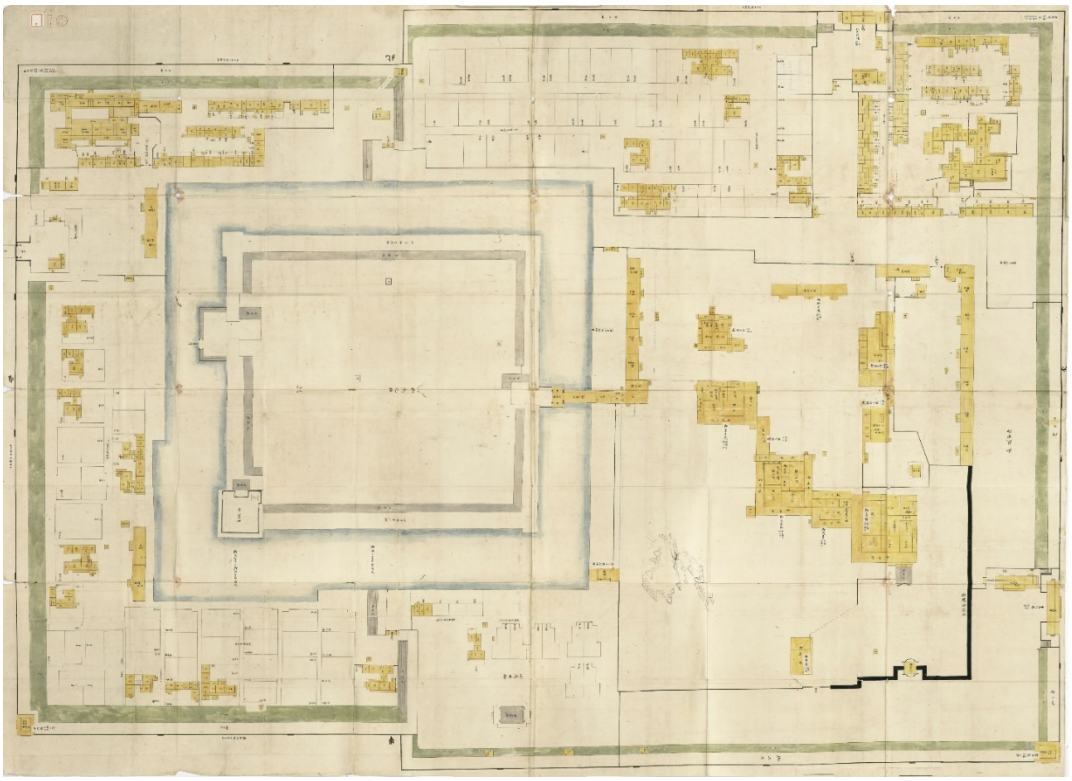

模式図

天保 14 年段階の現況を示すもの。間取りなど詳細に描く。（館古 023，中井家文書，160）

９．文久２（1862）年「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」（元離宮二条城事務所所蔵）

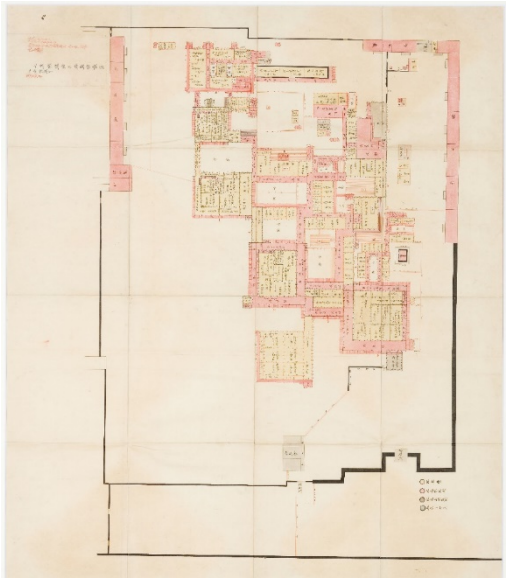

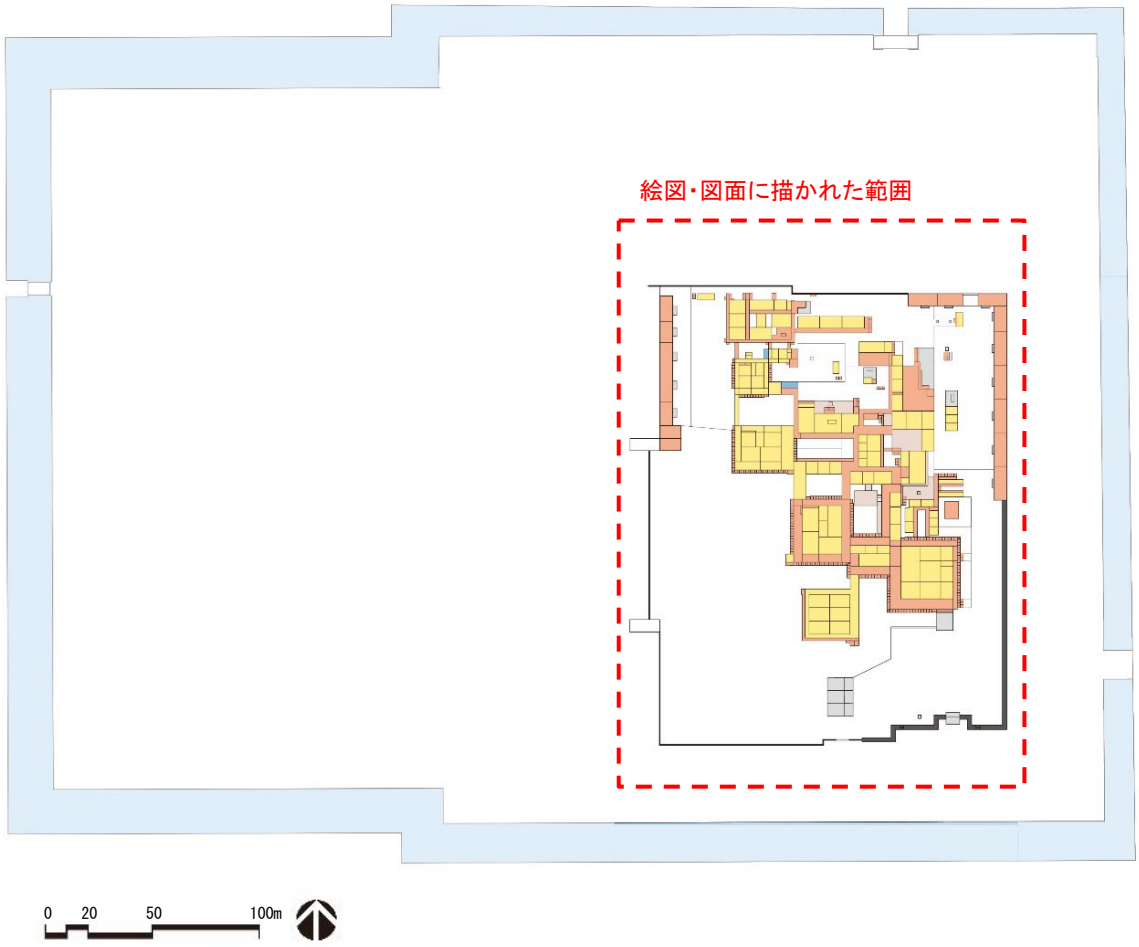

模式図

将軍上洛に際して増築された建物を含め描くも，その区別は示されていない。

10. 明治４～６（1871～1873）年「二条離宮沿革附図所収，二條城府廳建物千二百分一図」（宮内庁宮内公文書館蔵）（38995）

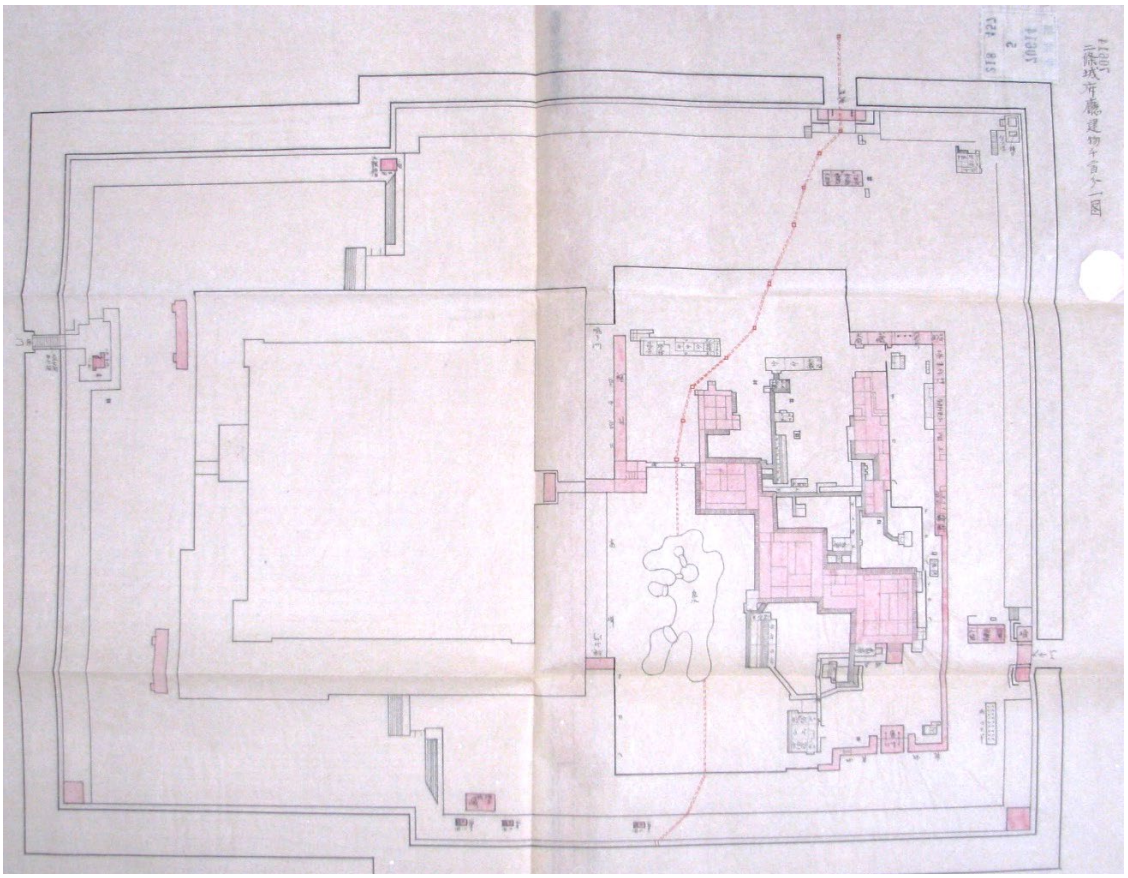

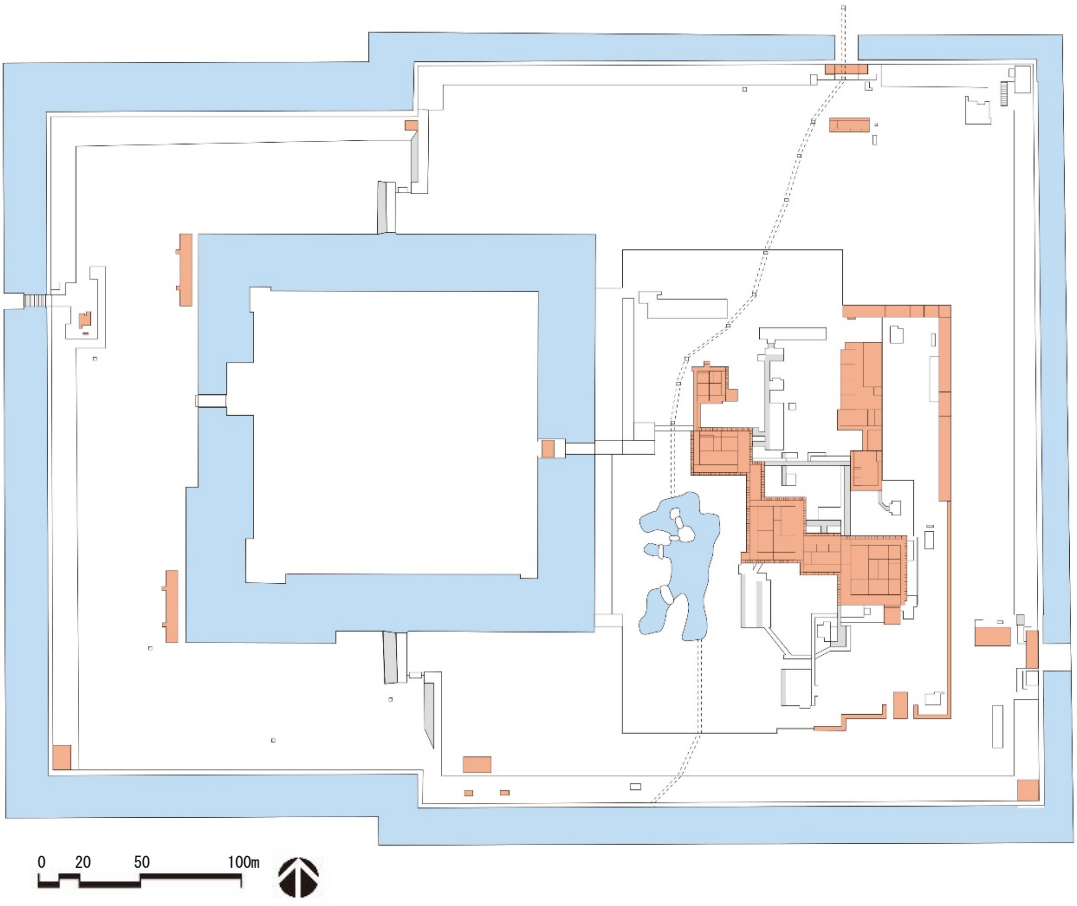

模式図

11. 明治 12（1879）年「明治十四年二條城借受定約并本丸返戻一件所収，明治十二年明細書　別紙図面」（京都府京都学・歴彩館所蔵）

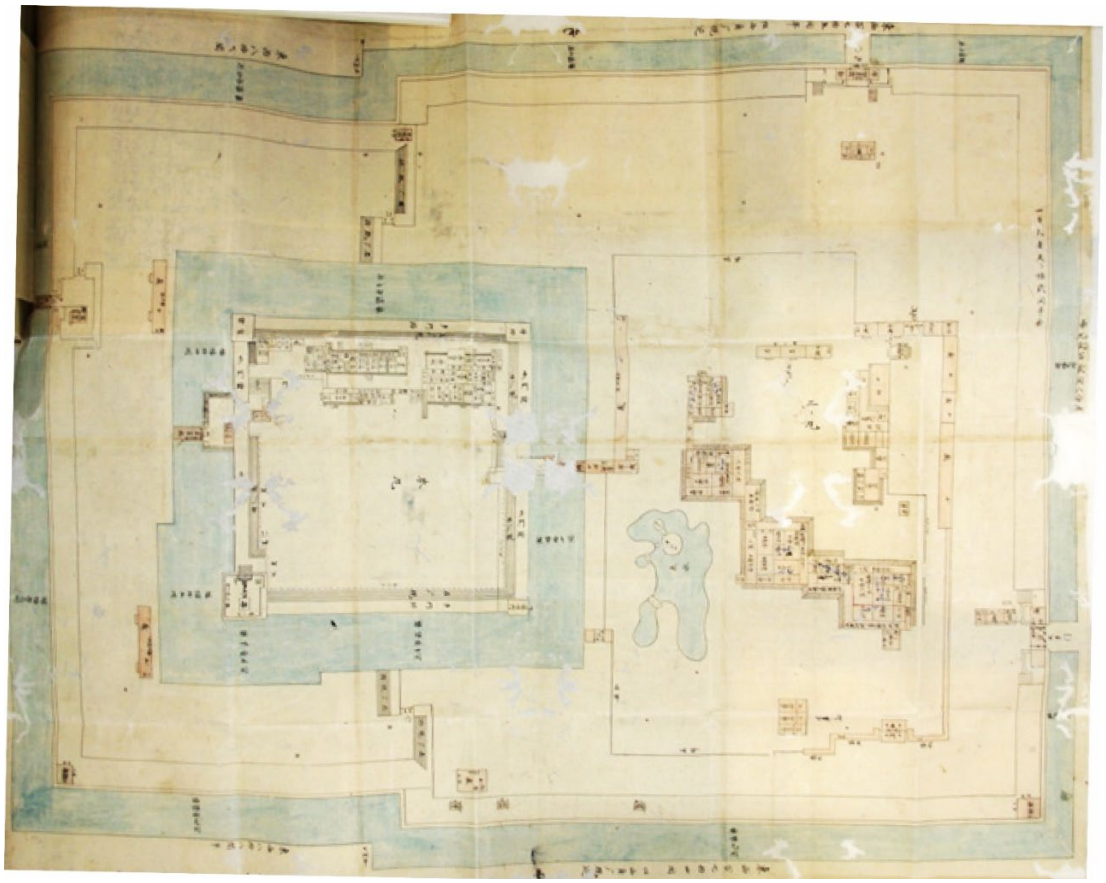

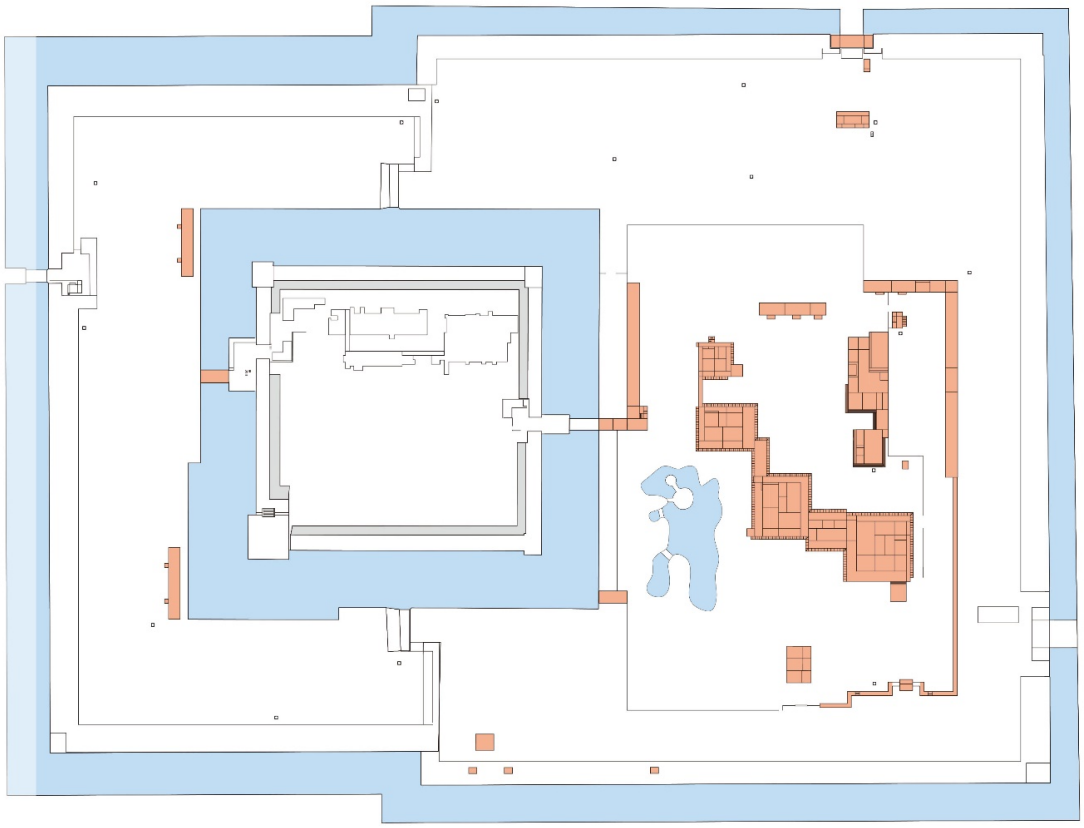

模式図

12. 大正４（1915）年「二条離宮沿革附図所収，二條離宮設備配置圖」（宮内庁宮内公文書館所蔵）（38995）

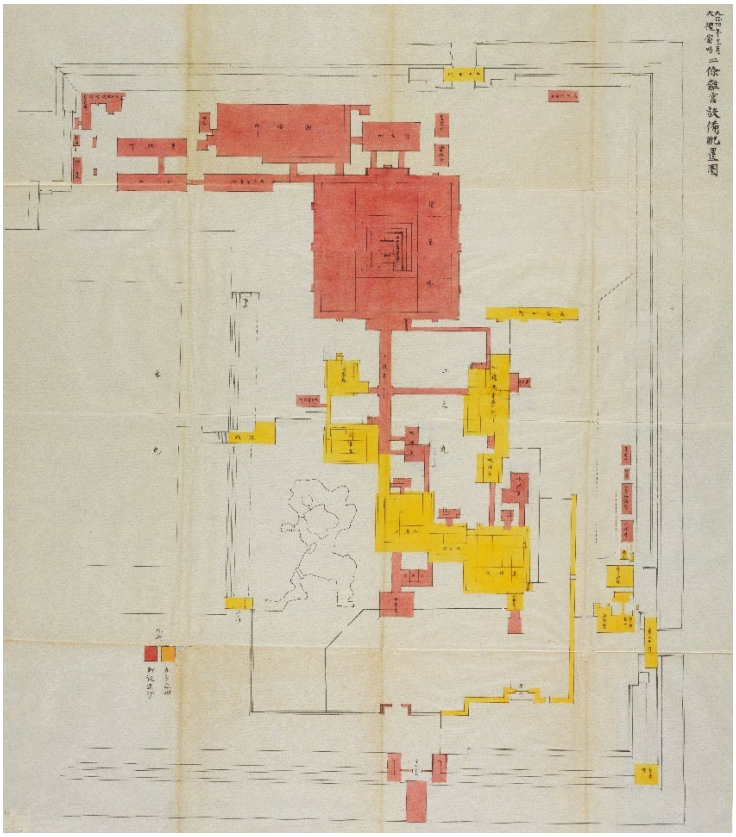

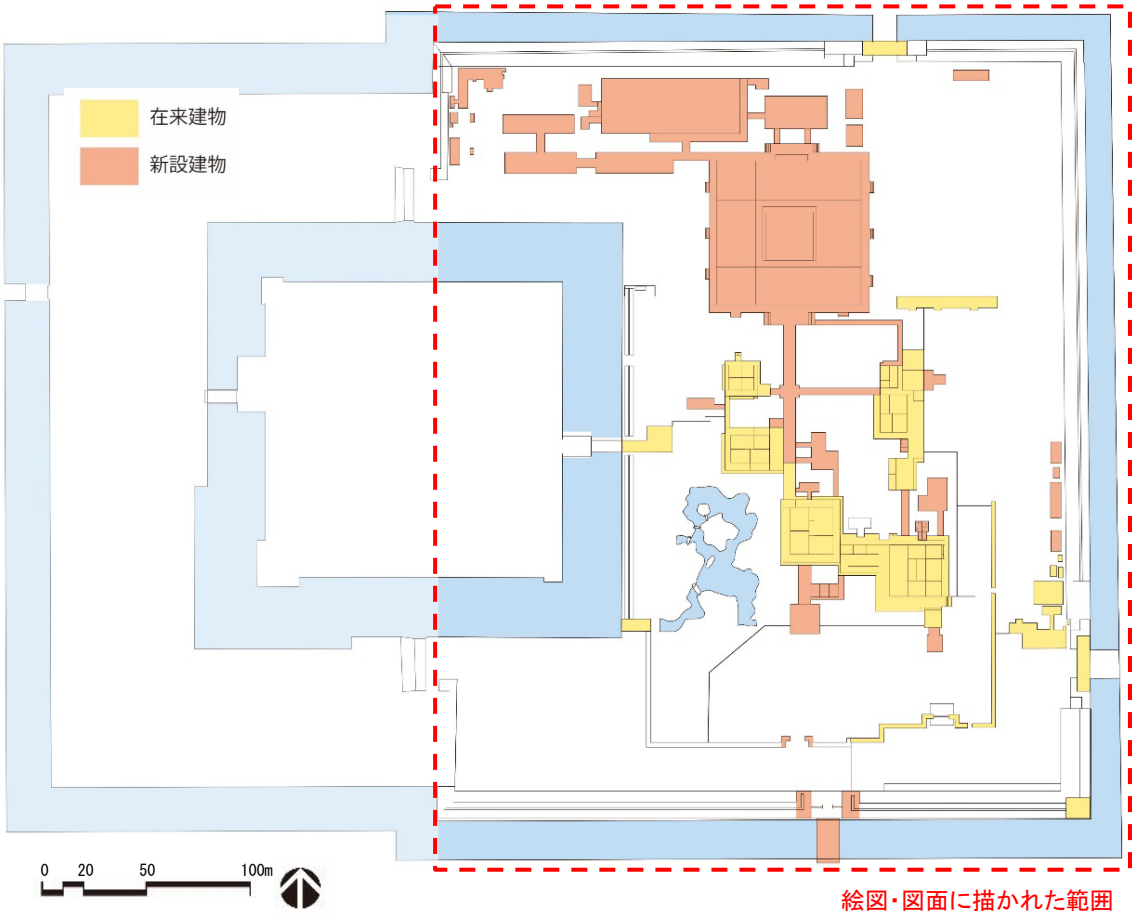

模式図

13. 大正８（1919）年「二条離宮沿革附図所収，二條離宮明治 26 年主要建物配置図　大正８年 11 月調整」（宮内庁宮内公文書館所蔵）（38995）

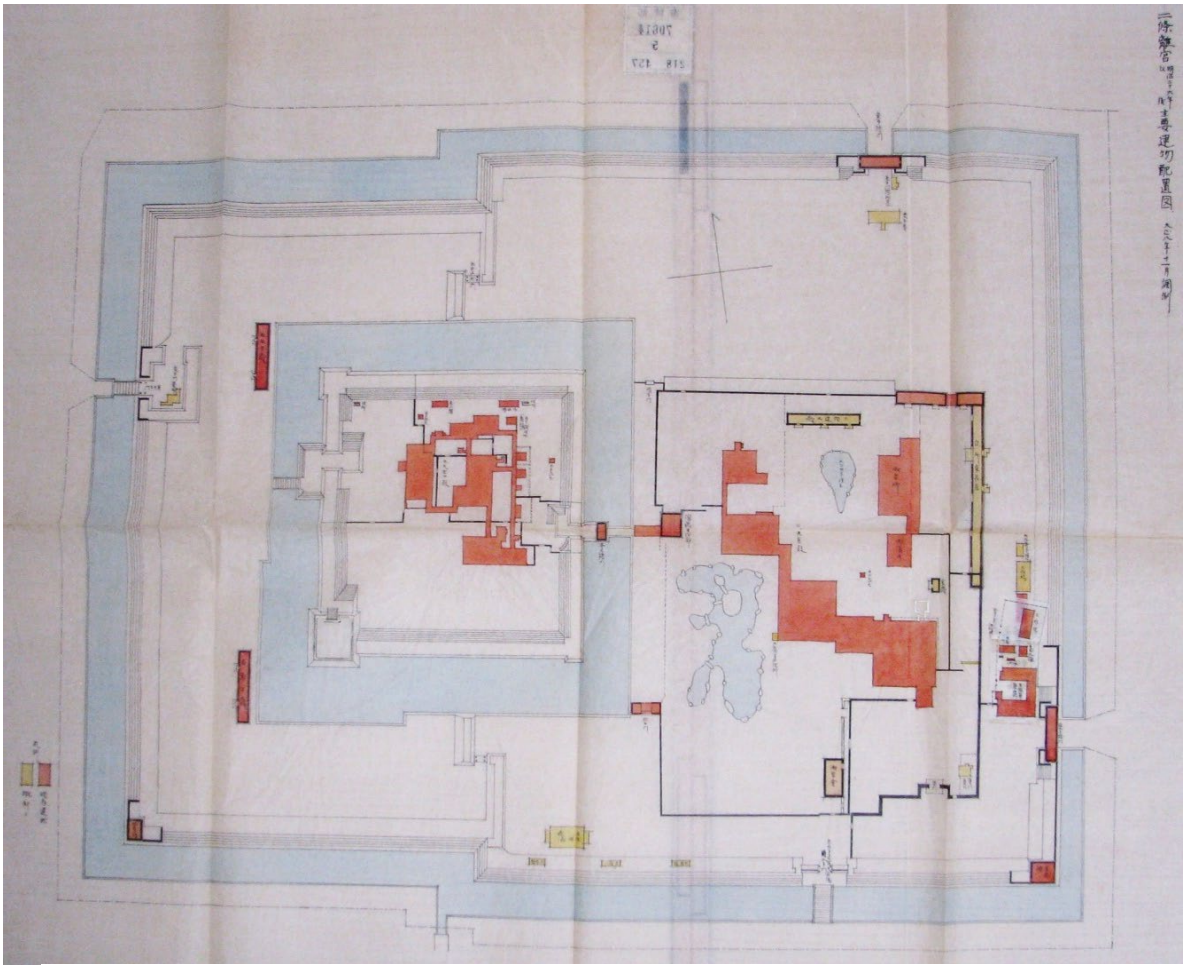

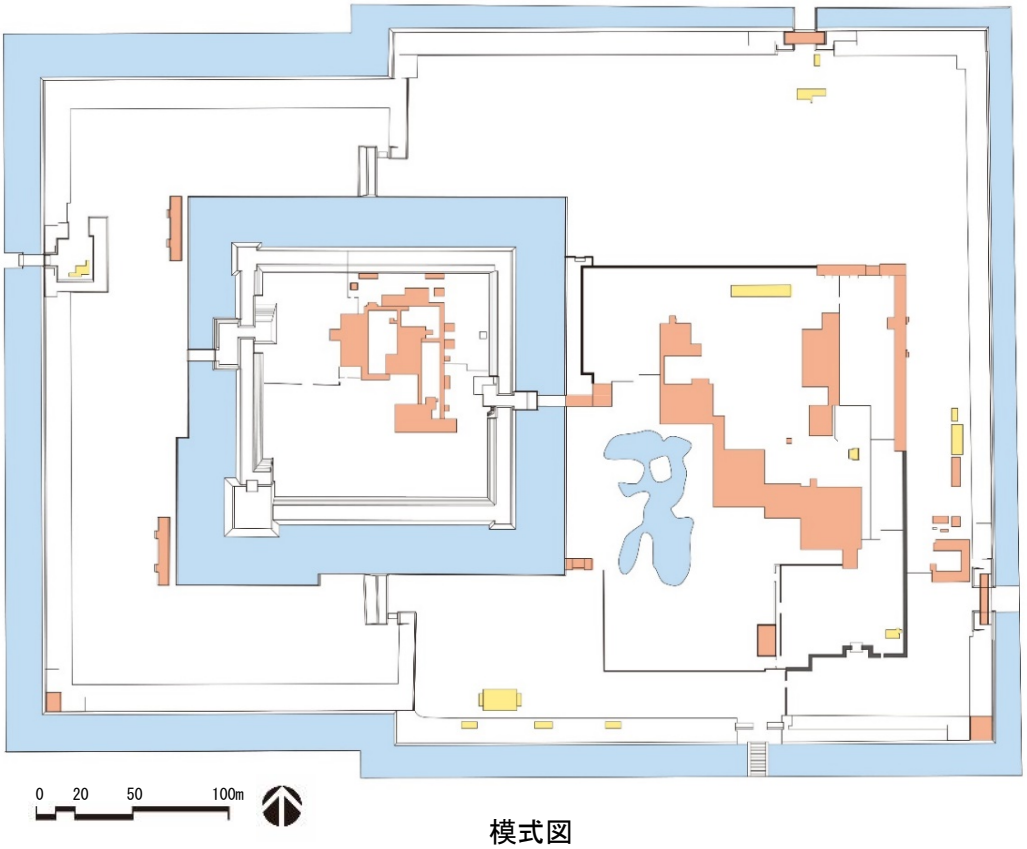

模式図

資料４　写真

分類	写真名称	備考	写真番号
1 国際日本文化研究センターHP 京都名所撮影データベース	京都府（二条城）	明治 13(1880)年	1
2 二条城事務所保管	東大手門　東面（南東より）	昭和 14(1939)年頃	2
	東大手門　西面（南西より）	昭和 14(1939)年頃	3
	東大手門　東面（門廻り）	昭和 14(1939)年頃	4
	東大手門　西面（門廻り）	昭和 14(1939)年頃	5
	東大手門　東面（南東より）	昭和 14(1939)年頃	6
	二条城外（南東より）	昭和 14(1939)年頃	7
	東大手門　東面	昭和 14(1939)年頃	8
	二条城外（南東より）	昭和 14(1939)年頃	9
	東大手門　東面	昭和 14(1939)年頃	10
	東大手門　東面	昭和 14(1939)年頃	11
	東大手門　櫓内部（南武者走から北をのぞむ）	昭和 14(1939)年頃	12
	東塀重門，本丸塀重門腐朽状態　二枚	昭和 24(1949)年	13
	北部外壕渕崩壊状態，本丸櫓門壁震害に依る亀裂状態	昭和 24(1949)年	14
	東南隅櫓中央軒垂下セル状態	昭和 24(1949)年	15
	マッカーサー杯予選	昭和 26(1951)年5月 28 日	16
	東大手門（東側より）無料公開	昭和 31(1956)年2月 12 日	17
	東大手門（東側より）無料公開	昭和 31(1957)年2月 12 日	18
	溜蔵，橋廊下（南西より）	―	19
	溜蔵，橋廊下（南より）	―	20
3 二条離宮御寫眞及御実測図	二條離宮　巽櫓	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	21
	二條離宮　唐門	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	22
	二條離宮　車寄全景	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	23
	二條離宮　車寄	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	24
	二條離宮　遠侍　勅使の間　床	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	25
	二條離宮　遠侍　勅使の間　帳臺	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	26
	二條離宮　遠侍　勅使の間南側	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	27
	二條離宮　遠侍　勅使の間西側	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	28
	二條離宮　遠侍　一の間より勅使の間を見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	29
	二條離宮　遠侍一ノ間（殿上の間）東北部	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	30
	二條離宮　遠侍　一の間東側	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	31
	二條離宮　遠侍二ノ間（虎の間）西北部	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	32
	二條離宮　遠侍　三の間北側	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	33
	二條離宮　遠侍　三の間東側	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	34
	二條離宮　遠侍　北側外観	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	35
	二條離宮　式台の間	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	36
	二條離宮　式臺の間より大廣間を見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	37
	二條離宮　老中の間　廣椽	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	38
	二條離宮　大廣間　上段	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	39
	二條離宮　大廣間　上段　床正面	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	40
	二條離宮　大廣間上段　床脇棚及帳臺	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	41
	二條離宮　大廣間　上段西側壁面	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	42
	二條離宮　大廣間上段より二の間を見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	43
	二條離宮　大廣間　二の間西南隅より三の間を望む	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	44
	二條離宮　大廣間　鷹の間　西南部	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	45
	二條離宮　蘇鐵の間	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	46
	二條離宮　黒書院より大廣間を見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	47
	二條離宮　大廣間　南立面	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	48
	二條離宮　遠侍より大廣間を見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	49
	二條離宮　大廣間前　庭園	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	50

分類	写真名称	備考	写真番号
3 二条離宮御寫眞及御実測図	二條離宮　黒書院　床	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	51
	二條離宮　黒書院　上段より二の間三の間を望む	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	52
	二條離宮　黒書院　三ノ間　西北隅	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	53
	二條離宮　黒書院　三の間より上段を望む	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	54
	二條離宮　黒書院　牡丹の間	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	55
	二條離宮　黒書院　外部	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	56
	二條離宮　大廣間より黒書院を見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	57
	二條離宮　白書院　西立面	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	58
	二條離宮　白書院一ノ間　床脇棚	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	59
	二條離宮　白書院　一ノ間より二ノ間を望む	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	60
	二條離宮　白書院　一ノ間附書院外部	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	61
	二條離宮　白書院　二ノ間より一ノ間を望む	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	62
	二條離宮　白書院　三ノ間西北部	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	63
	二條離宮　大廣間　東北隅より白書院を見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	64
	二條離宮　御苑より御殿を望む	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	65
	二條離宮　第一殿　第二殿　第三殿　外部	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	66
	二條離宮　御苑背部より黒書院(左)大廣間(右)を見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	67
	二條離宮　庭園　南方より見る	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	68
	二條離宮　庭園　瀧口	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	69
	二條離宮　御苑　舊瀧口	昭和6(1931)年～昭和7(1932)年	70
4 二条城 黒書院障壁画と幕末の古写真	二条城二の丸黒書院外観(着色写真)	—	71
	二条城二の丸大広間外観(着色写真)	—	72
	二条城二の丸庭園(着色写真)	幕末時点での庭の状況を記録している	73
	二条城本丸天守台より西橋方向を望む(着色写真)	—	74
	二条城本丸仮御殿(着色写真)	—	75
	二条城本丸仮御殿	大正7年(1918)「徳川慶喜公伝」口絵に掲載された	76
	二条城本丸より二の丸を望む(着色写真)	—	77
	二条城二の丸庭園より溜櫓方向を見る	—	78

１　国際日本文化研究センターHP　京都名所撮影データベース

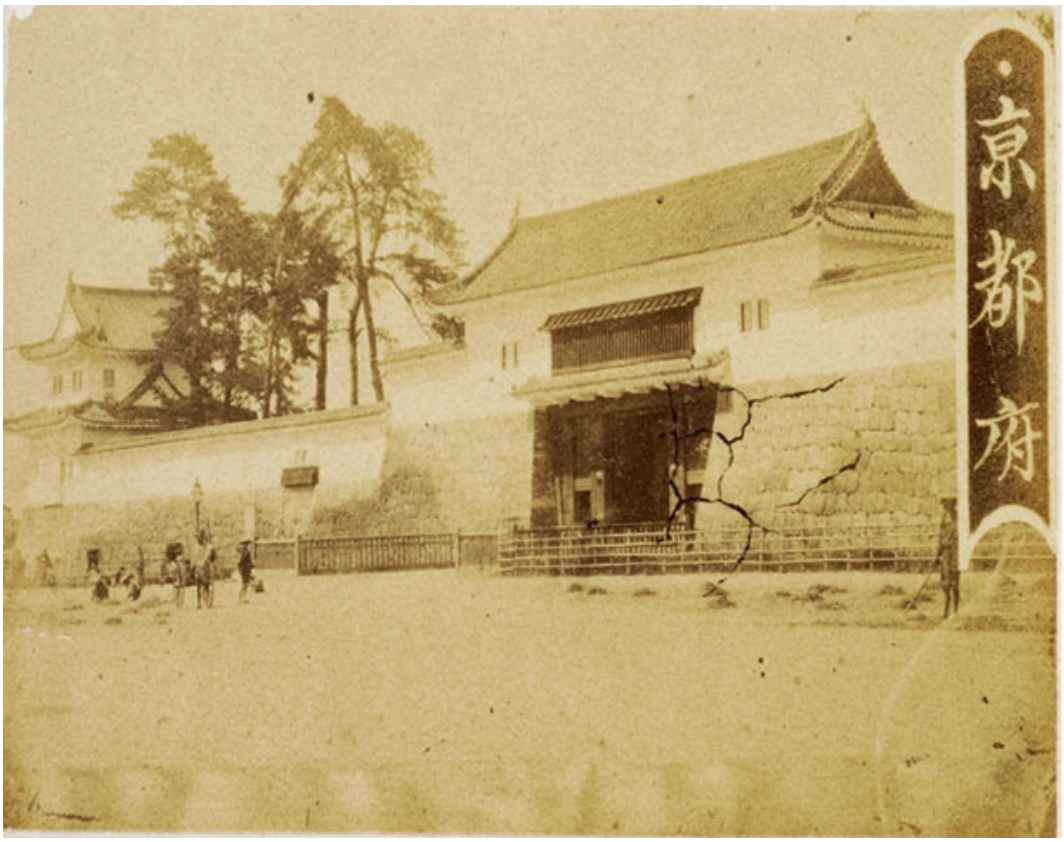

写真１：京都府（二条城）（国際日本文化研究センターHP 京都名所撮影データベースから転載）

２　二条城事務所保管

写真２：東大手門　東面（南東より）

写真３：東大手門　西面（南西より）

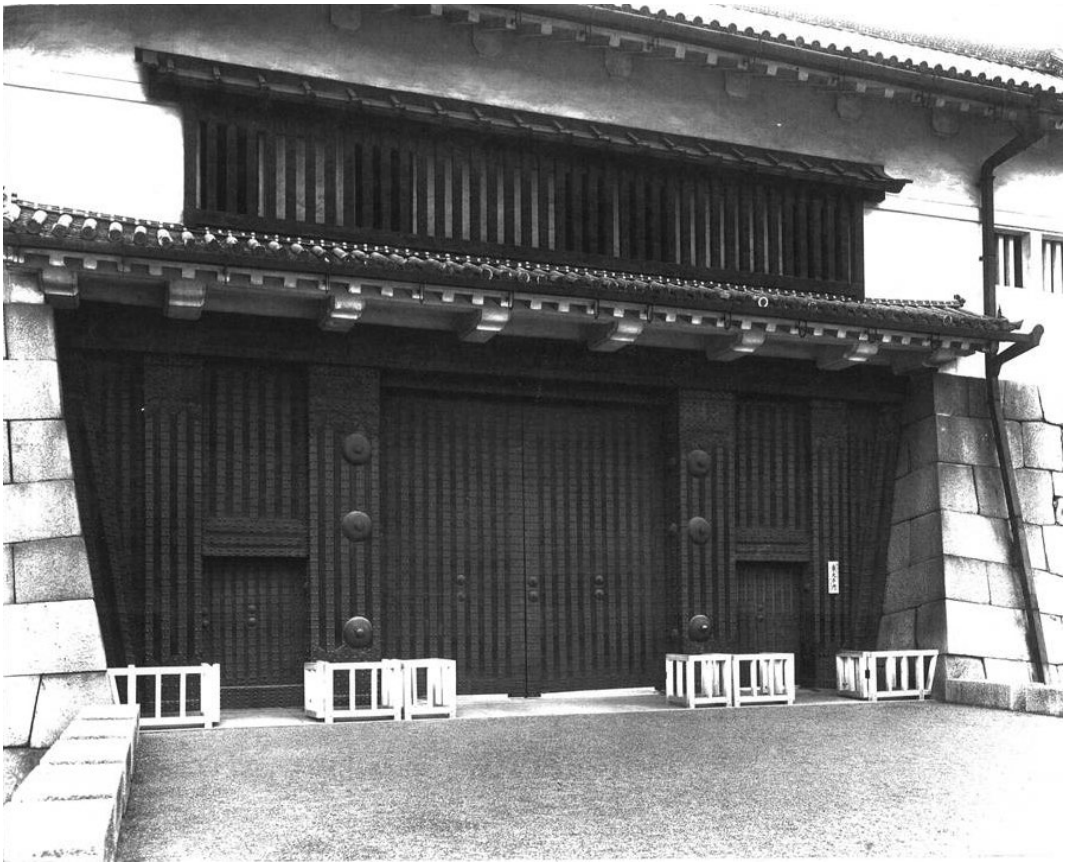

写真４：東大手門　東面（門廻り）

写真５：東大手門　西面（門廻り）

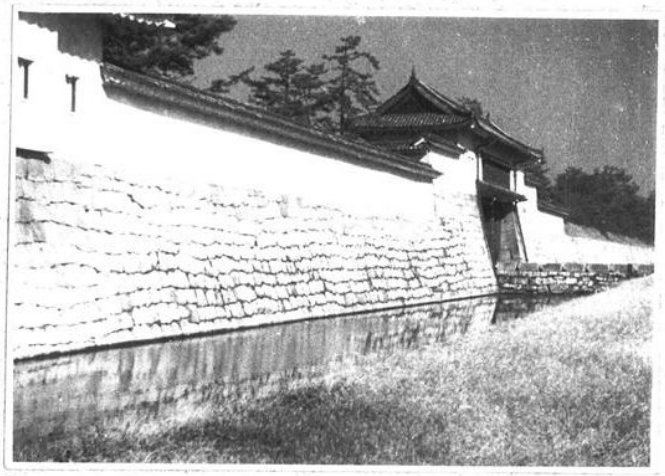

上）写真６：東大手門　東面（南東より）　　下）写真７：二条城外（南東より）

上）写真８：東大手門　東面　　下）写真９：二条城外（南東より）

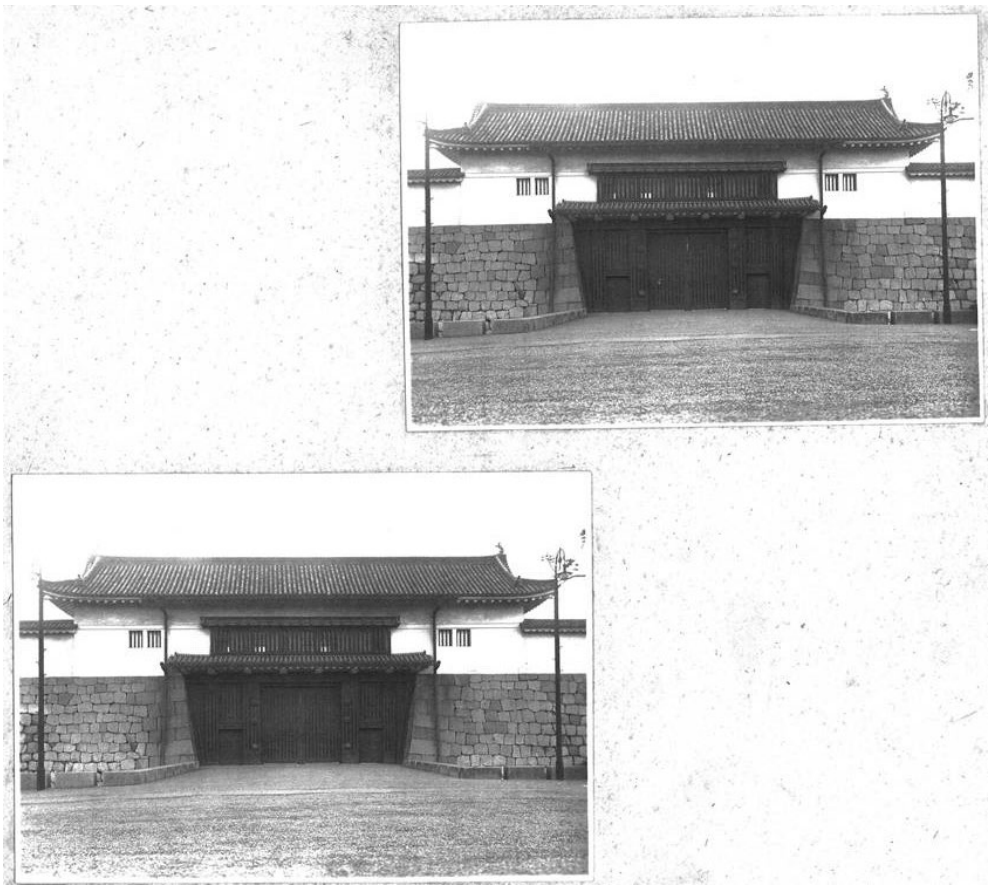

上）写真 10：東大手門　東面　　下）写真 11：東大手門　東面

写真 12：東大手門　櫓内部（南武者走から北をのぞむ）

写真 13：東塀重門，本丸塀重門腐朽状態　二枚

写真 14：北部外壕渕崩壊状態，本丸櫓門壁震害に依る亀裂状態

写真 15：東南隅櫓中央軒垂下セル状態

写真 16：マッカーサー杯予選

写真 17：東大手門（東側より）無料公開

写真 18：東大手門（東側より）無料公開

写真 19：溜蔵，橋廊下（南西より）

写真 20：溜蔵，橋廊下（南より）

３　二条離宮御寫眞及御実測図

写真 21：二條離宮　巽櫓（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 22：二條離宮　唐門（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 23：二條離宮　車寄全景（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 24：二條離宮　車寄（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 25：二條離宮　遠侍　勅使の間　床（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 26：二條離宮　遠侍　勅使の間　帳臺（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 27：二條離宮　遠侍　勅使の間南側（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 28：二條離宮　遠侍　勅使の間西側（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 29：二條離宮　遠侍　一の間より勅使の間を見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 30：二條離宮　遠侍一ノ間（殿上の間）東北部（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 31：二條離宮　遠侍　一の間東側（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 32：二條離宮　遠侍二ノ間（虎の間）西北部（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 33：二條離宮　遠侍　三の間北側（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

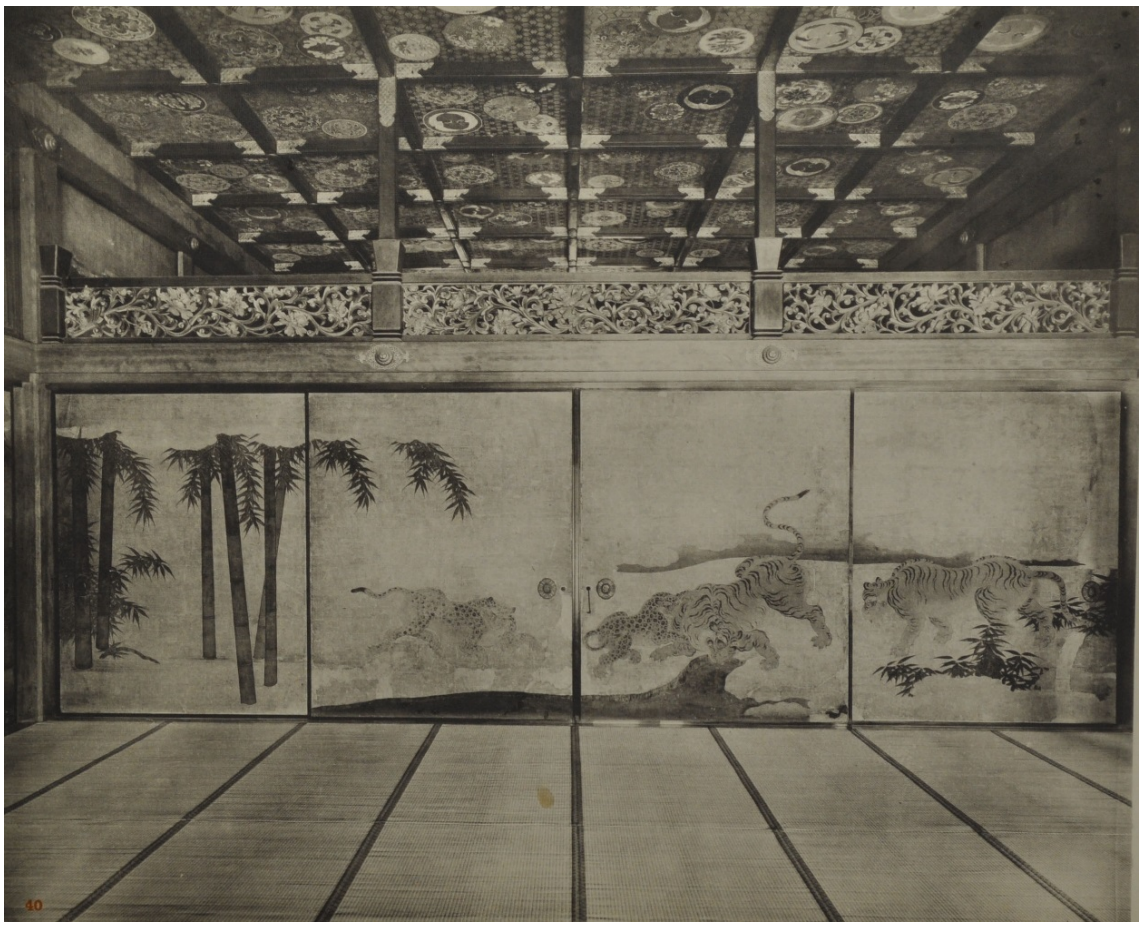

写真 34：二條離宮　遠侍　三の間東側（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 35：二條離宮　遠侍　北側外観（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

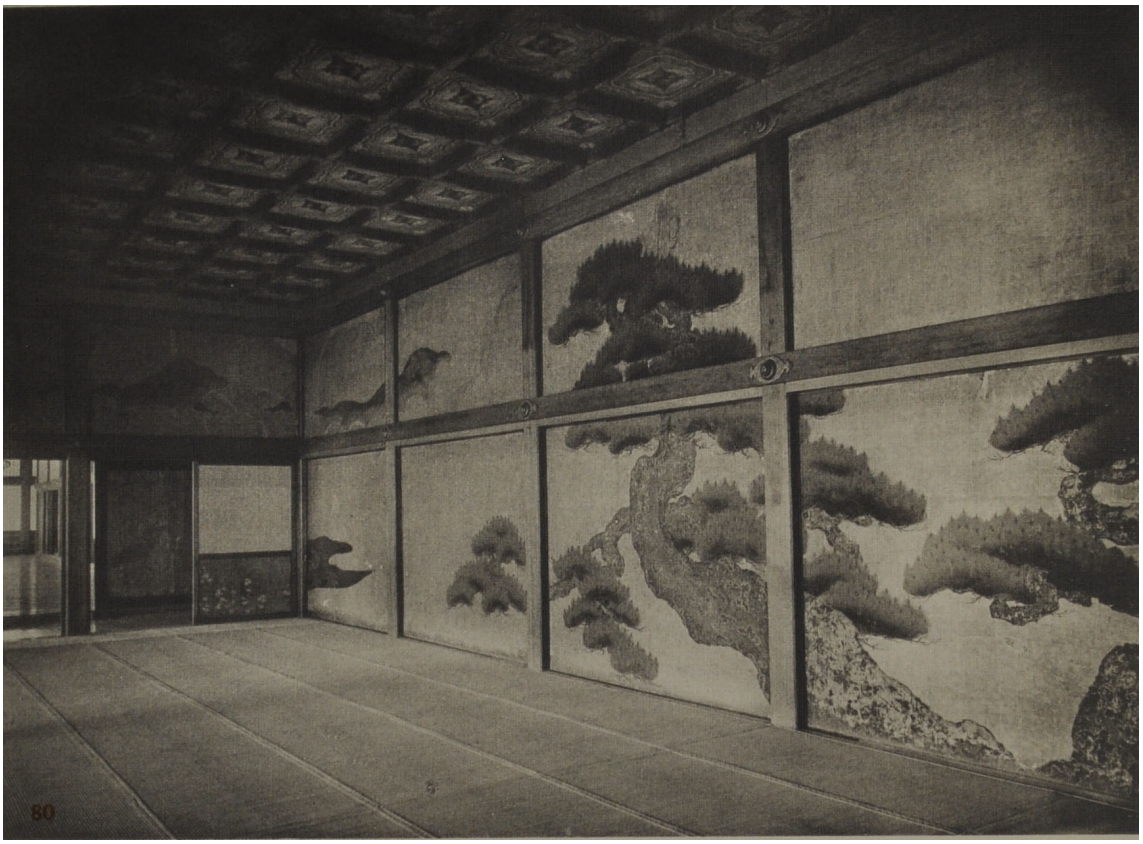

写真 36：二條離宮　式台の間（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

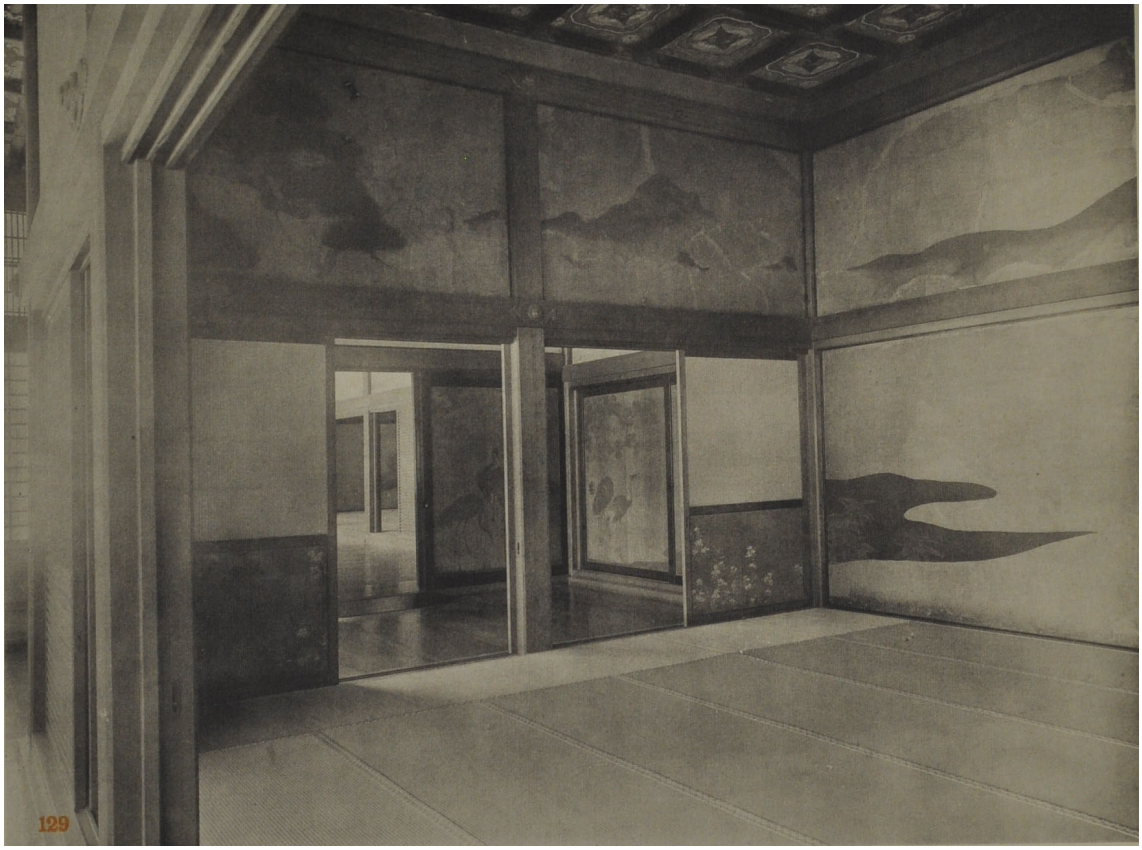

写真 37：二條離宮　式臺の間より大廣間を見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 38：二條離宮　老中の間　廣椽（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 39：二條離宮　大廣間　上段（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 40：二條離宮　大廣間　上段　床正面（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 41：二條離宮　大廣間上段　床脇棚及帳臺（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 42：二條離宮　大廣間　上段西側壁面（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 43：二條離宮　大廣間上段より二の間を見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 44：二條離宮　大廣間　二の間西南隅より三の間を望む（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 45：二條離宮　大廣間　鷹の間　西南部（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 46：二條離宮　蘇鐵の間（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 47：二條離宮　黒書院より大廣間を見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 48：二條離宮　大廣間　南立面（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 49：二條離宮　遠侍より大廣間を見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

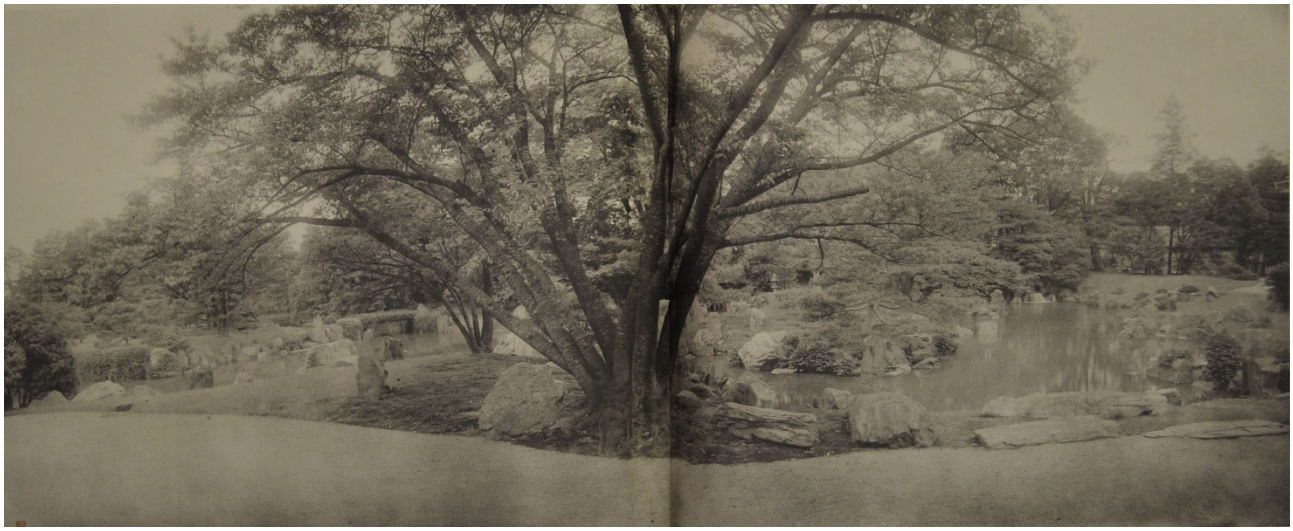

写真 50：二條離宮　大廣間前　庭園（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 51：二條離宮　黒書院　床（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 52：二條離宮　黒書院　上段より二の間三の間を望む（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

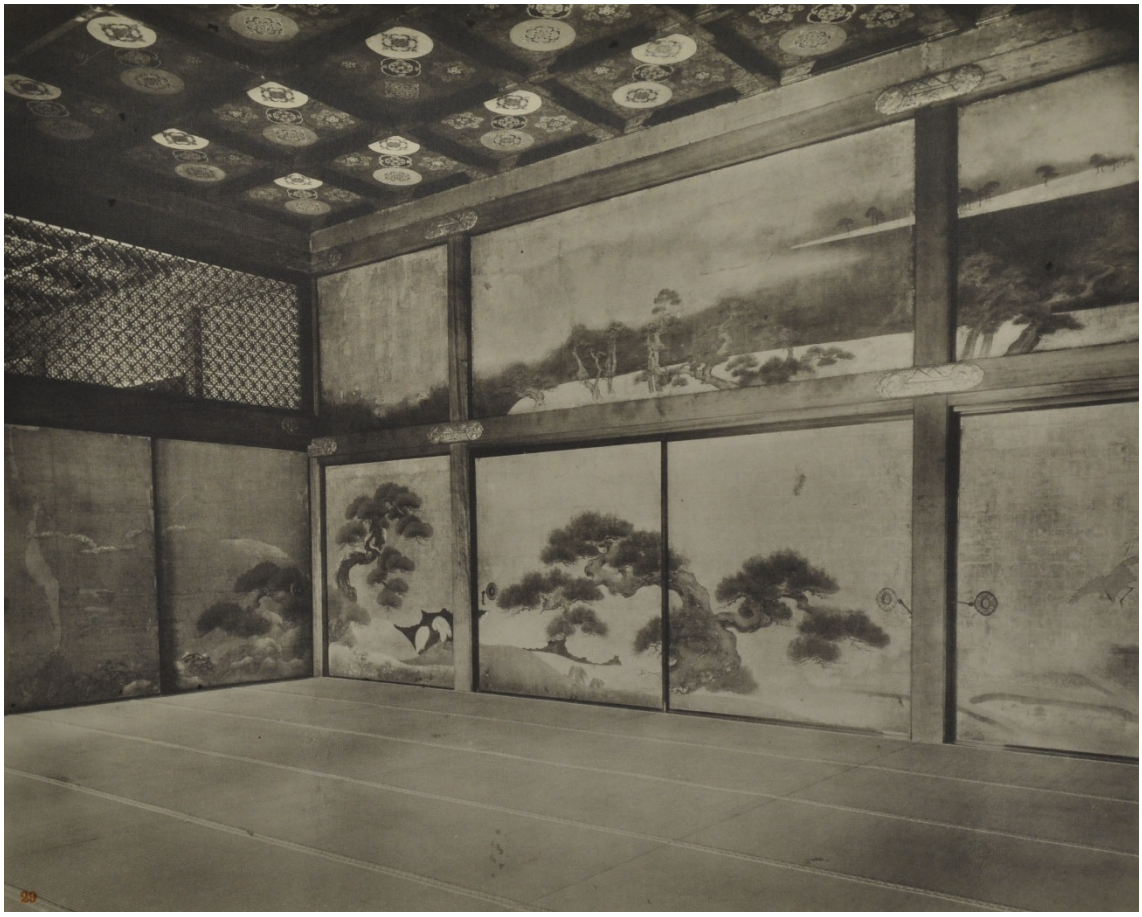

写真 53：二條離宮　黒書院　三ノ間　西北隅（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 54：二條離宮　黒書院　三の間より上段を望む（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 55：二條離宮　黒書院　牡丹の間（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 56：二條離宮　黒書院　外部（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 57：二條離宮　大廣間より黒書院を見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 58：二條離宮　白書院　西立面（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 59：二條離宮　白書院一ノ間　床脇棚（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 60：二條離宮　白書院　一ノ間より二ノ間を望む（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 61：二條離宮　白書院　一ノ間附書院外部（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 62：二條離宮　白書院　二ノ間より一ノ間を望む（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

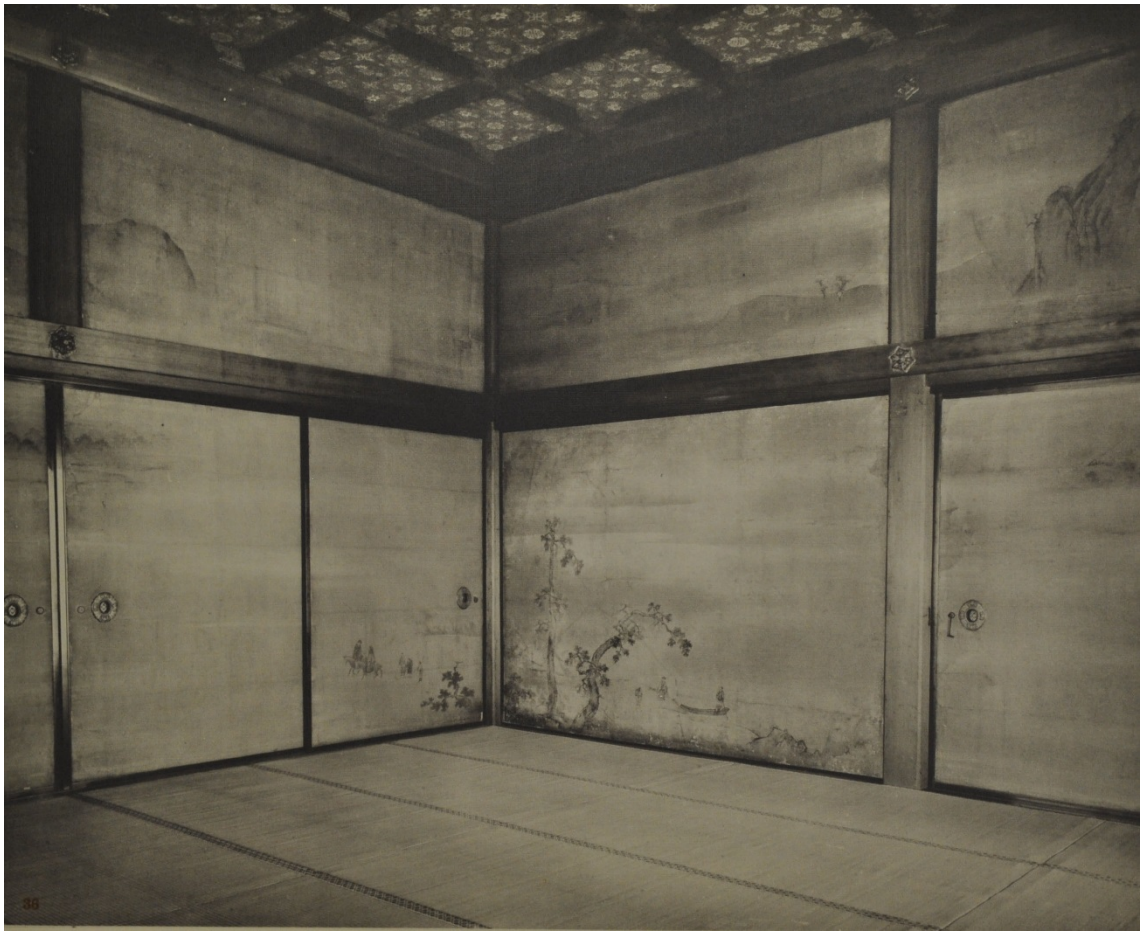

写真 63：二條離宮　白書院　三ノ間西北部（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 64：二條離宮　大廣間　東北隅より白書院を見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 65：二條離宮　御苑より御殿を望む（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 66：二條離宮　第一殿　第二殿　第三殿　外部（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 67：二條離宮　御苑背部より黒書院（左）大廣間（右）を見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 68：二條離宮　庭園　南方より見る（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 69：二條離宮　庭園　瀧口（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

写真 70：二條離宮　御苑　舊瀧口（国立国会図書館ウェブサイトから転載）

4　二条城黒書院障壁画と幕末の古写真

写真 71：二条城二の丸黒書院外観（着色写真）（松戸市戸定歴史館所蔵）

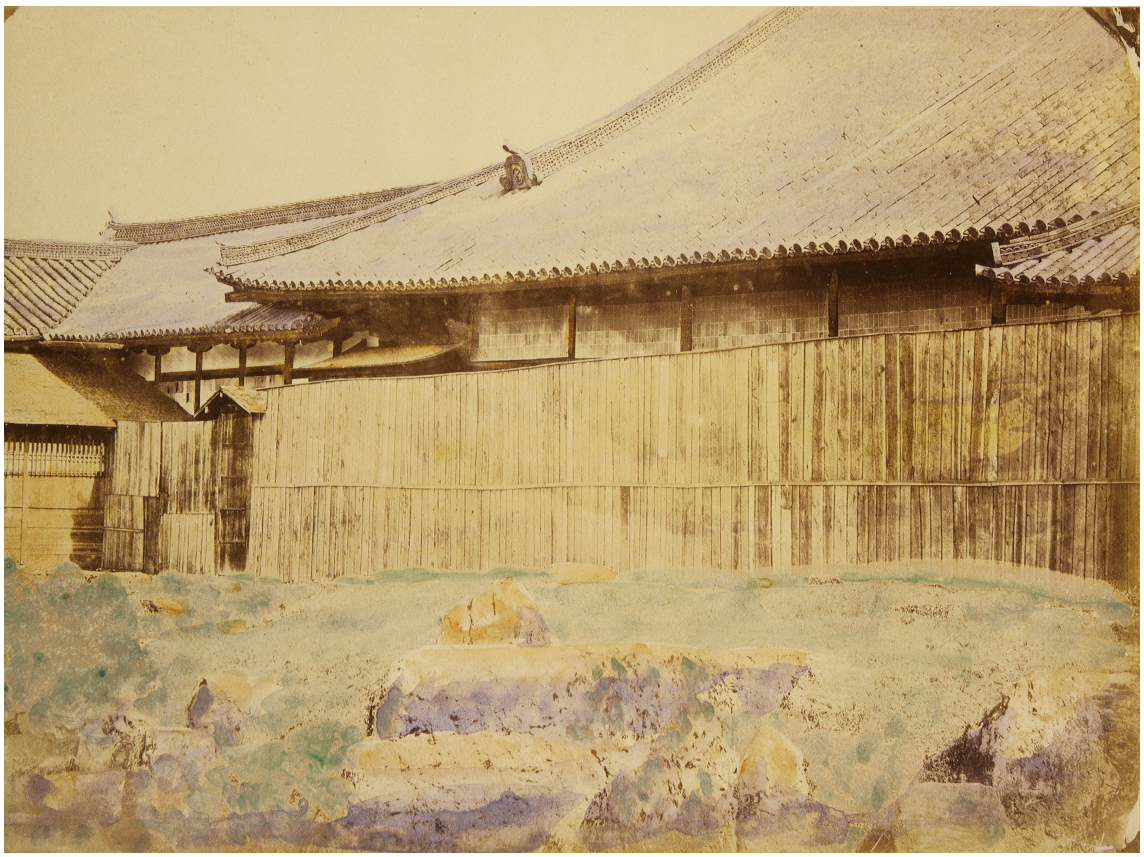

写真 72：二条城二の丸大広間外観（着色写真）（松戸市戸定歴史館所蔵）

写真 73：二条城二の丸庭園（着色写真）（松戸市戸定歴史館所蔵）

写真 74：二条城本丸天守台より西橋方向を望む（着色写真）（松戸市戸定歴史館所蔵）

写真 75：二条城本丸仮御殿（着色写真）（松戸市戸定歴史館所蔵）

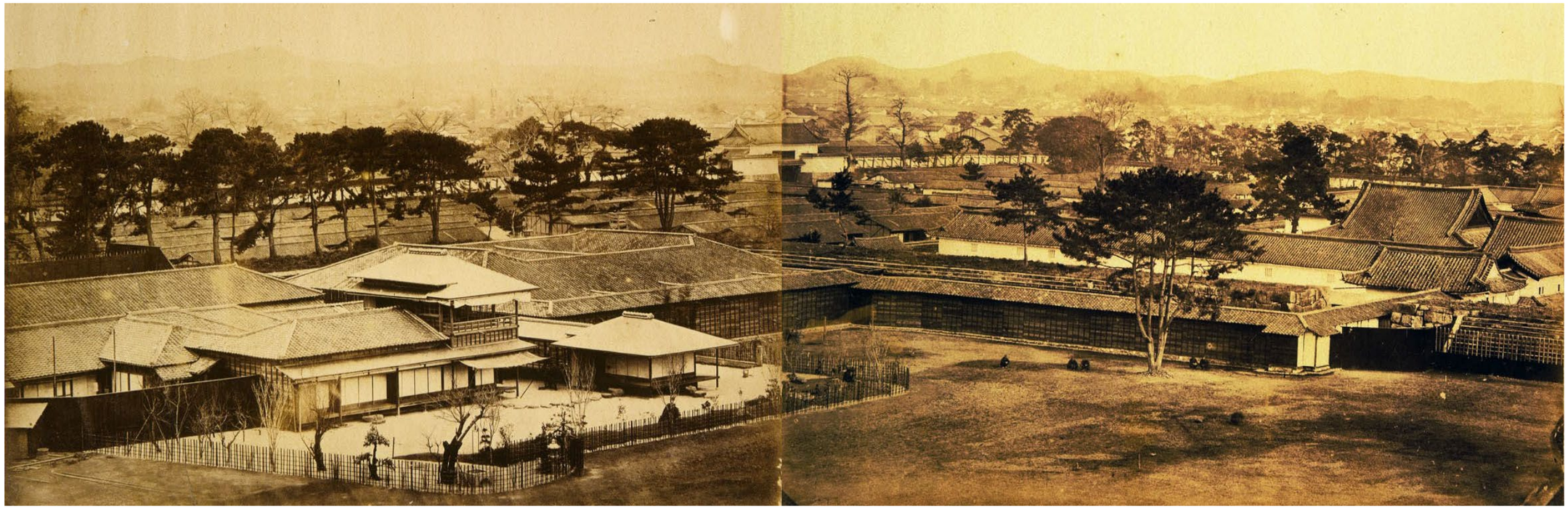

写真 76：二条城本丸仮御殿（松戸市戸定歴史館所蔵）

写真 77：二条城本丸より二の丸を望む（着色写真）（松戸市戸定歴史館所蔵）

写真 78：二条城二の丸庭園より溜櫓方向を見る（松戸市戸定歴史館所蔵）

資料５　絵画

洛中洛外図屏風

京都の全景を一双の屏風に描いた屏風。16 世紀初頭の戦国時代に現れた。現実の都市である京都を題材として，時の権力者の事績や，今と変わらぬ名所の数々，そして町衆の生活のあり様などを細かく描いている。

洛中洛外図（勝興寺本），左隻（江戸前期），勝興寺所蔵

慶長期の京都を描いたとされる。

洛中洛外図屏風，左隻（江戸前期），サントリー美術館所蔵

寛永 3 年（1626）の二条城行幸が描かれる。

資料６　手続き

第１節　法令に基づく手続き

第１項　現状変更

１　現状変更の許可申請

旧二条離宮（二条城）の敷地は，周囲の公道等を含めて史跡指定地であり，建物の建築や改修，工作物の設置，取り壊し，埋設管の更新等の行為をしようとする場合には，文化財保護法第 125 条第１項※1に基づいて現状変更許可申請を行い，文化庁長官の許可を受ける必要がある。ただし，国宝または重要文化財に指定された建造物の現状変更については，通常，同法第 43 条第１項に基づく許可申請をもって足りるものとされている。

日常行われている維持の措置※2と認められている以外の行為については，京都市文化財保護課を通じて，現状変更許可申請の必要性を文化庁文化財第二課に確認しなければならない。過去に同様の現状変更が許可されていたり，経験的に軽微とみなされたりする行為でも，勝手な判断は避ける（「文化庁記念物担当者会議」における指導）。

現状変更行為をするにあたっては，「保存活用計画」に則って計画を立案し，検討の段階でその妥当性や史跡の保護への影響について，京都市文化財保護課を通じて，文化庁文化財第二課に事前協議をする必要がある（「記念物担当者会議」における指導）。現状変更許可申請は，事前協議が済み次第，京都市文化財保護課へ提出することが望ましい。

現状変更申請書の表紙は規定の書式※3を用いるものとし，添付文書等※4は以下のとおりである。提出する申請書は３部（正本１部，副本２部）である。正本は文化庁へ意見書※5と共に進達し，副本は京都府教育庁※6と京都市文化財保護課の控えとなる。

【添付文書等】

No.	添付資料の内容	備考
1	現状変更等の設計仕様書及び設計図	―
2	現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図	実測図と写真には現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない
3	現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真	
4	現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは，その資料	史料，史跡の発掘報告書などが想定される
5	許可申請者が所有者以外の者であるときは，所有者の承諾書	京都市の主催ではなく，事業者が申請をする場合などで想定される
6	許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは，その占有者の承諾書	本史跡では該当しない
7	管理団体がある場合において，許可申請者が管理団体以外の者であるときは，管理団体の意見書	京都市文化財保護課において作成し，申請書に添付する
8	管理責任者がある場合において，許可申請者が管理責任者以外の者であるときは，管理責任者の意見書	本史跡では該当しない

2　文化庁長官より委任されている事務項目

現状変更許可の権限は文化庁長官にあるが，その事務の全部又は一部は，法令に基づいて京都市文化市民局文化財保護課が行うことができる※7。それら事務のうち本史跡で想定される項目は，以下のとおりである。

一　次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては，史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令	
イ	小規模建築物（階数が二以下で，かつ，地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて，建築面積（増築又は改築にあつては，増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築，増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築，増築又は改築（増築又は改築にあつては，建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて，指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては，設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削，盛土，切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱，電線，ガス管，水管，下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については，危険防止のため必要な伐採に限る。）

（チ～ヲは省略）

3　事前協議から許可通知までの流れ

現状変更許可申請の手続きは，京都市文化財保護課で受け付け文化庁文化財第二課に進達する場合と※8，京都文化財保護課で受け付け許可をする場合の２通りとなる。一連の手続きを図にすれば，以下の通りである。現状変更許可に伴う文化庁の文化財審議会は，８月を除く毎月第３金曜日を目途に実施されている。日程は変更される場合があるので申請の度に確認する必要がある。

現状変更の許可書は，許可後しばらくして郵送されるが，許可の確認が取れ次第，現状変更を着手することができる。施工に当たっては許可書に記された許可条件に則ることが求められる。現状変更の終了後は，速やかにその結果を示す写真・見取り図を添えて終了届を提出しなければならない※9。

また，史跡の現状変更許可後に期間延長を行う場合は，期間変更届，許可後に計画内容を変更する場合は計画変更届を提出しなければならない※10。

■国許可

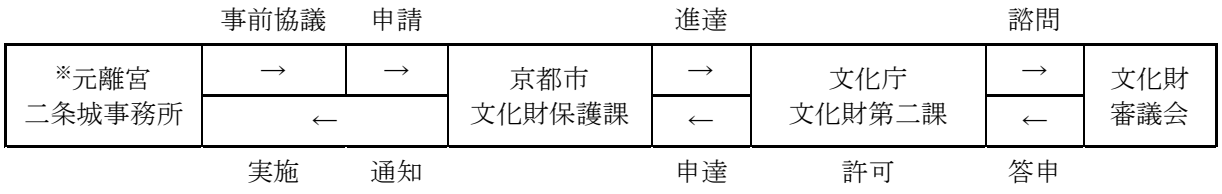

■市許可

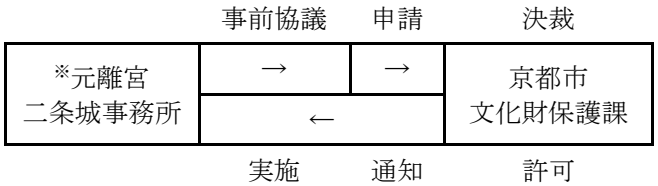

※当事者が元離宮二条城事務所でない場合，「元離宮二条城事務所」を当事者と読みかえる。当事者は提出前に，内容について元離宮二条城事務所と協議した上で，同意書の発行を受け，上記提出物内訳に記載の書類に添付すること。

※１：文化財保護法

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し，又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは，文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし，現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合，保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は，この限りでない。

※２：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（維持の措置の範囲）

第四条　法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は，次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　史跡，名勝又は天然記念物がき損し，又は衰亡している場合において，その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡，名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては，当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二　史跡，名勝又は天然記念物がき損し，又は衰亡している場合において，当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三　史跡，名勝又は天然記念物の一部がき損し，又は衰亡し，かつ，当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において，当該部分を除去するとき。

※３：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（許可の申請）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は，次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には，当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。），名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡，名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六　管理団体がある場合は，その名称及び事務所の所在地

七　管理責任者がある場合は，その氏名及び住所

八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九　史跡，名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十　現状変更等の内容及び実施の方法

十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡，名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三　現状変更等に係る地域の地番

十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五　その他参考となるべき事項

２　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には，前項各号に掲げる事項の外，左に掲げる事項を記載するものとする。

一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二　出土品の処置に関する希望

※４：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則　第二条

※５：文化財保護法第百八十八条第二項

※６：平成２６年１０月２８日付け２６庁財第３２１号文化庁次長通知において，都道府県と指定都市の間で情報共有に努めることが望ましいとされていることに基づき，申請書及び意見書の写しを京都府教育委員会教育長へ送付している。

※７：文化財保護法施行令第５条第４項

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は，都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合，同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては，当該市の教育委員会）が行うこととする。

市長と教育委員会との間の事務処理についての覚書（昭和 33 年 4 月 1 日）

市長と教育委員会との間の事務処理について

1　市民の文化，体育に関する行政をより一層効率的に運営するため，市長と教育委員会との間の協議に基づき，次のように覚書を交換する。

2　教育委員会は，左の事項を市長の事務部局の職員に補助執行させるものとする。
(1)　市民の文化芸能に関すること
(2)　市民のレクリエイションに関すること
(3)　市民のスポーツに関すること
(4)　市民体育及び体育施設に関すること
(5)　体育団体との連絡に関すること

3　前項については，教育委員会は，当該補助執行させる職員に代決権を附与するものとする。但し，重要，異例に属するものを除く。

4　第 1 項の趣旨にかんがみ事務の運営については双方協力を密にして行うものとする。

※８：文化財保護法の第百八十八条では，「書類等の経由」について「１　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は，都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては，当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。」としている。

※９：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則　第三条

※10：平成 23 年４月１日付け 23 財記念第５号による文化庁文化財部記念物課長通知「記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更について（通知）」

第２項　毀損・復旧・終了届

史跡の構成要素等が毀損した場合は，その事実を知った日から 10 日以内に，規定の書式に基づいて※11 文化庁長官へ届け出なければならない※12。届け出に際しては，あらかじめ京都市文化財保護課を通して文化庁文化財第二課に事前説明を行うことが望ましい。また，史跡を復旧しようとする時は，現状変更の許可を受けなければならない場合などを除いて※13，規定の書式に基づき※14 着工日の 30 日前までに届ける必要がある※15。届け出に係る復旧が終了すれば，写真及び図面を沿えて終了届を提出すること※16。

	事前説明	届出		進達	
元離宮 二条城事務所	→	→	京都市 文化財保護課	→	文化庁 文化財第二課

※11：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第六条
※12：文化財保護法百二十条で準用する同三十三条
※13：毀損前の状態に復する以上の行為は，許可申請が必要となる。
※14：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第一条
※15：文化財保護法百二十七条第一項
※16：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第三条

第２節　ＭＩＣＥ事業に係る手続

別に定めるＭＩＣＥ事業ガイドラインに従う。

令和２年３月 31 日

史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画

発行　京都市　文化市民局　元離宮二条城事務所
〒604-8301　京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541 番地
℡（075）841-0096

編集・執筆　京都市　文化市民局　元離宮二条城事務所
京都市　文化市民局　文化芸術都市推進室文化財保護課
株式会社　プレック研究所

印刷　株式会社　サンワ